

欧州主要国における 知的財産訴訟に 関する調査

対象法域：ベルギー、イングランド
およびウェールズ、フランス、ドイツ、
オランダ、イタリア、スペイン

統一特許裁判所の概要について

2022年10月

本レポートは、特許庁委託事業により、Bird & Bird が英語にて作成した原文について、JETRO が日本語訳を作成したものです。

この日本語訳は細心の注意を払って作成しておりますが、万一、原文とこの日本語訳の内容とが齟齬する事態が生じた場合は、原文の内容が優先されます。

本レポートを通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。

また、本レポートの内容を利用するにあたっては、本レポートの末尾に記載された免責事項についてもご参照いただくようお願いいたします。



目次

概要	4
第1章：調査法域の概要	5
1.1 審判の基本段階、公判期日および平均的時間枠を含む代表的な公判の一般的実施	6
1.2 中央集権裁判所の管轄権	26
1.3 専門裁判所の管轄権	30
第2章：裁判所の特徴	35
2.1 裁判所における各知的財産権の争点と行使方法	35
2.2 裁判官およびその経歴	48
2.3 侵害の証拠を得るための発見、「押収」その他の手続	51
2.4 有効性の審理と侵害の審理との関係性	61
2.5 救済措置および執行の手段	64
2.6 国内裁判所における EPO/EUIPO の異議申立て手続の効果	77
第3章：欧州各国での影響	81
3.1 国境を越えた問題	81
3.2 国外の審理を経て得た証拠の使用	90
3.3 国外判決の影響および可用性	95
第4章：費用の比較	98
4.1 費用の裁定および弁護士費用の償還	98
第5章：訴訟の提起場所	104
5.1 訴訟を開始する国	104
5.3 多様な裁判所の利点および欠点、その国内訴訟規則	110
5.4 裁判所の経験および審理の速度	115
第6章：単一特許パッケージ	117
6.1 単一効特許と統一特許裁判所の概要	117
6.2 集中化と専門化	119
6.3 手続の実施	120
6.4 措置と救済の種類	121
6.5 有効性の問題と侵害の問題との関係	121
6.6 UPC と各国裁判所の主な特徴の比較	122

第7章：架空の事例	123
バード&バードについて	138
執筆者について	139

概要

本報告書は、知的財産権の所有者が複数の欧州法域でその権利を侵害された（または侵害の可能性に直面した）際に、または想定被告が複数の欧州法域で知的財産権の有効性を争うことを望んだ際に検討すべき最も重要な主題に焦点を当てる。

欧州で知的財産権を行使する（または争う）ため訴訟を提起することを考える場合、各国の管轄する様々な司法制度に精通していることは、正しい判断を下すための一番の利点となる。知的財産所有者が EU 域内で同等の保護を享受できるようになる共同体意匠権または EU 商標権を有する場合であっても、各国により、その権利の行使について対応が異なり得るということは周知である。EU 商標、共同体意匠などの EU 全域にわたる権利が導入され、実質的な知的財産権法は現在 EU 加盟国（当面の間、英国を含む）でかなり統一されてきているという事実もあるが、速さ、暫定的救済の可否、文書の開示、証拠の提出、審理における弁論といった事項に関する手続法、また訴訟費用の回収については、いまだに国ごとに隔りがある。2004年4月30日の EC 指令 2004/48（エンフォースメント指令）により、EU 加盟国（当面、英国を含む）での手続法、それに基づく知的財産権のエンフォースメントについてはある程度統一が図られている。しかし、一方では依然として相違点が残っており、欧州で知的財産権執行に関する決定を下す際はこの点に留意しなければならない。

本報告書は、Bird & Bird LLP 内の知的財産グループに所属する経験豊富で専門性の高い人々により作成された。イングランドおよびウェールズ、ドイツの知的財産訴訟制度について、その重要性を鑑みて、特に重点的に扱っている。さらに、ベルギー、フランス、イタリア、オランダ、スペインの法域も対象としている。便宜上、各法域は国名のアルファベット順に説明する。

本報告書は、欧州の知的財産権の紛争の過程で発生し得る全ての法的、戦略的な要因を包括的に説明するものではない。各国の理論的知識を組み合わせるものでもない。言うなれば、欧州の裁判所の至る所で、日々知的財産所有者の代理人を務める各執筆者の豊かな知識に基づいている。

欧州特許の執行が多くの戦略的課題を提起しているため、多くの主題について特許の観点から取り上げる。有益かつ必要な場合には、商標（各国商標もしくは欧州連合商標（EUTM））または意匠（各国の意匠権もしくは共同体意匠（CD））が問題となる状況における類似点や相違点について触れる。

英国の EU 離脱後、2021年1月1日に移行期間が終了した時点で、欧州連合商標および共同体意匠の効果は、英国国内の権利に置き換えられており、司法権および判決の承認・執行に関する EU 規則 1215/2012（ブリュッセル規則）は、英国の裁判所における訴訟には適用されない。

第1章：調査法域の概要

知的財産訴訟における各国法域間の主要相違点

以下の各章では、各法域の公判形式、審判時期、訴訟における最重要段階、上訴の審判の成り立ちなどについて概要を述べる。

各国の審判制度においてあらゆる面で相違点があるが、全調査対象法域の中で、各場合に1か国を除き、共通点として挙げられるものが3つある。これら3つの点を以下に述べる。

公判前手続は、本調査の対象法域で存在しないか、または極めて限定的である。ただし、イングランドおよびウェールズの裁判所については、訴訟の開始時と公判が近づいたとき「事件処理手続協議（Case Management Conferences）」を行うとの規則があり、裁判所は、文書の開示、専門家証人の人数と専門知識、公判の期日と実施など、公判前の争点に関し指揮を執ることができる。同様の事件処理手続は、まもなく始動する統一特許裁判所（UPC）の枠内でも行われる。エンフォースメント指令の施行以来、全てのEU法域では証拠を得るための公判前手続を定めているが、こうした手続は、本案に対する公判審判には無関係で、本案で最終的に事案の審判を行う裁判官が担当するものでもない。したがって、これらは、本調査報告における「公判前」手続には相当しない。

上訴の審判は、本調査の対象法域において、当然の権利として利用可能であって、かつ覆審的（*de novo*）であり、当事者は、より経験豊富な上席裁判官の前で、係争事項の全体について再度争うことができる。ただし、これについてもイングランドおよびウェールズの裁判所に限って当てはまらず、第一に、事実審裁判官または上訴裁判所から許可を得る必要があり、第二に、上訴自体が覆審的な再審判というより事後的な審査であり、原則として、法律上の争点または明らかに不合理な一審の決定に限定される。新たな証拠は、例外的な状況に限って提示することができる。将来のUPCでは、一審の審理中に提出されていない要求、事実および証拠は、上訴裁判所によって無視される可能性がある。

最後に、本調査の対象法域のうち、法的有効性に関する審判と権利侵害に関する審判が**分担**されているのは、ドイツのみである。他の全法域では、争点の知的財産権の法的有効性と権利侵害は同一の裁判所で同時に扱われる。かかる法域では一般に、侵害で訴えられた被告は、知的財産権の無効を理由として、その取消しを求めて反訴を提起する。無効取消しの反訴の審判は、侵害の本訴と同時に進行するため、被告は、侵害と有効性との間の「絞り込み」の主張を行うことがより容易となる。例えば、権利が被疑侵害の範囲を包含するのに十分広く解釈される場合、その権利の範囲の広さによって当該権利は無効になるとの主張が可能である。

1.1 審判の基本段階、公判期日および平均的時間枠を含む代表的な公判の一般的実施

ベルギー

公判形式

ベルギーの知的財産公判の形式は、同国の他の商事審判と同様である。公判事項は、訴訟を開始する理由や動機を記した召喚状（または申立書）の形で提出する。初期の意見聴取では、答弁書の提出および交換の日程について、この聴取の間に確定される審判の期日に鑑みて討議するために、当事者の訴訟代理人が初出廷する。真の意味での公判前審判は行われませんが、必要な場合に当事者は、審理中随時に裁判所の審判を受けられるよう請求することが可能であり、これによって予備的事項に関する命令を得ることができる（審判前に自己の利益を確保するための暫定的措置を得ることなど）。

原告には、権利侵害または無効確認の訴訟を開始するにあたり、主として 2 つの選択肢がある。本案での通常の審理か、迅速手続訴訟（fast track action）である。迅速手続訴訟の利点は、大いに短縮された時間枠で本案の判決を得ることができるという点である。不利な点は、この手続では損害賠償を請求できないという点である。急を要する場合、原告は、通常は数週間または数か月かかる事項の暫定的差止命令を追加的に請求することが可能である。最も急を要する事案では、このような暫定的差止命令は、一方当事者の申立てのみに基づき（被告の審理なく）数時間または数日で得ることができる。

全種類の審理において、裁判所が設定した特定の期日に答弁書を提出しなければならない。答弁書では主張を記載し、証拠に言及し、これらについて口頭審判の間に説明する。一般に、このような審判は最長で 3～4 時間続くが、より複雑な事案では、審判が 2、3 回行われる場合がある。

かつて、特に複雑な特許の事項では、裁判所が鑑定人を選任するのがごく一般的であった。鑑定人は、大抵の場合は専門の特許弁理士が務め、その役割は、争点の特許の有効性や侵害について裁判所に助言することであった。知的財産分野の再編成と鑑定人選任に関する法律の変更を経て、裁判所には現在、複雑な特許の事項でも自ら対処する傾向とその能力の向上が見られる。

証拠は、利用可能な全ての手段によって提出できる。さらに、当事者は多くの場合に鑑定人を雇い、自らの主張を鑑定人報告書によって立証する。この報告書は、裁判所に追加のガイダンスとして提出される。証人の証言が提供されることは稀である。証人への反対尋問は可能であるが、証人は事前にその証言を書面で提出するとは限らないため、綿密な準備はできない。

訴訟スケジュール

知的財産の侵害訴訟の提起には期限はない。「権利処理（rechtsverwerking）」、「訴権の喪失（forclusion）」の概念¹は、ベルギー法では認められていないため一権利の乱用に相当する極端な例外または商標法上の単一の例外は別として一早期に手続を開始しない場合でも、当事者が権利を放棄したとすることはできない。ただし、出訴期限法は適用される。特許法においては、侵害請求の申立てから 5 年より前に生じた行為について、特許侵害の損害賠償を請求することはできない。

ベルギーでの知的財産の訴訟には、当事者（またはその弁護士）が事案の準備をするのに必要なだけの時間が費やされる。審理開始後 12～18 か月で、または事案の複雑性次第で、特に迅速手続ではこれより早く判決が得られる。

侵害と損害賠償の両方について、通常は 1 度の審理で決定されるが、当事者は、損害賠償と侵害の範囲を正確に決するために、鑑定人（監査人）の選任を求めることが多い。

上訴

上訴裁判所の 1 つでの上訴の審理には、一審裁判所と同様の公判形式が適用される。ただし、実務上、こうした上訴の審理は一審の審理より時間がかかる。一部の裁判所では、大幅に時間がかかる。

¹被疑侵害者を相手どり適時に訴訟を提起しなかったことによる権利の喪失。

一審の判決は、原則として直ちに執行可能である。例えば、侵害が確認された一審判決に対し被告が控訴する場合でも、当該当事者は、控訴手続の係属中、既に侵害している製品を営利目的でさらに利用することを禁止される。

当事者は、一審の審理で不利な結果が生じた場合、控訴する権利を常に有している。このように控訴をする期限は、判決の言渡し日の後 1 か月であるが、被告が外国にその登記上の事務所を有する場合、この期間は延長される。かかる二審の審理は「初めからやり直す」ものであり、当事者は、一審の決定のごく限られた要素について抗告することも可能であるが、新たな主張および証拠による立証も伴い、事案全体の弁論がやり直されることが多い。

本案における決定、暫定的差止めの決定または一方的 (*ex parte*) 命令の全てについて、抗告が可能である。暫定的措置についての一定の決定は、何らかの事項に関して判決を下さず、手続上の事項に関して決定する場合には、抗告できない。さらに、事案全体の一審判決が下されていない場合（「一部判決 (*partial judgment*)」と呼ばれる）でも、控訴は可能である。一部判決に対する控訴の申立てにより、事項全体が控訴段階に移送される（「権限委譲処理 (*devolutive werking*)」、「*effet dévolutif*」）。この場合、当事者は、一審で判決が下されていない部分について訴訟追行する権利を失う。

こうした上訴審理の後で、原則として判決が確定する。破棄院 (*Supreme Court*) への上告のみは、まだ着手することができる。

破棄院への上告

破棄院は、法律問題、またはさらに正確に言えばその正しい適用に関することのみを決定する。破棄院は、事案の事実については判断しないため、知的財産の事項にはあまり向かず、または妥当性が乏しい。ベルギー破棄院の権限はまた、法律上の理由によって控訴判決を破棄し（「*verbreken*」、*«casser»*）、再審のため別の控訴院に差し戻すことに限定される。

イングランドおよびウェールズ

ここに記載する情報は、イングランドおよびウェールズの裁判所で提起された訴訟手続に関するものである（また、ここでのイングランドの裁判所への全ての言及は、イングランドおよびウェールズの裁判所を指している）ことに留意されたい。スコットランドおよび北アイルランドには別の裁判所がある。

イングランドでの知的財産権訴訟に関連する裁判所には、高等法院 (*High Court*)、控訴院 (*Court of Appeal*) および最高裁判所 (*Supreme Court*) の 3 つの段階がある。イングランドおよびウェールズの最高裁判所は、2009 年 10 月 1 日、上訴の終審裁判所として貴族院に代わる形でイングランドに設置された。最高裁判所は現在、イングランドにおける全民事および刑事事案の全ての法律問題に関し管轄権を有している。貴族院の管轄であった終局の上訴審判および判決は、2009 年 7 月 30 日をもって最高裁判所が下すようになった。高等法院内には、下記の主要な 3 つの部がある。家事部 (*Family*)、大法官部 (*Chancery*) および王座部 (*Kings Bench*)。全ての知的財産権訴訟は、大法官部に割り当てられる。大法官部内には、特許裁判所 (*Patents Court*) と知的財産企業裁判所 (*Intellectual Property Enterprise Court, IPEC*) の 2 つの裁判所があり、これらが全ての特許（および登録意匠）の事項に対し専属管轄権を有している。

高等法院と控訴院での訴訟の実施が準拠する手続上の規則は、1998 年民事訴訟規則（「**CPR**」）に記載されている。CPR は複数の部に分かれており、各部には実施細則（「**PD**」）も添付されている。知的財産訴訟に関係するのは、特に CPR 第 63 部および実施細則 63 である。最高裁判所への上訴の実施が準拠する手続上の規則は、最高裁判所自身が作成した一連の実施細則に記載されている。したがって、イングランドの裁判所での全ての知的財産権訴訟は、1998 年民事訴訟規則およびその PD に準拠する。知的財産訴訟に関係するのは、特に CPR 第 63 部および実施細則 63 である。大法官部での全ての事項に適用される一般の手引きは、大法官指針 (*Chancery Guide*) に規定されている。加えて、特許裁判所および IPEC において提起される特許訴訟は、特許裁判所指針 (*Patent Courts Guide*) および IPEC 指針 (*IPEC Guide*) に規定された手引きにも準拠する。

代表的な特許訴訟および比較のため典型的な非特許訴訟の手続段階と公式スケジュールを以下に示す。

代表的な高等法院の特許訴訟における手続段階および公式スケジュール

特許の侵害		特許の無効取消し	
段階	時期	段階	無効取消し
訴状 (Claim Form) ²	交付後 4 か月以内	訴状	交付後 4 か月以内
侵害の明細書	訴状と同時または 14 日以内	無効の理由	訴状と同時または 14 日以内
送達を受領通知 ³	訴状の送達後 14 日	送達を受領通知	訴状の送達後 14 日
抗弁および反訴、さらに無効の理由 ⁴	訴状の送達後 42 日	抗弁	無効の理由の送達後 28 日
第 1 回事件処理手続協議 (「CMC」) の申請 ⁵	抗弁の送達後 14 日	第 1 回事件処理手続協議の申請	抗弁の送達後 14 日
答弁および反訴に対する抗弁	抗弁および反訴の送達後 21 日	答弁	抗弁の送達後 21 日
事実自白の通知	答弁および反訴に対する抗弁の送達後 21 日	事実自白の通知	答弁の送達後 21 日
自白	事実自白の通知の送達後 21 日	自白	事実自白の通知の送達後 21 日
開示	第 1 回 CMC での裁判官による設定どおり	開示	第 1 回 CMC での裁判官による設定どおり

²訴状が管轄域外から送達される場合には、別の期限を適用。

³訴状が管轄域外から送達される場合には、別の期限を適用。

⁴訴状が管轄域外から送達される場合、被告が裁判所の管轄権を争う場合、または抗弁が提出される前に原告が略式裁判を申し立てる場合には、特別規則を適用。

⁵事件処理手続協議または「指揮の審判 (directive hearing)」とは、裁判官が、事案の進行の仕方に関連して指揮を行い、かつ、公判の準備で踏まれる段階のスケジュールを設定する機会である。当事者は、手続の進行に関する提案に当事者間で合意するよう努めることが推奨される。

[主たる実験の通知]	[第1回 CMC での裁判官による設定どおり]	[主たる実験の通知]	[第1回 CMC での裁判官による設定どおり]
[(実験が関連する事実の) 自白]	[主たる実験の通知後 21 日]	[(実験が関連する事実の) 自白]	[主たる実験の通知後 21 日]
[さらなる CMC/PTR]	[第1回 CMC での裁判官による設定どおり]	[さらなる CMC/PTR]	[第1回 CMC での裁判官による設定どおり]
[主たる実験の再現、応答の実験の通知、自白および応答の実験の再現]	[第1回 CMC での裁判官による設定どおり]	[主たる実験の再現、応答の実験の通知、自白および応答の実験の再現]	[CMC での裁判官による設定どおり]
鑑定人の氏名の通知	公判の 4 か月前	鑑定人の氏名の通知	公判の 4 か月前
鑑定人報告書および証人陳述書の交換	公判の 2 か月前	鑑定人報告書および証人陳述書の交換	公判の 2 か月前
主張の骨子 (Skeleton Arguments)	公判の前 2~3 日	主張の骨子 (Skeleton Arguments)	公判の前 2~3 日
公判	開始の後 9~15 か月	公判	開始の後 9~15 か月
判決	公判の後 2~6 週間	判決	公判の後 2~6 週間

代表的な非特許訴訟における手続段階および公式スケジュール

	商標権の侵害	商標権の無効取消し	著作権の侵害	意匠権の侵害
段階	時期			
訴状 ⁶	交付後 4 か月以内	交付後 4 か月以内	交付の後 4 か月	交付の後 4 か月
請求の明細書（請求原因を記載した書面） （Particulars of Claim）	訴状と同時または 14 日以内	訴状と同時または 14 日以内	訴状と同時または 14 日以内	訴状と同時または 14 日以内
送達を受領通知 ⁷	訴状の送達後 14 日	訴状の送達後 14 日	訴状の送達後 14 日	訴状の送達後 14 日
抗弁（および商標権侵害訴訟の場合は反訴） ⁸	請求の明細書の送達後 28 日	請求の明細書の送達後 28 日	請求の明細書の送達後 28 日	請求の明細書の送達後 28 日、または英国もしくは共同体の登録意匠権に対する侵害の請求では訴状の送達後 42 日
第 1 回事件処理手続協議の割当ておよび申請	裁判所による割当て質問表の送達後少なくとも 14 日	裁判所による割当て質問表の送達後少なくとも 14 日	裁判所による割当て質問表の送達後少なくとも 14 日	裁判所による割当て質問表の送達後少なくとも 14 日
反訴に対する抗弁	反訴の送達後 14 日	適用なし	適用なし	適用なし
答弁	割当て質問表の提出と同時	割当て質問表の提出と同時	割当て質問表の提出と同時	非登録の意匠権の場合は割当て質問表の提出と同時、または英国もしくは共同体の登録意匠権の場合は抗弁の送達後 21 日

⁶訴状が管轄域外から送達される場合には、別の期限を適用。

⁷訴状が管轄域外から送達される場合には、別の期限を適用。

⁸訴状が管轄域外から送達される場合、被告が裁判所の管轄権を争う場合、または抗弁が提出される前に原告が略式裁判を申し立てる場合には、特別規則を適用。

開示	第1回 CMC での裁判官による	第1回 CMC での裁判官による設定どおり	第1回 CMC での裁判官による設定どおり	第1回 CMC での裁判官による設定どおり
[さらなる CMC/PTR]	[第1回 CMC での裁判官による]	[第1回 CMC での裁判官による設定どおり]	[第1回 CMC での裁判官による設定どおり]	[第1回 CMC での裁判官による設定どおり]
鑑定人の氏名の通知	公判の4か月前	公判の4か月前	公判の4か月前	公判の4か月前
鑑定人報告書および証人陳述書の交換	公判の2か月前	公判の2か月前	公判の2か月前	公判の2か月前
主張の骨子 (Skeleton Arguments)	公判の前2~3日	公判の前2~3日	公判の前2~3日	公判の前2~3日
公判	開始の後6~12か月	開始の後6~12か月	開始の後9~12か月	開始の後9~12か月
判決	公判の後2~6週間	公判の後2~6週間	公判の後2~6週間	公判の後2~6週間

特許および非特許公判の代表的な期間は下記の通りであるが、公判期間は裁判所における事案の複雑性に左右されるため、これはいずれも精確なものではない。

- 特許権事案：3～10 日
- 商標権事案：3～5 日
- 著作権事案：3～5 日
- 意匠権事案：3～5 日

知的財産企業裁判所

2010 年 10 月、民事訴訟費用についての広範囲に渡る見直し後に、司法へのアクセス費用を適正化するために州特許裁判所（Patents County Court、PCC）が改編された。2013 年 10 月、PCC は IPEC に改称された。改称は、同裁判所が特許訴訟のみならず知的財産訴訟全般に対し管轄権を有しているという事実を反映することを意図していた。改編後の IPEC は、訴額の低い知的財産紛争、特に中小企業間の紛争を解決する場として機能することを目指している。

IPEC における手続

費用対効果分析の原則に全段階で重点的に取り組むことは、IPEC に限られたことではないが、IPEC では特にこの点を重視している。特許裁判所／大法官部／高等法院と比較して、積極的な事件処理手続、全体的な整合性および合理化された手続を非常に重視しており、これによって費用を削減している。

例えば、事案の陳述書の意図するところは、事実と、送達をする当事者が依拠する主張、その両方を簡潔に述べることである。すなわち、陳述書には、当事者の法的主張とその証拠の両方を記載する必要がある。この点について、実施細則は、「裁判所は請求について、可能な場合には当事者の事案の陳述書および口頭での陳述のみに基づいて判断する」と定めている。基本的には、開示、証人や鑑定人の証拠、追加的な文書による陳述、または主張の骨子を用いない。

したがって、IPEC では、事件処理手続協議とともに事案の陳述書も極めて重視する。裁判所は、証拠採用について広範な裁量を有するが、証拠が (i) 「個別かつ特定の争点」に関連し、(ii) 「それらの争点の解決にあたって、その訴額の点から追加の資料を採用する利益が、これを提出し、これに対応する費用を正当化しそうである、と納得した場合」、その限りにおいて、かかる証拠の提出を許可する。

同様に、裁判所が当事者間の真の紛争に司法的判断を下すことができるように修正が認められるが、それには厳格な費用対効果基準も満たさなければならない。暫定的申立ては、可能な限り、書面、電話またはビデオ会議によるべきであり、口頭弁論で直接なされるべきではない。最後に、公判自体は、2 日以内で終わることが望ましい。

費用

IPEC の訴訟費用の裁定制度も、その体制にとって不可欠である。敗訴した当事者が勝訴した当事者の費用を支払うというイングランドの訴訟の通則は保持されているが、回収可能な範囲には厳しい上限がある。これは、当事者には訴訟費用の支払い義務を負う可能性があることを、訴訟の開始前に確実に知らしめることを目的とする。

知的財産の訴訟は、債務の審判と、（必要な場合）後続の負債額の審判とに二分される。IPEC では、債務の賠償請求の本訴に対する訴訟費用回収の上限を、最大額 60,000 ポンドと定めている。これら上限額の例外となるのは、一方の当事者が訴権を濫用した場合や、先行の審理で裁判所がその有効性を既に認定している特許または登録意匠の無効取消しに関する請求の場合に限られる。費用実施細則（Costs Practice Direction）には、訴訟の各段階で回収可能な額を定める基準が記載されている。

損害賠償

IPEC では現在、請求可能な損害賠償額（または利益の勘定額）の上限が 500,000 ポンドとされており、この点が特許裁判所／大法官部／高等法院との大きな違いである。訴額がこれより高い原告は、訴額を上限額に限定することもできるが、被告は、事案を高等法院に移送するよう主張できる。

法廷および移送

IPEC で開始する必要がある訴訟と、特許裁判所／大法官部／高等法院において提起しなければならない訴訟とを分ける「明瞭な一線」は存在しない。損害賠償額の上限を除き、各裁判所は、請求について審判して救済措置を命じる上で対等の管轄権を有する。したがって、個別の請求に対しどの法廷が最も適切かを選択する際、2 つの法廷の目的および原則を考慮する必要があり、この判断の助けとなるようガイドラインが交付されている。特に、当事者の規模と財源は必ず考慮されなければならない。当事者双方が中小企業であって、IPEC でしか関連の知的財産について主張または抗弁できない場合には、IPEC が適切な法廷である可能性が高い。ただし、一方当事者が大企業である場合には、請求の複雑性や性質その他の要素を（必要とされる証拠や公判の期間に影響を及ぼす範囲で）考慮すべきである。こうした要素は現在、あらゆる知的財産紛争で考慮する必要があり、IPEC で訴訟が開始されたが、被告が特許裁判所／大法官部／高等法院を適切な法廷と主張する場合には、この裁判地への移送を申し立てることが可能であって、逆の場合も同様である。

IPEC の主な特徴の要約

- 合理化された審理によって、可能な限り、IPEC は、事案の陳述書および口頭での陳述のみに基づき請求について判断する。
- IPEC の事案には通常、標準開示がなく、追加の事実もしくは鑑定人の証拠の提示、または反対尋問が自動的に認められることはない。
- 裁判所は公判スケジュールを設定し、公判が 2 日間を超えないことを確実にするよう努める。このため、反対尋問を厳格に管理し、また可能な限り当事者双方に均等に時間を割り当てる。
- 損害賠償の上限額は 500,000 ポンドである。
- 回収可能な費用の最大総額は、60,000 ポンドを超えない。当事者は、不合理な振る舞いをした場合、追加額の裁定を受ける場合がある。費用の回収はさらに、訴訟の各段階で回収可能な最大額によって制限される。

短縮公判スキームおよび柔軟公判スキーム

特許裁判所での特許事案に適用される手続上の枠組みも 3 つあり、これらに基づき従来の手続を合理化または時間短縮することができる。

- 1 広範囲の開示、証人または鑑定人の証拠なく公正に公判を行うことができる事案に対して指定される、短縮公判スキーム（Shorter Trials Scheme、STS）
- 2 当事者が合意により当事者の特定の事案に合わせて公判手続を適応させることを可能にする、柔軟公判スキーム（Flexible Trials Scheme、FTS）
- 3 満足のいく決定のために裁判所の証拠収集手続を全面的に利用することが必要とはみなされない、技術的に単純な事案に対応するために指定される、合理化された手続

上訴

特許裁判所または IPEC の終局判決後、控訴院に抗告する権利はない。ただし、特許訴訟では、下級審裁判所が抗告の許可を与える場合が多い。一審裁判所が抗告の許可を拒否する場合、抗告申立て当事者は、許可を求めて控訴院に申し立てる権利を有する。

控訴院に対する抗告には、2 つの重要な側面がある。第一に、抗告自体は再審判ではなくむしろ事後的な審査の手段であり、第二に、例外的な状況を除き、抗告において新たな証拠を提示することは困難である。抗告が再審判ではなくむしろ事後的な審査の手段であるという事実は、裁判官が法の解釈

を間違えたか、明らかに不合理な決定に至ったことを、控訴人が証明できない限り、控訴院は一審の決定に干渉したとしない、ということの意味する。

最高裁判所への再抗告

控訴院の決定後、最高裁判所に再抗告する権利はない。再抗告の許可は、控訴院または最高裁判所自体のいずれかから得なければならない。一般に、知的財産権訴訟で最高裁判所に対する再抗告の許可が与えられることは稀である。

フランス

一般原則

知的財産の事項に関する公判では、フランスの民事訴訟手続（Civil Procedure）の通則を順守しなければならない。したがって、民事手続の一般原則は下記のように適用される。

敵対処理の原則

敵対処理の原則が示唆するところ、各当事者は、相手方当事者（複数の場合もある）が対抗して取り上げた事実と法的主張の協議に応じることができなければならない。その過程は、下記の段階を経る。

- 1 原告は、その請求および関連の証拠を、所定の期限内に被告に通知する。
- 2 当事者は、互いにその準備書面と証拠書類を所定の期限内に交換する（当事者が取り上げる各主張および証拠書類は、審理が終結する前に相手方当事者に送付されなければならない）。
- 3 証拠を得るために実施される措置（例えば、鑑定人の選任）は、当事者およびその弁護人の立会いのもとで行う。
- 4 裁判官が機械的に法的主張を取り上げる場合や、事実上法律上の再分類を行う場合には、当事者に事前に通知して、当事者がこれらの点について主張を行うことができるようにする。

裁判所における代理人強制の原則

民事事件の一審裁判所（civil First Instance Courts）および控訴院（Courts of appeal）では、当事者は、当該裁判所の管轄域の弁護士会に登録した弁護士を代理人とすることが強制される。

代理人強制は、フランス破棄院（French Supreme Court）においても同様である。

書面による手続の原則

当事者間で交換される主張および証拠は、全て書面によらなければならない。

審判のみが公開弁論とされ、結審前に当事者間で交換される書面での主張によって範囲を決める。

公判形式

召喚状（「assignation」）

民事手続を開始する文書であり、原告が自らの権利を行使する際の主張を記載する。この文書は、二当事者間で行われる全ての弁論のパラメータ（前提条件）を定める。原告が記載し、公務員（「Commissaire de justice」）が被告に送達する。召喚状に記載された争点が、訴訟の対象事項となる。2021年7月1日以降、第1回事件処理手続審判日を取得するために、召喚状の草案が裁判所に送付されなければならない。この日は、相手方当事者に送達される最終召喚状で示す。

準備書面（「conclusions」）

各当事者がその主張および関連の証拠書類を提示し、相手方当事者が提出する主張に対して回答する文書。大抵の場合、準備書面は、弁論が終結する前に数回にわたって交換される。

事前協議（「audiences de la mise en état」）

裁判官（「準備手続裁判官」（Juge de la mise en état））が予定を定める会議であり、準備書面の提出や証拠開示の期日を設定する。当事者が提起する伝達や例外に関する異議申立てについて、規則が設けられる。この協議において、裁判官はまた、審理が合理的な時間枠内に確実に進行するよう計らう。近年、事前協議は「バーチャル」になる傾向があり、その際、当事者は事前協議に先立ち書面で意見／要求を提供するだけでよく、事前協議は当事者が出席せずに裁判官によって「バーチャル」に開催される。当事者の訴訟代理人は、複雑なまたは論議が活発化している事項を裁判官が決定する場合に、裁判官が許可したときに限って事前協議に出席することができる。

手続の時間的調整

公判の時間的調整は、裁判所や裁判官に関し適用すべき規則および実施細則に加え、当事者が提起する主張の量にも左右される。ただし、裁判官は、単に手続を遅延させる目的で主張を提起する当事者を罰することができるため、手続の時間的調整や遅延行為の存在を制御することが可能である。

手続の時間的調整は、関連する知的財産権にも左右される。複雑な技術特許ではより長期の調査分析が必要であるのに対し、通常は技術上の争点が少ない商標権侵害の疑義については、より迅速に判決に至る必要がある。

パリ大審裁判所（Paris First Instance Court）での提訴手続について、弁護士間の協議に関する実施細則が定められている。

- 商標および意匠の事項について：準備書面（召喚状も含む）の交換は通常2回で、その後、召喚状の交付後12～18か月の審尋（pleading audience）が行われる。
- 特許について：準備書面（召喚状も含む）の交換は通常3回で、その後、召喚状草案を裁判所に提出した後（事案が論じられる場合）18～30か月の最終口頭弁論が行われる。

手続の終結

二当事者間で主張の全てが交換されたときに、裁判官が宣告する。終結の後には、当事者は新たな主張や証拠を提出することはできない。

最終弁論

最終弁論は、1名の裁判官か、3名の裁判官で構成される大法廷の面前で行われる。当事者の弁論は、その弁護士により行われる。原告の弁護士が最初に弁論を行い、次に被告の弁護士が弁論を提起する。裁判官（複数の場合もある）は、質問を弁護士に向けることも、当事者に向けることもできる（ただし、当事者には弁論に出席する義務はない）。

パリの裁判所では、裁判官は多くの場合、弁護士に「検証による答弁（plead by observations）」を要求する。裁判官のうち1名が事案のファイルを読んで報告書を作成し、これを他の裁判官に伝達して知らしめるが、弁護士は事案の非常に重要な事実や主張のみを要約するよう要求される。

弁論の平均時間枠は、該当する知的財産権に左右されるが、複雑でない商標の事項ならば20分ほどから、特許関連の事項では丸1日（最長で3日）までかかることがある。

裁判所の決定は、弁論の後1～3か月で言い渡される。

上訴

一審の決定は、その決定の相手方当事者への送達後1か月（外国に住所を有する当事者については3か月）以内に控訴することができるが、暫定的決定については15日以内に控訴することができる。手続の時間的調整や規則は、一審裁判所と概ね同じであるが、当事者が準備書面を提出する日程上の制約は一審より大きい。

控訴院は、全ての事実および法律問題の主張を含む係争事項を全面的に審査するが、控訴手続中に新たな正式の請求を提出することはできない。

破棄院への上告

控訴での決定は、その後2か月以内にフランス破棄院に上告することができる。

フランス破棄院は、控訴の決定を確認するまたは差し戻すのみであるという点を強調する必要がある。破棄院は、事実の審理をせず、法準則の適用を審理する。破棄院が控訴の決定を差し戻した場合、その紛争は終局判決を下す別の控訴院に送り返される。

ドイツ

特許の公判形式

侵害の審理

侵害の審理は、ドイツ民事訴訟法（German Code of Civil Procedure）（Zivilprozessordnung、ZPO）に規定されたドイツ民事訴訟規則（German Civil Procedural Rules）に準拠する⁹。訴訟は、書面での手続、すなわち侵害の申立てについての事実を記した訴状の提出によって開始される。訴訟費用の予納を受領したとき、裁判所は、被告への訴状の送達を命じ、早期第1回期日（früher erster Termin）または書面先行手続（schriftliches Vorverfahren）のどちらかを命じるかを決定する。EU域内に住所を有していないか、ドイツに資産を持たない当事者が訴状を提出する場合、被告は、ドイツ民事訴訟法第110条に基づき、訴訟費用の償還についての被告のリスクを担保する保証金の預入を、審理の前に要求できる。ただし、この規定は、訴訟費用に関する裁判所の決定の執行が、複数国間の条約によって確保される場合には、適用されない。（日本、スイスなど）多くの工業国が該当するが、米国は対象外であり、英国までもが欧州連合からの離脱後は対象外である。

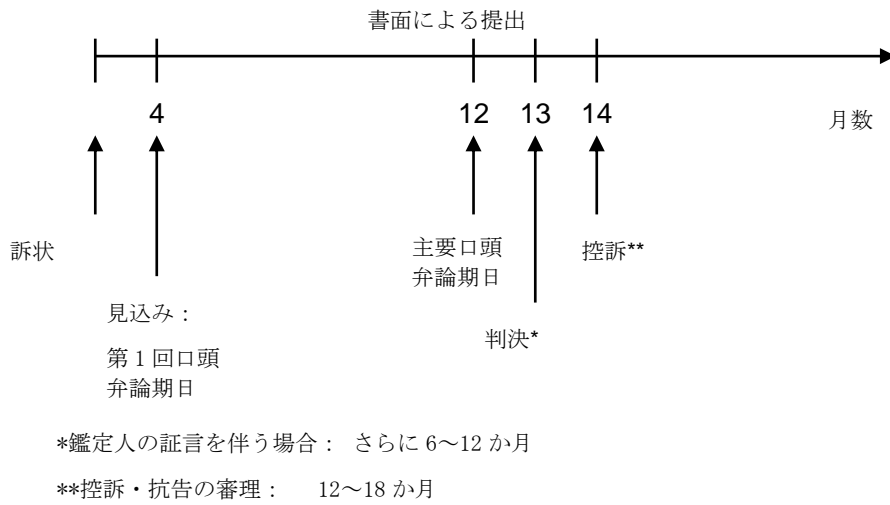
当事者主義（Beibringungsgrundsatz）によって、裁判所は、当事者が提示した事実を評価し、独自の調査は一切行わない。ただし、裁判所は、一定の証拠が必要であると思料する場合、裁判所が任命した鑑定人によって答弁されるべき尋問を整理する決定（証拠命令）（evidence order）を下す。技術的評価の議論を行うのは当事者であって、裁判所自体はそれらの技術的争点を評価できないからである。証拠命令が下された場合、裁判所がどの鑑定人を雇うかを決定し、専門家の意見書の交付を待ち、最終口頭弁論において専門家の聴取をするために、その事案は数か月続くことが多い。

手続には地域的な差異があり、一定の裁判所は、事案を事前審査する早期第1回弁論を命じることによって手続を開始し、主要口頭弁論期日を指定し、抗弁の陳述を提出する期限を設定する傾向がある（特に、ミュンヘン地方裁判所（Regional Court Munich））。これは、他の裁判所（例えば、マンハイム地方裁判所（Regional Court Mannheim）、また現在では早期第1回弁論を命じるやり方から後者に変更したデュッセルドルフ地方裁判所（Regional Court Dusseldorf））のように、主要口頭弁論の前に書面先行手続のみを行うことを選ぶのとは対照的である。終局決定では、審理における口頭弁論よりも当事者による供述書の交換の方が重視されることは、留意すべき点である。

主要口頭弁論は通常、訴状の提出後約8~16か月（マンハイムでは8~12か月、デュッセルドルフとミュンヘンでは12~16か月）に行われる。審理は一般に、裁判長による裁判所の暫定的心証の説明から始まり、次に当事者の弁論があって、該当する場合には、裁判所が任命する鑑定人の陳述および尋問がある。証人による証言はあまり取り上げられない。手続の通則によれば、審尋および証拠の採用は公開で行われるが、裁判所は、一方当事者にとって慎重に扱うべき事業上の情報が公となることを防ぐ必要がある場合には、当該当事者の請求をもってドイツ営業秘密法（欧州営業秘密指令（EU）2016/943を受けて、2019年に導入）に従い非公開にすることができる。審理の終結時に裁判所は、判決を口頭で正式に言い渡す期日（Verkündungstermin）を知らせる。この期日は通常、主要口頭弁論の約4週間後である。続いて決定書が当事者に送達され、同日に弁護士に電子メールで送信されることが多い。

⁹ BGBl. I S.3202, ber.2006 S.431 u.2007 S.1781 FNA 310-4（2022年6月24日、最新の改正・公布）

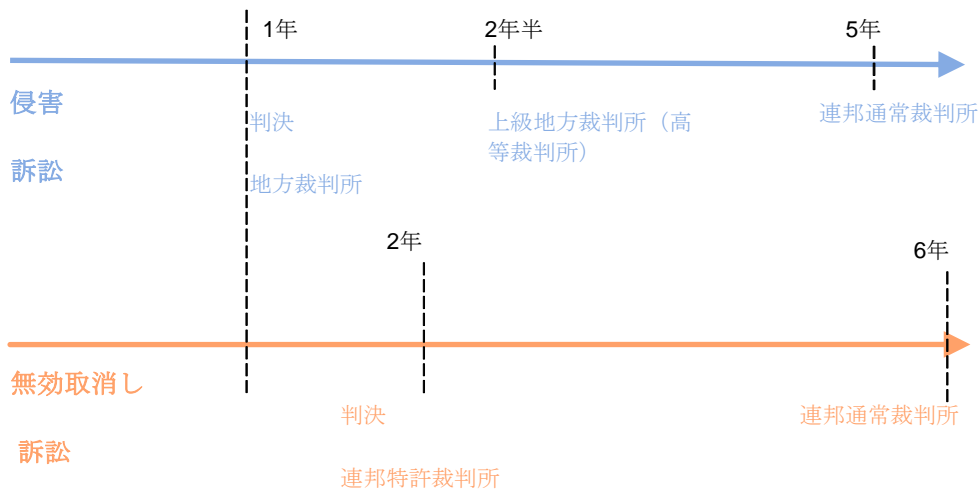
例：ドイツの地方裁判所でのスケジュール



無効取消しの審理

それぞれがある特許に対する不服申立て手続である無効取消し訴訟は、一審に1年半以上、二審に通常はさらに2年半以上かかる。

「二元的制度」のスケジュール



無効取消しの審理の実施と手続は、新たに制定され2021年8月18日に施行された法「ドイツ特許法の簡略化および近代化を目的とする第二法 (Second Act of the Simplification and Modernisation of German Patent Law)」(「近代化法」)に従っている。近代化法は、(産業)知的財産権の保護において主導的位置づけとしてのドイツの評判を強化することを意図していた。

ドイツ特許法の変更の中で、近代化法は、特に次の2つの点が目新しい。1つ目は、二元的制度がもたらした「差止めギャップ (injunction gap)」を縮める取組みであり、2つ目は、被告にとって例外的に大きな困難がある場合に差止め命令による救済を拒絶する衡平の原則である。

1 「差止めギャップ」を縮める

ドイツ特許法 (PatG) 第 82 条および第 83 条を修正することによって、立法者は、連邦特許裁判所での無効訴訟を、民事裁判所での侵害訴訟と同時進行させることを目指した。特許権者は、無効訴訟に対しわずか 2~3 か月の期間内に答弁しなければならない。新法による厳格な期間管理体制は、連邦特許裁判所がいわゆる「適格通知 (qualified notice)」を 6 か月以内に与えることを可能する—それゆえ、並行する侵害訴訟の主要口頭弁論の日までにほとんどの事案において準備がなされる。二元的制度と PatG 第 83 条の修正については、本調査の第 1.2 節および第 2.4 節でさらに論じる。

2 「例外的に大きな困難」の場合に差止命令を拒絶する衡平の検討

PatG 第 139 条(1)に次の 2 文が追加された。

「[差止命令の] 請求は、その請求が侵害者または第三者にとって不均衡な困難につながり、個々の事案の特別な状況および善意の要件を理由とする独占的権利によって正当化されない限りにおいて、排除される。この場合、被侵害当事者には、適切な賠償金が付与される。[...] 損害賠償の請求権は、影響を受けないままとする。」

したがって、この改革は、一個々の事案において一均衡の原則を背景に、申し立てられた侵害者自身または第三者にとって差止命令による救済が不均衡な困難となる場合、申し立てられた当該侵害者は、当該差止命令による救済に異議を述べることができ、それゆえ、申し立てられた当該侵害者に対する差止命令が拒絶される、と定めている。同法の説明覚書は、この異議申立てに関する被告の立証責任を強調した。この異議申立ては早ければ抗弁の陳述において行う必要があるからである。

今までのところ、ドイツの裁判所は、大いに抑制しながらこの規定を適用してきた。したがって、これは引き続き、(直接的な) 侵害が常に差止命令につながるという法規定の稀な例外とみられる。ドイツの特許法共同体の多くの人々 (裁判官を含む) は、PatG 第 139 条の修正を、「判例法の明確化および統合」と見ている。これは主に、準則 (常に差止命令が得られる) の例外があり得ることを既に確認したドイツ連邦通常裁判所の 2016 年 5 月 10 日の「熱交換器」判決 (事件番号 X ZR 114/13—Wärmetauscher) の考え方である。

商標の公判形式

侵害の審理

商標の事項では、侵害の審理については特許に関するものに極めて類似しているが、期間が多少短くなる。すなわち、通常は 6~9 か月で一審裁判所 (地方裁判所) から判決を得て、さらに 12 か月で控訴裁判所 (その地方裁判所に対して管轄権を有する高等裁判所) から判決を得る。連邦通常裁判所 (Federal Court of Justice) での審理に至る場合には、さらに約 2 年を要する。

取消し手続

事案によるが、取消し手続は、ドイツ特許商標庁 (German Patent and Trademark Office) (主に、取消し請求が商標法 (Trademark Act) 第 53 条(1)の絶対的拒絶理由に基づく場合) か、または地方裁判所 (主に、取消し請求が商標法第 55 条(1)の先の権利の存在に基づく場合) のいずれかで開始されなければならない。商標の取消しの請求が不使用に基づく場合には、請求申請者は、ドイツ特許商標庁に対する申請の提出か、地方裁判所への提訴か、いずれかを選択できる (商標法第 53 条(1)、第 55 条(1))。

商標の取消しがドイツ特許商標庁に申請された場合 (例えば、絶対的拒絶理由により)、商標の所有者は、取消し請求の通知の送達後 2 か月以内にこれに異議を申し立てなければならず、さもなければ商標の登録は取り消される。当該所有者が取消しに対して異議を申し立てた場合、請求申請者には 2 つの選択肢がある。すなわち、請求申請者は、ドイツ特許商標庁での手続を継続する (無効取消しの審理において別の手数料を支払わなければならない) ことができ、または民事裁判所で訴訟を提起することができる (これにより、ドイツ特許商標庁での手続は終了する)。請求申請者は、ドイツ特許商標庁での手続を継続する代わりに民事裁判所に訴訟を提起すると決定した場合、先にドイツ特許商標庁に対して取消しの申請をしたために約 2~3 か月が無駄になってしまう。あるいは、ドイツ特許商

標庁は取消しの審決を言い渡すが、これには通常、約 6 か月を要する。取消し手続が認められた場合、商標登録は無効を宣言され、登録簿から抹消される。ドイツ特許商標庁の審決に対する抗告は、連邦特許裁判所に提起しなければならず、これに対する判決は通常、約 12 か月後に言い渡される。（法律上の問題に関する）再抗告が認められる場合には、連邦通常裁判所での手続にさらに 2 年を要する。

取消し手続がいずれかの地方裁判所で開始される場合、侵害訴訟と同程度の期間を要する。

イタリア

公判形式

イタリアでは、登録および非登録の知的財産権並びにその出願¹⁰に関するものを含む全ての民事訴訟は、下記の主要 3 原則に準拠する。

- 1 審理は三審制による（一審の地方裁判所、控訴院、破棄院）。
- 2 民事訴訟の手続は、主として書面による（これは、当事者による準備書面の交換を特徴とすることを意味するが、審理中に口頭審尋を行わなければならないとの法律の規定もある）。
- 3 立証責任は、当該主張および請求を行う各当事者にある（いわゆる「*principio dispositivo*」）。すなわち、裁判所は、法律が規定する限定された数の事案においてのみ、職権で（*ex officio*）証拠を収集することができる。

手続の面では、知的財産の事項の審理は、イタリア民事訴訟法（*Italian Code of Civil Procedure*）（「*ICCP*」）に規定された規則と、知的財産法（*Intellectual Property Code*）（「*IPC*」）によって規定された特定の手続規則に従う。

イタリアの裁判所は、問題の知的財産権の有効性と侵害を、本案の同じ審理において（二元的でなく）評価することができる。

一審

一般に、イタリアの法的手続は、審理の開始、証拠調べの段階および決定の段階の三段階を特徴とする。

審理の開始

審理は、*ICCP* 第 163 条に従って、召喚状を相手方当事者に送達することをもって開始される。原告は、召喚状には特に下記の事項を記載しなければならない。

- a 審理の基礎を成す事実
- b 請求の原因
- c 第 1 回審判日（送達の場合がイタリア国内の場合には通告の日から 90 日、国外の場合には通告の日から 150 日を指定してはならない。）
- d 被告宛ての、抗弁書を提出するようとの勧告。被告が反訴の申立てや第三者への連絡を希望する場合には、召喚状に示された審判期日の 20 日前までに抗弁書を提出しなければならない旨の警告書を同封する。

証拠調べの段階

この段階の特徴は、当事者による証拠（書類など）と証拠の請願書（証人の尋問、裁判所技術鑑定人（*Court Technical Expert*）の任命の段階）の提出である。審理中に当事者は、第 1 回審判日の後で連続 3 回準備書面を提出することができる（*ICCP* 第 183 条 6 項）。当事者が請願書を提出した後で、裁判官が証拠／証拠の請願書を評価する。第 3 準備書面の後に提出された証拠は許容されないと見なされるが、提出の遅延が自らの不正行為によるものではなかったことを当事者が立証できる場合は、こ

¹⁰特許、実用新案、登録および非登録商標、登録および非登録意匠、著作権、営業秘密、知的財産権に関連する不正競争など。

の限りでない。証拠が提出されると、裁判官は、その証拠能力と事案との関連性の点から当該証拠を評価し、これに応じて審判の期日を定める。特許の審理では、裁判官による裁判所技術鑑定人の指名（裁判所技術鑑定段階）が特に重要である。鑑定人の招聘は、実施された特許の有効性、特許による保護と被疑侵害製品による当該特許の侵害の範囲など、一定の技術上の疑念に関する鑑定人の見解を得るためである。見解の提出前に、当事者は、各々の立場を擁護する技術的準備書面を提出し、それぞれ技術鑑定人を指名することができる。裁判所技術鑑定人によって提出された見解は、裁判所にとって拘束力を有しないが、歴然とした誤りがない限り、裁判官が大いに考慮する。

決定の段階

ICCP 第 189 条によれば、裁判官は、審理が決定を下すことの可能な段階にあると見なした時点で、その事案を合議体（Panel）（知的財産の事項では、3名の裁判官から成る）に諮る。当事者は、この目的のため日程が定められた特定の審理において最終的な請求を行うよう案内される。この審理で裁判官はまた、最終の準備書面と答弁の準備書面を提出するための条件を当事者に指定する。最終の準備書面で当事者の一方が請求した場合には、追加の弁論を許可する合議体の面前での最終の審判を予定することができる。

合議体は、最終の答弁の準備書面の提出後または（合議体の面前で口頭審尋が行われる場合には）その審尋の期日から数週間または数か月で事案の決定を下す。

合議体は、特に、本案の決定を下すことができるが、証拠調べ段階の再開が適切であると認めた場合には、かかる段階へ事案を差し戻すこともできる。

一審の審理には、召喚状の提出の日から決定の日まで、約2年半から3年を要し得る。

抗告

一審の決定については、ICCP 第 339 条に従って控訴院に抗告できる。

- 1 一審の決定が送達される場合、その決定について、抗告するときは送達から 30 日以内に抗告しなければならない。
- 2 一審の決定が送達されない場合、その決定について、抗告するときは公告の日から 6 か月以内に抗告しなければならない。

抗告手続は通常約2~3年続き、この手続中に通常は2回の審理が（適切とみなされる場合は）控訴院により行われ、さらに裁判所技術鑑定段階もあり得る。

抗告は、一審判決を機械的に停止することではなく、当事者がこの目的において申立てをし、停止を認める重大で確固たる理由があると裁判所が認定した場合（通常的判断基準：一審判決に重大な異議申立てがなされるか、または判決の執行が申し立てられた侵害者の債務不履行をもたらすおそれがあること）に限って停止する。

破棄院への再抗告

控訴院の決定は、法律の違反を理由とするときに限り、破棄院（Supreme Court）（Corte di Cassazione）に再抗告することができる（したがって、下級裁判所の実事認定に拘束される）。ICCP 第 360 条に従い、破棄院への再抗告の理由は、同条が明確に定めたものに該当しなければならない。再抗告理由には、管轄権の争点、法律の違反もしくは誤った適用、決定もしくは審理の無効、または抗告の決定の理由に脱漏があったか、それが不十分もしくは矛盾している場合などがある。

破棄院への再抗告の申立て期限は、下記のとおりである。

- a 控訴院の決定の送達の日から 60 日
- b 控訴院の決定の公告の日から 6 か月（送達が行われなかった場合）

破棄院の決定は、下記のうち1つである。

- 抗告の決定を修正する決定：抗告の決定が法律には従っているが、誤った理由に基づくときに下される。この場合、破棄院の権限は、決定を修正することのみに限定される。
- 再抗告を退ける（したがって、抗告の決定を支持する）決定
- 再抗告を認める決定

破棄院は、再抗告を認める（したがって、控訴院によって下された決定を確認しない）場合、その決定を控訴院に差し戻すか否かを選択することができ、この場合に控訴院は、破棄院の勧告に従うことを義務づけられる。

ただし、破棄院は、下記の場合には決定を差し戻すことができない。

- 破棄院が、管轄権や権限についての争点を解決するにあたり、抗告の決定を下した裁判官その他の裁判官に決定を下す管轄権がないと信ずる場合¹¹
- 破棄院が、審理が本案では裁判官の面前で申立てまたは追行できないと思料する場合¹²
- 破棄院が、再抗告を認めるにあたり、下級審が審理中に事案根拠と確知した事実に立脚して自らも判断する必要はないとの確信に基づき、本案に基づき決定を下す場合¹³これは、破棄院は法律的理由に基づくときにのみ決定を下すことができるとする通則に対する唯一の例外であるため、特に重要である。

他の全事案において、破棄院は抗告の決定を差し戻す。

オランダ

公判形式

原告が特許の事案で、本案の侵害または無効取消し訴訟を開始することを希望する場合、下記の2つの選択肢がある。

- 1 本案の通常審理
- 2 本案の促進審理 (accelerated proceedings)

他の知的財産の全事案では、本案の通常審理に限って開始することができる。

本案の通常審理

審理は、被告に召喚状が送達された時点から係属する。召喚状には、裁判所に事案が提出される期日を記載しなければならない（管理上の開廷 (administrative session)）。原則として、この期日は将来の任意の水曜日とするが、通常は近い将来の日付を選択する。事案を裁判所に提示すると同時に、原告は、証拠書類も（その時点で入手可能である限りにおいて）提出しなければならない。次に裁判所は、被告に対して、6週間内に答弁書および（被告が提出を希望する場合には）反訴の訴状の提出を許可する。この期間については、原告の同意またはやむを得ない理由によって数週間の延長が可能である。反訴の提起がなされた場合には、裁判所は、6週間の当初期間を設け、その期間内に反訴における答弁書が提出されるようにする。上記のとおり、反訴の原告の同意またはやむを得ない理由によって、この期間も数週間の延長が可能である。

この後に通常、「当事者の直接対面 (personal appearance of parties)」と公式には呼ばれる審理が命じられる。特許の事案では、これは弁護士による依頼人の事案についての口頭弁論になるが、他の知的財産の事案では、かかる審理はむしろ、裁判官が質問を行って事案の事実を確知する調査的な内容となる。

この審理の後、裁判所は、当事者に追加の陳述書や証書の提出を命じるか、または判決の期日を設定する。この期日は通常、審理の6~8週間後であるが、延長が可能である。

¹¹ICCP 第 382 条 3 項

¹²ICCP 第 382 条 3 項

¹³ICCP 第 384 条 2 項

要約すると、本案の通常審理には通常、判決の言渡しまで 24～30 か月を要する。

本案の促進審理

召喚状の交付前に、原告は裁判所に対し、手続日程表によって全ての重要な手続の期日を定めるよう請求する必要がある。かかる期日には、召喚状交付の最終期日、事案の提示の期日、答弁書と反訴の訴状（可能性として）の期日、反訴における答弁書の期日、口頭弁論の期日が含まれる。これら期日については、延長は認められない。口頭弁論の後、裁判所は判決の期日を設定するが、これは本案の通常審理について上述したものと同様の手続に従う。

要約すると、本案の促進審理には通常、召喚状の送達の日から判決が下されるまでに 18～24 か月を要する。

控訴

いずれの種類の審理の敗訴当事者にも、決定について控訴する権利が常にあるが、控訴では最初から審理がやり直される。正式な控訴では、判決が下された後 4 週間以内（暫定的差止め）または 3 か月以内（本案）に申し立てる必要があるが、この段階で控訴の理由を記載する必要はない。裁判所は、控訴の理由を提出する期限を設けるが（暫定的差止めには 4 週間、本案には 6 週間）、数週間の延長が可能である（ただし、相手方当事者から不服の申立てがあった場合は、この限りでない）。その後、相手方当事者は、答弁書をそれぞれ 4 週間または 6 週間以内に提出しなければならないが、この期間も延長することができる。この後で審理の期日が指定されるが、これは裁判所が対応可能であることに基づき決定される。

最高裁判所への上告

オランダでは、（主に）控訴裁判所の決定に対して最高裁判所（Supreme Court）に破棄の上告を提起することが可能である。ただし、破棄の上告審理の範囲は限定的である。控訴裁判所とは異なり、最高裁判所では事項の事実については判示せず、法律の疑義に関してのみ判断する。したがって、破棄の上告が認められるのは、最高裁判所が、控訴裁判所による法律（実体法か手続法のいずれか）の判断の誤りを見出した場合のみである。かかる結論に達した場合、最高裁判所は、事案を別の控訴裁判所に差し戻し、最高裁判所が示した法律の正しい解釈をもって判決を下すことをさせるか、または最高裁判所自体が終局判決を言い渡す。

スペイン

公判形式¹⁴

請求の申立て

通常の公判は、訴状の提出から開始される。ただし、特別に至急の理由によって訴状の提出が妨げられている場合に限り、主位的請求の審理の開始前に暫定的差止めを請求することができる。原告は、全ての事実、法的主張、証拠の一切（または、この段階で提出できないものがある場合は、少なくともその旨を記載したもの）を提出することが期待される。以降の段階で提示するため、事実、法的主張または証拠を留保しておくことはできない。訴状に対する答弁や、結果としての反訴についても同様である。

請求に対する答弁および結果としての反訴

裁判所は、その権限および管轄権の審査後、事案の審理の開始を認め、かつ、被告を召喚して通告の受領後 2 か月以内に答弁書を提出するよう命じる。これは、民事訴訟法に定められた通則（請求に対する答弁の通常の間隔は 20 就業日）からの逸脱である。2 か月ルールは特許、商標および意匠に適用

¹⁴これらの段階は通常手続（ordinary proceedings）と言われ、2000 年施行のスペイン民事訴訟法（Spanish Civil Procedure Act, SCPA）第 249.4 条に基づく、知的財産権の争点のための一般的な法的手続である。特許、商標および意匠の事項に関する修正は、2015 年スペイン特許法（Spanish Patent Act of 2015）において導入された。

されるが、著作権および著作隣接権には適用されない（通則である 20 就業日ルールが適用される）。被告は、反訴の提起を望む場合には、訴状に対する答弁書にその旨を記載する必要がある。反訴は、原告のみではなく、審理に関わる全当事者に向けて提起する必要がある。次に被告は、（特許、商標および意匠の事項について）2 か月の期間に答弁書を提出する。著作権の事項では、この期間は 20 日である。

予審

訴状（または該当する場合は反訴）に対する答弁書の受領後、裁判所は、当事者を召喚して予審に出席させる。これは、理論上は通告の受領後 20 日以内である。しかしながら、現実には、裁判所が設定する実際の予審の期日は、裁判所による事案の審理とその事務量に左右され、相当遅延する傾向がある（例えば、7～15 か月後）。

予審は、下記のことを目的とする。

- 1 裁判所での審理を回避すべく、当事者間での合意形成を試みる。
- 2 審理の開始を妨げる可能性のある争点（いずれかの当事者の適格性（*ius standi*）欠如、訴訟が係属中（*lis pendens*）、訴状の法的瑕疵など）を審査する。
- 3 請求の目的物および事案で争点となっている事実について明確にする。
 - 当事者は、相手方当事者が掲げる主張に関連する請求を提出し、事案についての法的論拠を異にしない自らの申立てに対する釈明もしくは修正をし、または相手方当事者の同意がある場合には付随的訴答書面を追加することができる。相手方当事者がこれに同意しない場合でも、裁判所は、かかる新たな訴答書面によっても相手方当事者の抗弁権の行使は妨げられない、と判断することができる。さらに、当事者は、本訴または反訴の提起の時点で知らなかった事実を申し立てることができる。
 - 当事者はまた、自らの申立てに対する釈明、修正または付随的訴答書面を支持する証拠（書類や鑑定人の報告書など）も提出できる。
- 4 当事者にそれぞれの証拠を提出させる。裁判所は、不正な証拠とともに、争点となっている事実を証明するのに無関係または不用な証拠を却下する。

公判

予審に続いて行われるのが公判であり、その中で当事者は、証言し、証人や鑑定人を招聘し、裁判所および他の当事者に対して提示すべきその他の形式の証拠を提供する。鑑定人や証人は交互尋問され、裁判官はこれらへの質問を先送りすることができる。

審理のこの段階では、新たに提出される事実は、予審の後に発生したか、（可能性として）予審の後で知ったと見なされる点に注意が必要である。この後、各当事者は、提示したそれぞれの証拠に関する法的主張および結論を系統立てて述べる（結論は、裁判所の命令に基づき書面の形とすることもできる）。

裁判所は、裁判官に提示された主張および証拠について検討する（ただし、当事者が新たな証拠の検討を請求する場合、裁判所は、完全に裁判所の裁量で、当該証拠の関連性を勘案して請求について判断する）。裁判所は、理論上は公判後 20 日以内にその決定を公表しなければならない（実際には、一部の複雑な事案では判決は数か月後に下される）。

段階

時期

相手方当事者の審問を行わない
(*inaudita altera parte*) 暫定的差止め

差止めの申立書の提出後 1～2 か月

相手方当事者の審問を行う暫定的差止め	差止めの申立書の提出後 4～6 か月
暫定的差止めの抗告	抗告の申立て後 6 か月
訴状	暫定的差止めは、主位的請求とともに請求する必要がある。特別に至急の理由があるときは、暫定的差止めを先に請求することは可能であるが、裁判所がこれを許可する決定を下した後 20 日以内に、主位的請求の本訴を提起しなければならない。 特許侵害に対する損害賠償請求は、当該請求の申立ての 5 年超前に発生した行為に対しては、これを行うことができない。
抗弁、無効の理由を伴った反訴	訴状の送達後 2 か月
答弁および反訴に対する抗弁	抗弁および反訴の送達後 2 か月
一審判決の取得	約 1 年半～2 年
控訴	一審判決の送達後 20 日、控訴原告は実体的な訴えを申し立てなければならない。
控訴に対する異議申立て	控訴の準備書面の送達後 10 日
二審判決の取得	1～2 年
最高裁判所への上告	控訴判決の送達後 20 日、上告原告は実体的な訴えを申し立てる。
最高裁判所への上告に対する異議申立て	上告の準備書面の送達後 20 日
終局判決の取得	3～5 年

控訴

控訴は、一審判決の通告の後 20 日以内に一審裁判所（Court of First Instance）に提起する。控訴の準備書面には、控訴についての全主張を記載し、これが相手方当事者に送達され、次に相手方当事者は、控訴に対する異議申立てを 10 日以内に提起する。相手方当事者の異議申立てには、控訴原告が控訴の対象としていない判決の他の規定についての控訴を含めることができる。以後、控訴被告が控訴の新たな理由を提出する場合、異議申立ての趣意書を控訴原告に送達し、控訴原告は、控訴被告により提出された控訴の新たな理由と控訴被告により提示された新たな証拠（あれば）に関する全ての関連する申立てを 10 日以内に提起する。その後、全書類が県裁判所（Court of Appeal）に転送される。

控訴において当事者は、手続上の規則や法規定の違反についてのみ申し立てることができるが、追加の証拠を提出することはできない。下記の証拠を認めることのみを請求できる。

- 一審の段階で誤って拒絶された証拠（それを提出した当事者が拒絶に異議を申し立てた場合）。
- 一審で認められたが、控訴原告の責に帰さない理由によって裁判所で用いられなかった証拠。
- 一審の審判中で証拠の提出が認められていた期間の開始後に起こった（あるいは開始後にしか知ることができなかった）関連する事実に関する証拠。

県裁判所が判示するのは、書類を受領したとき、または、審理が行われる場合（いずれかの当事者が審理を請求して裁判所がその裁量をもってこれを認めるか、もしくは証拠調べの目的で審理が必要な場合）は、審理の後である。控訴の審理での決定は、事件要録が県裁判所に提出された後約1~2年で下される。

口頭審理に従う決定で、訴額が 3,000 ユーロを超えないものに関しては、控訴をすることはできない。

最高裁判所への上告

最高裁判所への上告は、県裁判所の決定の通告の後 20 日以内に提起されなければならない。上告は、審理過程の訴訟物を解決するために適用される法規定の違反に対するものに制限される。上告可能な決定は、下記のいずれかに限られる。(i) 基本的権利を扱うもの、(ii) 訴額が 600,000 ユーロ以上の訴訟物に関するもの、(iii) 訴額が 600,000 ユーロより低い訴訟物に関するが、a) 最高裁判所の法解釈と相反するか、何らかの点で矛盾するもの、または b) 2 か所以上の県裁判所で相反する判決が下された対象のもの、または c) (過去 5 年間で成立した) 新法を扱うもの。これらの理由については、裁判所は非常に限定的に解釈する。

1.2 中央集権裁判所の管轄権

全般的な注釈：全ての EU 加盟国は、欧州連合商標に関する規則第 2017/1001 号（「EUTMR」）第 123 条および欧州共同体意匠に関する規則第 6/2002 号（「CDR」）第 80 条に従い、中央集権型の EU 商標裁判所および欧州共同体意匠裁判所を設置している。

オランダ	フランス	ベルギー	スペイン
<p>ハーグ地方裁判所（District Court of The Hague）は、下記の知的財産の事項に関し専属管轄権を有している。</p> <ul style="list-style-type: none">● 特許および補完的保護証明書（SPC）● 種苗育成者権● EUTM および意匠 CD● 半導体製品の集積回路の回路配置● いくつかの著作権／著作隣接権の報酬規則 <p>他の全ての知的財産の事案については、19 か所の地方裁判所のいずれにも提訴することが可能である。</p>	<p>国家商標および意匠に対する限定された数のフランス裁判所の専属管轄権（10 か所の大審裁判所—ボルドー、リール、リヨン、マルセイユ、ナンテール、ナンシー、パリ、レンヌ、ストラスブールおよびフォール・ド・フランス—並びにそれぞれの管轄の控訴院）。</p> <p>ただし、2020 年 4 月 1 日以降に開始された全ての訴訟について、フランス商標庁（INPI）は、商標無効訴訟に対し専属管轄権を有する（とりわけ、侵害の請求に応じてもしくは民事裁判所の専属管轄権の範囲に含まれる請求に関連して提出された無効取消しの反訴、先行する著作権、登録意匠または人的財産権に基づく無効取消し訴訟など、若干の例外がある）。¹⁵</p> <p>特許、EUTM および CD に対するパリ裁判所の専属管轄権（2008 年 6 月 2 日付の適用命令第 2008-522 号）。</p>	<p>ブラッセル企業裁判所（Brussels enterprise court）は、特許および SPC の事項並びに EUTM および CD の事項について専属管轄権を有する。</p> <p>5 つの企業裁判所（ブラッセル、アントワープ、ヘント、モンスおよびリエージュ）は、（ベネルクス）の商標および意匠、種苗育成者権、半導体製品の集積回路の回路配置、並びに著作権および著作隣接権の事項について専属管轄権を有する。</p>	<p>国家の権利に対しては適用しない。ただし、国の商標侵害訴訟または国の意匠侵害訴訟が EUTM/CD 侵害訴訟と併合される場合には、EUTM および意匠裁判所が専属管轄権を有する。</p> <p>EUTM と CD の侵害の本訴、有効確認の反訴、および非登録共同体意匠の無効確認の本訴についての中央集権裁判所は、アリカンテ商事裁判所（Alicante Commercial Court）第一および第二法廷（一審まで）並びにアリカンテ県裁判所（Alicante Court of Appeals）である。</p> <p>上記の裁判所は、EUTM と CD の侵害の本訴および有効確認の反訴について、原告も被告も共同体加盟国内に住居や施設を有していない場合でも、引き続きこれらに対応する。</p>

¹⁵2015 年 12 月 16 日付 EU 指令第 2015/2436 号を適用する、2019 年 5 月 22 日付 PACTE 法、および 2019 年 11 月 13 日付命令第 2009-1169 号に従う。

イングランドおよびウェールズ

知的財産の訴訟は、そのほとんどが高等法院の大法官部で扱われる。¹⁶特許裁判所または IPEC¹⁷に必ずしも属さない事案は、大法官部の裁判官なら誰でも審尋を行うことができる。大法官部の一般法廷は、「中央集権型」と見なされている。事案の審尋を行う裁判官には、知的財産事案の審理経験がある人もない人もいるからである。高等法院は、ロンドンの王立裁判所（Royal Courts of Justice）内に置かれている。

高等法院の審理は、ロンドンの高等法院と同様、地方登記所（District Registry）でも提起できる。地方登記所は高等法院の一部であって、イングランドおよびウェールズの様々な地区に置かれ、バーミンガム、ブリストル、カーナーヴォン、カーディフ、リーズ、リバプール、マンチェスター、モールド、ニューキャッスル・アポン・ティンおよびプレストンの10か所に大法官部地方登記所が設置されている。ただし、カーナーヴォン、モールドおよびプレストンの地方登記所は、登録商標に関し管轄権を有しない。

商標、著作権、詐称通用および意匠権

1994年商標法（Trade Marks Act 1994）に基づき、商標、著作権、詐称通用および非登録意匠権に関する請求は、下記で開始されなければならない。¹⁸

- a 大法官部
- b IPEC（かつての州特許裁判所）
- c 大法官部地方登記所もある州裁判所

一審の審判の代表的な訴訟費用は、特許以外の知的財産権の事案では200,000～1,000,000ポンドの範囲となる。

上記の価額は一般的な指針に過ぎないという点に留意されたい。実際の訴訟費用は、事案の複雑性に全面的に左右され、上記より高額または低額となる可能性がある。

上訴

高等法院からの控訴は、控訴院が扱う。控訴院からの上告は、最高裁判所が扱う。

ドイツ

ドイツでは、管轄権の分担（「二元的制度」）によって、侵害と無効確認の審理は別の裁判所で行われる。

特許

侵害の審理：特許および実用新案の事項では、12か所の地方裁判所（Landgerichte、LG）で専門部を設け、特許および実用新案に関する侵害の審理に対する専属管轄権を持たせている（このうち最も高い頻度で選択されるのは、デュッセルドルフ、マンハイムおよびミュンヘンであり、他にベルリン、ブラウンシュヴァイク、エルフルト、フランクフルト・アム・マイン（実用新案はフランケンター）、ハンブルク、ライプツィヒ、マグデブルク、ニュルンベルク、ザールブリュッケンがある）¹⁹。

¹⁶高等法院は6部に分かれており、大法官部は（特に）知的財産権の事項を扱う。

¹⁷1.3の表を参照のこと。

¹⁸全詳細については、CPR実施細則63第16項を参照のこと（同一裁判所で開始しなければならない他の事項も含む）。

1980年ドイツ特許法第143条(2)、1986年ドイツ実用新案法（German Utility Models Act 1986、GebrMG）第27条(2)、および各地方規則と関連して、以下の管轄となる。

1. ベルリン地方裁判所は、ベルリン連邦州（1995年11月20日付法律GVBl. BLN 96, 105）およびブランデンブルク連邦州（1995年12月15日付法律GVBl. BR 95, p. 689。1995年11月20日付条約GVBl. BLN 96, p. 105。GVBl. BR 95, p. 288）

2. ブラウンシュヴァイク地方裁判所は、ニーダーザクセン連邦州（1998年1月22日付規則—ニーダーザクセンGVBl. 98, p. 66）

3. デュッセルドルフ地方裁判所は、ノルトラインヴェストファーレン連邦州（1998年1月13日付規則—GV. NW 98, p. 106）

4. エルフルト地方裁判所は、チューリンゲン連邦州（1995年12月1日付規則GVBl. TH 95, p. 404）

判決については、管轄の高等裁判所（Oberlandesgericht、OLG）に控訴が可能である。連邦通常裁判所（Bundesgerichtshof、BGH）（カールスルーエ）は、侵害訴訟の最終審である。

無効確認の審理：ドイツ連邦特許裁判所（Bundespatentgericht、BpatG）（ミュンヘン）は、特許に関する有効性の争点に対し専属管轄権を有する。この裁判所は、欧州特許のドイツ部分およびドイツ特許に関する無効取消し訴訟の一審裁判所である。さらに、同裁判所は、ドイツ特許商標庁（Deutsches Patent und Markenamt、DPMA）（ミュンヘン）の審決に対する抗告審でもあり、実用新案に関する取消し手続およびドイツ特許に関する異議の審決を扱う。連邦通常裁判所は、無効確認訴訟の最終審でもある。

商標および意匠

侵害の審理：商標の事項では、21 か所の地方裁判所で専門部を設け、ドイツおよび国際登録商標に関する侵害の審理に対する専属管轄権を持たせている（このうち最も高い頻度で選択されるのは、ハンブルク、デュッセルドルフ、ケルン、ミュンヘンおよびフランクフルト・アム・マインである）。意匠の事項では、20 か所の地方裁判所で専門部を設け、ドイツ意匠に関する侵害の審理に対する専属管轄権を持たせ、20 か所の地方裁判所で共同体意匠に関する侵害の審理に対する専属管轄権を持たせている。控訴は高等裁判所で扱い、連邦通常裁判所が侵害訴訟の最終審である。

無効確認の審理：ドイツ連邦特許裁判所は、絶対的拒絶理由に基づく商標に対する取消し手続に関する、ドイツ特許商標庁の審決に対する抗告審である。

登録ドイツ意匠に対する取消しの審理も、ドイツ特許商標庁が扱う（意匠法第 34 条 a(1)）。ドイツ特許商標庁は、登録意匠の所有者者に無効確認の申立てを知らせる。所有者が 1 か月以内に異議を申し立てない場合、無効性が確定または宣言される。所有者が異議を申し立てた場合、意匠部は、無効確認の手続を継続し、必要な場合は審理の後で、提出された事実および証拠に基づきその申立てについて決定する。登録意匠は、無効となった場合、意匠登録簿から抹消される。控訴は、ドイツ連邦特許裁判所に提出することができる。

イタリア

イタリアには、中央集権型の裁判所は存在しない。したがって、全ての知的財産事案は、22 の様々な都市に置かれたいわゆる「*Sezioni Specializzate in Materia di Impresa*」（「会社事項専門部」（Specialized Divisions in Company Matters））である 22 のイタリア専門部のうち 1 つに持ち込まれる。

これらの専門部の地域的権限は、様々な判断基準に基づき決定される。

簡単に述べると、侵害の審理において、その事案は下記の管轄区の部に提起する必要がある。

- a 被告が住所／登記上の事務所を有する、または両方とも不明である場合は居住地を有する管轄区
- b 被告の住所、居住地および登記上の事務所が不明であるか、またはイタリアの領土にはない場合、原告が住所／居住地を有する管轄区

5. フランクフルト（マイン）地方裁判所は、ヘッセン連邦州地方裁判所の区裁判所（1960 年 8 月 26 日付規則 GVBI. 60、p. 175（特許）、1987 年 8 月 27 日付規則 GVBI. 87 I、p. 163（フランケンターレー実用新案））およびラインラントファルツ連邦州地方裁判所の区裁判所（1950 年 8 月 4 日付ラインラントファルツ／ヘッセンの条約 GVBI. HE 50、p. 251。GVBI.R-P 50、p. 316（特許））

6. ハンブルク地方裁判所は、ブレーメン連邦州、ハンブルク連邦州およびシュレーズウィヒホルシュタイン連邦州（1993 年 5 月 18 日付法律 GBI. BR 93、p. 154。1993 年 2 月 2 日付法律 GVBI. HH 93、p. 33。1993 年 9 月 27 日付法律 GBI. SH 93、p. 497。1993 年 11 月 6 日付法律 GVOBI.M-V 93、p. 919。1992 年 11 月 17 日付 BR、HH、SH および M-V 間の協定 GVBI. HH. 93、p. 33。BIPMZ 95、236）93、p. 33；BIPMZ 95、236；

7. ライプツィヒ地方裁判所は、ザクセン連邦州（1994 年 7 月 14 日付規則 Sächs. GVBI. 94、p. 1313）

8. マグデブルク地方裁判所は、ザクセンアンハルト連邦州（1995 年 12 月 5 日付規則 GVBI. LSA 95、p. 360）

9. マンハイム地方裁判所は、バーデン＝ヴュルテンベルク連邦州（1998 年 11 月 20 日付規則 GBI. BW 98、p. 680）

10. ミュンヘン地方裁判所第一法廷は、ミュンヘン高等裁判所の区裁判所

11. ニュルンベルク・フルト地方裁判所は、ニュルンベルク高等裁判所およびバンベルク高等裁判所の区裁判所（1988 年 2 月 2 日付規則第 18 条－Bayer. GVBI. 88、p. 6、9）

12. ザールブリュッケン地方裁判所は、ザールラント連邦州（唯一の地方裁判所のため、規則はなし）

c 侵害が発生した管轄区

無効確認の審理については、登録された知的財産権所有者が自分の居住地として選択した専門部が管轄権を有する（ただし、無効確認が反訴である場合、侵害の審理において判示すべく訴訟が提起された専門部がまた決定を下すことができる）。

ミラノ、ローマ、トリノおよびベニスの裁判所は知的財産の事項に関し大いに経験を積んでいると考えられるため、可能である場合、当事者は、これらの裁判所の専門部で訴訟を提起する傾向がある。

詳細な情報については、第 1.3 節を参照のこと。

1.3 専門裁判所の管轄権

イングランドおよびウェールズ	ドイツ	フランス
<p>イングランドおよびウェールズには、2 か所の知的財産専門裁判所がある。</p> <ol style="list-style-type: none">1 特許裁判所（高等法院大法官部の一部）2 IPEC（現在は、これも高等法院大法官部の一部） <p>両方とも通常はロンドンに置かれる。</p> <p>これらの裁判所は、そこに務める裁判官が、技術的に適格であり、知的財産権紛争の審尋の経験も積んでいることから、専門裁判所と見なされる。</p> <p>特許裁判所および州特許裁判所は、特許および登録意匠の請求に関し専属管轄権を有している。</p> <p>一審の審判の代表的な訴訟費用は、以下の範囲となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none">● 特許の事案では、400,000 ポンド～3,000,000 ポンド● 登録意匠権の事案では、200,000 ポンド～1,000,000 ポンド <p>上記の価額は一般的な指針に過ぎないという点に留意されたい。実際の訴訟費用は、当該事案の個々の状況に全面的に左右され、上記より大幅に高額または低額となる可能性がある。</p> <p>上訴—IPEC および特許裁判所の両方からの控訴は、控訴院が扱う。控訴院からの上告は、最高裁判所が扱う。</p>	<p>知的財産の事項のみを扱う地方裁判所または高等裁判所はない。ただし、上述の各中央集権裁判所には、特定の種類の知的財産権（特許および実用新案、商標など）を専門とする経験豊富な裁判官を構成員とする限定された数の合議体がある。</p> <p>真の専門の裁判所は、ドイツ連邦特許裁判所のみで、上述の争点に関し専属管轄権を有する。</p> <p>特許の事項では、合議体は法律家と技術者の両方を構成員とするが、商標および意匠の事項では、合議体は法律家のみを構成員とする。</p> <p>以上のことから、ドイツ特許商標庁は、専門裁判所と見なすことができる。実用新案に関する取消しの手続と、ドイツ特許に関する異議申立て手続を同庁で扱うからである。</p>	<p>専属管轄権を有する裁判所のうち、パリ裁判所だけが知的財産事項の専門部を有する（パリ大審裁判所の第三部、パリ控訴院の第五部第一院および第二院）。</p>

オランダ

いくつかの地方裁判所には、知的財産の事項を専門とする裁判官がいる（中でも、ハーグ、アムステルダム、アルンヘムおよびスヘルトーヘンボスの各地方裁判所）。ハーグ地方裁判所の知的財産部は、最大規模であり、多くの知的財産の事案において専属管轄権を有する（第 1.2 節－中央集権裁判所の管轄権を参照のこと）。

イタリア

イタリアでは、知的財産権（特許、実用新案、登録および非登録商標、登録および非登録意匠、著作権、営業秘密、知的財産権に関連する不正競争、まだ付与されていない登録知的財産権の出願など）に関する審理は、いわゆる「**Sezioni Specializzate in Materia di Impresa**」（「会社事項専門部」（**Specialized Divisions in Company Matters**））の面前で討議される。これらは 22 か所あり、下記の都市に置かれている。アンコーナ、バリ、ボローニャ、ボルツァーノ、ブレシア、カリアリ、カンポバッソ、カタニア、カタンザーロ、フィレンツェ、ジェノバ、ラクイラ、ミラノ、ナポリ、パレルモ、ペルージャ、ポテンツァ、ローマ、トレント、トリエステ、トリノおよびベニス。

上述の専門部は、知的財産だけでなく、広く会社関連の全ての事項を扱う（したがって、これらについて権限を有する）。

これらの専門部の地域的権限は、様々な判断基準に基づき決定される。上記第 1.2 節を参照のこと。

ベルギー

知的財産の事項を専門に扱う裁判所はない。ただし、上述の中央集権裁判所の一部（ブラッセルなど）には、知的財産権を専門とする部がある。これらの部の裁判官は、知的財産の事項の経験が豊富である。

スペイン

商事上の争点を専門とする裁判所は、知的財産権を扱う。バルセロナ県裁判所（**Barcelona Court of Appeals**）第十五部とマドリッド県裁判所（**Madrid Court of Appeals**）第二十八部は、実際に高度の専門性で知られている。

県裁判所は、一審判決によって決定される（例えば、バルセロナ一審裁判所事案はバルセロナ県裁判所に、バレンシア一審判決はバレンシア県裁判所に送られる）。

スペインでの一審に関し、司法総合委員会（**Judicial General Board**）は 2021 年 11 月 4 日、7 つの地域の特定の裁判所を専門化することを決定した。これらの裁判所はスペインの全領土について管轄権を有し、その権限は、被告の居住地または侵害の場所に基づき決定される。

- カタルーニャ：特許および工業的意匠はバルセロナ商事裁判所第一、第四および第五法廷が管轄し、商標はバルセロナ商事裁判所第二、第六、第八および第九法廷が管轄する。

オランダ

イタリア

ベルギー

スペイン

訴訟の当事者が外国に登記上の事務所を有する会社である場合、上述の専門部の一部のみが権限を有する（かつ、この権限は、法令第168/2003号第4条1項の2により明確に特定された「特別の」地域的判断基準に基づき特定される）。

UIBMと国家商標適用に対する異議申立て手続「Ufficio Italiano Brevetti e Marchi」（「UIBM」）は、イタリア特許商標庁のことであり、国家商標出願の登録や国際登録（世界知的所有権機関、WIPO）のイタリアへの拡張登録に対して申請され得る異議申立て手続について判断する。第2.1節も参照していただきたい。

- マドリッド：特許、商標および産業財産をマドリッド商事裁判所第六、第七、第八、第九、第十、第十一および第十三法廷が管轄する。
- バレンシア：特許はバレンシア商事裁判所第二および第四法廷が管轄し、商標および工業的意匠はバレンシア商事裁判所第一及第三法廷が管轄する。
- アンダルシア：特許、商標および産業財産をグラナダ商事裁判所第一および第二法廷が管轄する。
- カナリア諸島：特許、商標および産業財産をグランカナリア商事裁判所第一法廷が管轄する。
- ガリシア：特許、商標および産業財産をコルーニャ商事裁判所第一法廷が管轄する。
- バスク地方：特許、商標および産業財産をビルバオ商事裁判所第二法廷が管轄する。

EUTM と CD の侵害の本訴、有効確認の反訴、および非登録共同体意匠の無効確認の本訴の専門裁判所として、アリカンテ商事裁判所第一法廷

オランダ

イタリア

ベルギー

スペイン

(一審まで) およびアリカンテ県裁判所がある。

追加コメント（前表において*で特定する）

イングランドおよびウェールズ

英国知的財産庁

特許の侵害および無効取消しの審理については、英国知的財産庁（Intellectual Property Office）（「UKIPO」）も審決できる。UKIPO は、差止めを命ずることができないため、侵害の審理において利用されることは稀である。救済措置は、損害賠償の宣言および裁定に限定される。

商標登録局

商標の許可に対する異議申立てや、商標登録について争うための（ただし、侵害の手続を除く）商標の手続は、商標登録局（Trademarks Registry）（UKIPO の一部）で開始できる。侵害の訴訟審理が高等法院で既に開始されており、申し立てられた侵害者が商標の有効性を争うことを希望する場合は、無効取消しの反訴は、高等法院で係属中の訴訟において行わなければならない。

著作権審判所

著作権審判所（Copyright Tribunal）（1988 年著作権、意匠および特許法（Copyright, Designs and Patents Act 1988）に基づき設立）は、独立機関である。この審判所の主要な機能は、団体著作権の実施許諾（collective copyright licensing）の分野での多様な紛争を解決することである。同審判所の審決については、高等法院への不服申立てが可能であるが、法的論点に対するものに限定される。

不服申立て

知的財産庁長官（Comptroller General of Patents, Trademarks and Designs）、商標登録官または意匠登録官の審決については、下記の定めに従い不服申立てができる。

- 特許の不服申立ては、特許裁判所／高等法院のみが扱う（CPR 第 63 部 16 条(2)）。
- 商標の不服申立ては、アポインテッド・パーソン（Appointed Person）（知財の分野で経験のある弁護士や弁理士などの中から大法官により指名された者）または高等法院が扱う。商標の不服申立ては、高等法院に申し立てられた場合、大法官部に委譲される（94 年商標法第 76 条および CPR 第 63 部 16 条(2)）。
- 登録意匠権の不服申立ては、登録意匠不服申立審判所（Registered Designs Appeal Tribunal）のみが扱う。同審判所の特許裁判官 1 名が審判にあたる（1949 年登録意匠法（Registered Designs Act 1949）第 28 条）。

第2章：裁判所の特徴

2.1. 裁判所における各知的財産権の争点と行使方法

ベルギー

裁判所

ベルギーにおける知的財産の状況が2007年に広範な再編を見て以降、知的財産権（特許、補足的保護証明書(SPC)、欧州連合商標(EUTM)、共同体意匠(CD)、ベネルクス商標、ベネルクス意匠、地理的表示(geographical indications)、半導体についての各権利)は、商事裁判所での法的審理を経なければ、これを行使できない。ただし、一部の小規模な著作権の事案（非商業団体が提起するものか、上限額5,000ユーロを超えないもの）ならば、民事裁判所（Civil Courts）でも審理できる。

ベルギーでは5か所の裁判所が、ベネルクス商標および意匠の事項、全ての著作権および著作隣接権の事項、植物育成者権、地理的表示の事項、そして半導体の形状に関する論点について、審理の管轄権を持つ。これらの裁判所はアントワープ、ヘント、ブラッセル、リエージュ、モンスに所在し、それぞれに控訴院もある。

特許、補足的保護証明書および共同体の権利（商標または意匠のいずれか）については、ブラッセル商事裁判所（フランス語またはオランダ語）が専属的に審理を行う。

訴訟

上記裁判所の中で、基本的に以下の4種類の審理を行うことが可能である。（一方的または当事者間の）暫定的差止めの審理、本案審理、「迅速手続」の審理、被疑侵害製品の記述的押収措置を求める一方的命令である。このような訴訟は、知的財産権の所有者、および（様々な条件に従って）その（専用）実施権者によって開始される可能性がある。

第一に、暫定的差止めの請求は、その事項に緊急を要し、かつ、一見して（*prima facie*）有効な知的財産権に一見して（*prima facie*）侵害がある場合には、申立て可能である。最も急を要する事案は、このような暫定的差止めは、一方的に（被告を審問せずに）得ることができる。決定については通常、ごく短期間で得ることができる（事案の複雑さに応じて、数日、数週間から2~3か月かかることもある）。

第二に、上記の商事裁判所は本案の審理に判決を下す。知的財産権の侵害や無効取消しの訴訟は、かかる裁判所に本訴か反訴のいずれの形式でも提起できる。すなわち、ベルギーの法律には「分担（*bifurcation*）」制度が存在しない。無効取消しの本訴は、取消しに法的利益を有する（被疑侵害者、権利の自由な取扱いを望む競争者、先行権利の所有者、等）誰もが提起できる。また、被疑侵害者が、非侵害の宣言を求めて知的財産権の所有者を提訴することもできる。ただし、この場合は、侵害に関する真正な争点の存在を証明できることが条件となる。

第三に、商事裁判所の1つの部では、「迅速手続審理」と称される手段で本案に関する差止めを命じることが可能であり、当該手続は2~3か月で完了される。こうした審理は緊急を要すると見なされるため、知的財産の所有者は、請求された差止めの緊急性を明示的に立証する必要はない。中間判決の審理では緊急性の立証の要求水準が高く、迅速手続審理によって、結果として（暫定的というよりも）終局差止めが得られるであろうという事実から、「迅速手続訴訟」は、知的財産の侵害に対する差止めを迅速に得ることを希望する知的財産の所有者にとって、好適な手段となってきた（場合によっては、罰金、撤回、判決の公表を伴う）。ただし、知的財産権の無効取消しもしくは非侵害の宣言については、迅速手続訴訟は提起できない。また、権利の所有者は迅速手続訴訟において損害賠償を請求することはできない。これらの請求は、本案に関する非迅速手続訴訟に留保される。

最後に、知的財産の侵害が存在する証拠を発見しその範囲を確定するため、商事裁判所に対して「記述的押収措置」(beslag inzake namaak)を求めることができる。このような請求は、単独で提起することも、被疑侵害製品を「凍結」する一方的命令の請求と組み合わせて提起することもできる。

差止めや、被告に特定の行為(侵害行為の中止や撤回文書の送付など)を強制する裁判所からのその他の命令の遵守は、金銭的な罰則(「astreintes」や「dwangsommen」)を通じて保証される。このような罰則は、判決に従わない場合に自動的に課される。かかる罰金を含む判決は他のEU加盟国でも容易に執行可能で承認されているため、被告がベルギー国外のEU域内のいずれかに所在する場合、この手段は特に有効である。

イングランドおよびウェールズ

イングランドおよびウェールズでは、知的財産権の保護については、主に以下の法律に依拠する。

- 改正 1977 年英国特許法 (PA 1977)
- 改正 1988 年著作権、意匠および特許法 (CDPA 1988)
- 改正 1994 年英国商標法 (TMA 94)
- 改正 1949 年英国意匠法 (RDA 1949)

知的財産権の所有者はその権利を侵害、利用、その他悪用しようとする者に対して、各種の法律の規定に従って訴訟を提起できる。イングランドおよびウェールズには、制定法よりむしろ判例法に基づく訴訟もあり、これには詐称通用(非登録商標の保護のため)や、秘密情報の濫用、悪意の虚偽、営業上の名誉棄損に対する訴訟も含まれる。

知的財産の侵害訴訟は、「分割公判(split trial)」方式で進められ、その第1段階は法的責任の争点に関連し、第2段階は金銭上の救済額に関連する。この2段階手続構造により、金銭上の救済の請求において、実際には特許が侵害されていなかったり、無効であったりする可能性があっても、費用の無駄を確実に防ぐことができる。実務上、法的責任の争点に決定が下されると、金銭上の救済額を決定する審理は、大抵の場合は公判なしで結審する。

当事者

侵害訴訟では、通常、原告は権利の所有者であり、被告は被疑侵害者である。侵害訴訟はまた、以下のように所有者以外の者でも開始できる。

- 特許

特許の専用実施権者は、特許所有者と同様の権利を有することから、その実施権が特許庁に登録されているかどうかに関わらず、実施権が定められた日から救済を求める訴訟を開始できる。ただし、実施権の日から6か月以内に専用実施権を登録していない場合には、当該実施権者は、実施権による費用や経費の償還を請求できない。

- 商標

商標の専用実施権者は、実施権の許諾後に生じた事項についての定めがなされているならば、訴訟を開始できる。専用実施権者の権利は、商標所有者と同様であり、所有者以外の誰に対してもその権利は行使され得る。実施権に別途の定めがない限り、実施権者が商標の所有者に侵害訴訟の開始を求めていたにも関わらず、所有者が2か月以内にこれを提起しない場合には、実施権者は商標の所有者であるかのように、自身の名義でかかる訴訟を開始できる。この場合、商標所有者は、原告または被告として、その訴訟に参加しなければならない。

実施権者は、その実施権が登録されているかどうかに関わらず、訴訟を開始できるが、実施権が定められた日から6か月以内にこれを登録していない場合には、実施権による費用や経費の償還を請求できない。

- 著作権

著作権の専用実施権者は、実施権の許諾後に生じた事項について、著作権所有者と同様の権利を有し、救済を求め得ることから、訴訟を開始できる。専用実施権者の権利は、著作権所有者と同様であり、所有者以外の誰に対してもその権利は行使され得る。

- 意匠権

意匠権の専用実施権者は、実施権の許諾後に生じた事項について、意匠権所有者と同様の権利を有し、救済を求め得ることから、訴訟を開始できる。

証拠

代表的な知的財産の事案において公判で提示し得る**実証的証拠**の種類を、以下の表に要約する。

特許	商標	著作権	意匠
発明者がどのように発明を思い付くに至ったか	商標の性質、その使用の範囲	著作権の対象の著作物が創作された状況	訴訟の対象の意匠が創作された状況
申立てのあった発明の先使用の性質、その範囲	商標の一般的な認知度	被疑侵害著作物が創作された状況	訴訟の対象の意匠が創作された当日に既存の意匠
特許の優先日の前後に被告または第三者が行っている実施	被疑侵害記号の使用が実際に、または質問表への答弁で、一般市民にもたらした混乱	所有権を巡る争点の場合、著作権対象の著作物の創作者と、その著作物の後の所有者との関係	所有権を巡る争点の場合、訴訟対象の意匠の創作者と、訴訟対象の意匠の後の所有者との関係
被疑侵害行為への被告の関与度	被疑侵害行為への被告の関与度	被告が著作権の通告をされた範囲（二次侵害が申し立てられている場合）	被疑侵害意匠が創作された状況
		被疑侵害行為への被告の関与度	被疑侵害行為への被告の関与度

知的財産訴訟では、**鑑定証拠**が事案の結果に重要な影響を及ぼすパターンが多い。鑑定人の役割とは、公正かつ公平に裁判所に助力することである。様々な知的財産権のために公判で提示される鑑定証拠には、一般に以下の種類がある。

特許	商標	著作権	意匠
特許または引用された先行技術で使用された技術の科学用語または技術用語の意味	調査が計画された態様と、その調査の結果から導き出すことができる結果	被疑侵害著作物が、著作権の対象の著作物の実質的な複製である範囲	意匠が新規であって陳腐ではないか、独自の特徴を有する範囲（問題となる権利の内容に相応）
特許の優先日における技術分野の最先端知識および常識	一定の製品やサービスについて説明するための、仕様上の用語の使い方		被疑侵害意匠が訴訟対象の意匠の実質的な複製であるか、訴訟対象の意匠に知識のあるユーザーに全体として異なった印象を与えない範囲（当の権利による）
請求対象の発明と被疑侵害との技術上の差異			
引用された先行技術と請求対象の発明との技術上の差異			

鑑定人の役割には、請求の解釈や、有効性または侵害の争点の評価（該当する場合）等は含まれない。これらは裁判所に委ねられる事項である。

事実の証人と鑑定人の宣誓書および主たる証拠を定める報告書はそれぞれ、通常は公判の 2 か月前に交換される。次に証人および鑑定人は、それぞれの宣誓書を検証し、その内容について相手方当事者の反対尋問を受けることができるよう、公判に出廷する。

根拠のない脅迫

イングランドおよびウェールズでは、特許、商標、意匠の権利侵害の訴訟の提起には、他者への脅迫と見なされるリスクが存在する。²⁰そのような脅迫で権利を侵害された者は（被脅迫者であるか否かに関わらず）、かかる脅迫者に対して訴訟を提起できる。脅迫の訴訟で認められた救済措置には、脅迫が不当である旨の宣言、脅迫の継続を阻止する差止めや、派生的損害を被った場合の損害賠償が挙げられる。

根拠のない脅迫は、明示、暗示を問わないが、脅迫の構成要素については客観的に検証される。裁判所は、その発言によって、合理的な発言の受け手に脅威が伝わったかどうかについて判断する。特定の受け手や発言者の考え方は、問題とはならない。合理的な受け手とは、全ての周囲の事情について知識を有していて、かかる発言を受けた相手として営業上の背景を持つ種類の人物と言えよう。実際のところ、解決すべき真正な論争または交渉がない場合、かかる脅迫を「権利を害さないもの」と規定しただけでは、根拠のない脅迫と判断されることを免れない。²¹

ただし、知的財産権についての事実情報の単なる供与、主要な侵害者の身元を見つけ出すことのみを目的とした調査、かかる調査目的での知的財産権についての主張をそれぞれ行うことでは、提訴が可能な脅迫とはならない。しかしながら、かかる事実の主張や調査を行うときは、裁判所が暗示的な脅迫と見なす可能性があるような行為を不注意に起こさないよう、注意が必要である。

脅迫の訴えに対し、権利の所有者は、脅迫に以下のような正当な理由があることを証明することで抗弁できる。すなわち、その審理において脅迫の対象となった行為が、当該権利の登録は無効とは見なされない限り、権利の侵害を現在構成するか、実行されれば権利の侵害を構成することである。

根拠のない脅迫の規定の根拠は、知的財産権の所有者が、例えば真の争点が製品の製造者にあるときに、被疑侵害製品の小売業者や潜在的な顧客に対して圧力をかけるのを防ぐことである。ただし、その脅迫が以下の活動を行う「主要侵害者」に関連する場合、脅迫の訴訟は提起できない。

- 特許に関する活動：廃棄または工程の利用のために製品を製造、輸入すること。²²
- 商標に関する活動：商品やその包装に標章を付すこと、標章が付されている商品を輸入すること、標章の下でサービスを提供すること。
- 登録意匠に関する活動：何らかのものを製造、輸入すること。²³

UKIPO（英国知的財産庁）の見解

特許侵害訴訟の第一段階として、英国知的財産庁（United Kingdom Intellectual Property Office）（「UKIPO」）から見解を得て、提訴するかどうかの判断について助力を乞うことが挙げられる。UKIPO では、²⁴侵害や有効性の質問について、新規性または進歩性の争点の考察に限り、拘束力のない見解を述べるができる。見解の手続については、（改正）1977 年英国特許法および 2007 年英国特許規則の法規定に準拠する。

²⁰1970 年英国特許法第 70 条 1994 年英国商標法第 21 条 1988 年著作権、意匠および特許法第 253 条

²¹ *Kooltrade Ltd v XTS Ltd* [2001] IP & T 116

²²1977 年英国特許法第 70 条(4)

²³1949 年英国意匠法第 26 条(2A)および 1988 年著作権、意匠および特許法第 253 条(3)

²⁴1977 年英国特許法第 74A 条

見解は提出書面にに基づき、請求が申し立てられたときは、UKIPOは全ての利害関係人にこれを通知する。請求は、UKIPO のウェブサイトにも掲載され、これには誰でも異議を申し立てられる。次に、上級特許審査官が全ての提出物について検討し、係争中の事項に関する見解書を交付する。この見解書は利害関係人に送付され、かつウェブサイトで公開される。

下された見解に当事者が同意できない場合、見解を争う通常の方法として、裁判所か特許庁のいずれかでの別訴訟の提起が挙げられる。ただし、特別な事情により、特許の所有者は、否定的見解を押し付けられ、その意見が誤りであると信じていても、異議を申し立てることができない場合がある。そこで、そうした事情下では、見解の再審理の手続を利用することが可能である。

いかなる英国特許またはイングランドおよびウェールズを指定する欧州特許についても、その侵害や有効性に関する見解を請求することは誰にでも可能である。見解を得るための費用は 200 英国ポンド、期間は 3 か月以内である。

フランス

管轄権を有する大審裁判所（「Tribunaux de Grande Instance」）の数は限定されており、商標無効訴訟に関してはフランス工業所有権庁が管轄権を有する（第 1.2 節を参照のこと）。

旧来の制度下では、商事裁判所（Commercial Court）が、企業が関与する著作権と意匠の訴訟に管轄権を有していた。商事裁判所の管轄権は、2007 年 10 月 29 日付法律によって大審裁判所に移管された。

一般に、裁判所での知的財産権を巡る争いには、以下の 2 つの形式がある。(1) 権利の所有者に取消を申し立てるための提訴。(2) 知的財産権の有効性に関する、侵害訴訟の反訴の形式による不服申立て。フランス国内の知的財産権の有効性と侵害の問題は、通常同一裁判所の同一訴訟で扱われる。

知的財産権の不服申立て

知的財産の有効性について不服を申し立てる理由は様々である。

商標に関しては、特に 5 年間の真正な使用の欠如（フランス知的財産法第 L714 条 5）、商標が記述的になったという事実（第 L714 条 6）、先行権利（第 L711 条 3）、または絶対的根拠（第 L711 条 3）に基づいて無効訴訟を提起することができる。訴訟が先行権利に基づくものでない限り、特定の権利を証明する必要なく、誰でも商標取消訴訟を起こすことができる。

先行権利の所有者や法的利益を有するその他個人または団体も、（拒絶の絶対的理由または相対的理由のいずれかに基づく）商標または意匠の全体または部分的取消しを請求する訴訟を、管轄の大審裁判所に提起する権利を持つ。検察官もかかる訴訟を提起できる（第 L512 条 4）。

特許に関しては、訴訟を起こす権利のある第三者は裁判所に、その者が使用を希望する発明が、許諾されている特許を侵害するものではない旨の宣言（非侵害の宣言 第 L615 条 9）を得るための訴訟、国内特許（第 L613 条 25）もしくは欧州特許のフランス部分（第 L614 条 12）の無効訴訟を裁判所に提起することができる。

PACTE 法が 2019 年 5 月 23 日に施行されて以来、知的財産権の取消訴訟には時効が適用されなくなった（黙認による制限と未登録の著名商標を対象とした訴訟による制限は適用される）。

侵害訴訟

この訴訟は、登録または許諾知的財産権（特許、意匠、商標など）または知的財産権の出願に基づき、かかる権利の侵害に対して、民事または刑事いずれかの法に従い提起するものである。当該訴訟は、権利の所有者がその実施権者から訴訟を提起するよう通知を受けていたにも関わらず、これを行わなかった場合には、実施許諾契約に相反する規定がない限り、所有者および専用実施権者が提起することもできる。特許については、統一特許裁判所と同時に改正規定が施行され、(i) 専用実施権者が特許権者に事前に通知している場合は侵害訴訟を提起することができ、(ii) 通常実施権者が特許権者に事前に通知している場合は、ライセンス契約で明示的に認められている場合に当該訴訟を提起すること

ができ、(iii)強制実施権者は、権利所有者が実施権者からの通知にもかかわらず訴訟を提起していない場合は、当該訴訟を提起することができるようになる。特許の有効性は、特許権者が訴訟に参加している場合にのみ争うことができる。

殆どの侵害訴訟で被告が用いる典型的な防御方法に、反訴の提起がある。これは、被疑知的財産権の取消または無効化が目的である。したがって、裁判官は最初に知的財産権の有効性について判決し、これを取消または無効としない場合には、次に侵害の事項に関する判決を下す。

ドイツ

公判前

ドイツでの特許権の執行は必ずしも、管轄権を有する 12 か所の地方裁判所のいずれかで即時に訴訟が開始されることを意味しない。警告状 (**Schutzrechtsverwarnung**) の交付や、あるいは誤りがあった場合に法的責任を負うことを避けるために、被疑侵害者とその発明を使用する権利の釈明の請求 (**Berechtigungsanfrage**) によって、裁判外解決を通じて迅速な救済措置を得ることが可能である救済措置は、侵害者による排除措置宣言 (**cease and desist declaration**) の形式で行われるため、多くの場合に訴訟に先んじる。

ただし、こうした公判前の措置には以下の 3 つのリスクがある。

1 損害賠償請求

被疑侵害者は、送付された警告状が不当な場合、損害賠償を求めて送付者に訴訟を提起できる。特許が後に無効になったり、特許が侵害されていない場合等がこれに該当する。

2 保護状 (**Schutzschrift**) の寄託

被疑侵害者は、保護状 (**Schutzschrift**) を予備的答弁としてドイツの保護状登録簿 (**Schutzschriftenregister**) に提出し、請求に根拠がない理由を説明できる。これにより、原告が侵害者に対する暫定的差止めを得ることが困難になる (特に一方的、つまり口頭審理を事前に開催することのない差止め命令の場合)。特許の所有者が裁判所での審理を開始していないとしても、被疑侵害者は、登録簿に保護状を提出することで、暫定的差止めの審理において自らの非侵害や権利の無効性の弁論を提起することが可能な場合がある。それと同時に、保護状には、事前に当事者の審尋を行わない一方的差止めの適用を退けるように、との申出も記載できる。この場合、保護状は、その他正式な手続上の準備書面として扱われる。一方的差止めの申立てがなされると、裁判所事務官は、その特定の事案に関連して保護状が存在するかどうか確認し (同時に電子登録簿も確認する、表 2.8 参照)、裁判所で検討するために裁判官に手渡される。実際は依然として、裁判官が保護状を全く考慮しないか、保護状は実質的でない判断し、特許権者に有利な判決を下すという一定のリスクがある。いずれにせよ、保護状に記載された侵害や無効取消しの弁論の論拠が薄弱な場合には、保護状では一方的暫定的差止め命令が下されるリスクを回避できない可能性があることに留意すべきである。裁判所は通常、保護状の提出後 6 か月で登録簿からこれを削除する。

3 非侵害の確認の訴訟 (**declaratory action**)

被疑侵害者は、自身で非侵害の認定を求めて訴訟を提起できる。その旨の訴状がドイツの裁判所に提出されても、侵害訴訟の審理を開始することは依然可能であるが、被疑侵害者は審理を遅延させることが可能である。その方法とは、EU 内の別の裁判所を選んで提訴することであり、これはかかる裁判所もまた侵害に関する決定を下す裁判権を有することに起因する (いわゆる「トルピード戦略 (**torpedo**)」)。後述の場合、ドイツの裁判所は手続を停止し、国外での訴訟手続の結果を待って、その後に自らの決定を下さなければならない。この慣行は現在では制限されており、濫用とみなされることさえある。また、外国での訴訟は、欧州特許の特定の国内部分に関する主張と、訴訟対象の実施形態に関する主張とが区別され、非侵害の議論に限定されなければならないという事実のために、しばしば却下される。これらの確認の訴訟の影響で、ドイツの裁判所は、ブラッセル規則に従って停止の命令をしなければならない。しかし、特許権者は、訴訟を起こす資格のある第三者に特許の請求項を譲渡することができる (これはトルピードでは阻止できない)。これについてはさらに、下記第 3.1 節を条件とする。

暫定的差止め（「einstweilige Verfügung」）

暫定的差止め（PI）は、特許法第 139 条(1)に基づく差止めによる救済請求と、特許法第 140 条 b(1-4)に基づく侵害製品の原産地および流通経路に関する情報請求の両方を執行するために使用することができる。

これに対し、損害賠償請求や勘定提出の請求（損害賠償請求の準備のみを行う）、侵害製品の回収請求は、PI を通じて執行することはできない。²⁵しかし、個々の事案においては、裁判所が命じた執行官による侵害品の保管を申請し、破棄の請求を担保することは可能である。

PI 訴訟における立証基準は、本訴訟に比べてそれほど厳格ではない。この訴訟の略式な性質上、裁判所は専門家を任命せず、口頭審理で証人を尋問することはほとんどない（ただし、口頭審理が予定され、出願人が自らの意思で口頭審理での証拠手段を提供し、証人候補が遅滞なく尋問できる場合はこの限りではない。とはいえ、特許や商標の問題ではほとんどの場合、専門家の意見を記載した文書など、書面提出によって証拠が提出される）。原則として、本訴訟に導入される可能性のある証拠（第 2.3 節参照）は、口頭審理後の決定を遅らせることなく提出できる場合には受け入れられる。本案訴訟との最も重要な違いは、裁判所が、宣誓供述書、当事者およびそれぞれの専門家が作成した報告書および意見書の形式による一応の証拠に頼ることができるという点である。

差止めを得るために本訴を提起する必要はない。ただし、被告の請求に応じて提起する必要があり、さもなければ、暫定的差止めは裁判所によって解除される。

公判

特許の事項において、ドイツの制度では侵害と無効取消しの訴訟を厳格に分けている（分担管轄）。その詳細については下記第 2.4 節で説明する。

地方裁判所での侵害の審理

特許侵害の訴状は、文書の形式で、管轄権のある一審裁判所のうちの 1 つに提出しなければならない。訴状は弁護士が提出しなければならないが、これは弁理士しか当事者の代理人になり得ない無効取消しの手続とは対照的である。侵害訴訟での裁判所の合議体は、技術を専門としない裁判官のみによって構成される。

侵害が全国的に広がっている場合（そうである場合が多い）、原告は、管轄権を有する地方裁判所のうち 1 つを選択できる。ただし、かかる裁判の経験は裁判所によって異なり、特に過去にはデュッセルドルフ地方裁判所はこれまでに特許案件で名声を得た。これが、同裁判所がドイツで行われる公判のほとんどを扱う裁判所として選ばれる理由である。しかし、最近の動向では、ミュンヘン地方裁判所がデュッセルドルフ裁判所に追いつきつつある（現在、両裁判所には 3 つの特許訴訟室がある）。

一般に、侵害訴訟の公判の回数は、無効訴訟の結果を待つ侵害者に大きな圧力をかけることができる無効取消しのものより少ない（近代化法（前述）の影響は、早ければ 2023 年後半に現れる可能性が高い）。こうした圧力は、特許所有者が暫定的差止めを得て、被疑侵害者に本案に基づく審理が終了するまで発明の使用を行わせない場合、より大きく感じられるかもしれない。

地方裁判所の判決に対しては、管轄の高等裁判所へ控訴（Berufung）できる。高等裁判所には、特許と実用新案の事項に経験を有する（法律専門）裁判官 3 名からなる部局（Senate）がある。

高等裁判所の判決に対しては、法律上の理由（Revision）に限り、連邦通常裁判所へ上告できる。ただし、上告は、高等裁判所の判決中で許可されなければならないが、特許法の裁判権の展開において、その事案が一般的重要性を有することが、通常は許可の要件となる。高等裁判所が連邦通常裁判所への上告を許可していない場合、上告の許可（leave to appeal）の請求を提出できる（Nichtzulassungsbeschwerde）。高等裁判所は上告を殆ど許可しないため、上告の許可の請求は、被告が判決の受入れを望まない場合の通常の手続の過程である。連邦通常裁判所は、明確に規定され

²⁵OLG Hamburg, GRUR-RR 2007, 29 – Cerebro Card; OLG Düsseldorf, Beschluss v 4.1.2017 – I-2 W 29/16

た特別な事情においてのみ、上告の許可の請求を認める。その結果、二審を超えて連邦通常裁判所の審理に進む事案は少数に留まる。

侵害訴訟の審理における決定には、原告と被告（当事者間 (*inter partes*)) に対する効果しかない。

判決は、勝訴当事者の申立てによつての執行できる。これは特に、差止めおよび破棄の請求に関連する。その一方、判決が定めるのは、侵害者が損害賠償の支払いを行う義務のみであり、特許権者に与えられる損害賠償の範囲については定めない。侵害者が、特許権者が下記第 2.5 節に示す計算に従って算出した額を支払わない場合には、新たな公判（「Höheverfahren」）を開催し、専ら損害賠償請求の妥当性について検討する。

無効取消しの審理

ドイツの無効訴訟は、特許の期間中に、誰でも、連邦特許裁判所に無効取消しの請求をすることで開始できる。無効訴訟は、(1) 欧州特許中のドイツ特許部分、または(2) ドイツ特許に対して提起できる。前者で問題となるのは、欧州特許庁（**European Patent Office**）になされる異議申立ての対比した効果である。ここで異議申立人は、欧州特許の全ての国内部分について争う。無効訴訟の原告は、その審決に対する特別の利益を証明する必要はない。いずれにせよ実際には、無効訴訟は主に被疑侵害者によって、無効取消しの結果が明らかになるまで侵害訴訟の審理の停止を命じさせる申立てと同時に開始される。したがって、特許所有者は、侵害訴訟の審理の開始前でも、特許の評価をし、防御戦略を策定して無効訴訟に備えるのが賢明である。ドイツ特許に対するドイツでの異議申立ては、ドイツ特許商標庁に、特許の付与後 3 か月以内に行う。

実用新案については、誰もが、ドイツ特許商標庁に取消しの手続を申請することで争うことができる。それでもなお実用新案では、特許の事項の手続に反して、侵害者もまた、侵害訴訟の審理の主位的な抗弁として、無効取消しの争点を直接に主張できる。これは、実用新案権では手続の分離が緩和されているからであり、当該権利は単に登録される権利であって、その許諾の手続で試験されることがない、ということ考慮に入れている。

異議申立てをなし得る限り（ドイツ特許では付与後 3 か月、欧州特許では付与後 9 か月）、または異議申立てが係属している限り、ドイツ特許に対する無効訴訟は認められない（ドイツ特許法第 81 条 (2)）。ドイツの無効訴訟が許容されない場合とは、連邦通常裁判所によれば、少なくとも、EPC（欧州特許条約）第 100 条の異議申立ての理由と同一となりうる無効の理由に基づく場合である²⁶。

連邦特許裁判所の判決については、連邦通常裁判所に上告可能であり、これは無効訴訟の二審かつ終局審となる。

無効取消しの審理での審決には、対世効 (*erga omnes*) がある。したがって、無効訴訟の終局判決は、係属中の侵害の手続全てに一般的に影響を及ぼし、結果として、訴訟において特許の無効が宣言されたときには、その本案で侵害の請求は棄却される。

商標および意匠

商標の事項では、その審理は特許の事項のものと類似するが、以下については多少の差異がある。

侵害の審理

商標侵害の審理では、管轄権を有する地方裁判所は主に、侵害行為が行われたか、行われる地に定められる²⁷。侵害行為がドイツ国内全体で行われたか、行われている場合（特に、（国外のウェブサイトを含む）インターネットを通じて）、一定の条件下で、²⁸原告は、商標または意匠の事項にそれぞれ管轄権を有する地方裁判所のいずれかを選択できる。侵害の請求で最も高名な裁判所は、ハンブルグ地方裁判所であり、被侵害当事者の権利を有利とする若干の傾向が見られるとされる。商標の専用実施権者であっても、商標の所有者が同意しない限り、侵害の可能性のある者に対して侵害訴訟の手続を開始する権利はない²⁹。その一方、意匠の専用実施権者は、侵害訴訟の手続を行うよう意匠権の所有者

²⁶連邦通常裁判所、GRUR 2005, 967 – Strahlungssteuerung

²⁷民事訴訟法第 32 条

²⁸連邦通常裁判所、GRUR 2005, 431 – HOTEL MARITIME 事件。

²⁹商標法 (Trademark Act) 第 30 条(3)

に請求した後合理的な期間内に、当該所有者が自らこれを開始しなかった場合には、かかる手続を開始できる³⁰。

取消し手続

商標の事項では、取消しの法的措置は、絶対的拒絶理由の存在に基づく場合、ドイツ特許商標庁に申請しなければならないが（その審決の抗告は連邦特許裁判所に、再抗告の場合は連邦通常裁判所になされる）、先行権利の存在に基づく場合、管轄の地方裁判所に提訴することもできる（その判決の控訴は高等裁判所に、上告の場合は連邦通常裁判所になされる）。商標の抹消の請求については、商標の登録日後 5 年間継続して使用されなかったときに不使用を理由としてこれを行う場合、請求の申立人は、上記の方法のうち 1 つを選択できる。ドイツ特許商標庁における、不使用に基づく取消しまたは先行の権利による無効宣言のための公的手続は、民事裁判所における対応する訴訟に代わるものである。しかし、裁判所と庁による二重照会は不可能である。

意匠の事項では、取消し訴訟は、ドイツ特許商標庁（意匠法第 33a 条 1）にのみ提起することができ、その審決の抗告がなされる場合は連邦特許裁判所に、再抗告の場合は連邦通常裁判所になされる。

イタリア

法律および裁判所

イタリアでは、知的財産権（特許、商標、意匠、営業秘密およびその他の知的財産権）は、2003 年 2 月 10 日付政令第 30 号（以下、IPC）によって規制される。著作権は 1941 年 4 月 22 日法律第 633 号によって規制される。UIBM に対する商標の異議申立てを除き、全ての知的財産権は関連する裁判所の専門部で執行されなければならない。詳細な情報については、第 1.3 条を参照のこと。

裁判所における訴訟

以下に示すような各種形式の訴訟を、上述の専門部で開始できる。

- 確認の訴訟：特定の事情を申し立てている当事者間の不確定要素を取り除くことを目的とし、特に、無効確認の訴訟、非侵害確認の訴訟、侵害確認の訴訟、特許性を確知するための訴訟等が対象となる。
- 糾弾の訴訟（*condemnation actions*）：侵害が確知された時点で、法律が定める制裁の適用を通じて侵害者を糾弾することを目的とする。
- 経過措置の訴訟（*interim measure actions*）：侵害者が侵害製品をさらに商品化することを防ぐ暫定的差止めや押収といった、予防措置を獲得することを目的とし、本案に基づく審理の前またはその係属中に開始できる。

商標の異議申立て手続

商標の許諾に異議を申し立てる商標の手続は、イタリア特許商標庁（*Ufficio Italiano Brevetti e Marchi*）で実施されている。これは裁判所での無効取消しの訴訟の代替手段であり、行政上の措置である。異議申立て手続は、国内出願および国際登録のイタリア部分に限定される。異議申立て手続は、(i) イタリア商標公報（*Italian Bulletin of Trademarks*）での国内出願の公表、(ii) 出願が未公表の場合には登録商標の公告から、または (iii) WIPO 公報（*Gazette*）での公表からそれぞれ 3 か月以内に申請されなければならない。

手続は、以下の理由の異議申立てに限られる。

- a 同一または類似の製品への同一または類似商標の登録に対するもの（イタリア知的財産法第 12 条）。

³⁰意匠法（*Design Act*）第 31 条(3) [2]

- b 同意を得ない人の肖像の登録に対するもの、その人の名称以外の個人名称の登録で、それを使用することで当該個人名称を記載する権利を有する人の評判、信用、品位を貶める場合にその登録を求めるものに対するもの、著名な商標（著名人の名称、有名なイベントやショーの名称など）の登録に対するもの（イタリア知的財産法第8条）。

異議申立ての手續は、2011年5月1日以降に申請、公告されたイタリア商標出願、2011年7月以降にWIPO公報に広告されたイタリアを対象とする国際登録、に対してのみ申請できる。（異議申立ての承認または拒絶のいずれかである）審決は、その連絡から3か月以内に抗告できる。

異議申立てが拒絶された場合でも、裁判所に無効取消しの訴訟を提起することを妨げない。

オランダ

暫定的差止めの手続

オランダでは、比較的短期間で侵害当事者に対して効果的な措置を獲得するため、暫定的差止めの手続を開始できる。裁判所が暫定的差止めを認める際に使用する基準は、以下のとおりである。

- 1 緊急性：大半の場合、これは難しい問題ではない。例えば、継続的な侵害の場合、暫定的差止めを審議する裁判官は一般的に、知的財産権の所有者が最初の（被疑）侵害行為の後に迅速に行動を起こさなかったとしても、緊急性があったと見なす。
- 2 少なくとも、侵害（の現実的な脅威）を示さなければならない。
- 3 侵害の信ぴょう性。つまり、知的財産の所有者は、製品分析書等の証拠を提出して、その製品が訴えの対象の権利の範囲に該当することを示さなければならない。
- 4 裁判所は、特許の一応の有効性について判断しなければならないが、特許が取り消される可能性が高ければ、差止めは認められない。

上記に加えて、暫定的差止めの訴訟では事案の本案が考慮されることが知られている。裁判所は、特許が有効であるかどうか、また侵害されているかどうかの評価をする本案の判決を予測する。無視できない深刻なおそれがある場合には、訴えの対象の権利は無効確認の訴訟（または欧州特許庁(EPO)もしくは欧州連合知的財産庁(EUIPO)での異議申立て手続）を維持できず、暫定的差止めは認められない。ただし、その権利を暫定的差止めの審理で無効とすることはできない。

さらに、オランダで認められる暫定的差止めについては、実際の侵害は必要とされない点に特徴がある。したがって、暫定的差止めを審議する裁判官が、侵害の虞があると結論すれば、暫定的差止めについて裁定することが可能である。

暫定的差止めが認められる場合には、知的財産の所有者は常に、裁判所が定める期限内に本案の審理を申し立てるべきであり、そうしなければ、被告が暫定的差止めを覆すリスクにさらされる。

本案の審理

本案の審理では、裁判所は事案の全般的評価を行い、判決を下す。控訴がなされなければ、これが当事者間での終局判決となる。本案の審理では、関連の知的財産権の有効性について争い、無効取消しとし得る。さらに、こうした審理には、緊急性の要件はない。

スペイン

裁判所

2004年9月1日より施行の8/2003基本法（Organic Act）による司法権基本法（Judicial Power Organic Act）の修正を受けて、商業裁判所が導入された。商業裁判所は、当初計40か所が指定され、商業上の争点に特化して、スペインの知的財産権に対応している。2009年2月13日には15か所の新たな商業裁判所が、167/2009勅令（Royal Decree）により指定された（第2.2節を参照のこと）。2021年11

月 4 日の決定で、さらなる専門化が導入された（第 1.3 説を参照のこと）。さらに、アlicant 商事裁判所の第 1 第 2 法廷（一審）およびアlicant 控訴裁判所第 8 部は、スペインの欧州連合商標（EUTM）および共同体意匠（CD）の裁判所として、それぞれ一審と二審に指定された。これら裁判所は、上記の 8/2003 基本法でも指定されている（第 2.2 節を参照）

公判前

通常は、侵害の請求を申し立てる前に、侵害者に警告状を送付する。これは穏便な解決のためだけでなく、一定の侵害訴訟で損害賠償を得るための法的要件を満たすためでもある（一般に、法的責任は事実から生ずる）。

訴訟

商事裁判所は、無効取消しの請求、侵害の請求、反訴により行われる無効取消し訴訟への対応に管轄権を持つ。また、中間差止めの手続の請求、発見および偽造品押収（*saisie-contrefaçon*）の訴訟の請求についても、本案の結果として提起される法的措置に対する管轄権を持つ関係から対応する。

以下に代表的な訴訟を挙げる。

- a 知的財産権について争う訴訟。
- b 侵害訴訟。一般に、被疑侵害者が主張されている知的財産権の有効性を争う場合に、反訴に従って提起される。

この他、非侵害の確認の訴訟も考えられる。これは一般的ではないが、侵害者が、結果として提起される侵害訴訟の不利益まで時間を稼ぐために提起する場合がある。

知的財産権訴訟は、2000 年から施行されているスペイン民事訴訟法（SCPA）第 249.4 条に基づく「通常訴訟」に従う。

代理

請求は、裁判所事務弁護士（Court Solicitor）または弁護士（Attorney-at-Court、「Procurador」）が権利所有者を代理して申し立てなければならない。スペインでは、出廷はこの（裁判所の連絡係的な働きをする）事務弁護士を通じてなされなければならない。このため、公証人の面前で与えられる全権委任状を、請求とともに最初の書面として提出されなければならない。全権委任状が、ハーグ条約加盟の外国で付与された場合には、その加盟国のアポスティューユ（Apostille）と当該書面のスペイン語への宣誓翻訳書が必要となる。権限移譲も、出廷して（*apud acta*）行う手続により可能である。

当事者適格（Ius Standi）

知的財産権

一般に、誰でも知的財産権に対して、無効確認の訴訟を提起できる。かかる無効取消しは、権利の所有者に対して申し立てられ、かつ、全ての最終的登録実施権者に対し、全員が審理に参加できるよう告知される必要がある。

侵害訴訟

- スペイン商標、意匠、特許

侵害訴訟を提起することができるのは、許諾された登録知的財産権の所有者または専用実施権者のいずれかである（両者間で別段の合意がある場合を除く）。実施権者が法的手続に進む場合、所有者に対し、当該手続に参入することを可能とさせる目的で、その意図を告知しなければならない。通常実施権者（non exclusive licensee）が法的手続を提起できるのは、所有者との明示的な合意に基づき、実施許諾された知的財産権に関してのみである。ただし、法律の規定によって、通常実施権者が確実に通知した後 3 か月間に所有者が侵害に対する行動を起こさない場合には、実施権者は対応する訴訟を提起できる。この期間中、通常実施権者は、中間差止めを（その通知の証明とともに）請求する権

利も持つ。訴訟を提起するためには、実施権者はスペイン特許庁の登録簿にライセンスを記録（または、少なくとも記録の申請を）しなければならない。特許権者も訴訟に参加している場合、裁判所はライセンスの記録を要求しない傾向がある。

- 著作権

著作権法（Copyright Act）に規定されるとおり、侵害訴訟を提起することができるのは、著作権の所有者および専用実施権者である。

2.2. 裁判官およびその経歴

ベルギー

ベルギーの裁判所は一般に、事項の帰属について専門化を嫌う傾向があるものの、実際には、商事裁判所内の専門部が知的財産の事案を一任されている。商事裁判所の部は、職業裁判官 1 名と非専門裁判官 2 名からなる。後者は、その特定の経済または産業上の経験によって選出される。迅速手続訴訟および暫定訴訟（押収または暫定的差止め請求）は、単独の裁判長である職業裁判官によって扱われる。

職業裁判官には特定の技術的な経歴はないが、「知的財産」部員は、多様な知的財産の事項を取扱った豊富な経験を持つ。部員の中には、元々知的財産を扱っていた法律家もいる。

知的財産権問題の一元化が進んだ結果、裁判所鑑定人が任命される事案は減少の傾向にある。裁判官自身が、当事者が提出した弁論や技術報告書に基づき、知的財産権の有効性および侵害を分析するからである。このことはまた、裁判官による事案への取り組みに変化を与えた。従来は慎重だった裁判官の多くは、審理や口頭審尋（いわゆる「双方向討論」）においてより能動的な役割を果たしており、論拠の十分な判決を下す。

イングランドおよびウェールズ

一審裁判官

特許裁判所および知的財産企業裁判所（IPEC、旧州特許裁判所）は両方とも専門裁判官を有する専門裁判所である。ロンドンに置かれた各専門特許裁判所の裁判官のうち少なくとも 1 名は、裁判官に任命される前、専門知的財産弁護士として開業していた人物であり、特許訴訟に長年の経験を有している。現在、2 名の特許裁判所判事は Meade 判事と Mellor 判事、IPEC 判事は Hacon 判事である。

大法官部の裁判所には、主として高等法院の裁判官が配属される。これには少なくとも 10 年間の法廷弁護士の経歴が不可欠であり、大法官の推薦で国王が任命する。

控訴院および最高裁判所の裁判官

控訴院に控訴される特許の事案では通常、3 名の裁判官が審判にあたり、うち 1 名が専門特許裁判官である。現在の控訴院の専門特許裁判官は Arnold 判事と Birss 判事である。実務上、特許の事案を審尋しなくなるのは、別の専門特許裁判官が後任となった場合のみである（後任は、引退した控訴院の特許裁判官か、現在の最高裁判所特許裁判官のいずれかとなる可能性が高い）。2 名の判事のうち 1 名は、通常他の知的財産の控訴院の事案について審尋する。

Kitchin 判事は現在、最高裁判所の特許専門判事である。最高裁判所に上告される事案では通常、5 名の裁判官が審判にあたる。通常、特許訴訟に割り当てられる裁判官の少なくとも 1 人は Kitchin 判事である。Kitchin 判事は通常、最高裁への他の知的財産権に関する上訴も審理する。

フランス

フランスの大審裁判所の裁判官は職業裁判官であり、国立司法学院（National School of Judges）の卒業生から任命される。彼らは通常、元弁護士ではない（しかし、まれに裁判官になることを選ぶ弁護士もいる）。

彼らには法律的な経歴があるが、特定の商業、技術または財務分野の技能はない。

パリ大審裁判所とパリ控訴院にある知的財産事項に特化した専門部では、裁判官は、専属的に対応する専門事項に関連した知的財産の争点に、具体的な専門知識を有している。

ドイツ

特許

侵害の審理

特許の事項では、地方裁判所の部は、高等裁判所の部局と同様に、特許および実用新案の事項に実際の経験を有する職業裁判官 3 名の法廷で構成される。裁判官は法律的な経歴を有し、通常は技術上の教育を受けていないが、技術的な知識と経験を有している。これは、その職務上得たものに加えて、常に同一の裁判官が技術的な事項に対応できるようにする、という方法で体系化された、事案の裁判所内の割当てによるものである。上告審の判決は、技術上の事項も専門とする職業裁判官 5 名からなる連邦通常裁判所の第 10 民事部によって下される。

無効の手続

ドイツ特許庁（German Patent Office）の無効部局は、職業裁判官 2 名（うち 1 名が裁判長を務める）および技術的構成員 3 名からなる。後者は大抵の場合、ドイツ特許庁の審査官だった者か、その他技術知識を有する者である（ドイツ特許法第 26 条参照）。彼らは通常は科学技術の大学学位を有しているが、対応する特定の事案の観点から特定の訓練を受けることが不可欠という訳ではない。抗告については、連邦通常裁判所の第 10 民事部が決定を下す。当該部は、技術的事項も専門とする職業裁判官 5 名で構成される。

商標および意匠

侵害の審理

商標および意匠の事項では、事案には通常、管轄権を有する地方裁判所の民事部のうちの 1 部署が対応する。当該部は通常、これらの知的財産権に関する広範な経験を有する職業裁判官 3 名（裁判長を含む）からなる。ただし、各事案は、原告が請求の訴状で請求すれば、いわゆる「商事部」

（Kammer für Handelssachen, KfH）が対応する。同様に、被告が事項に関する審尋を受ける前に送致の申請を提出すれば、事案は商事部に送致される（裁判所法 (Courts Constitution Act; Gerichtsverfassungsgesetz, GVG) 第 95 条(1)4 号 c, 第 96 条(1), 第 101 条(1)）。商事部は、裁判長として地方裁判所の裁判官 1 名と、名誉職裁判官 2 名（「商事裁判官」[Handelsrichter]）からなり、全員が平等な投票権を持つ³¹。高等裁判所の部局は、地方裁判所の判決に対する控訴について判決を下すが、職業裁判官のみからなり（裁判長を含む 3 名が通例で、1 名の事案は稀である、裁判所法第 122 条(1)）、通常は商標や意匠の事項に経験豊富な裁判官が充てられる。連邦通常裁判所では、第 1 民事部（I. Zivilsenat）が、商標および意匠の事項に関する高等裁判所の判決に対する上告を扱う権限を有する。当該部は、非常に経験豊富な職業裁判官 5 名（裁判長を含む）からなる。

無効取消しの審理

連邦特許裁判所には商標の事項に対応する 6 の控訴部があり、各部は法律裁判官 3 名からなる。いずれかの地方裁判所が扱った商標に対する無効取消しの審理の場合には、商標についての侵害の審理に関して上述したとおり、これと同一の規則が適用される。

³¹裁判所法第 105 条(1), (2)。

イタリア

専門部の裁判官は、特定の法律専門知識を持つ判事の中から選ばれる。さらに、知的財産権に関する手続きに最も頻繁に関与する一部の専門部の裁判官は、通常、これらの事項に関する重要な専門知識を身につけている。しかし、イタリアの裁判官には技術的な素養や科学的な学位がないため、訴訟手続の技術的な問題に対処するために裁判所の技術専門家を任命することが多い。実際、裁判所の技術専門家は、関連分野の第三者で独立した専門家である（例えば、特許の事項では、特定の分野を専門とする弁理士である）。

オランダ

暫定的差止めの手続については、常に裁判官1名で扱うが、本案の審理は、裁判官1名か、3名の裁判官からなる合議体のいずれかで対応される。特許の侵害または無効取消しの訴訟では、常に裁判官3名による合議体である。

一部の地域では、知的財産権を扱う裁判官が専門化されている。ハーグ地方裁判所では、裁判官は特に特許および共同体商標の事案について専属管轄を有するが、同裁判所には知的財産権の事案のみを扱う裁判官6名の他、知的財産権の事案を定期的に扱う裁判官数名が存在する。事案によっては、所外裁判官が登用される（代理裁判官、例えば弁理士）。技術的経歴がある裁判官は一部だが、オランダの裁判官は一般に高い水準にある。オランダの特許判例法は、同国内外で高く評価されている。

スペイン

前述の通り、スペインでは、商事上の争点に特化した商事裁判所として一審裁判所計55か所が指定され、知的財産権に対応する。³²商事裁判所および控訴裁判所の裁判官には通常、商事上の争点に関わる一般的経歴と知的財産法の一般知識がある。しかし、実際の各裁判官の経歴はほとんど法律家であり、知的財産権問題を扱う裁判所が多すぎると感じている。控訴においては、バルセロナ控訴裁判所第15部およびマドリッド控訴裁判所第28部は、高度に専門化されていて、知的財産権に関する複雑な争点に関する深い知識があることで知られている。バルセロナの特許に関する第一審裁判所（No. 1、4、5）は、20年以上の専門性を有し、特許事案はバルセロナで処理される傾向がある（事案の80%以上）。

さらに、アlicant商事裁判所の第1第2法廷（一審）およびアlicant控訴裁判所第8部は、欧州連合商標（EUTM）および共同体意匠（CD）に関する請求が集約されていることから、両裁判所には知的財産権の知識をさらに深めることが期待される。

³²2004年9月1日から施行された8/2003基本法により、40の商事裁判所が導入された。2009年2月13日には15か所の新たな商業裁判所が、167/2009勅令（Royal Decree）により指定された。

2.3. 侵害の証拠を得るための発見、「押収」その他の手続

ベルギー

「記述的押収措置」

長い間、ベルギーの法律は、知的財産の侵害の証拠を収集する特定の手段を定めていた。これを記述的押収措置または偽造品押収措置（「*saisie-description*」「*beschrijvend beslag*」）または「*saisie-contrefaçon*」「*beslag inzake namaak*」）という。2007年5月10日付の知的財産執行の司法面に関する法律を通じて、ベルギーの立法者は記述的押収措置をより詳しく充実させた。措置の手続の本質は変わっていないが、立法者はこの措置に、ベルギー裁判所法典（*Judicial Code* 第1369条の2以降）の1章を充て、旧制度下の経験を基に規則を詳細化した。

記述的押収措置は従来どおり、証拠収集の側面（偽造の可能性のある物品の記述およびその範囲、その仕向け先および／または原産地）と損害の救済措置の側面との両面を対象とする。

一方的な（*ex parte*）請求によって、有効な権利に加え、被疑侵害者による侵害についての合理的な嫌疑の疎明があった場合、知的財産権の所有者は、裁判所に対して、被疑侵害の記述措置を進める独立した鑑定人の指名を請求できる。鑑定人は多くの場合、専門分野の科学者、大学教授、弁理士であり、その技術的な経歴によって被疑侵害についての関連情報の記述措置を行うことが可能な人物である。

鑑定人には、被疑侵害者の所有の施設内に立ち入り、偽造方法や偽造品の関連証拠（その技術的特徴だけでなく、侵害の量、製造元、仕向け先）を収集する権利がある。記述的押収措置は方法／物品そのものに対して、または侵害を立証するか、これに関連する「いかなる文書、計画、計算、文書形式その他の書面」に対しても実施し得る。したがって、鑑定人には、被疑侵害者の経理、銀行取引、財務や商事上の文書を点検する権限もある。記述的押収措置の終了時に、鑑定人は報告書を作成し、裁判所と各当事者に提出するが、被疑侵害に決定を下すことは差し控えなければならない。その独立した活動が裁判所に優先するリスクを避けるため、鑑定人の報告書は単なる「記述」に限定し、被疑侵害者の専有情報（ノウハウや商業上の秘密情報）は除外する必要がある。

記述的押収措置は差止めの措置を通じ、証拠の提出、証拠の保全、そして特許権者が専有する権利を保護することができる。かかる追加の一方的措置については、主張される権利が一見して有効であり、侵害が一見して成立していて、当該措置が関与する利益の観点から合理的に正当化されるならば、裁判所はこれを命ずることができる。緊急性の要件は、かかる一方的救済措置には必要とされない。裁判所は、差止めによる救済措置を命じる前に、まず被告の審尋を行うことで、手続のこの部分での「予期せぬ効果」を抑えることができる。

請求当事者は、鑑定人の報告書の提出日から20営業日以内または31日以内に、事案の本案の訴訟手続を開始しなければならない、さもなければ当該報告書は無効となる。ベルギー破棄院の判決が転機となり、記述的押収措置に関する法律が変更され、報告書をベルギーまたは国外いずれかでの法的手続で利用することが可能な旨、明確に規定された。他に重要な点として、請求当事者は、国外の知的財産権に基づいてもこうした措置の申し立てが可能なことが挙げられる。

他方で、被疑侵害者には、記述的押収措置に対する異議申立てを（当事者間手続であっても、押収措置を許可したのと同じ裁判官に）提出する権利がある。

イングランドおよびウェールズ

開示

2019年1月1日より、ビジネスおよび財産裁判所（特許裁判所とIPECを含む）において開始された全ての請求は、IPECにおける請求または短縮または柔軟な審理制度内の請求を除き、新しい開示試験制度（DPS）の対象となり、現在ではPD57ADとしてCPR自体に組み込まれている。

訴訟の過程においては、特定のカテゴリーの文書を他の当事者に開示する必要がある。潜在的な訴訟のすべての当事者には、訴訟が検討され次第、開示可能な文書を保存する法的義務があることに留意されたい（「訴訟ホールド」）。

DPS ストーリーに基づく開示は 2 段階で行われる。第 1 段階は初回開示であり、その後、拡大開示が行われることもある。

初回開示書類は以下の通り：(1) 請求または抗弁の詳細に記載された、請求または抗弁を裏付けるために依拠した主要文書。(2) 相手方が満たすべき請求または抗弁を理解するために必要な主要文書。初回開示は、請求書または抗弁書の送達と同時または送達後すぐに行わなければならない。

さらに、訴訟の当事者は、当事者が自らの管理下にある、または以前に管理下にあつて、それらが不利だと認識している既知の文書を開示する義務を負う。文書が不利なものであるのは、争点となっている問題に関して、開示当事者の論点または出来事の見解を矛盾させたり、重大な損害を与えたりする情報を含んでいる場合、または争点となっている問題に関して、相手当事者の論点または出来事の見解を支持する情報を含んでいる場合である。

拡大開示では、両当事者が互いに連携し合い、(1) 開示の論点と (2) 各論点に必要な開示モデルについて合意に達することを試みる。モデルには A から E まであり、A は既知の不利な文書以上の開示は義務付けず、C は要求に基づいて関連文書の検索を義務付け、D と E は関連文書の狭域検索と広域検索を義務付けている。延長開示に関する当事者の交渉結果は、開示検討文書 (DRD) に記載され、CMC で裁判所が検討する。その後、裁判所が適切と判断した場合には、拡大開示命令が下される。

特許の事案における拡大開示の制限

特許訴訟においては、DPS に基づく開示命令は、特許訴訟に適用される特定の規則に規定される以上の開示を要求するものとして効力を持たない。さらに、特許訴訟では、以下の種類の文書は、裁判所が特別に命じない限り、拡大開示から免除される。

- 特許の有効性の争点に関する文書で、その特許の優先日として請求されている日付の前後 2 年以上のもの。
- 侵害の争点に関する文書で、被告が、被疑侵害製品または方法の顕著な特徴を詳述した、その製品または方法の記述を送達することを選択している場合。
- 発明の商業上の成功の争点に関する文書で、原告が、発明に従って製造された製品の詳細、特許製品の売上高、過去の同等製品の売上高、特許製品および過去の同等製品双方の広告宣伝費用を詳述した、商業上の成功の別表 (Schedule of Commercial Success) を送達している場合。

開示における「文書」とは何か。

「文書」の意味は、紙面上に制限されず、何らかの記述の情報が記録された媒体にも及ぶ。したがって、コンピューターに保存された何らかの情報、オーディオやビデオのテープまたはディスク、電子メールのファイル、サーバーに保存された文書、バックアップシステム、「削除」されている文書、メタデータ等を含む。

文書の開示義務は、訴訟の終結まで継続する。このため、追加で開示すべき文書が確認されるか、その場所が見つけれ出されたら、相手方当事者への開示が不可欠となる。

当事者の支配下にある文書に限った開示義務

開示義務が及ぶのは、当事者の支配下にあるか、そうであった文書に限られる。この目的で、当事者が文書とその支配下においているか、おいていた、とは以下のいずれかの場合をいう。

- a 当事者が文書を物理的に所有するか、所有していた場合。
- b 当事者が文書を所有する権利を有するか、有していた場合。
- c 当事者が文書を検査または複写する権利を有するか、有していた場合。

当事者が企業体である場合、関連会社等の所有文書がここでの支配の定義に該当するかどうか判断する上で、個別の事情を検討する必要がある。

検査が留保され得る文書

関連を有するとしても、「特権のある」文書（当事者とその顧問弁護士間で交わされた秘密往復文書や、訴訟のために作成された秘密文書で、当事者、その顧問弁護士、および証人や鑑定人となる可能性のある者との間で交わされたもの等）については、文書リスト中の大まかな記載で十分であり、実際に開示する必要はない。いずれかの当事者による開示が不十分に見える場合には、裁判所は、特定の種類の文書の開示を命じることが可能である。

開示文書の受領者には、当該文書が開示される訴訟のためのみにこれを使用する義務が課せられる。この義務について、当事者は、秘密情報、技術情報や商業上の情報に対して十分な保護を与えていない、と見なすかもしれない。当事者間の合意または裁判所の指示によって、特定の種類の秘密文書の開示を、保守義務を有する団体、例えば英国の弁護士、弁理士、当事者の独立専門家に限ることが可能である。

商標訴訟における開示：商標の侵害および詐称通用の訴訟では一般的に、両当事者の調査により、銘柄の認知度や一般市民による混同等の事項を実証する。裁判所は、裁判所の審理での調査証拠の使用について、一定の基本原則を策定している。調査結果に依拠する際に必要な条件の1つとして、依拠を予定している当事者による全文書（返信用紙原本等）の開示が不可欠である。かかる文書には、調査結果の元となったデータに加えて全ての他の調査結果が記載されていなければならない。

搜索の義務

各当事者は、文書の「合理的な搜索」を実施する義務を負う。「全体的な整合性」の最優先原則が開示の過程に適用される。事案の全体的な公平性に寄与するのではない限り、いかなる措置も講じるよう命令されることはない。これは、開示およびその後の検査に関連する過度な尽力、資源、費用を避けることを意図している。

実験

公判で、実験から得た証拠に依拠することを望む当事者は、主たる実験の通知（**Notice of Experiments in Chief**）を送達して相手方当事者に実験の再現を検査する機会を与えていない限り、かかる証拠に依拠することができない。当該通知には、実験内容および実験が立証しようとする事実を明記する。通知を送達された当事者は、送達後21日以内に、通知が立証しようとした事実の自白をするか否かについて、陳述しなければならない。事実の自白がなされない場合、当該証拠に依拠することを望む当事者は次に、裁判所に追加指示を出すよう申し立てなければならない。通常はこの追加指示により、相手方当事者の立会いの下での実験の再現や、相手方当事者が、実験の通知に対する答弁（**Notice of Experiments in Reply**）を通達する機会について、定める。

搜索命令

裁判所はまた、証拠を保全する権限も有し、³³原告の申立てによって、一方的な搜索命令を下す場合がある。³⁴それは、原告が、文書の引渡しまたは保全の命令では、被告が裁判所の命令に反して文書を破棄するのを阻止する上で十分ではないと信じる場合である。

知的財産の訴訟では概して、搜索命令によって、原告が被告の所有する施設内に立ち入り、原告が主張する知的財産権の被疑侵害の証拠である文書その他の物品を持ち去ることが認められる。

搜索命令は、以下の必須条件³⁵を満たす場合に限り、許諾される。

- 1 極めて揺るぎない、一見して申立人に有利な事案でなければならない。
- 2 潜在的または実際の損害が、申立人にとって極めて深刻でなければならない。
- 3 証拠によって、被告が自らに不利な事項を所有していて、現実的な可能性としてかかる事項が、通知がなされたならば破棄されるであろうことが明白でなければならない。

³³1997年英国民事訴訟法第7条(1)。

³⁴かつては **Anton Piller** 命令として知られていた。

³⁵Approved by the Court of Appeal in *Anton Piller KG v Manufacturing Processes Ltd* [1976] Ch. 55.

また、対抗手段も用意されており、搜索命令を実施する当事者は以下を確実にする必要があります。

- 搜索命令が実施される際には、独立した事務弁護士が立ち会うこと。
- 命令について被告に説明されており、被告にその事務弁護士に連絡する機会が与えられていること。
- 被告は、搜索命令が不適切に得られたと考える場合、自由にかかる命令を放棄できること。

実際には、この種の命令は、準刑事事件（商標権侵害を伴う事案等）を除き、稀にしか利用されない。これは主に、そのような一方的命令が認められるのは、推定被告が訴訟手続きの通知を受けた場合に破棄の危険があるという有力な証拠がある場合にのみ認められるためである。また、搜索の実施時に、上記で概説した厳格な対抗手段が比較的容易に破られる。搜索命令の条件に違反する場合には、搜索命令を通じて得られた証拠が、裁判所で認められない可能性がある。このため、絶対に必要ではない限り、搜索命令の申立てはしない方が賢明である。また、ほとんどの事案において、原告は被告に対する拡大開示命令によって侵害問題に関する証拠を入手することを期待していることにも留意する必要がある。特許訴訟では、製品または工程の説明の代わりに、このような形が取られる可能性が高い。

フランス

フランスにおける民事訴訟手続の規則の下では、侵害の証拠はいかなる手段（書面、執行官報告書、仮定、証言など）によっても取得し得る。ただし、フランス知的財産法（French Intellectual Property Code）は特定の手段を定める。

偽造品の押収（「saisie-contrefaçon」）³⁶

偽造品の押収は、本案裁判の前に、所有者が侵害行為の疑いのある証拠を入手することを可能にする証拠措置である。これは証拠を得る上で、非敵対的な方法である。被告は押収が行われるまで、これに気付くことがないからである。

それでもなお、この押収は防御の権利を尊重し、必要な対抗手段を提供しなければならない。かかる対抗手段には、訴訟が取り消されるか、措置の申立人の権利が侵害されていないとされた場合に被告の不利益を補償するための、担保の提供が含まれる。

押収は執行官が、管轄の裁判所（すなわち、押収が行われる地域の通常管轄の民事裁判所ではなく、本案審理を行う裁判所）の許可を得た上で、権利所有者の弁護士の請求に従って実施する。裁判所は、執行官が、必要であれば公権力の支援、そして、申立人が指名した専門家（商標弁護士、弁理士、IT専門家など）の支援を得ることを許可できる。しかし、申立人の弁護士による支援はできない。

侵害訴訟を提起する権利を有する誰もが、偽造品の押収を実施する権利を有する。

したがって、専用実施権者は自ら、使用の権利を有する知的財産権に関わらず、偽造品の押収を請求できる。これは、その実施許諾契約がまだ、国内商標登録簿、国内意匠登録簿または国内特許登録簿（National Register of Trademarks, Designs or Patents）に記載されていない場合でも、侵害者がこの実施許諾について知っていれば、同様である。

³⁶第 L521 条 4（意匠）、第 L615 条 5（特許）、第 716 条 4-7（商標）は現在、以下のとおり規定する。「侵害訴訟を提起する権利を有する何人も、いかなる地においても、いかなる執行官によっても、申立人が指名する専門家の助力を得て、申立てに対して権限を有する大審裁判所が発する命令に基づき、被疑偽造商品またはサービスおよび何らかの関連を有する文書について、その見本の採取を伴いまたは伴わずに、詳細な記述または押収の手続に進む権利を有する。この命令は、後者が存在しない場合、侵害の疑いのある製品またはプロセスに関連する文書の押収を許可する可能性があります。裁判所は、同一の目的で、製品の製造もしくは流通、または被疑偽造者に対するサービスの提供に使用される原料および手段の押収を命じることができる。裁判所は、侵害訴訟が後に根拠がないとの判決を下された場合または押収が取り消されて無効となった場合に、被告が被る不利益を確実に補償するために、申立人による担保の提供を条件として、かかる措置の執行を命じることができる。申立人が民事上または刑事上の手続を通じて、法令の定める期間内に、本案の訴訟を提起しなかった場合、記述を含む押収の全体が、被告の請求に応じて、その請求の正当化を行うことなく、また請求され得るいかなる損害賠償の権利も妨げることなく、取り消されて無効となる。」

押収作業中、執行官は、偽造製品の製造、製造または流通に使用される設備および器具のサンプル、ならびに偽造製品の普及範囲の評価を行うためのこれらの行為に関するすべての文書（会計、商業および広告文書を含む）を記述し、押収することができ、また、製品の製造もしくは流通または工程の実施に使用される材料もしくは器具を記述し、押収することができる。

申立人は、押収の日から 20 営業日以内、または 31 民事日以内（それ以上の場合）に本案訴訟を開始しなければならない。そうでない場合は、被告の請求により押収を取り消すことができる。

施行指令に規定されている、申立人が「その請求を裏付けるため合理的に入手可能な証拠」である点を証明しなければならないため、フランスの法律に導入されなかったことに留意すべきである。したがって、申立人はその知的財産権か、この権利の使用を許可する実施許諾契約の存在のみを証明すればよいが、申立人が侵害の存在を申し立てるに至った要素および端緒の詳細な説明を提示しなければならない。実際には、裁判官は侵害の疑いについて予備的／部分的な手がかりを要求する傾向がある。裁判官は「*saisie-contrefaçon*」の命令を拒否することができ、この決定は上訴可能である。

情報に対する権利

侵害の公判中に、原告は被告に対し、侵害の結果被った損失と損害を証明し評価するために必要なあらゆる情報を要求する権利がある。

この権利は「情報に対する権利」と称され、以下の一連の法規定で定められている：第 L521 条 5（意匠）、第 L615 条 5-2（特許）および第 L716 条 4-9（商標）。³⁷

目的は、偽造の連鎖を追跡し、かかる侵害に関与する全ての者（売主から製造元まで）の身元を発見することである。

このことにより、侵害者の人脈を超えて、原告は侵害の範囲を評価するために、商業情報や財務情報も入手できる。

このような情報の開示は、司法の専門知識に頼って損害賠償の査定と支払いを遅らせることなく、必要に応じて罰則付きで、請求者の要求に応じて裁判所が命じる。

ドイツ

特許の事項

商標の手続とは異なり、特許侵害の証明には多くの場合、詳細情報の取得が要求され、侵害者の事業を理解する上での手がかりとされる。裁判所は、当事者が提示したとおりの事実を評価し、その裁量では調査に着手せず、侵害の立証責任は原則として特許所有者に課されることから、証拠の提出は常に、勝訴のために極めて重要な要因である。

検査の請求

特許権者はドイツ特許法第 140c 条を参照できる。この法規定は、侵害の十分な嫌疑があるときに、検査および文書の提出を請求することを認めている。同規定では、英国や英米系の法域で知られているものに類似する発見等の手続や、ベルギー・フランス系の「偽造品の押収」的取組みを定めるもので

³⁷ 「請求があった場合には、民事裁判権の命令によって、終局的には罰則の下に、申立人の権利を侵害する偽造品の原産地および流通ネットワークを断定し、かつ、被告、偽造製品を所有しているか、侵害活動に利用されるサービスを提供していることが分かっていたいずれかの者、またはかかる製品を生産、製造もしくは流通か、かかるサービスの提供に関与していると報告があったいずれかの者が保有する文書または情報の全てを提出させることができる。かかる文書または情報の提供は、合法的な障害が何らならない場合に限り命じることができる。求められる文書または情報は、以下に関連するものである。a) 製品およびサービスの生産元、製造元、流通元、仕入先その他の過去の所有者に加え、卸売業者および小売業者の氏名および住所、b) 当の製品またはサービスで実現される生産、市販、納品、受領または注文数量および価格。」

はないにも関わらず、特許の所有者は、侵害の十分な可能性を示すことを条件に、被疑手段の検査や特定文書の提示を請求できる。

検査の請求は、係属中の侵害訴訟の過程で、または別の訴訟の形式による公判前措置³⁸（通常は暫定的差止め請求と併合して請求可能）として、申し立てることが可能である。

原告は、論理的蓋然性の範囲で、その特許が侵害されていることを示さなければならない。つまり、原告は、高い確率で特許が侵害されている可能性を示す具体的な状況を提示しなければならない。さらに原告は、その主張を証明するためには検査が必要であることを示さなければならない。このため、原告は、以前に用いたインターネット上の調査、広告用材料、サンプル購入その他の手段は効果がなかったことを十分に主張しなければならない。商業規模での侵害が論理的蓋然性の範囲で認められるならば、検査の請求で提示する範囲はさらに、銀行取引、財務その他の商業上の文書までに広がる。ただし、この情報の請求も全体的な均衡の原則は無視できない。

特許所有者は、後に請求の根拠がないと判明した場合、文書の開示や検査によって発生した全損害（生産の一時停止によるもの等）について責任を負う、という点にも注意が必要である。

検査の請求の手続について、この救済措置の実際的な適用方法である「デュッセルドルフモデル（Düsseldorfer Model）」との関連で説明する。³⁹

適用の実務：「デュッセルドルフモデル」

デュッセルドルフ裁判所の実務を通じ、特許所有者による証拠収集に効果的な法的手続を確立する目的で「デュッセルドルフモデル」が発展してきた。これは、ドイツ民事訴訟法第 485 条に基づく、証拠の保全を執行するための暫定的差止めを伴う個々の証拠の訴訟と組み合わせたものである。後者は現在、ドイツ特許法第 140c 条(3)にも反映されており、特許所有者は、被疑侵害者に対する情報の請求について、暫定的差止めによって随時（継続中の緊急性を証明する必要なく）これを執行できると定められている。

実際には、申立人自身が、単独の証拠審査を管轄の侵害を扱う裁判所に申請し、さらに被疑侵害者を不意打ちするため、対応する暫定的な一方的差止めの請求を申請する。かかる差止めは通常、その影響が重大な故に、相手方当事者の口頭審理を行った後でしか認められないことから、裁判所はこの方法により、（申立人の申し出に鑑み適切な範囲に限り）裁判所が任命した鑑定人と特許所有者の代理人とで、被疑侵害手段を調査するよう命令できる運用を確立してきた。調査を行う両者は、その依頼人や特許所有者を含むいかなる者に対しても情報を開示しない旨、宣誓しなければならない。裁判所はまた、特別な事案において保護を保証するよう適切な措置を講ずるよう命令することもできる。これには、抜け道の策定（redacting passages）、第三者（例として代理人や技術上の鑑定人で、依頼人に機密情報を開示しない旨を宣誓しなければならない者）のみに対する開示等の事案が該当する。被疑侵害者が裁判所の検査命令に異議を申し立てた場合には、裁判所は別の搜索命令を発しなければならない。かかる搜索命令は、適切な場合には、裁判所執行官の助力を得て執行され、執行官は必要に応じて警察の援助が得られる。

鑑定人は報告書を裁判所に提出し、次にその報告書を守秘義務条項に基づき宣誓をした者、すなわち原告の代理人にも送付する。報告書の結論のみであれば守秘義務の一部ではないため、依頼人に開示できる。⁴⁰その後、裁判所は、鑑定人が報告書を当事者に引き渡すことの是非と（文書の一部削除による）公開範囲の限定内容を決定する。決定の際は、報告書に秘密情報が含まれているか、特許侵害を強調しているか、等の点が基準となる。⁴¹

この手続には、後に本訴訟に至った場合の結果が、主要審理を直ちに開始した場合に比べ、迅速かつ費用面でより効率的に予測できる利点がある。

³⁸ドイツ民事訴訟法第 485 条他「selbständiges Beweissicherungsverfahren」参照。

³⁹ Kühnen, The Inspection in Patent Law, GRUR 2005, 185.

⁴⁰デュッセルドルフ高等裁判所 InstGE 10, 198 -zeitversetztes Fernsehen 事件参照。

⁴¹デュッセルドルフ高等裁判所 InstGE 10, 198 -zeitversetztes Fernsehen 事件, デュッセルドルフ地方裁判所 InstGE 6, 189 – Walzen-Formgebungsmaschine I 事件参照。

訴訟の過程における特定文書の提出

ドイツ特許法第 140c 条に限らず、原告は、ドイツ民事訴訟法第 142 条および 144 条によって、係属中の侵害訴訟の過程で裁判所が特定の文書の提出を命じるよう、請求できる⁴²。同条は、立証責任を負う当事者が証拠の通常規則を「打ち破る」ための手続上の手段について定める。特定文書の提出請求は、裁判所の裁量によっても命令できる。

鑑定人

当事者が鑑定人の採用を宣言することは、侵害と非侵害のいずれを証明する目的でも、訴訟過程のどの段階でも可能である。しかし、鑑定人の意見は、一般的に当事者自身の意見とみなされる。

裁判所には、手続きのどの段階においても、独自の鑑定人を任命する裁量権がある。裁判所が鑑定人の選任を決定した場合（例：事案の技術的な複雑さのため）、裁判所は通常、特定の鑑定人に対する当事者の提案や合意さえも認める。同様に、鑑定人の費用については、大体的場合に相互で合意する。一方、私的鑑定人の見解に対する費用と異なり、裁判所が任命した鑑定人の費用は、敗訴当事者に償還させることができる。

鑑定人（通常は、大学教授や弁理士等、関連技術分野に特別な技能を有する人物）は通常、その報告を書面で提供し、次いで鑑定人の立会いの下行われる可能性のある口頭審理に先立って、当事者らに提出する。実務上、鑑定人の見解は、事案の結果に重大な影響力を持つ。裁判所は、鑑定人の知見から逸脱した決定を下したり、第二の鑑定人を任命したりすることに、極めて消極的だからである。ただし、鑑定人の助力により、裁判所が自ら、その技術分野に精通した関係者の観点を把握した上で事案（特に特許の請求）を評価する義務は、最近の連邦通常裁判所の決定が再確認したとおり、免除されない⁴³。鑑定人の任命傾向は、裁判所および審級によって異なるが、一般には、一審段階よりも高等裁判所での控訴段階の方が鑑定人を頻繁に任命している。

無効取消し審理の改革後、上訴審としての連邦通常裁判所では、例外的な事案を除き、原則として鑑定人を任命していない。現状では連邦特許裁判所も依然、裁判所による鑑定人の任命を極力避ける「旧」実務が続いている。このため、両裁判所は審理の迅速化に貢献しているとも言えるが、技術上の疑義で、技術分野に精通した人物のより深い洞察が必要な場合、この実務では問題も生じる。そこで当事者は、すくなくとも自らの鑑定人見解書を提出するのが、多くの場合に賢明であると言える。

商標の事項

商標の事項では、ウェブサイトの印刷物や画面コピーが、証明手段として普及している。原告が画面コピー等を取得できる以前に発生した侵害は、Internet Archive の「Wayback Machine」(<http://archive.org/>) を用いて証明できる。

イタリア

発見は、イタリアの法制度では定められていない。しかし、IPC は知的財産権の所有者が侵害の証拠を収集できる措置を規定している。このような措置は「Descrizione」と呼ばれ、IPC 第 129 条で規定されており、管轄の専門部に向けて提出され、被疑侵害者の所有施設にある侵害のあらゆる証拠の押収を要求しなければならない。

上記の命令を得るためには、権利所有者は裁判所に以下を論証する必要がある。

- 1 執行される知的財産権が有効である見込み、および侵害の見込み（*fumus boni iuris*）。

⁴²連邦通常裁判所，GRUR 2006, 962 –Restschadenstoffentfernung 事件。

⁴³連邦通常裁判所，GRUR 2007, 410 –Kettenradanordnung 事件，連邦通常裁判所，GRUR 2008, 779 –Mehrgangnabe 事件，連邦通常裁判所，GRUR 2010, 410 –Insassenschutzsystemsteuereinheit 事件参照。

2 侵害の証拠を取得する目的で請求措置を得るための緊急性の要件、これは後に本案の審理で用いられるが、その他において求められることはない（*periculum in mora*）。

記述の手続での緊急性は、大抵の場合、この法的手段を通じなければ侵害製品の証拠の発見が極めて困難である、という事実に見出される。

記述の措置はまた、相手方当事者が措置の実施を妨げるリスクがあるとき（相手方当事者が記述の手続の申立てについて知ることとなった場合に、証拠を隠す等）には、一方的にも（相手方当事者への事前通知なしで）得ることができ、しばしばそうなるという点は、強調しなければならない。このため、記述手続は、営業秘密手続における第一段階として一般的に用いられている。

許可が下りると、記述は執行官により、また必要ならば技術鑑定人の助力を得て実施される。

執行官は、被疑侵害手段および関連の証拠が置かれた施設に直接立ち寄って、侵害製品（または生産方法、見本、カタログ）を記載した報告書を起草する一方、関連の文書も収集する。

記述の措置が一旦許可された場合、関連規定により、収集される秘密情報の秘密性およびその保護を確保するための措置も示される。

記述を実施する当事者は、裁判官が認めた期間内、またはこれがない場合には、20 営業日もしくは 31 暦日（どちらか短い期間）内に、本案の訴訟を開始する義務を負う。

この期限内に訴訟が開始されない場合には、措置は無効となり、関連の収集された証拠は、後に本案が訴訟に発展しても、完全な証拠と見なされない。

オランダ

オランダの法制度には、公判前の発見の措置は含まれないが、訴訟前の証拠押収は可能である。知的財産の侵害の場合（またはその虞がある場合）、オランダ民事訴訟法典（*Dutch Code of Civil Procedure*）「DCCP」第 1019b 条(1)に基づき、裁判所は、侵害についての証拠を押収する許可を与え得る。これは、知的財産のエンフォースメント指令の直接的な実施である。当事者は、特許侵害に関して相手方当事者がかかる許可を求めると予想する場合には、保護状を提出し、その中でかかる許可は拒絶すべきであること、または自身の審尋を事前に行うべきことを主張できる。ハーグ地方裁判所だけがこれらの保護状を受理する。

ただし、裁判所は、秘密情報の保護が確保されない場合には、申立人からの証拠に基づく押収の請求を拒絶すべきである。これは実務上、裁判所は当該請求を拒絶するか、より一般的には文書の秘密保持を守るべき十分な手段を提供するよう命令するか、いずれかの方法を取ることができることを意味する。通常これは、裁判所が侵害と押収資料の利用について引き続き検討する前に、押収された情報が独立第三者（執行官、管理人、民法上の公証人）に預けられることを意味する。

代替手段として、知的財産所有者は、裁判所が被疑侵害当事者に対して、単独または複数の特定文書を提出するよう命じることも（係属中の訴訟または別の法的手続として）請求できる。この手段については、裁判所が DCCP 第 843a 条（文書の展示）に基づいて評価する。申立人は、事案に適法な利益を有することが証明できる場合、裁判所に対して、相手方当事者に侵害の証拠となり得る特定文書の提出を命じるよう請求できる。一般実務上、DCCP 第 843(a) 条は、証拠に基づき押収された文書を利用する際に適用される。2018 年に施行された営業秘密法に関連する法律の新条項は、（半）秘密保持クラブの可能性を含め、さらなる保護措置を提供する。

DCCP 第 843(a) 条ルートに対する他の代替手段として、関連する文書の機密性を考慮して、知的財産所有者は裁判所に対し、鑑定人を任命して、かかる文書内の情報についての複数の疑義に関する見解を提出するよう命じることも申し立てできる（この時点では、該当文書は、いまだ相手方当事者が所有しているか、押収後ならば保管者が保有している）。裁判所はまた、かかる情報が申立人に開示されないように命令する場合もある。

スペイン

知的財産権の侵害の事案では特に、本訴訟に先立って証拠を得るための手続は、以下の 2 つの法規定で定めている。

- 知的財産に関する個別の法律条項（Specific intellectual property codified law）
- スペイン民事訴訟法：被疑侵害の商業規模

知的財産に関する個別の法律条項

1986 年のスペイン欧州経済共同体加盟議定書（Adherence Treaty of Spain to the EEC）（議定書第 8 号）に従って、スペインは偽造品の押収請求を導入し、原告に課された立証責任を擁護することが求められた。この手続は、スペイン特許法（Spanish Patent Act）（1986 年 3 月 20 日法律第 11/1986 号、以下 SPA）第 129 条から第 132 条をもって 1986 年にスペインの法律に組み込まれ、商標法（Trademarks Act）、意匠法（Design Act）の双方に関連規定がある。

SPA に定められた偽造品の押収（saisis-contrefaçon）請求によって、原告は裁判所に対し、相手方当事者の支配下にある事実について、これら事実の知識が、さらなる法的手続の開始と、書面での立証に不可欠であることを条件として、かかる事実の確認を許可する命令を発するよう請求できる。

この手続によって裁判所に任命された鑑定人は、将来の侵害の民事請求を裏付けるために必要となる証拠を裁判所に提供するために、被告の所有施設を検査することができる点が重要である。

この措置は、以下の 3 つを必要条件とする。

- 1 原告には、請求を申し立てる権利がなければならない。すなわち、原告は特許の所有者または登録実施権者でなければならない。
- 2 これによって侵害が生じていることを原告が推測できる証拠がなければならない。
- 3 原告には、差止めによる救済措置の結果として被告に生じ得るいかなる損害についても、これをてん補する保証金を提供する準備がなければならない。

原告は次に、独立した鑑定人が作成した報告書が原告に届いてから 30 営業日以内に、請求を申し立てなければならない。独立した鑑定人が侵害はないと判断した場合、報告書と裁判所での情報は秘密扱いとされ、潜在的な原告には渡されない。

スペイン民事訴訟法：被疑侵害の商業規模

SCPA 第 256 条以降は 2006 年 6 月に、施行指令の帰結として改正され、原告となる見込みの当事者が、被告となる見込みの当事者の商業情報や供述書を利用することを認める新たな手続を導入した。この手続は、知的財産権の商業規模での被疑侵害である場合に、かかる知的財産権との関連で侵害訴訟の請求を準備する目的で行うものである。情報の範囲は、知的財産の不正使用の関与者の氏名から、合理的な範囲の経理情報、規制情報、商業情報の開示（ここで同法は、一見して有利な証拠を要求する）にまで及ぶ。従来から情報取得のための手続は存在したが、改正によって、知的財産の事案について取得されるべき情報が特定された。

手続の申立人は、手続が被告となる見込みの当事者に与え得る結果的な費用および損害をてん補する保証金を提供しなければならない。この手続の終了後 1 か月の期間に申立人が訴訟を提起せず、そのことについて裁判官が正当性を認めない場合、当該保証金は没収される。

この手続を実施できる管轄権を有する裁判所とは、将来の訴訟に対応する管轄の裁判所であり、自らの裁量で実施を拒絶することもできる。裁判所が手続を許可する場合、申立人は、通知の受領から 3 日以内に保証金を供託するよう要求される。

こうした措置は秘密であるため、この手続で得た情報は、侵害者に対する訴訟の中でのみ使用が認められ、いかなる第三者にも開示できない。

召喚を受けた当事者は、通知の交付後 5 日以内に異議申立ての準備書面を提出する権利がある。この場合、裁判所は、請求された訴訟の適法性を決する意見聴取のため、両当事者を召喚する。

被告となる見込みの当事者が協力を拒否する場合、裁判所は、適切な訴訟参加命令を与える。

スペイン特許法と異なり、SCPA には申立人が裁判所に訴訟を提起できる期間の定めはない。

2.4. 有効性の審理と侵害の審理との関係性

「統合制度」

本調査の対象となったすべての国のうちドイツ以外、すなわちベルギー、イングランドおよびウェールズ、フランス、イタリア、オランダ、スペインでは、有効性と侵害の主張は、同時に、同一裁判所によって、同一の審理の中で扱われる。無効取消しと侵害訴訟が、個別に2か所の異なる裁判所に提起されたとしても、通常、これらは単一裁判所での統合審理で争われる。これは審理が訴訟物（同一の知的財産権）によって結ばれており、争点となっている知的財産権の範囲等の決定の矛盾を避けたいという配慮ゆえの措置である。

侵害訴訟が提起される場合、被告は、知的財産権が無効であることを根拠とする、権利の無効取消しの反訴を提起することが一般的である。あるいは逆に、無効取消しの手続が裁判所で開始されている場合に、知的財産権の所有者は、多くの場合、侵害に対する請求（反訴）で対抗する。例外的状況においてのみ、2つの訴訟は別個に審理される。

かかる「統合審理」では、裁判所は通常、まず、侵害の疑義に関する決定に先立って、知的財産権の有効性を評価する。これによって被告は、有効性と侵害の間に「絞り込みの」主張を割り込ませ、かつ知的財産権の範囲が真の実態まで確実に縮小されるようにすることができる。あるいは逆に、権利の保護範囲が被疑侵害を包含するために（過度に）広く解釈される場合、この広義性により、その請求に先行技術の観点から新規性や進歩性が失われ、当該権利を無効化してしまう可能性がある。

ドイツの「二元的制度」

特許

ドイツでは、有効性の審理と侵害の審理は異なる裁判所で別個に行われる。侵害の争点は一審の12の異なる管轄権を有する裁判所のうちの1か所で評価されるが、事実上、デュッセルドルフ地方裁判所が主となっており、欧州で審理される特許侵害の全事案のおよそ3分の1がここで審査される。一方、有効性については、ドイツ特許商標庁（欧州特許については欧州特許庁）およびミュンヘンのドイツ連邦特許裁判所で検証される。

二元的制度のため、侵害の審理中は、被告による特許の無効性についての主張は審尋されない。したがって、無効の反訴は防御手段とはならない。ただし、被告が無効取消しの手続を申請する際、侵害を扱う裁判所は、特許無効が宣言されると確信する場合には停止を命じ得る。実際には、被告は、侵害を扱う裁判所が納得するような先行技術の証拠を提示し、停止を命じさせる必要があるため、こういった事案はほとんどない。かかる証拠とは、新規性を損なわせるものであって、特許の付与手続において考慮されておらず、かつ付与する余地を与え得ないようなものである。進歩性の欠如といったさらなる無効事由や訴訟物の追加も考えられるが、それらによって裁判所が停止命令に同意する可能性はさらに低い。侵害の審理と並行して行われる無効性の審理の決定における一時的な相違は、広く「差止めギャップ」と呼ばれる（下記を参照のこと）。

侵害を扱う裁判所は一般に、無効について並行して行われている訴訟の影響は受けない上、原則として、特許が付与されることを前提に訴訟を進行しなければならない。ただし、侵害の審理に先立って被告が開始した異議申立てまたは無効取消しの手続の過程で、原告がその特許の保護範囲を制限するよう宣言しており（自主制限）、かつこの自主制限が特許が修正された様式でも維持された理由である場合、厳格な審理の分離の例外として、裁判所には配慮が求められる。特許が終局的に無効の宣言を受けたときは、侵害の請求は、被告自身の特許に対する攻撃が認められたのか、第三者によるものに関わらず、棄却される（宣言の対世効）。無効の宣言が侵害の終局判決を受けた後に発される場合には、被告は、特許の（該当の場合には部分的に）無効性を考慮した新たな公判での無効手続の回復請求を申し立てることができる。

実用新案の事項では、審理間の分離はあまり厳格でない。実用新案は単に登録される権利であり、特許と異なり、許諾手続の過程で特許庁による評価を受けることはなく、したがって、有効の強い推定を得ることはできないためである。この理由から、被疑侵害者は、侵害を扱う裁判所にも実用新案の

有効性の有無を評価させるため、侵害の審理であっても、実用新案の無効の異議を申し立て得る。その結果、近年ドイツの裁判所では多くの訴訟が停止されるようになった。現在は、ミュンヘン地方裁判所が（大半の）実用新案の訴訟を扱っている。これは裁判官が、実用新案の訴訟を停止する基準について、マンハイムやデュッセルドルフとは異なる、より低い基準を適用しているためである。したがって、被告はドイツ特許庁で別の取消しの手続を開始する義務を負わない。原告は、侵害の審理で制限の請求を申し立てることも可能で、この場合は同一の制限をドイツ特許商標庁に申し立てる必要はない。⁴⁴ただし、侵害を扱う裁判所が、実用新案は無効と見なされるべきと判決する場合、その決定は、侵害の審理の当事者にのみ効果を有する（当事者間の効果）。これは、実用新案が特許庁から無効の宣言を受けたときの普遍的な効果（対世効）と相対する。

無効の審理と侵害の審理との関係について、この関係を暫定的差止めとの関連で扱う裁判所の決定も存在するという点には注意が必要である。「Olanzapin」事件において、デュッセルドルフ高等裁判所は、連邦特許裁判所が特許を無効取消しとした後に暫定的差止めを許可したが、これは例外的事件であり、侵害を扱う裁判官は、判決の根拠となった証拠に誤りがない限り、連邦特許裁判所の意見を無視すべきではない旨も明確にした⁴⁵。連邦特許裁判所の決定は、連邦通常裁判所への抗告に対する決定によって、後に無効取消しとされた。

ただし、少なくとも一審において特許の無効に対する保護可能性が事前に確認されていない場合に、特許訴訟での暫定的差止めを全面的に拒否することはEU法に反する。⁴⁶

デュッセルドルフ高等裁判所はさらに「Kleinleistungsschalter」事件において、無効の争点は、異議申立ての手続または無効取消しの訴訟が実際に提起された場合に限り、被告に時間的余裕がないのではない限り、口頭審理の期日の前に、暫定的差止めの手続で考慮されるとの考えを示した⁴⁷。ただし、その場合でも、被告はその無効取消しの主張を述べ、いずれ無効取消しの点で攻撃を開始する旨を正式に表明する必要がある。

さらに、デュッセルドルフ高等裁判所は「Inhalator」事件において、原告が異議申立ての審決の後に暫定的差止め請求を申し立てることで、緊急性の要件の充足が脅かされる危険はない、との考えを示した⁴⁸。したがって、緊急性は、既に係属中の本訴訟がその前に停止されていたという事実にも関わらず、有効性を肯定する決定が与えられた後であっても成立し得る。

本調査のセクション 1.2 で取り上げた全体的な整合性に関する新たな例外に加えて、近代化法においても、侵害の審理と並行して行われる無効性の審理との間の「差止めギャップ」の縮小が図られている。

PatG（ドイツ特許法）への追加事項、特に第 82 条および第 83 条への追加事項は、2 つの手続を合理化し、加速させ、同期させることを意図したものである。PatG 第 82 条（1,2）では、特許権者は、連邦特許裁判所が無効訴訟の訴状を送達してから 1 か月以内にこの訴状に反論するものとされている。特許権者が 1 か月以内に宣言を行わない場合、連邦特許裁判所は直ちに、口頭弁論を行うことなく決定を下すことができ、原告の主張する事実は証明されたものとして受け入れられる。

PatG 第 83 条（1）では、連邦特許裁判所はいわゆる適格通知（すなわち、有効性に関する暫定意見）を無効訴訟の 6 か月以内に発行するものとされた。これにより、有効性に関する連邦特許裁判所の暫定意見を、特許侵害裁判の一審の決定の際に考慮することができるようになる。したがって、民事訴訟法第 148 条に基づく訴訟の停止に関する侵害裁判の決定は、無効訴訟の評価書類に大きく左右されることとなった。

近代化法に規定された移行期間は終了し、連邦特許裁判所は既に今年（2022 年）春から適格通知の発行を開始している。発行された適格通知は既に各侵害訴訟に大きな影響を与えている。つまり、これまでのところ、侵害裁判の一審は連邦特許裁判所の暫定意見を尊重して判決を言い渡すか、それに従って審理を停止している。したがって、今後、侵害を扱う裁判所がこれより逸脱するのは、例外的な事案についてのみになると思われる。

⁴⁴連邦通常裁判所、GRUR 2003, 867 – Momentanpol 事件。

⁴⁵GRUR 2008, 1077 – Olanzapin 事件。

⁴⁶欧州連合司法裁判所、C-44/21、Phoenix Contact 事件。

⁴⁷デュッセルドルフ高等裁判所、InstGE 7, 147 – Kleinleistungsschalter 事件。

⁴⁸デュッセルドルフ高等裁判所、InstGE 10, 124 – Inhalator 事件。

有効性の審理に関して、特許権者は（無効訴訟の被告として）、訴状の送達後 2 か月以内に反論の根拠を述べなければならなくなった。この期限は、正当な理由がある場合にのみ、さらに最大 1 か月に限り、延長することができる。さらに、通知の準備のために最終陳述の期限を決定することができ、したがって提出が遅延した場合、裁判所は暫定意見の作成にあたり、それを考慮する必要はない。ただし、期限が定められていない場合、暫定意見は開始後 3 か月以降、可能な限り早く作成される。

この無効訴訟の新しい期限は、特許権者に大きな課題をもたらすものである。これにより特許権者は、無効訴訟での抗弁を期限までに準備するために、侵害訴訟を起こすにあたって無効性の根拠となり得る事由を検討しなければならなくなった。

ただし、侵害を扱う裁判所は適格通知を待つ傾向があるため、この無効訴訟における期限制度により、侵害訴訟期間が延長されないようにすることが依然として望まれている。理論上は 2 つの審理はともに加速するはずだが、実際にそのとおりになるかどうかは数か月後、数年後である。

商標および意匠

商標の事項では、無効の審理と侵害の審理との関係は、特許の事項と同等である。

意匠の事項では、無効の審理と侵害の審理との関係は、実用新案の事項と同等である。被告は原告の意匠の無効を請求することができ、意匠の無効の宣言を得る目的での反訴の提起、または無効の抗弁の提出のいずれの手段も利用できる。

2.5. 救済措置および執行の手段

全調査法域に適用の救済措置および執行の手段

各（旧）EU 法域内の当事者に与えられる救済措置および執行の手段について、知的財産権の保護強化を目的とするエンフォースメント指令によって、大掛かりな調整が行われた。

この調整の結果、以下の救済措置および執行手段が、本調査の全対象法域で利用可能となっている。

原告が勝訴した場合、判決には以下の内容が記される。

- 1 侵害の認定（善意の場合も含む）。
- 2 （侵害者および仲介者に対する）終局的差止めによる知的財産権のさらなる侵害の抑止。
- 3 損害賠償（および、後に特許が付与される出版特許の出願の主題を使用したことに対する、合理的な補償）。損害額が算出される方式および時期については、以降で国別に記載する。
- 4 押収した目的物および手段の原告への引渡し。
- 5 原告の請求に基づく回収（押収）による、商業上の経路から製造または侵害の製品および手段の除去。
- 6 被告の費用による侵害商品の確実な除去または破棄、これには当該製品を創造・製造するため使用された原料および機器を含む。
- 7 侵害製品の原産地および販売経路についての情報の開示。
- 8 被告の費用による、新聞やオンライン媒体上での判決の公表および流布。
- 9 原告の費用の査定：イングランドおよびウェールズでは、これは短期の公判前手続を通じて行われる。他の国では、判決自体に訴訟代理人の費用に対する補償（殆どの場合に部分的なもの）の命令が含まれる。ただし、こうした費用の額は、本調査の対象法域内で大きく異なる。

原告が（知的財産権が無効であると判明したため、または侵害がなかったため、あるいはその双方の理由で）敗訴した場合、判決には通常、以下の内容が記される。

- 1 登録された権利に関しては、権利が無効であると判明した場合には当該権利の無効取消し、および、原則として国家登録簿での無効取消しの公表、未登録の権利に関しては、無効および非侵害の認定。
- 2 被告の費用の査定。この場合も、こうした費用の額は、本調査の対象法域内で大きく異なる。

本案に関する請求で原告が敗訴し、かつ暫定的差止めがそれ以前に許可されていた場合。

- 1 中間差止めの解消または中止。
- 2 本調査の対象国において、救済の請求は本訴で後に拒絶される一方、暫定的差止めが課されていた被告に与えられる損害賠償の有無およびその授与には、実務上統一的な方法はない。イングランドおよびウェールズでは、原告は、暫定的差止めが認められる前提条件として、被告に相互保障を与えなければならない。ほとんどの EU 加盟国では、暫定的差止めを不当に執行する知的財産所有者は、その執行に過失がないことが立証されない限り、原則として損害賠償責任を追う。⁴⁹しかし、ドイツの訴訟法は知的財産権者の厳格な責任を規定している。

調査対象の各法域における具体的な措置およびさらなる情報は以下のとおり。

ベルギー

差止め（さらなる侵害行為の停止命令）や（回収や顧客への書状の送付、販売経路についての情報提供、判決の公表等）特定の履行の様式で措置を取ることができる。濫用に相当する例外的な場合を除

⁴⁹欧州連合司法院裁判所、2019年9月12日、Bayer / Richter, C-688/17.

き、裁判官には、特許の差止めを拒絶または許可する裁量権はない。特許の侵害が一旦成立し、侵害が確実に終わった保証がない場合、差止め命令が出される。

差止めの措置は一般的に、相手方当事者への違約金（「astreinte」、「dwangsom」）の支払い措置を伴う。これによって、侵害者が裁判所の決定に（全く）従わない場合には、執行の訴訟が提起できる。違約金は、抑止機能として十分な程度に高額な必要があるが、その実際の額は、事案の事実と侵害の範囲に左右され、裁判所の裁量で決せられる。このような違約金の支払いは、事前の担保支払いの対象となる場合がある。

控訴の有無にかかわらず、判決は原則として直ちに執行可能である。いまだ終局ではない一審の判決が勝訴当事者によって執行される場合、かかる当事者は、当該一審判決が控訴で逆転される場合、かかる早急な執行に起因する損害賠償の責任を負う。

暫定的差止めは、以下のときに認められる。

- a 求められる救済に緊急性があること、
- b 一見して有効な知的財産権が存在すること、
- c 一見して侵害が成立していること。

求められる暫定的救済は、本案に関する訴訟手続き（たとえ本案に関する「迅速」手続訴訟であっても）がタイムリーな救済を提供できない場合の緊急措置である。一見して有効な知的財産権については、権利が欧州特許庁（EPO）（特許）等の事前審査後に付与されたものであるときは、その要件を満たしている。ただし、同一特許の並行した類似特許が一貫して取り消されるなど、特許の有効性を疑う重大な理由がある場合はこの限りではない。一見した侵害の要件は、暫定的差止めを扱う裁判官が決定を下すべき時点で入手可能な証拠に基づき決定される。他の法域での実務に反し、この一見の要件によっては、裁判官は下される本案判決を予測する義務を負わない。暫定的な評価は、本案判決の評価から全く独立したものである。暫定的差止めを得て執行した後、本訴訟で敗訴することとなる知的財産権所有者の法的責任を決する際、これが特に重要となる。

ベルギーの法律では、原告が被告に対して暫定的差止めを執行し、その差止め命令が後に取り消させるか、請求が本訴訟で棄却されても、自動的に責任を問われることはない。この場合、原告が暫定的差止めの執行時に不法行為を働いたことを証明しなければならないのは、むしろ被告である。これは、エンフォースメント指令第9条に関する欧州連合司法裁判所（「CJEU」）の判例法に沿ったものである。⁵⁰かかる立証は困難なことから、暫定的差止めを執行する知的財産権所有者の責任は、ベルギーでは事実上極めて限定的であることは従来通りである。

損害賠償

賠償は、被ったすべての損害について、また時効が成立していない範囲において請求することができる。特許法では、時効は5年と定められており、特許権者は召喚状に先立って5年以内に生じた損害を回復することができる。知的財産権所有者は、理論上は侵害に起因する全損害について償還を受けることが可能であるが、これは事実上達成（すなわち証明）困難である。損害賠償額の決定には、専門家の任命が必要な場合がある。

知的財産の所有者（および実施権者）の実損については、かかる実損の立証が困難な場合には衡平な（*ex aequo*）決定の前提と、原告が提出した証明の前提のいずれかによって、償還を受けることができる。損害額は次に、逸失利益（*lucrum cessans* (lost profits)）および派生損害（*damnum emergens*）（知的財産権の評判および排他性の損失）に基づき算出される。ロイヤルティの類推は損害賠償額を計算する慣例的な方法である。悪意の侵害の事案においてのみ、原告には、侵害者が得た利益の裁定額を得る権利がある。

⁵⁰欧州連合司法裁判所、2019年9月12日、Bayer / Richter, C-688/17.

イングランドおよびウェールズ

執行

冒頭で述べたように、エンフォースメント指令は、EU 加盟国内の知的財産権の執行における大きな差異を除去するために導入された。その際には、かかる差異が国内市場の適正な機能に悪影響を及ぼしていることが理由とされた。エンフォースメント指令によるかかる差異の除去に取り組むため、知的財産の保護のレベルに関する最低基準が導入された。

エンフォースメント指令の導入に先立ち、英国の法律では既に、一部の（当時は、他の）法域と比較して高度なレベルの保護を知的財産に与えていたため、同指令は英国の法律に、大きな影響を与えなかった。例を挙げると、指令第 6 条（相手方当事者の支配下にある証拠の提供義務）は開示および発見についてイングランドの規則に、指令第 7 条（証拠保全のための措置について）は搜索命令についてイングランドの規則に、また、指令第 9 条（暫定的措置および予防措置について）も中間差止めについてイングランドの広範かつ柔軟な規則に、それぞれ潜在していた。英国の法律に対する不可欠な変更は、2006 年知的財産権（執行等）規則（IPR (Enforcement, etc) Regulations 2006）（SI2006 第 1028 号）によって施行された。この SI（行政委任立法）は、主に一部の矛盾を解決するために導入されたものである。一例として、SI 規則 3 によるエンフォースメント指令第 13 条の施行が挙げられる。これによって英国の法律では、被告が知的財産権の事項に関連する実際の知識または帰属知識（imputed knowledge）に欠く場合に（利益の償還ではなく）損害が認められることがないように変更された。ブレグジット後も、エンフォースメント指令に従って英国国内法に加えられた変更はそのまま適用される。

裁判後の救済

判決書は通常、裁判終了後 1 か月から 3 か月以内に言い渡されるが、正確な時期は事件の複雑さと裁判官のその後の予定による。判決の中で、裁判所は有効性と侵害に関する結論の理由を述べる。判決が言い渡されると、通常は、判決に照らして裁判所が下す命令の条件を決定するために、さらに短い審理が行われる。

原告が勝訴した場合、命令には通常以下の内容が含まれる。

- 1 差止め（控訴の結果が出るまで保留される可能性がある）。
- 2 損害賠償または被告の利益に関する調査（原告の選択による）。
- 3 原告の費用支払い命令。
- 4 争われた有効性の証明書。

宣言による救済措置

イングランドの裁判所では、訴訟当事者は裁判所に対して、公判での争点についての宣言を交付するよう請求できる。現行の宣言による救済措置の根拠は、民事訴訟規則第 40.20 部であり、その記述には、「裁判所は、何らかのその他救済措置の請求の可否について拘束力のある宣言をなし得る」とある。この裁判権に関する制限は一般に、判例法によって定められてきた。かかる宣言は、当の訴訟当事者らを拘束する。裁判所は、かかる救済措置を与えるかどうかについての裁量を有する。判例法では、仮説に基づいた疑義に関する宣言を交付する用意が裁判所になく、かかる宣言に実務上の効果があり、かつ有用な目的を果たすと考えられる場合にのみ、宣言が交付されることを明確に述べている。⁵¹2001 年に控訴院が明示したところによると、裁判所には、何ら他の請求がなされていなくとも、肯定的、否定的、いずれの宣言をも交付する裁判権がある。⁵²発布は裁量権の 1 つであったが、裁判権ではない。

⁵¹Nokia Corporation 対 InterDigital Technology Corporation 事件[2007] EWHC 3077 (Pat)。

⁵²Messier-Dowty 対 Sabena 事件[2001] 1 All ER 275

特許の関連でも、非侵害の宣言を求める法的根拠がある。1977年英国特許法第71条は裁判所に対し、一定の状況下で非侵害の宣言をなす権限を付与している。かかる状況とは、宣言を求める者が特許権者に対し書面によって、その行為が特許を侵害しない旨の確認を請求したものの、特許権者に拒絶または無視された場合である。否定的な宣言に対する法的権利は、著作権、意匠および特許法には記載されていないが、正当性を認めた裁判所がかかる宣言を行うことを妨げない。⁵³

特許訴訟の分野では、2つの新たな形式の宣言が近年に交付されている。不必須の宣言（特定の特許が規格の実施に必須ではないこと）⁵⁴および出願人の製品が係属中の特許出願の優先日である特定の日に自明であったという宣言（いわゆる「アロー宣言」）である。⁵⁵

不必須の宣言は、電気通信規格との関連で適用されている。電気通信業界では、広範な製造業者による共同作業を通じて製造されるハードウェアが必要とされている。業界規格が発達したのはこのためである。規格維持団体が必要とするのは通常、その規格の機能に必須である特許のいかなる所有者も、公正、合理的かつ差別的でない条件の規格の下で運営を行う他の電気通信事業運営者に対して、全必須特許に実施を許諾することである。通常は、必須特許の所有者は、規格団体による審査を受けずに、特許が規格に対して必須であることを自ら宣言することができる。電気通信事業運営者が、必須と登録されている特許が実際には不必須であると確信し、関連ライセンス料の支払いを望まない場合に、当該運営者は不必須の宣言の適用を要求できる。

自明性の宣言は、特許の出願をした（が、その特許がはまだ付与されておらず、したがって、侵害訴訟が提起できない）原告となる見込みの当事者が、出願中の特許に対する侵害を主張した際、特許の侵害訴訟の被告となる見込みの当事者にとって有用である。いかなる侵害訴訟も開始前に挫折させるために、被告となる見込みの当事者は裁判所に対して、関連の製品または方法が、原告となる見込みの当事者による出願中の特許の優先日の時点で自明であることの宣言を、申し立てることができる。

公判前救済／暫定的差止め

1970年代半ばの特許訴訟における貴族院判決を受け、裁判所が暫定的差止めを認めるかどうかを判断する際に適用する基準は以下の通りである。

- 1 審理すべき重大な問題があるかどうか、
- 2 暫定的差止めは認められなかったが、原告が裁判で勝訴した場合、原告がどの程度回復不可能な損害を被るのか、
- 3 差止めは許可されたが、原告が裁判で敗訴した場合、被告がどの程度回復不能な損害を被るのか、
- 4 両当事者が回復不可能な損害を被る可能性がある場合は、現状維持の必要性和、場合によっては訴訟の是非を念頭に置き、バランスを取るための対応を行うことが考えられる。

PIを認めるかどうかに関する裁判所の裁量権の行使には、他の2つの要因が影響する。第一に、衡平法上の救済措置であるため、原告が侵害に気づいてから暫定的救済を裁判所に申請するまでに遅延があったことが証明された場合、申請は不成立となること、第二に、PIが認められたが、その後原告が裁判で敗訴した場合、被告を補償することを目的とした損害賠償の相互保障と呼ばれるものを裁判所に提示する義務があることである。

このような基準が適用された結果、知的財産権訴訟においてPIが認められることはめったにないが、その主な理由は、PIが認められなければ回復不能な損害を被るという証拠を知的財産権者が裁判所に提出することが難しいからである。修復不可能な損害とは、正確に評価することができず、したがって金銭的に補償することができない損害のことである。例外が2つあり、第一は、ジェネリック参入者が関与する医薬特許訴訟では、特許権者／ブランド所有者が、不可逆的な価格低下という形で回復不能な損害の証拠を提出できることが珍しくない。第二に、商標訴訟では、商標権者が、被告が紛らわしい類似商標で市場に存在する結果、ブランド認知／信用が失われるという形で回復不能な損害の証拠を提出できる場合がある。

⁵³Point Solutions Ltd 対 Focus Business Solutions Ltd & Anr 事件[2005] EWHC 3096 (Ch).

⁵⁴Nokia Corporation 対 InterDigital Technology Corporation 事件[2005] EWCA (Civ) 614 and at FN18.

⁵⁵Arrow Generics Ltd 対 Merck & Co. Inc 事件[2007] EWHC 1900 (Pat).

差止めに対する違反の救済措置

差止めに対する違反は刑事上の事項であり、イングランドおよびウェールズの裁判所で慎重に扱われる。裁判所は厳格な法的責任の検証を適用し、差止めに対する違反の有無を決する。これは、差止めを受けた者（*injunctee*）が、その行為が差止めに違反すると実際に信じていなくても、裁判所が事実上の差止めの違反があったと判定する場合には、かかる者の行為は法廷侮辱罪となる、ということの意味している⁵⁶。法廷侮辱罪に対しては、個人には2年以下の収監または2,500ポンド以下の罰金を科す場合がある⁵⁷。収監については、差止めに違反した被告会社の個人役員に対しても科す場合がある。

⁵⁸

法廷侮辱罪のほか、差止めを執行する他の主要な方法に、仮差押え（*seuestration*）（財産の差押え）がある。⁵⁹仮差押え令状が発行されると、裁判所は捜査官を任命して、差止めを受けた者の財務管理や差止めの違反に対する罰金の徴収を行わせる。会社はその従業員の行為に代位責任を負う場合がある点に注意を要する。⁶⁰

フランス

終局的差止めおよびその他の救済

知的財産権が有効であると判断され侵害された場合、権利者は、侵害製品の製造、販売、販売の申出、保有、使用、輸入または輸出を含め、知的財産権のさらなる侵害を抑制する終局的差止めを請求する権利を有する。

終局的差止めは知的財産権者の権利であり、侵害の場合には自動的に認められる（特定の標準必須特許とそれに関連する公正、合理的かつ非差別的な（FRAND）ライセンスの義務を条件とする）。差止めは一般的に、被告が差止めに従わない場合、日割りの罰金を支払うことを条件に認められる。

その他の救済には以下のようなものがある。

- 1 侵害製品の流通経路からの回収、
- 2 侵害製品の破棄、
- 3 侵害製品の権利者への引き渡し、
- 4 決定事項（印刷物またはオンライン）の公表（全文または部分的に公表されることが最も多い）。

損害賠償の決定

2019年5月22日付のPACTE法によって改正された時効に基づき、侵害行為に対する損害賠償を命じられる場合がある。この法律が制定される以前は、侵害訴訟および関連する損害賠償請求は、訴訟の提起前5年以内に発生した侵害行為にのみ関連することができると定められていた。

PACTE法は、すべての知的財産権に関する消滅時効を改正し、UPC協定に規定されている消滅時効、すなわち「出願人が訴訟を正当化する最新の事実を認識した、または認識する合理的な理由があった日から5年を超えて」侵害訴訟を提起することはできないという消滅時効に一致させた。この規定の解釈によっては、損害賠償を決定するために考慮される期間がかなり長くなる可能性がある。例えば、侵害行為が10年の間に行われた場合、侵害行為は最後の侵害行為から5年後、つまり最初の侵害行為から15年後に終了すると考えられる。パリ民事裁判所はすでに、この新しい時効は法律の施行後、す

⁵⁶Type Manufactureres' Conference Ltd の Re Mioleage Conference Croup による協定 [1996] 1 WLR 1137.

⁵⁷1981年裁判所侮辱法（Contempt of Court Act 1981）14.

⁵⁸ツバル国法務長官対 Philatelic Distribution Corp Ltd 事件[1990] 2 All ER 216.

⁵⁹最高裁判所規則（Rules of the Supreme Court (RSC)）Ord 45, r5(1)を参照のこと。その他のあまり一般的でない、差止めの違反に対する執行に用いられる方法については、RSC Ord 45を参照願いたい。

⁶⁰生コンクリートの供給について（Re Supply of Ready Mixed Concrete）（第2号）[1994] 3 WLR 1249.

なわち 2019 年 5 月 22 日以降に発生した侵害行為にのみ適用されるとの判決を下している（2021 年 5 月 6 日、Ord. JME, 20/07066）。

損害賠償額の算定方法について、裁判所は以下の点を明確に考慮すべきである。⁶¹

- 侵害がもたらす以下の経済的悪影響：
 - － 損害を被った当事者が被った逸失利益：これは通常、権利者の通常の利幅（開示されている場合）および侵害のために逃した販売数（「報告率」、すなわち侵害製品が市場に出回らなければ権利者が得たであろう侵害者の売上高の割合を適用）に基づいて計算される。
 - － 侵害者が得た不当な利益：これは一般的に、侵害製品の販売に関連して侵害者が得た利益（すなわち、関連収益-変動費）に基づいて計算され、販売された最終製品内の特許機能の価値に配分される可能性がある。

考慮すべき他の潜在的な要因には、特に価格下落と踏み台効果も含まれる。

フランス法では、これらの要素は「区別して」考慮されるべきであると定めているが、単に足し算で考えることはできず、裁判所は一般的に、これら 2 つの数値のうち高い方、あるいはその中間の数値に基づいて損害賠償を認めている。

- 権利侵害により権利者に生じた道義的損害。

あるいは、知的財産権者は裁判官に対し、侵害者が侵害した権利の使用許諾を請求した場合に支払われるべきロイヤルティ額よりも高額な一時金を認めるよう請求することができる（一般に、同一分野の類似製品に適用されるロイヤルティ率の 1.5 倍または 2 倍）。

執行

知的財産権侵害の救済を認める判決は、一般的に具体的な違約金の支払いを定めている（「*astreint*」）。裁判所は、(i) 差止命令にもかかわらず製造／販売された各製品、および／または (ii) 侵害当事者が命令（市場からの排除や侵害製品の破棄など）に従わなかった各日数に応じて、支払うべき違約金の額を決定する。

2019 年 12 月 11 日付政令 2019-1333 号に従い、第一審判決は、上訴が係属中であるか否かにかかわらず、不履行のため仮執行可能である。ただし、被告は第一審裁判所に対し、決定を仮執行できないよう請求することができ、その際には仮執行が適切でない事情を詳述しなければならない。控訴が係属中の場合、被告は、第一審裁判所が決定した仮執行が回復不能な損害をもたらすことを証明できるのであれば、控訴裁判所長官に対し、特に仮執行の停止を請求することもできる。

ただし、勝訴当事者が相手方当事者に第一審判決を暫定的に遵守するよう公式に要求した場合、それは自己責任となること、すなわち、控訴審で第一審判決が覆った場合、相手方当事者に損害賠償の支払いを命じられる可能性があることに留意しなければならない。

差止めと損害賠償

暫定的差止め（PI）は、本案訴訟に先立ち、または本案訴訟がすでに開始されている場合には、事件管理裁判官に、侵害製品に対して請求することができる。

PI は、知的権利が一見して有効であり、侵害の可能性が高い場合に認められる。緊急性は要求されない。しかし、特許訴訟においては、フランスの裁判所は、訴訟対象の特許の有効性と侵害についてより詳細な分析を進める傾向にある。

また、PI とともに適切な暫定的損害賠償が命じられることもある（本案で決定された損害賠償額から差し引かれる）。

⁶¹エンフォースメント指令に基づく第 L521 条 7（意匠）、第 L615 条 7（特許）、第 L716 条 4-10（商標）

ドイツ

訴訟中の特許の範囲に従って、特許の所有者は、上記に掲載した措置に加えて以下を要求できる。

- 損害賠償の支払い義務の宣言
- 侵害行為および収益の計算報告

差止めによる救済措置

原告の差止め請求の法的根拠は、ドイツ特許法第 139 条(1)であり、以下の2つの要件を規定する。(i) 最初のまたは繰り返しの行為による危険、(ii) 特許の侵害的使用。これら要件が満たされると、裁判所は差止めを許可するが、そこに裁量権はない。差止めの請求には何らの過失も必要ない⁶²。

ドイツ特許法では、終局的差止めと暫定的差止めとを区別しておらず、したがって、全ての差止め命令が、裁判所によって破棄されるか、あるいは特許が満了するか、無効と分かるときまで、終局的である。それでも原告は、例えば見本市の期間など、仮の限定的差止めを請求できる。

裁判所には、差止めを認めるかどうかについて裁量権がない (PatG 第 139 条(1)に規定される「例外的に大きな困難」という稀な例外を除く。本調査の 1.2 を参照のこと) ため、特許を利用する以外に他に事業がない会社 (「特許ゴロ」) に対する差止めも認める⁶³。ただし、差止めの執行に対する (暫定的) 救済措置を得る可能性 (例えば、上訴裁判所の決定があるまでの執行の停止) は、個人の事案の方が高い。⁶⁴

侵害製品の回収と撤去、破棄

侵害者がその侵害の全影響を除去する義務の一部として、原告は、侵害者が販売経路から侵害製品を回収するか、回収するために真摯に全力で取り組むことも請求できる。⁶⁵かかる製品は、ドイツ国内で侵害者の占有下になければならない。当該製品は、原告がその訴状で請求していれば破棄されるが、裁判所は、破棄が侵害の状況の観点から不相応でない場合にしか、この請求を認めない。かかる場合の侵害の状況の一例として、過失および経済的側面 (例として、製品から侵害している機能を終局的に除去することに対する現行の代替手段) の程度が挙げられる。

判決の公示

PatG 第 140e 条 G は、特許問題における判決の公示を求める (重要な) 請求を特徴としている。ただし、公示の請求が認められるのは、原告が特に公示を重視する、従って実務上は影響の少ない例外的な事案に限られる。この要件は、公の「避難」による敗訴当事者の処罰ではなく、主に情報を通じた継続的な混乱状態の解消という規定の目的から生じている。⁶⁶したがって、公示は、特許権侵害の結果として発生し、現在も存在する混乱状態を排除するために、客観的に適切かつ必要なものでなければならない。⁶⁷

損害賠償

上述のとおり、特許の侵害訴訟は、それが損害賠償に関するものである限り、分担される。したがって、差止め請求に関する裁判所の決定を迅速化させるため、原告は通常、侵害訴訟において裁判所に対し、被告に計算報告をし、かつその損害賠償の支払い義務を宣言する命令の発行のみを請求する。

⁶²最初の侵害行為は、ほとんどの場合、さらなる侵害の脅威を意味するものとみなされ、侵害者が契約上の罰則を含む取消不能の停止宣言を行った場合にのみ、実務上、排除される。

⁶³マンハイム地方裁判所 InstGE 11, p. 9 - UMTS-fähiges Mobiltelefon 事件参照。

⁶⁴カールスルーエ高等裁判所, GRUR-RR 2010, 120 - Patentverwertungsgesellschaft 事件参照。

⁶⁵連邦通常裁判所, GRUR 2017, 785 - Abdichtsystem 事件

⁶⁶デュッセルドルフ地方裁判所, 2015 年 11 月 24 日判決 - 事件番号 4a O 149/14 事件参照。

⁶⁷フランクフルト高等裁判所, GRUR 2014, 296 - Sportreisen. 事件参照。

原告による計算報告の請求により、実損額を算出するのに必要な全ての情報を被告は確実に提供することとなる。被告が支払うべき実損額については、次に被告が開始する別の訴訟で決せられる（「Höheverfahren」）。

一般的に、差止め請求に反して、損害賠償とは、侵害行為が故意または過失によって行われたときのみ支払われるべきものである。ただし、要求されるいき値は比較的低い⁶⁸。

ドイツでは、特許や商標の所有者は、以下の3つのいずれかに基づきその損害賠償額を算出する。(i) 侵害の結果として被った逸失利益、(ii) 侵害者の利益、(iii) 「実施許諾の類推 (license-analogy)」の適用。これは、当事者間で合意したと仮定した合理的な実施使用料を適用するものである。

侵害者の利益に基づいて損害賠償額を算定することは、独占的権利の経済的価値を、その使用によって達成可能な利益の市場機会という形で決定することになる。したがって、侵害者の利益は、総売上から費用を減じた額として算出されるが、ドイツの判例法では常に、侵害者の総売上高から控除可能な費用の種類の設定における問題を重視している。⁶⁹

執行

本案の訴訟における一審の決定については、仮執行の条件で、原告が保証金を提供したならば（銀行保証または現金供託）、送達の後直ちに執行することができる。かかる保証金は、相手方当事者に損害が生じるリスクを反映している。原告が供託する保証金は、一般的に係争物の価値に基づき裁判所が定める。ただし、原告は、一審の決定が控訴審で却下された場合には、執行に起因する損害賠償の責任を負う。⁷⁰

対照的に、控訴による高等裁判所の二審の決定は、保証金の払込みや厳格責任の対象となることなく執行可能である。それでも裁判所は通常、被告に対して、係争物の価値に従って定まる保証金を払い込む（実務上、一般的には銀行保証）ことによって、執行を回避する権利を許諾する。ただし、原告がそのとき同額の保証金を提供すれば、やはり執行が認められる。

被告が差止めに違反する場合には、裁判所は、違反1件につき250,000ユーロ以下の懲戒的な罰金を付与するか、さらに（可能性は極小だが）侵害者（各担当責任者）に実刑判決を下すことも可能である。

本案の判決に関連して、損害賠償請求は、損害賠償の支払い義務を定めるのみで、正確な支払い額を特定しないことから、直ちに執行可能とはならない。実際の損害賠償は、原告が算出した金額を被告が自発的に支払わない場合に、二審の公判で裁定される。計算報告および販売経路に関する情報提供の義務は、判決に定められた、請求を受けた侵害が行われた日の特定のデータを提示したときのみ果たされる。これによって、原告はその損害賠償額を確実に計算することができる。情報の提供が不十分だった場合、原告は、被告に対する25,000ユーロ以下の懲戒金を申立てて、被告が完全な計算報告を行うよう強制できる。原告に、情報が不十分だと信ずる理由がある場合には、情報の正確性についての宣誓供述書を請求できる。

敗訴当事者は、判決の執行の仮停止を申し立てることができる。⁷¹ 裁判所は、以下のいずれかの場合に限り、かかる停止を許可する。一審判決が一見して間違っている場合、または被告が、執行にあたって取り戻すことのできない損害を被るような例外的事情を示すことが可能な場合。かかる停止の許

⁶⁸ 関連する技術分野で事業を営む人々は、例えば新しい特許の公開を管理することによって、他者の権利を自ら知る必要があるとみなされる。

⁶⁹ 直近：連邦通常裁判所、2021年12月16日判決、事件番号I ZR 201/20、同2001年判決、GRUR 2001, 329 – Gemeinkostenanteil 事件に関連。連邦通常裁判所は、判決の中で、諸経費の分配は、侵害製品に直接関連する費用、例えば、特許侵害製品の生産に関連する費用であって、同時に事業の一般的な費用の一部ではない場合に限り、侵害者の売上高から控除することができることと述べた。登録意匠の侵害に関するこの判決は、デュッセルドルフ高等裁判所によって特許にも適用されている（デュッセルドルフ高等裁判所、InstGE 5, 251 - Lifter 事件参照）。裁判所はさらに、侵害者の収益がどの程度特許侵害に基づくものであるかは推定によって決定されなければならないと述べた（同上）。この収益のみが原告に渡される必要があるため、結果的に損害賠償請求額が大幅に軽減される可能性がある。

⁷⁰ 厳格な責任（すなわち、過失の有無にかかわらず）と強制的な保証金支払いの必要性は、實際上、勝訴当事者が第一審判決の強制執行をためらうことが多い理由である。

⁷¹ ドイツ民事訴訟法第712条、719条、707条参照。

可は、実際上は極めて稀である。⁷²しかし、最も注目すべきは、2021年、自動車メーカーのダイムラーが、7,500万ユーロの保証金を提供することによって、携帯電話メーカーのノキアによる一審判決⁷³の執行を阻止することを許されたことである。両当事者間の並行訴訟（ダイムラー対ノキア）において、ミュンヘン控訴裁判所は、執行保証の金額（一審判決⁷⁴）を1,800万ユーロから16億7,300万ユーロに変更した。

管轄権の分担により、侵害訴訟の終局判決の執行は、（並行する）無効取消し訴訟の判決から独立している。⁷⁵ただし、特許が後に連邦通常裁判所によって無効の宣告を受ける場合には、被告は、さらなる執行の訴訟に対する訴状を提出できる。さらに、被告には、補償の訴状を提出して侵害の補償の訴訟を提起し、事案を最初から再検討する方法もある。新しい適格通知の導入（本調査書の2.4節で述べたとおり）に伴い、連邦特許裁判所の（否定的な）予備的意見を根拠に、執行を停止しようとする被告の動きも見られるようになった。しかし、控訴裁判所がこのようなケースをどのように扱うか、特に、特許侵害を肯定するような補正を加えた形で特許の有効性が宣言される可能性があるかどうかを判断するのは時期尚早である。

ブラッセル規則に従って、ドイツで下された判決は、各国の指定裁判所または管轄機関での執行可能性の宣言の手続きに従い、欧州の全加盟国で執行可能である。⁷⁶

暫定的差止め

暫定的差止めの一般的な適用についての上述の項に加えて、本項では特にドイツ固有の事情に触れる。

差止め請求は、販売経路⁷⁷の開示請求と同様、実務上は多くの場合に、暫定的差止めの方式で執行される。特許権者は、製品が上市するまで待つ必要はなく、侵害の急迫した虞の証拠に基づき、地方裁判所に暫定的差止めの申立てをすることができる。かかる証拠には、市場への提供が近いことを示す文書、例えば市場参入前の薬剤のリストなどがある⁷⁸。

上記のとおり、特許の所有者が提示不可欠なのは、妥当な期間内に（ドイツでは通常、1～2か月）差止めによる救済措置の申立てをした、という相当な理由であるが、これは常に個別の事案の事情に左右される⁷⁹。緊急性の期間は、特許が最近になって異議申立ての途中で確認された場合には、改めて起算され得る。この場合、緊急性の期間は各決定の日から改めて開始される⁸⁰。

ドイツの裁判所は、あまり複雑でない事案（特に技術的に複雑でないもの）で暫定的差止めを発することができる。これは、特許の侵害が自明であり、特許の有効性が合理的な疑いなく保証されている場合に該当する。⁸¹後者の暫定的差止めの審理に関連する特許の有効性保証の問題については、第2.4節で再び説明する。

敗訴当事者は、高等裁判所への判決の送達後1か月以内に上告できるが、上告には停止の効力はなく、差止めは引き続き、直ちに執行可能な状態にある。

⁷²裁判所は、被告が攻撃対象の製品の製造の停止や、工場の閉鎖をしなければならない場合は、例外的事情というよりむしろ、執行の一般的な帰結であると判決した（連邦通常裁判所、GRUR 2000, 862 - *Spannvorrichtung* 事件）。さらに、従業員の一時解雇は十分ではない（デュッセルドルフ高等裁判所、GRUR 1979, 188, 189 - *Flachdachabläufe* 事件）。カールスルーエ高等裁判所は近年、特許を利用しただけの会社に関する事案で、執行の停止を命令している。これは、控訴には成功の見込みがあり、執行によって被告に深刻な損害が生じ得ることと同時に、原告自体ははまだ上市していない点を思料したことを論拠とする（カールスルーエ高等裁判所、GRUR-RR 2010, 120 - *Patentverwertungsgesellschaft* 事件）さらに最近下された決定でデュッセルドルフ高等裁判所は、一審裁判所が事件に決定的な、必須の法的見地を軽視したと判示して、停止の請求を認めた（デュッセルドルフ高等裁判所、GRUR 2010, 122 - *プライベート式電話通話* 事件）。

⁷³マンハイム地方裁判所、事件番号2 0 34/19 事件参照。

⁷⁴ミュンヘン地方裁判所、事件番号21 0 3891/19 事件参照。

⁷⁵そのため、並行有効性手続において特許の有効性が審査される前であっても、権利行使は可能である。

⁷⁶ブラッセル規則の附属書2に記載のとおり。

⁷⁷ドイツ特許法第140b条参照。

⁷⁸連邦通常裁判所、GRUR 2007, 221 - *Simvastatin* 事件参照。

⁷⁹ハンブルグ高等裁判所、GRUR-RR 2008, 366 - 製造の簡略化 (*Simplify your production*) 事件、デュッセルドルフ高等裁判所、2012年7月5日判決、*docket I 2 U12/12* (未公表) 参照。後者の事件では、ドイツの関連会社の（最初の）活動に対して、スペイン母国での同一製品について、インターネットを通じて既に数か月もドイツ国内に提供していたことを論拠として、緊急性を否定した。

⁸⁰デュッセルドルフ高等裁判所、InstGE 10, 124 - *Inhalator* 事件。

⁸¹デュッセルドルフ高等裁判所、InstGE 12, 114 - *Harnkatheterset* 事件。

暫定的差止めを執行する特許の所有者は、本訴訟における一審判決の暫定的差止めの執行に適用されたものと同様の損害賠償に対する厳格責任のリスクを負う。

破棄の請求を確実にするため、特許の所有者はまた、侵害製品の間差押えの申立てにより、侵害製品の市場参入を防ぐか、あるいは既に流通している製品を除去できる（かかる製品が最終的な買主にいまだ引き渡されていないことを条件とする。引渡し済み製品については、私的使用の特権が対抗して、事後は特許所有者のあらゆる権利を排除することが可能となる）。

イタリア

イタリアでは、知的財産権の侵害を宣言する決定により、侵害者に対して複数の制裁措置が与えられる。かかる制裁措置については IPC にその定めがある。

IPC 第 124 条は、最も「望ましい」救済措置である終局的差止めに加え、82押収、侵害商品の確実な回収および破棄（上述のとおり）、および判決の公示について定めている。ただし、かかる措置は、国家経済に損害が生じると考えられる場合には、認められない。

終局的差止めに基づいて、裁判官は侵害者が知的財産権を侵害すると考えられるものを製造、商品化、使用することを阻止する。

さらに裁判官は、その後に決定された違反や不遵守の事例、および命令の履行遅延に対して、（終局的差止めとともに）罰則を定めることができる。

損害賠償

IPC 第 125 条の記述では、知的財産権の事項における損害賠償は、民法（Civil Code）が定める規則を条件とする。したがって、権利の所有者は、以下を全て行うことが不可欠である。

- 1 損害の存在の立証⁸³
- 2 当該損害が侵害行為の直接の結果であることの立証
- 3 当該損害が侵害者の故意で引き起こされたか、過失によるものであることの立証⁸⁴

IPC 第 125 条もまた、損害の数量化の基準について定める。損害額は、IPR 所有者が被る逸失利益として特定される場合および／または、侵害者の利益の放棄を含む場合がある。損害について決するのが困難か複雑である場合には、裁判官が衡平法を適用して補償を決定できる。

中間的措置

知的財産権の所有者にはまた、暫定的差止め、侵害製品または方法の差押えといった中間的措置も認められる場合がある。暫定的差止めや差押えは双方とも、権利所有者が（侵害を確知するための）本案の審理中に損害を被るのを防ぎ、かつ侵害製品のさらなる製造や商業化を阻止することが目的である。⁸⁵現在では、IPC 第 131 条も、知的財産権の侵害が既に起こってしまった場合だけではなく、切迫した侵害を防ぐため、暫定的差止めを利用することを定めている。

かかる中間的措置が認められるためには、以下の条件を満たすことが必要である。

- 1 知的財産権が有効な可能性が高く、侵害の見込みがあること（*fumus boni iuris*）、および

⁸²差止めをもって、裁判官は、後に確知されるいかなる違反または無視、および規定の条件の履行のいかなる遅延に対しても支払われるべき金額を確定し得る。

⁸³判例法によれば、知的財産権の事項におけるかかる損害は、侵害行為によって生じると推定される。

⁸⁴特許および商標の事項における過失には、侵害者が特許商標登録簿を閲覧できたはずであり、これによって、侵害行為を犯す前に知的財産権の存在に気付くことができたであろう、といった状況が含まれ得る。

⁸⁵双方の中間的措置については、管轄の裁判所にその請求を申し立てる必要があり、また、本案の審理の前またはその間に申し立て得る。

2 侵害者の不法な侵害活動に起因する、切迫かつ回復不能な損害の虞による救済措置の緊急性 (periculum in mora)。

許可と同時に、裁判官は、権利所有者に課される保証金またはかかる措置を課すことも出来る。中間的措置を許可または拒絶する命令に対しては、その通知の受領日から 15 日以内に抗告できる。

オランダ

知的財産の所有者は、(暫定的差止めと本案の審理の双方で) 侵害および是正の範囲の特定を請求でき、後者は被告による陳述および/または損害賠償の形式の両方で行われる。裁定された請求の違反は、損害賠償請求を除き、罰金総額の支払いにつながる(「dwangsom」)。

暫定的差止め

オランダの裁判所が暫定的差止めを認める際の基準は、以下のとおりである。

- 1 緊急性：大半の場合、これは大きな問題ではない。例えば、継続的な侵害の場合、暫定的差止めを審議する裁判官は一般的に、知的財産権の所有者が最初の(被疑)侵害行為の後に迅速に行動を起こさなかったとしても、緊急性を前提と見なす。
- 2 少なくとも、侵害(の現実的な脅威)を示さなければならない。
- 3 侵害の信ぴょう性。つまり、知的財産所有者は、製品の分析書等の証拠を提出して、その製品が訴えの対象の権利に含まれることを示さなければならない。
- 4 裁判所は、特許の一応の有効性について判断しなければならないが、特許が取り消される可能性が高ければ、差止めは認められない。

さらに、オランダで認められる暫定的差止めについては、実際の侵害は必要とされない点には注意が必要である。このため、暫定的差止めを審議する裁判官が、侵害の虞があると結論付ける場合には、暫定的差止めを認めることができる。

暫定的差止めの事案における判決は通常、審理の後 2~6 週間で言い渡される。

暫定的差止めが認められる場合には、知的財産の所有者は、裁判所が定める期限内に本案の審理を申し立てない限り、被告が暫定的差止めを覆すリスクに常にさらされる。

損害賠償

オランダの法律により、TRIPS 協定に従って、有効な知的財産権の侵害が成立した場合には、知的財産権の所有者およびその実施権者は、一般的に、損害賠償またはかかる者らがそれぞれ被った損害に対する利益の移転および侵害者が得た利益について、侵害者が知りながら、または知る合理的な根拠がありながら、侵害活動(加えて費用)に関与した範囲で、(本案の審理においてのみ)これらを受け取ることができる。⁸⁶

一般的に、知的財産権の事項における損害の計算はオランダの法律実務で最も困難な問題の 1 つとされている⁸⁷。最も重要な要素は、知的財産権の所有者およびその実施権者に対する実損(または侵害者が達成した実益)である。損害賠償または利益の移転の主な目的とは、被侵害当事者を、侵害が起こっていなかったときの状態に戻すことである。裁判所は、発生した実損を検討する際、他の領域で被った損害も考慮することがある。⁸⁸

⁸⁶ただし、オランダ最高裁判所で確立された判例法によれば、著作権の事案における権利所有者は、両方を受け取る権利はない。商標や意匠については法律自体がそれ程明確ではないものの、一般的に、特許、商標、意匠の事案についても同様と仮定される。知的財産の所有者はどちらかの方法を選ばなければならないが、その際には最終的な金額が大きくなる方を選択する権利を有する。

⁸⁷大半の侵害事案が損害賠償の審理の設定または終了に先立って和解に至るのは、おそらくこのことも理由になっている。

⁸⁸欧州連合司法裁判所(CJEU)によれば(1976年11月30日、Bier事件)、不法行為(知的財産権の侵害など)が起こった場合、損害賠償を目的として、たとえかかる損害が別の欧州加盟国で起こったのであっても、当事者は訴訟を提起し得る。

知的財産権の所有者（および／またはその実施権者）は、成立した侵害に関連して損害賠償を求める場合、以下を証明しなければならない。

- a 当該所有者（および／またはその実施権者）が請求の損害を被ったこと、および
- b 侵害と損害（の額）との間に因果関係があること。

さらに、特許の事案では、損害賠償または利益の移転は、侵害者が知りながら、または知る合理的な根拠がありながら、侵害活動に関与した場合に特許権者が被った損害にのみ、裁定される。⁸⁹

スペイン

暫定的差止め

暫定的差止めはスペインの立法に基づき、知的財産権との関連で、終局決定の効果を保証するために認められる。法律によって、侵害活動に対する暫定的差止めの所有者による請求は、2006年6月に発効した法律第19/2006号による切迫した侵害活動と同様に、認められる。同法の範囲は、そのサービスが第三者に使用されて、知的財産権を侵害する仲介者の当事者適格（*ius standi*）に及ぶ。⁹⁰

スペインの暫定的差止めは、（例外的かつ緊急の理由に限り）本案の訴訟の申立てに先行して、あるいは審理と同時にその過程で請求できる。先行請求の場合、措置の採用後20日以内に申し立てる必要がある。暫定的差止めは職権で（*ex officio*）は課せられない。

一般に、裁判所は、口頭審理における被告の開陳の審尋の後に決定を行う。例外として、暫定的差止めは、一方的に（*inaudita altera parte*）⁹¹、至急の理由に基づき、5日以内に（実務上は約1か月）、認める場合がある。

原告は、暫定的差止めを得るために、以下の3つの一般的要件を満たさなければならない。（i）遅延により権利が危険にさらされること（*periculum in mora*）⁹²、（ii）一見して有利な事案であること（*fumus boni iuris*）⁹³、（iii）保証金を供託して、被告に対するいかなる損害の虞にも応じること⁹⁴。

特許の請求には、第4の前提条件がある。暫定的差止めの申立て時に特許が利用されていたこと、またはかかる利用に関連して真剣かつ効果的な準備が、スペイン国内または別のWTO加盟国内で始められていたことの証拠である。さらに、この利用は国家的要求を十分に満たす必要がある。この要件は2015年の特許法で削除された。しかし、特許権者が特許を利用しない場合、回復不能な損害が発生しないため、バルセロナ商事裁判所において暫定的差止めを取得する可能性は極めて低い（2021年9月15日、バルセロナ控訴裁判所、*insuline glargine* 判決）。

損害賠償

知的財産権についての損害賠償に関する規則は、知的財産権のエンフォースメントのための指令2004/48/ECを実施する、6月5日の法律第19/2006号によって修正された⁹⁵。

スペイン商標法2001年12月7日第17/2001号（STA）第43条、SPA第66～67条、スペイン意匠法2003年7月7日第20/2003号（SDA）第55条の規定により、損害賠償は以下の内容を含む。

- 1 侵害の結果として被った損失
- 2 権利所有者が、侵害の結果として得なかった利益

⁸⁹侵害者の利益に関連して、侵害訴訟それ自体において、特許権者は被疑侵害者に対し、被疑侵害の結果として侵害者が得た総売上高および利益の完全な開示を請求することができるため、証拠の提出は、一般的により容易である。

⁹⁰SPA（スペイン特許法）には請求可能な以下の措置の例が記載されている。（i）即時性を示す合理的な証拠があることを条件とする、侵害訴訟の停止またはその禁止、（ii）その製造に決定的（専属的）な商品および方法の留置および寄託、および（iii）結果的損害賠償および公的登録簿内の適切な登録注釈の強化。

⁹¹被告による介入を伴わず、かつ原告が提示した法的知見と事実に基づき。

⁹²申立人は、予防措置が適用されない場合には、自らに有利な判決の発効が遅延または妨害される可能性を正当化できなければならない。

⁹³原告は、有効かつ執行可能な知的財産権を占有しており、侵害が存在することを一見して、正当化しなければならない。特許の章では、原告の立場を裏付ける鑑定人報告書が一般に必須である。

⁹⁴裁判所は、事情に応じて増額することができる。

⁹⁵この損害賠償のための新たな規制は、2006年6月7日に発効した。

- 3 権利所有者が、損害の結果として被るであろう不名誉
- 4 侵害の合理的な証明を得るために投資した費用

損害を計算する際、裁判官は、以下の基準のいずれかに依拠することができる。

- 経済上の悪影響。権利の所有者が、侵害が起こらなかつたら得たであろう利益、および該当する場合には、侵害によって権利の所有者に生じた倫理上の損害、または
- 実施使用料、または侵害者が係争中の知的財産権の使用に許諾を求めていたなら支払われるべきだった手数料の金額。

知的財産権の侵害には客観的な責任が伴うため、裁判所は、知的財産権の侵害が特許権者の損害をもたらす場合に「自明の規則 (res ipsa rule)」を適用してきた。⁹⁶特定の損害賠償については、請求により確知される（一定額の方法、またはかかる額を得るための基準の設定のいずれかによる）必要があり、後の段階まで引き延ばされるべきではない⁹⁷。また、請求可能な損害は、請求の申立て日の前 5 年間で被った損害に限られる点を考慮することが重要である。⁹⁸

侵害者が侵害行為の停止を宣告された場合、STA 第 44 条および SDA 第 55 条(6)は、侵害者が侵害行為を停止しない期間 1 日につき 600 ユーロ以上の罰金の支払いを見越す。

執行

SCPA（スペイン民事訴訟法）の規定には、スペインまたは他国の裁判所が発布した差止めの執行の手続がある。スペインの裁判所による差止め命令については、執行の手続は、一審を扱う裁判所（一般的には、被告の居住地または損害の発生地法廷である）への請求申し立てで開始される。

スペインまたは海外の裁判所が、終局的ではない決定で発する仮の差止めを執行する可能性についても規定されているが、これは抗告が可能である。⁹⁹

一般に、敗訴当事者が判決に従わないときは、以下のとおりとなる。

- 1 金銭上の判決である場合、裁判所は、敗訴当事者の現行および将来の商品の必要な部分に対する差押えに着手し、判決を執行する。
- 2 敗訴当事者が宣言を公表しなければならない場合、宣言は確定期間内に行われなければならない。
- 3 判決の登記または公告の場合、登記または公告を行う費用は被告が支払う。
- 4 作為義務または不作為義務については、罰金を通じてこれを課す可能性が法律で定められている。特に、商標および意匠については、立法の定めによって裁判所は、被告に対する侵害停止の命令時に、こうした種類の罰金を科す。罰金は、侵害継続中の 1 日につき 600 ユーロ以上でなければならない。¹⁰⁰
- 5 原告は、判決の不履行による費用および損害の裁定を請求できる。

⁹⁶この点で、2005 年 12 月 1 日最高裁判所判決は、侵害者の売り上げは全て特許権者の損失であるとの前提で、特許権者が損失を証明する必要はないとしている。自明の規則はさらに、被告がかつて知的財産権および侵害の警告を受けたか、被告の故意または過失（商標の事案では、これが有名な場合も同様）が証明される場合に適用される。さらにその規定では、商標に関して、裁判所が侵害を主張する場合、商標の所有者は当然に損害賠償の権利を有し、その額は侵害期間中の侵害者の総売上高の 1% である。これによって、権利所有者がさらなる損害の証拠に基づき、より多額の賠償を受けることは妨げられない。

⁹⁷ただし、近年の商標分野の法理論では、有利な決定後に別の請求を申し立てることで損害賠償を請求する可能性を否定していない。

⁹⁸SPA 第 71 条、STA 第 45 条、SDA 第 57 条。

⁹⁹この手続は、特に以下の場合には利用できない。(1) 知的財産権の無効取消または期間満了についての法的宣言、(2) 海外の終局的でない決定、ただし、対応する国際条約や EU 規則が明示的に仮の執行を見込んでいる場合は、この限りでない。

¹⁰⁰法廷侮辱罪は犯罪ではない（公務員を除く）ため、刑事上の制裁は、被宣告当事者が確実に宣告に従うようにさせるためには不適切である

2.6. 国内裁判所における EPO/EUIPO の異議申立て手続の効果

ベルギー

一般に、EPO（および EUIPO）の手続と審決は高い権威を持つので、ベルギーの裁判所でも配慮される。ただし、これらは行政手続に留まり、国内の侵害／無効取消しの争点とは異なる。したがって、審理を停止し、異議申立て等の行政手続の結果を待つか否かの決定は裁判所の裁量にかかっている。ただし、侵害訴訟が国内裁判所に提訴され、かつ EUTM（欧州連合商標）または CD（共同体意匠）が EUIPO において取消または無効訴訟の対象となっている場合、裁判所は審理の停止を検討しなければならない。¹⁰¹

いかなる場合も、ベルギーの裁判所は異議申立て審理の結果に拘束されることなく、国内訴訟の当事者によって提出された（場合によっては新しい）主張の観点から、主張される権利そのものの有効性を評価する。

ベルギーの裁判所はこれまで常に、異議申立ての結果が出るまで、暫定措置のためにのみ、付与された権利の「一応の」有効性の推定を適用してきた。この論拠は、とりわけ、EPO の審査実務はベルギーの裁判官を納得させる十分な権威を持っており、EPO が新規性と進歩性に関する実体審査を行った後に特許を付与したのであれば、その特許は真剣に考慮する必要があるという事実によって支持される。さらに、たとえ EPO の異議部での異議申立て手続の一審において特許が取り消された場合でも、異議申立てが EPO に提出されたという事実により、特許権者が最初に付与された特許に基づいてベルギーの裁判所から暫定的差止め命令の同意を得ることができる。これは、EPC（欧州特許条約）第 106.1 条が、かかる決定に対する異議申立ては「停止の効果」を有すると規定しているためである。したがって、暫定的差止めのために当初の権利は存続し、当該特許は EPO の終局的審決で無効と判断されるまで権利を行使することが可能である。この理論はベルギー最高裁判所により確認されている。¹⁰²現在では、裁判所は暫定的差止め訴訟においても、特許の有効性について考慮する傾向が高くなっている。例えば、特許の一応の有効性の推定を評価する際、ベルギーの裁判所は、国内の特許の指定を無効とした国内および国外の判決を考慮する可能性がある。¹⁰³

ベルギーの裁判所は、EPO 審査部に争点となっている欧州特許に関する技術的意見を求めるために、国内裁判所が侵害または無効訴訟の審尋を行うことができることを定めた EPC 第 25 条に従い、特定の技術的な争点を EPO に照会することを望んできた。¹⁰⁴

イングランドおよびウェールズ

並行審理の停止

イングランドの裁判所は、（本訴訟か暫定的差止め訴訟かにかかわらず、）EPO の異議申立て手続の係属中に、特許の主張または取消しを行うことを認める。また、裁判所は EPO の手続の進行中に中間的な救済措置を付与することに好意的であると示唆する裁判官もいる。¹⁰⁵

国内裁判所と EPO の並行審理の可能性は、EPO 設立の根拠となっている EPC の法的処置の中に内在している。第三者が EPO への欧州特許の異議申立てに並行して同一特許の無効取消し訴訟を国内裁判

¹⁰¹この場合も、裁判所は必ずしも審理を停止する義務を負わない。判例：ブリュッセル企業裁判所長、2019 年 10 月 24 日、*ICIP* 2019, 574；管轄権を有する国内裁判所で既に無効を求める反訴が行われている場合（かつ、特にこの反訴に対する裁判所の決定がなされようとしている場合で EUIPO への請求が審尋前の 48 時間以内に行われた場合）、商標の有効性に関する EUIPO の決定が出るまで審理を停止することは認められない。

¹⁰²最高裁判所（破毀院）2012 年 1 月 5 日、以下も参照のこと。アントワープ控訴院、1990 年 6 月 25 日（*Improver* 対 *Remington* 事件）*Ing. Cons.* 1991, 24；ブリュッセル控訴院、2004 年 6 月 14 日（*Synthon* 対 *SKB* 事件）*IRDI* 2005, 67；アントワープ控訴院、2003 年 3 月 29 日（*Fort Koffiebranderij* 対 *Sara Lee* 事件）*IRDI* 2003, 256；アントワープ控訴院、2007 年 4 月 27 日（*Praxair* 対 *ATMI* 事件）*IRDI* 2007, 248。

¹⁰³最高裁判所（破毀院）2014 年 9 月 12 日（*Syral* 対 *Roquette Frères* 事件）*Arr.Cass.* 2014, p. 1865, *ICIP* 2014, p. 615。

¹⁰⁴ブリュッセル企業裁判所長、2021 年 9 月 21 日、*IRDI* 2021, p. 245。

¹⁰⁵ *Unilever Plc* 対 *Frisa NV* 事件 [2000] *FSR* 708。

所で開始した場合、（イングランドを含む）国内裁判所はその決定権を行使して以下の対応を取ることができる。

- EPO の異議申立て手続の結果を待つため、国内訴訟を停止する。
- EPO の手続の結果を待たずに、無効取消し訴訟の進行を許可する。

推定によれば、EPO の手続の進行中は、審理の重複および認定の矛盾が起こる可能性があるため、停止が認められるべきである。ただし、裁判所はまず「司法の利益」の所在を検討するため、この推定は不十分とみなされる。英国の裁判所の一般的な態度としては、司法の最善の利益により、停止を認めるか否かの判断を下す（EPO の審決が下されるまでの期間の長さが検討される）。

歴史的には、イングランドの裁判所は、異議申立ての結果が出るまで国内訴訟を停止することには消極的である。消極的である主な理由は、EPO の終局的審決までに長い時間がかかることであった。イングランドの控訴院¹⁰⁶は、特許の有効性が争点となっているイングランドの訴訟について、同一の特許について EPO が審理を行っている場合、異議申立ての結果が出るまでこの訴訟を停止すべきか否か判断する基準について、特許裁判所の裁判官に対して重要な指針を定めている。控訴院は、審理を停止するか否かの決定において、その時期と商業的現実性が最重要であることを明確に示し、また、一審の裁判官に対して、このような請求の裁定を行う方法について以下の実務的な指針を提供している。

- 1 停止命令の決定権は非常に広範であり、当該事案に関連するあらゆる状況を考慮し、当事者間の司法の均衡が得られるよう行使すべきである。
- 2 この決定権は控訴院ではなく、特許裁判所にある。控訴院は、法の原則に従い、関連するすべての状況のみを検討してなされた一審判決について、これを妨げる正当性を持たない。
- 3 EPC および 1977 年法のいずれにも、当然にも裁量的にも、国内裁判の審理の停止に関連する規定は示されていないが、決定権の行使に関する背景および条件が定められている。
- 4 EPO が付与した特許の有効性を争う審理が重複する可能性は、EPC が確立したシステムに内在する。
- 5 現状においては、通常は他のいかなる要因よりも決定権に大きく影響する要素がある。それは、国内裁判所および EPO におけるそれぞれの審理が、係争中の特許の有効性の争点について、ある程度確実な見通しを得て、全体像が現れるまでに要する期間の長さである。審理の停止が認められる場合、一般にその期間は、決定権における最も大きな要因である。両当事者の法的利益および公共の利益によって、特許の付与により与えられる独占的な権利の有効性および公の登録簿上の独占的所有権の有無にまつわる不確実性が解消されている。特許裁判所における無効取消しの決定も、この不確実性を一定程度解消する。特許裁判所の審理が EPO の手続より大幅に早く決着する可能性がある場合、通常、特許裁判所の審理の停止を拒否する決定は適切である。かかる審理によって、公共の利益および当事者の法的利益に一定の現実性を提供する決定に進むことができる。
- 6 EPC のシステムは並行審理を認めているため、特許裁判所と EPO の法的審理の重複のみで特許裁判所の審理の停止の根拠となるという推定を特許裁判所が適用することを正当化する根拠はない。
- 7 特許裁判所の裁判官は、英国で審理されている訴訟によって EPO よりも大幅に早く一定の商業的現実性が得られる確証がある場合、国内の審理を停止することを拒否する権利を与えられている。
- 8 商業当事者が審理の停止に反対する相応の理由がある場合、その主張にはより重点が置かれるべきである。通常、当事者の利益について最善の判断をするのは当事者である。有効性について早期に解決する商業的必要性を持たない競合者の主張については、疑念の目を向けるべきである。
- 9 重複審理にかかる費用、審理を開始する順序等、個別の事案におけるその他の考慮事項が司法の均衡に影響を与える可能性があるが、通常、その他の要因は、関連はあるものの、何らかの形で早期に商業的現実性を得ることに比べて重要性は低いとされる。

したがって、EPO が終局的審決を出すまでに要する時間の長さのため、イングランドにおいては大半の訴訟で審理が停止される可能性は低い。

¹⁰⁶ *Glaxo Group Limited 対 Genentech Inc. and Biogen Idec Inc.* 事件 [2008] EWCA Civ 23、2008 年 1 月 31 日。

異議部の決定の効果

イングランドおよびウェールズの裁判所は通常、その決定が EPO の決定と確実に合致するよう努める。EPO または英国の判例に相反する判決がある場合に限り、イングランドの裁判所は EPO のかつての決定と異なる決定を行う可能性がある。

本訴訟に関して、イングランドの裁判所が異議部による決定の本案をどの程度考慮するかは、（控訴に関係なく）異議部の決定の根拠に左右される傾向がある。法的問題や専門家証拠を必要としない争点に関することである場合、裁判所は異議部の決定を考慮する可能性が高い。ただし、専門家証拠が（例えば、自明性および解釈について）考慮される場合、異議部の決定はあまり重視されない。これは、専門家による証拠のほうがその立場についてより良い理解を得られるためである。

特許訴訟における暫定的差止めの審理では、原告が裁判で争われる重要な争点を示したのちは、事案の本案はほとんど無関係となる。考慮されることは、当事者間の現状の維持に関わる利便性のバランスがどこであるか（*American Cyanamid Co 対 Ethicon Ltd 事件*、貴族院を参照のこと）、そして損失を限定的なものとするものである。

フランス

民事裁判所に提起された知的財産権に対する異議申立てが係属中である場合、当事者は、国内特許庁または EPO/EUIPO が異議申立てに関連する決定を行うまで、裁判官に審理の停止を許可するよう求めることができる。

ただし、停止は必須ではない。つまり、裁判官は、「正当な司法行政」の利益ではないと考えられる場合は、停止命令の請求を却下することができる。この背景にある基本原則は、裁判所は審理の実施において合理的である傾向があり、そのため、決定が矛盾するリスクや、審理に容認しがたい遅延が発生するリスクが考慮されなければならないというものである。

以下の2つの状況においては停止が必須とされる。

- 商標および意匠の出願において登録証が発行されるまで。これには異議または取消しも含まれる（国内機関または EUIPO になされたもの）。¹⁰⁷
- 欧州特許が EPO の異議申立て¹⁰⁸の対象となっており、裁判所に提訴された侵害訴訟が、権利を持つ同一の人物または相続人に与えられた、この欧州特許と同一発明を対象とする、同一の優先日を持つフランスの特許に基づくものである場合。

EPO の異議申立ては、この異議申立てが却下され、フランスによる欧州特許の指定がフランスの特許に置き換えられる限りにおいて、かかるフランス特許に必ず影響を持つ¹⁰⁹。この前提において、原告は、侵害訴訟において、欧州特許をフランスの特許に置き換える権利を与えられる。

また、この2つの状況において、裁判官が異議の通知を受け、かつ当事者が裁判官に審理の停止を求めない場合、裁判官は当然に停止を命令するというにも留意すべきである。

フランスの裁判官は、EUTM または CD の登録を無効取消しまたは否定する EUTM または CD に関する EUIPO の決定に拘束される。同様に、特許が EPO の異議申立て手続において無効取消しを受けた場合、この決定はフランスでも明白に同様の効果を持つ。異議申立て手続において特許が維持された場合、および／または EUIPO において EUTM または CD が維持された場合、この決定がフランスの裁判所を拘束することはなく、フランスの裁判所は依然としてこの決定から離れてこれらの権利を取り消す可能性がある。ただし、フランスの裁判官は EUIPO/EPO の決定を考慮する。

欧州特許のフランスにおける有効性を評価するにあたり、フランスの裁判官は入念に検討を行うとともに、これまでの EPO 審判部の判例法に大きく影響されるが、具体的な訴訟において適切と思われる場合は、ためらうことなくそこから離れる。

¹⁰⁷L716 条 4-1

¹⁰⁸L614 条 15

¹⁰⁹L614 条 13

ドイツ

特許

EPO の決定が侵害訴訟に与える効果は、上記セクション 2.4 で詳述されているように、「二元的制度」に従う。したがって、侵害を扱う裁判所は通常、異議申立て手続の影響を受けず、付与されたとおりの特許に基づいて進行しなければならない。ただし、特許の無効が宣言される可能性が高いことが確信される場合は、侵害訴訟の停止を命令することができる。

しかしながら、侵害訴訟を扱う裁判所はその決定において、EPO の声明の特許請求の解釈に技術的に関連する声明とみなすことができる¹¹⁰。

特許権者が同時に侵害訴訟の原告でもある場合、被告が開始した異議申立ての過程で、侵害訴訟における自らの特許の保護範囲を制限する旨の宣言を行い、この自主制限が特許が修正された形式で維持される理由となる場合、原告は自らの宣言に拘束される¹¹¹。

さらに、特許が EPO による部分だけ維持される場合、侵害を扱う裁判所は、修正された特許の明細が公表されるまで、修正された特許の解釈のために EPO の決定の論拠を使用する¹¹²。

欧州連合商標

無効または異議申立ての審理が EUIPO において係属中であり、かつ侵害の審理を行っているドイツの裁判所が問題となっている商標が無効となることを想定している場合、ドイツの裁判所は審理を中断して EUIPO の手続の結果を待つ可能性がある¹¹³。

イタリア

イタリアでは、上記の必須規定以外に EPO または EUIPO に異議申立てが行われた場合の審理の停止に関する具体的な規定はない。一般的な観点から、国内裁判所は、EPO および EUIPO の異議申立ては行政手続であり、ゆえに通常の裁判手続とは自立した異なるものであるとみなされる。職権により審理を停止する決定権は裁判官のみにある。また裁判官は、当事者の共同要請により、審理を 3 か月間停止する決定を行うことができる。

オランダ

同一の特許または商標との関係で異議申立てが係属中である場合、審理を停止するか否かは裁判所の裁量にかかっている。裁判所は異議申立て手続の結果を重視する傾向があるが、通常、裁判所は異議申立て手続の決定に拘束されるとは考えていない。したがって、異議申立て手続が終了する前に裁判所が問題となっている特許または商標の有効性について意見を述べることは珍しいことではない。ただし、裁判所は、一審の異議申立て手続の期間中また異議申立てに関する最終的かつ確定的な決定が得られるまでの間、審理の停止を決定することもできる。しかしながら、近年の特許訴訟において、専属的管轄権を有するハーグ裁判所は、現在のハーグ裁判所の方針として、審理を停止する場合は、異議申立て手続の最終的かつ確定的な決定が提供されるまでの異議申立て手続の全期間となると述べている。

スペイン

裁判所は、EPO/EUIPO に異議申立て手続が存在する場合でも、欧州特許、欧州商標または意匠について、一応の有効性のある法的推定を適用する。近年のいくつかの特許訴訟において、裁判所は、EPO で行われている異議申立て手続で審理されている特許が無効となるであろうという立場から、暫定的差止めの要請を却下している。

¹¹⁰連邦通常裁判所、GRUR 1998, 895 - Regenbecken 事件参照。

¹¹¹連邦通常裁判所、GRUR 1993, 886 - Weichvorrichtung I 事件、連邦通常裁判所、Mitt. 1997, 364 - Weichvorrichtung II 事件。

¹¹²連邦通常裁判所、GRUR 2007, 778 - Ziehmaschinenzugeinheit 事件。

¹¹³民事訴訟法第 148 条

第3章：欧州各国での影響

3.1 国境を越えた問題

ベルギー

商標権および意匠権に関しては、1971年以降、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグは統一の「ベネルクス」商標制度を採用し、これら3か国全域で単一の商標申請・登録システムを定めている点が重要である。これは、この地域でベネルクス商標の争いに判決を下す権限を有する各国内裁判所には、商標が適切に差し押さえられたならば、この地域全体のベネルクス商標を取り消す管轄権があることを意味している。

ベネルクス内の国内裁判所のいずれかが発した商標侵害の差止め命令は、その裁判所に被告の「本拠地の裁判所」または侵害の発生地の裁判所として管轄権があるかどうかに関わらず、ベネルクス領域全体を通じて国境を越えた当然の効力がある。ベネルクス司法裁判所（Benelux Court of Justice）は、商標に関するベネルクス条約（Treaty on Benelux Trademarks）（現在のベネルクス知的財産条約（Benelux Convention on Intellectual Property））の解釈について判断するために設立されたが、統一のベネルクス商標制度があるにも関わらず、同裁判所がこれを確認するのに20年以上もかかった。¹¹⁴したがって、この国境を越えた管轄権の規則は、欧州連合商標規則（EU Trademark Regulation, EUTMR）および共同体意匠規則（Community Design Regulation, CDR）の規定以上の効力を有する。なぜならば、両規則では、国境を越えた管轄権は原則として、被告がその本拠地の裁判所で提訴されたときにしか与えられないからである。¹¹⁵ところが近年、CJEUは（関連会社にかかる事案¹¹⁶について）より広域の管轄権を認めた。

また、「Renault」事件の判決においてベネルクス司法裁判所は、国内裁判所は状況に応じてその差止め命令をベネルクスの部分に制限できるが、その際は理由を説明しなければならない、とした。かかる裁量権はEUTMRにもCDRにも規定されていない。

特許権に関する限り、ベルギーの裁判所では、いくつかの審理において国境を越えた管轄権を認める決定を下している一方、これを否定した判決もある。以下にその展開の過程を簡潔に説明する。

ベルギーの裁判所では、従来から非常に綿密な状況で国境を越えた特許の差止め命令を発してきており、この方針は今後も続く。この運用は元々、オランダの「略式手続（kort geding）」による国境を越えた差止めと、欧州特許が異議申立て手続の係属の有無を問わず、一見して有効であるという推定に基づいている¹¹⁷。最初にベルギーで国境を越えた差止め命令が交付されたのは1999年に遡るが、両当事者がベルギーに籍を置き、純粋に「ベルギーの」差止めであっても効果は同じだったのであることから、文献上は注目されてこなかった。¹¹⁸同1999年9月3日、ベルギー破棄院が後に文献上に記載されたところの「国境を越えた押収」、すなわちベルギーの特許を必要としない、ベルギーにおける「記述的押収措置（saisie description）」の措置を認めている。ただし、本訴訟がEU域内の管轄のある別の裁判所で開始されることを条件とする。次に2001年9月14日、ブラッセルの第一審裁判所が初めての「真の」国境を越えた決定を下した。これは、欧州中に拠点を持つ企業グループであるUnileverが暫定的差止め命令を受けたものである。¹¹⁹2005年には同じブラッセルの第一審裁判所が、

¹¹⁴ベネルクス司法裁判所、1994年6月13日（Renault対Reynolds事件）、A 93/1およびA 93/2。

¹¹⁵国境を越えた差止め命令は、拠り所となる被告（anchor defendant）の居所の地と同じ裁判所に提訴された共同被告人に対しても可能である。欧州司法裁判所、2017年9月27日（Nintendo対BigBen事件）、C-24/16およびC-25/16。ただし、管轄権が侵害の地にある場合、差止め命令は国境を越えての効力を有することはできない。欧州司法裁判所、2022年3月3日（Acacia事件）、C-421/20。

¹¹⁶欧州司法裁判所、2017年9月27日（Nintendo対BigBen事件）、C-24/16およびC-25/16。

¹¹⁷Pres. ブラッセル第一審裁判所、2001年9月14日（Colgate対Unilever事件）、IRDI 2002, 239。

¹¹⁸アントワープ控訴院、1999年10月18日、IRDI 2002, 292。

¹¹⁹Pres. ブラッセル第一審裁判所、2001年9月14日（Colgate対Unilever事件）、IRDI 2002, 239。

ブラッセルの見本市で自社製品を発表したインドとパキスタンからの一連のジェネリック医薬品メーカーに対して、国境を越えた暫定的差止め命令を発した。¹²⁰さらに、アントワープ控訴院が 2007 年 4 月 25 日に国境を越えた暫定的差止め命令を発した。その国境を越えた暫定的差止め命令により、米国に本拠を構える会社とそのベルギーの子会社が特許を得たガスボンベの提供・販売を欧州の指定各国全域で行うことを中止させ、欧州特許の指定各国以外に対する輸出・販売目的に限ってかかるボンベをベルギー国内で製造することを許可した。¹²¹この決定は、欧州司法裁判所が特許の事項において国境を越えた管轄権を拒絶した後に言渡されたため当初は意外であったが、国境を越えた管轄権が場合によっては認められること、それどころか、事実上世界的影響を与える国内法に基づく純粋に「局所的な」差止め命令がもたらす厳しい結果よりも望ましいことを実証するものである。欧州特許の全指定国での特許装置の発売・販売を自粛させる（だけの）命令により、ベルギーの被告とその米国の親会社には、被告らはかかる装置をベルギー国内で製造し、その運送を手配して、米国、日本その他の欧州以外の諸国で販売する自由が残されたのである。

欧州司法裁判所は、画期的な判決として著名な 2006 年 7 月 13 日の GAT 対 LuK 事件および Roche 対 Primus 事件での本案の特許訴訟においては、概して国境を超えた管轄権の理論的根拠を認めていない。そうした請求は異なる国内特許（または欧州特許の国内支部）に基づくものである一方、これらの特許の有効性を決定する権限はあくまで対応する国内裁判所が専属的に保有していることから、さまざまな国内裁判所に分散している。この判例法は、主張された特許の効力が侵害されたとたん、欧州において国境を超えた侵害訴訟は効果的に遮断している。

ところが、この遮断効果は暫定的差止め命令などの暫定的な措置には適用されない。欧州司法裁判所は Solvay 対 Honeywell 事件¹²²においてこれを明確にし、それによりベルギーの裁判所が中間決定により国境を超えた差し留め命令を発行する実践を大枠で認めている。

「ベルギーのトルピード戦略」の実践についても、ベルギーの裁判所が国外特許の侵害（の不存在）の審査をすべきか否かについて、興味深い決定が発せられている。¹²³この争点に対する答えについては、欧州司法裁判所による 2006 年 7 月 13 日の GAT 対 LuK 事件および Roche 対 Primus 事件に対する画期的な判決の何年も前に、ベルギーの裁判所が示している。ブラッセル控訴院は、「2001 年 2 月 21 日の決定¹²⁴において「ベルギーのトルピード戦略」に引導を渡した。すなわち、国外の特許所有者およびその様々な子会社に対する国境を越えた非侵害の宣言の請求について、ブラッセル規則（Brussels Regulation）の第 8.1 条（共同被告）および第 7.2 条（侵害の発生地）を根拠としてこれを却下したのである。ブラッセル控訴院では、同規則第 4 条の適用による「本拠地の裁判所」に対する国境を越えた管轄権の有無の疑義について対応する必要はなかったが、国境を越えた訴訟での国内特許の請求には互いに何ら関連がないという事実を強調した。欧州特許は付与後でも各国内特許を「束ねたもの」に過ぎず、その侵害および有効性は異なる国内法に準拠するからである。これは、欧州司法裁判所がその 5 年後に主張したことと全く同じである。¹²⁵

いずれにしても、（知的財産の訴訟と本案の両方について）決定を下すにあたり**ベルギーの裁判所は欧州の中でも最速の部類**に入ると考えると、ベルギーのトルピードはおおた過去の遺物である。

¹²⁰Pres. ブラッセル第一審裁判所、2005 年 3 月 25 日（Altana Pharma）、IRDI 2005, 302。

¹²¹アントワープ控訴院、2007 年 4 月 25 日（Praxair 対 ATMI）、IRDI 2007, 248。

¹²²欧州司法裁判所、2012 年 7 月 12 日（Solvay 対 Honeywell 事件）、C-616/10, § 49-50。

¹²³「トルピード」訴訟とは、被疑侵害者が進行の遅い裁判所に国境を超えた非侵害の宣言を求めることにより、より効率的な法域で提訴する見込みの特許権者に対抗する戦略のことである。特許権者が別の法域で提訴する前にこの訴訟が定期されたとき、別の法域の裁判所は、訴訟係属中の国際原則に基づき、進行の遅い裁判所が（終局）決定を下すまでその審理を停止せざるを得なくなった。

¹²⁴ブラッセル控訴院、2001 年 2 月 20 日（Roche 対 Glaxo 事件）、IRDI 2002, 284。

¹²⁵欧州司法裁判所、2006 年 7 月 13 日（Roche 対 Primus 事件）、C-539/3 第 30 段以降。「ミュンヘン条約第 64 条(3)により、欧州特許の侵害訴訟はすべて、その特許が付与された各国で有効な関連国内法の観点から審査されなければならないことは明らかである。更に、締約各国で付与された欧州特許について、その領域における被疑行為に関してかかる国家に居所を有する被告に対して複数の締約国の複数の裁判所において侵害訴訟が提起される場合、関係する各裁判所が下す決定間のいかなる相違も、同じ法的状況においては生じ得ない。したがって、相違する決定があっても矛盾とは扱えない。こうした状況下で [...] その国家で犯された行為について、別の締約国で設立された会社に対して各訴訟が提起された場合に、かかる関連性は同じ欧州特許の各侵害訴訟間には成立し得ないことは明白である。」

イングランドおよびウェールズ

英国が欧州連合から離脱する以前、イングランドの裁判所は従来より、登録知的財産権に関する事案で国境を越えた暫定期間中の救済を認めることに消極的であった。それでも英国は、他の EU 加盟国で登録された欧州特許に関連した事案において、そうした国外特許の有効性について争われていない状況では国境を超えた宣言的判決を付与することに前向きであった。

英国が国境を超えた暫定的差止めによる救済措置を付与することに消極的である理由として、英国の知的財産権の有効性および侵害に関する法律は EU や EPO 各国のそれと同一または非常に類似しているかもしれないが、暫定的差止めによる救済措置やかかる差止めに必要な証拠は各国間で異なり、イングランドの裁判所としてイングランドで認めた差止めが別法域でも適切であるかを確信するのは困難である、という見解であった。

GAT 対 LuK 事件の判決以降¹²⁶、最終的な差し止めによる救済措置に関する態度は明確にされた。すなわち、ひとたび英国以外の欧州特許の有効性が別の EU の法域で争点となった場合、英国の裁判所は「主に」有効性に関係する問題では管轄権を放棄せざるを得なかったが、これは英国の裁判所がその英国以外の欧州特許に関する侵害の請求の管轄権を主張できないということを意味するものであった。Gat 対 LuK 事件以降、英国の EU 離脱以前にイングランドの裁判所で暫定的な救済措置に対する裁判所の態度について確認されることはなかった。

英国が EU を離脱した今、イングランドの裁判所は国境を超えた救済措置に直面した場合、司法判断の適合性やフォーラム・ノンコンビニエンス (*forum non conveniens*、不便な法廷地) といった事項について国内法を適用するだろう。特定の事案に対して裁判所が国境を超えた暫定的差し止めによる救済措置を付与するか否かについてはいまだ不明であるが、その可能性は低だろう。最終的な差し止めによる救済措置については、司法判断適合性に関する国内法があるため、付与される可能性は低いと思われる。宣言的判決については、例えば宣言的判決を求めていた特許の有効性が争点として取り上げられなかったといった過去の事案のように、特定の状況においてはその可能性がないと信じる理由はない。

特許や商標と異なり、著作権は非登録の知的財産権である。Lucasfilm Ltd & Ots 対 Ainsworth & Anr 事件¹²⁷において、最高裁判所は、イングランドに居住する者が欧州連合以外の国で犯したその国の著作権法に反する侵害について、イングランドの裁判所が管轄権を行使し得るかという請求が司法裁判にかけられるべきかを検討した。その判示で、被告に対する対人管轄権 (*in personam jurisdiction*) の根拠があることを条件として、イングランドの裁判所はかかる管轄権を行使し得るとした。本件の比率は著作権に限定されたものであったことは留意すべきである。

一定の状況下において、イングランドの裁判所で他国の判決を執行することは可能である（救済措置については第 2.5 節参照のこと）。EU 離脱後、執行すべき判決を下したのがどの国の裁判所かによってその手順が異なる。英国は、EU 加盟国のいくつかを含む特定の国々と様々な二国間条約を締結しており、おそらくは今でも有効である。かかる国からの判決を執行する体制は、金銭を対価として確定判決を含む。したがって、差止め命令は除外される。手続としては、(国によって異なるが) 12 ヶ月または 6 ヶ月以内に、債権者は何ら通知を行うことなく登録命令を申請することができ、その後命令は債務者に送達され、債務者は限定的な理由で控訴することができる。こうして、登録された決定はイングランドの決定として執行可能となる。有効な二国間条約がない場合は、判例法の立場では国外の判決は特定の条件を満たすこと、すなわちかかる国外判決が確定判決であること、金銭を対価とすること、かつ当初の裁判所がイングランドの法規に基づく管轄権を有していることを前提として執行されることとしている。ここでも、差止め命令は除外される。これらの条件が満たされたと仮定して、手続では債権者がイングランドの裁判所で債務者に対して新たな訴訟を開始しなければならない。このように、手続を全うする許可が必要となる場合もある。しかし、ひとたび手続を全うした後、請求者は通常、即決裁判の申請に進むことを期待する。

EU 離脱以前、イングランドの裁判所は国境を超えた侵害に有利な侵害訴訟の停止（いわゆるトルピード戦略）にはかなり消極的な姿勢を示していた。イングランドの裁判所は EU 離脱後も消極的な姿勢を維持する可能性が高い。

¹²⁶[2006 年] FSR 45.

¹²⁷ [2011 年] UKSC 39.

フランス

国境を越えた方式による暫定的差止め

EU の国境を越えた暫定的差止めは、欧州商標および意匠に関する事項で、欧州連合商標規則（EUTMR）第 125 条、第 126 条および第 131 条、共同体意匠登録に関する 2001 年 12 月 12 日の欧州共同体理事会規則 No. 6/2002（CDR）の第 82 条および第 83 条に従い、可能である。

フランスの裁判官は、EUTM や CD EUTM128 や CD129 に基づき全欧的に適用される終局的な差止め命令を認めてきた。

ブリュッセル規則に従って、EU 加盟国の間では国内裁判所が、異なる EU 諸国における特許侵害に基づき、当該裁判所のある国に主に居所を有する第三者に対して、国境を超えた暫定的差止め命令を発する権限を有する。しかし、実際には、国内特許や欧州特許の国内部分の有効性についてはそれぞれの国内裁判所が専属的管轄権を有するため、この可能性が使われることはめったにない。国境を超えた暫定的差止めは、その裁判所が外国の特許法を適用し、事案が困難で複雑化する可能性があることも示唆している。また、フランス法（フランス民法典第 14 条）により、管轄権を有する裁判所が他にない場合、または「善良な司法行政」のために、フランスの請求者は、国外で発生した特許侵害に関する事件も含めて、フランスの裁判所において国外の当事者に対する訴訟を開始することができる。¹³⁰

国外裁判所で開始されるトルピード戦略訴訟のフランス国内での効果

フランスの裁判所は、トルピード戦略の訴訟について、フランスの裁判所が特許侵害の判決を行うことを妨げるものではないとみなして無視している。¹³¹フランス国内で開始された侵害訴訟の停止も、侵害訴訟とトルピード戦略訴訟は同一の法的根拠に依らないことに鑑みて却下している。

この争点に関する近年の判例法は記憶にない。ただし、我々の観点では、欧州司法裁判所の判例法¹³²は、フランスの裁判所による訴訟の法的根拠の論理づけに疑義が生じない限り、フランスでの上記の解決策を覆すものではない。

ドイツ

国境を越えた特許の争いについては、積極的と消極的の両側面から考察することができる。積極的な側面として、特許権者は、別の EU 加盟国で有効な特許に関して、あるいはより一般的な事例として一つの欧州特許のいくつかの国別の部分について、（ドイツ等の）国内裁判所の一つで差止めを請求できる。消極的な側面としては、侵害者となり得る当事者が、一つの欧州特許のいくつかの国別の部分について非侵害の宣言を裁判所に請求する否定的な確認訴訟を申し立てる可能性がある。

被疑侵害者が EU の別の法域で否定的な確認宣言を申し立てたととしても、国境を超えた方式による暫定的差止めは請求できる。ただし、特許の所有者が相当の期間、侵害について知っていた（侵害が 1 か月以上知られているのが原則だが、個別事案の複雑さにもよる）が、暫定的差止めの申立てをしていなかった場合、暫定的差止めは緊急性を欠くとして認められない可能性がある。否定的な確認宣言の申立ては、緊急性を新たに成立させるものとは見なされないからである。¹³³

いずれの場合でも、各原告は、ドイツの裁判所が関与する事案においてドイツ以外の国から特許を保護する裁判所命令を求めるという点が共通している。

EU 加盟国のさまざまな国内裁判所では、1990 年代に国境を越えた訴訟の適否について異なる判例法が発展した。例えば、オランダの裁判所が侵害活動の地をより重視した一方、ドイツの裁判所では、被告が 1 か国以上における侵害について被告の居所の地で提訴された場合には積極的な国境を越えた訴訟を認めた。かかる国外からの特許の国内部分の侵害について判断するため、ドイツの裁判所は関

¹²⁸パリ大審裁判所、17/10284、2021 年 2 月 26 日。

¹²⁹パリ大審裁判所、17/11051、2018 年 6 月 29 日。

¹³⁰フランス破産院、21-11.085、2022 年 6 月 29 日。

¹³¹パリ第一審民事裁判所、2000 年 4 月 28 日、The General Hospital 対 Bracco 事件 – 2001 年 3 月 9 日、Scherrer 対 Fadis 事件。

¹³²Gasset 対 Misat 事件、2003 年 12 月 9 日および GAT 対 LuK 事件。

¹³³参考：デュッセルドルフ地方裁判所、4a O 162/01, GRUR Int.2002, 157。

連の国内特許法を適用しなければならず、その結果、ドイツ法下では上記第 2.4 節で概説したドイツの「分担制度」が認めていない、無効取消しの異議を許可することとなる。そのような（当事者間だけでなくすべての当事者について効力を有する等の）有効性に関するいかなる決定¹³⁴も、必ず特許が登録された国の専属的管轄権に限定される点には注意が必要である。

GAT 対 LuK 事件において、欧州司法裁判所は「ブラッセル条約 [ブラッセル規則の前身] 第 16 条 4 項は、本条項で定める専属的管轄権の規則は、事案の提起が訴訟か異議の答弁のいずれの形式による場合でも、特許の登録または有効性に関する全ての審理に関係する」と解釈されるべきであると決定した。¹³⁵Roche 対 Primus 事件 (C-539/03) では、およそ関連性を見出しがたい複数事案に対する管轄権を認めるブラッセル規則第 8 条 1 項は、一つの国家裁判所において複数の国外企業を 1 社の現地国内企業と共に提訴することは許可していない、と欧州司法裁判所は決した。これにより、欧州司法裁判所はオランダの裁判所が適用した「巣の中のクモの原理 (Spider-in-the-web doctrine)」を棄却した。ドイツの決定は、ドイツ企業に対する訴訟が被告の居所の地ではなく、侵害の地でのみ提起された場合、国外の同じような侵害企業グループの包含を却下した。

GAT 対 LuK 事件の判決が、侵害と無効取消しとの訴訟分離（二元的制度）というドイツ（およびオーストリア）に特有の問題にも対応しているかという点については、今もなお疑問が残る。当該決定はフランス、イタリア、ベルギーのような、無効取消しの抗弁を別訴訟として、または侵害訴訟における単なる異議として提起できる国々についてのみ言及しているためである。欧州司法裁判所は単に特定の欧州特許の国内部分に対する無効取消し訴訟について確認しただけであり、これは当該特許が登録された法域においてのみ認められている。欧州司法裁判所によれば、かかる無効取消しの抗弁が侵害の審理の中でなされても、ドイツで要求されるように専ら無効取消し訴訟として提起されても差異はない。したがって、GAT 対 LuK 事件の決定は主として、ドイツ以外の加盟国からの特許について生じる争いに適用される。ただし、GAT 対 LuK 事件は、国外の裁判所での訴訟中に無効取消しの抗弁が提出され次第、この国外裁判所には有効性の事項に関する判決を行う権限がないため、かかる訴訟はその根拠を失い終了させられなければならないことを明示している。

ドイツの侵害訴訟では、停止の可能性についての疑義でない限り有効性は争点ではないという事実によって、ドイツの侵害訴訟が GAT 対 LuK 事件の観点での「特許の有効性に関する」審理であるかということが問題となる。当然ながら、ドイツの侵害を扱う裁判官は別の無効取消し訴訟か、異議申立てが国外で提起されたときには有効性の問題に対処しなければならない。したがって、ブラッセル規則第 22 条 4 項を、侵害訴訟は無効取消しに対する異議申立てが提起されたときのみならず、被告が無効取消しによる停止を請求したときにも認められないと、広義に解釈しなければならないとも言える。

以下では、特許所有者が提起する積極的な侵害訴訟と、被疑侵害者が提起する否定的な確認訴訟という 2 つの訴訟を例に、ドイツの裁判所の国境を越えた管轄権の問題を取り上げる。

特許権者が開始する積極的な侵害訴訟

ドイツの裁判所が国境を越えた管轄権を持つかどうかの問題は、ドイツの裁判所に広域の事案についての国際管轄権があるのかを問うことで判断される。したがって以下では、管轄権についてのブラッセル規則の関連条項に目を向け、GAT 対 LuK 事件以後における各条項の適用とドイツの裁判所による事案の取扱いについて検討する。

居所の地（ブラッセル規則第 4 条 1 項）

ブラッセル規則第 4 条 1 項は、EU 加盟国に居所を有する人物または会社に対しては、その加盟国の裁判所で提訴すると定めている。その結果、ドイツの会社は、例えばドイツ特許または欧州特許のドイツ部分の侵害だけでなく、欧州特許のフランスやオランダの部分や、加盟国の一つで発行された国外特許の侵害についても提訴され得る。

ドイツの裁判所は、前述の国外特許を発行した加盟国の実体法（foreign material law）に基づき、侵害の疑義と結果としての法律上の帰結について決しなければならない。このため裁判所は、例えばフランスやオランダ等の一部法域に対しては、かかる国外の法律によって侵害の疑義およびその結果に

¹³⁴ブラッセル規則第 22 条 4 項。

¹³⁵C-4/03。

ついて決定する権限を有していることがわかっていても、国外の法律に関する法律専門家の見解を求める必要が生じる場合がある。¹³⁶

裁判所は次に、訴訟が国外特許に基づいていて、かつ国外の法律が特許の有効性の争点を異議申立ての形式で提起することを認めている場合、その帰結を判断しなければならない。欧州司法裁判所によれば、GAT 対 LuK 事件においてはひとたび無効取消しの抗弁が提起されると、それが別の反訴であるか異議の答弁であるかの形式を問わず、ブラッセル規則第 24 条 4 項によりドイツの訴訟は認められなくなる。ブラッセル規則には国外裁判所への送致等の別の法律上の帰結の定めがないため、ドイツの侵害訴訟は認められないものとして棄却される必要がある。国外の特許が無効取消し訴訟により国外の加盟国で攻撃を受け、かつ無効取消しの抗弁がドイツの侵害訴訟で提出されない場合に限り、ドイツの裁判所は国外の無効取消し訴訟に対する決定が下すまで、侵害の審理の停止を命じることができる。

ブラッセル規則第 24 条によるドイツの侵害訴訟の棄却による法律上の帰結は、同規則第 35 条のために暫定的差止め審理の事案には適用されない。この条項の規定によれば、加盟国の裁判所は別の加盟国の裁判所が管轄権を持つ場合でも、暫定的な措置を適用できる。ただし、この争点に関しては GAT 対 LuK 事件後、判例法で確認されたものはない。暫定的差止め審理は全体として、本案の審理を統括することはできないとも考え得る。したがって、本案の審理は国外の裁判所の専属的管轄権のために認められないので、暫定的差止めの審理についても同様でなければならない。かかる事案の被告はこの争点を提起すべきである。

この文脈において、デュッセルドルフ地方裁判所による「Eingriffskatheter」事件¹³⁷の決定は強調しておく必要がある。この事案の原告は特許の侵害、とりわけ欧州特許のドイツ部分についてベルギーにおいて被告を提訴していた。ベルギーでの審理において、原告は欧州特許のドイツ部分の侵害について請求を放棄すると陳述した。その後原告は、欧州特許のドイツ部分の侵害についてドイツの裁判所に新たな侵害訴訟を提起した。当該地方裁判所の判示では、原告はドイツで侵害訴訟を提起する権利を実質的には放棄していないが、ベルギーの決定の表現（文言）が示すところでは、原告はドイツにおける特許侵害についてその権利を放棄しているため、ブラッセル規則第 41 条にも定められている既判力（*res judicata*）の原理が適用される。

不法行為または準不法行為が発生したか、その真のある地（ブラッセル規則第 7 条 2 項）

ブラッセル規則第 7 条 2 項の定めにより、裁判所の管轄権は有害な事由が発生したか、その真のある地にある。被告の居所の管轄権とは対照的に、ブラッセル規則第 4 条 1 項により、国外特許または欧州特許の国外部分の侵害についての請求はこの規定に基づかないことがある。

非侵害に対して申し立てられた確認訴訟、例えば「ドイツのトルピード戦略」について、原告は不法行為の発生はなかったと宣言したことから、この特別な管轄権は当初からは与えられないと裁判所は示した。¹³⁸デュッセルドルフの裁判所または最高裁判所がこの見解に従うかは疑わしい。

このように国際管轄権を確立するには被告による侵害を主張するだけで十分であり、これは後に主要審理で裁判所が評価する。したがって、原告は管轄権確立のためにかかる事実を申し立てるよう試みてきた。一例として、マンハイム地方裁判所は、原告がフランスに居所を有し、同じくフランスに居所を有する顧客に間接的な特許侵害の対象となる装置を引き渡したという事案について判決を行うこととなった。かかる顧客はさらにドイツの消費者に、間接的な特許侵害の対象となる部品を引き渡した。取引はフランスで行われ、ドイツでの間接侵害を立証する状況になかったため、マンハイム地方裁判所は国際管轄権を欠くとしてこの事案を棄却した。¹³⁹ただし、特許の間接侵害となり得る部品の引渡しについては、ドイツで発生する特許の間接侵害に関与する行為となり得る。この事案では、ドイツにおいて消費者が使用して特許の直接侵害となるところの特定の部品を引き渡した者は、特許の寄与侵害の責任を負う。¹⁴⁰

¹³⁶デュッセルドルフ地方裁判所、InstGE 1, 261 – Schwungrad 事件。

¹³⁷デュッセルドルフ地方裁判所、InstGE 11, 44。

¹³⁸ミュンヘン高等裁判所、InstGE 2, 61 – Leit- und Informationssystem II 事件、デュッセルドルフ高等裁判所で終結決定とならなかった。2005 年 5 月 12 日付決定、docket no. I-2 U 67/03。

¹³⁹マンハイム地方裁判所、InstGE 5, 167 – Luftdruck-Kontrollvorrichtung 事件。

¹⁴⁰マンハイム地方裁判所、InstGE 6, 9 – Kondensator für Klimaanlage 事件。

複数の被告（ブラッセル規則第 8 条 1 項）

ブラッセル規則第 8 条 1 項は、被告の中の一名または一社が居所を有する加盟国の裁判所において複数の被告を提訴する可能性について定めている。ただし、請求が密接に関連し、故に共に審尋、判断することが適切であることを条件とする。この規定がオランダの「巢の中のクモの原理」の根拠となった。この管轄権もまた、密接な関係が確認された場合に限られる。例えば、ドイツの流通会社が、欧州特許のドイツ部分とフランス部分の特許侵害となる製品のフランスの製造業者と共に提訴された場合、管轄権は欧州特許のドイツ部分についてのみ成立し、フランス部分については成立しない。ドイツの流通会社が製造業者の侵害行為に加担していたことを証明できる場合には、違った結果になる可能性がある。事実状況に大きく依存しての国際管轄権の成立ということもある。

被告が管轄権を争わない場合（ブラッセル規則第 35 条）

ブラッセル規則第 24 条に従って専属管轄権が何ら存在しない状況では、ドイツの裁判所は、被告が管轄権について争わない場合には被告の出廷を通じて国際管轄権を確認することが可能である（ブラッセル規則第 35 条）。この管轄権の確立方法は、特にデュッセルドルフ地方裁判所での審理で思料される。第 2.1 節で前述の通り、ドイツの裁判所は訴状提出後数週間で第 1 回簡易口頭審理を行うことがある。これはやや正式な口頭審理ではあるが、被告は後から抗弁を提起することを禁止されないように、この審尋で一定の抗弁を提出しなければならない。ここで提起すべき抗弁の一つが、国際管轄権を争うことである。¹⁴¹

侵害者となり得る当事者による非侵害の確認訴訟

これは被疑侵害者が提出する典型的なトルピード戦略的防御方法である。この点について、以下の 3 つの主な争点が挙げられる。

訴訟の係属中（ブラッセル規則第 29 条）

ブラッセル規則第 29 条は、同一当事者間の同一原因による加盟国の裁判所での訴訟の提起があった場合、別の加盟国にある二つ目の裁判所は、最初の裁判所がその管轄権を確立するまで自らの審理を停止しなければならないと述べている。

これらはすべて、欧州司法裁判所が **Roche 対 Primus** 事件の判決を下した後では事実上時代遅れとなった。なぜならば、欧州特許の国外部分からの否定的な確認訴訟は、ドイツ部分からの積極的な差止め訴訟ともはや同一ではないからである。したがって、ドイツの裁判所はもはやその真理を停止する必要がなくなった。

この文脈において、ブラッセル規則第 29 条によるその他の係属中の訴訟の除外は、暫定的差止め訴訟には決して適用されない。デュッセルドルフ地方裁判所は、実際に確定できる侵害があった場合にはドイツにおいて暫定的差止め命令の可能性を示唆したが、まだそうした暫定的差止め命令は発していない。

一方、ブラッセル規則の下では訴訟の優先度のみが明白であり、ドイツでは、その後の積極的な差止めによる救済措置を求める訴訟は、その法的保護の必要性を奪うことから否定的な確認訴訟を廃棄してしまう。

したがって、「トルピード戦略」は今でも可能である。ただし、この争点はデュッセルドルフ地方裁判所のある事案¹⁴²によって一定程度緩和された。裁判所は、特許侵害者がイタリアで特許所有者に対して否定的な確認訴訟を提起している場合でも、特許所有者の専用実施権者もドイツにおいて暫定的差止めの訴訟を提起できると推定した。このように、ブラッセル規則第 29 条で求められる当事者の同一性が欠如していた。デュッセルドルフ高等裁判所はこの判決を確認した。

これらの決定について、否定的な確認訴訟が欧州特許の出願に対して向けられたことも興味深い。一方で、差止めの訴訟はドイツ部分に基づいており、これはやがて付与された。国内の個々の部分への欧州特許の統合がなされていないため、侵害の訴訟物も同一ではなかった。

¹⁴¹デュッセルドルフ地方裁判所、InstGe 9, 18 – Beleghalter für Scheibenbremsen 事件。

¹⁴²GRUR-RR 2009, 402。

近年、ドイツの裁判所は他の法域による訴訟差止め命令への対応に迫られた。この争点に関しては、本調査の第3.3節に委ねる。

商標

EUTMR 第131(2)条によれば、欧州連合商標（EUTM）および共同体意匠（CD）に基づく差止め命令については、第125(1)-(4)条に基づき管轄権を有するEU商標裁判所が、国境を越えた効果とともに与えることができる。被告がEU加盟国内に居所または施設を有する場合、この加盟国のEU商標裁判所が国境を越えた差止めの管轄権を有する。¹⁴³被告が加盟国のいずれにも居所も施設も有さない場合には、管轄権は原告が居所または施設を有する加盟国のEU商標裁判所にある。¹⁴⁴

単に将来の侵害のリスクに備えて差止めが請求された場合、すなわち実侵害はまだ何ら生じていないが、被申立人が被疑侵害商標または意匠を出願したか登録したという事実からリスクが推測される場合には、差止めの範囲は出願または登録が行われた国のみに限られる。例えば、被申立人が侵害に当たる標章または意匠を登録した地であることから、リスクがドイツ国内のみに存在するようであれば、差止め命令の範囲はドイツ連邦共和国の領域に限られる。

一般原則として、ドイツの裁判所は独自の基準に従ってドイツの法律を適用するため、別の法域で既に認められた知的財産権の保護は考慮に入れない。ただし、ドイツの裁判所は、別の法域でのその知的財産権保護の許可を正当化するために提出された法的主張には関心を持ち、かかる主張がドイツ裁判所の事案でも説得力を持つか、入念に調査する。

非侵害の確認宣言のための訴訟を申し立てることで始まる「トルピード戦略」は、審理の停止の根拠とはならない。¹⁴⁵

イタリア

イタリアでは、一般的な観点から**国境を越えた暫定的差止め**が認められている。ただし、イタリアでかかる措置が頻繁に採用されてきたわけではない。

「トルピード戦略」は基本的に、否定的な確認訴訟であり、特許の被疑侵害者がイタリアの裁判所において欧州特許の局所部分および国外部分についての非侵害の宣言を請求する訴訟を開始するものである。

被疑侵害者（またはさらに、特許の所有者や専用実施権者による特許侵害の虞がある会社）は、トルピード戦略の否定的な確認訴訟を開始することで、一部法域（特にイタリア）における手続の長期化という性質を利用して、その国の裁判所に対して特許のイタリアおよび国外部分の両方について侵害の欠如の決定を下すよう請求する。

したがって、（この場合はイタリアの）裁判所は本案で特許の国外部分についても（非）侵害を確認するよう拘束されるため、国外の裁判所は、イタリアの本案の審理が係属中である限り、本案で同一の争点（侵害）について決することができなくなることもある。

この訴訟の主な管轄権に関する根拠は、ブラッセル規則第7条2項および第29条から成る。

この点についてイタリアの最高裁判所は、欧州特許の国外部分の非侵害を主張するイタリアの訴訟を開始する権利を認めた。¹⁴⁶しかし、今までのところ裁判所は、特許の国外部分の管轄権を否定する傾向にある。¹⁴⁷

いずれにしても、管轄権の欠如に関する（恐らく否定的な）決定を得るには時間がかかるものの、結果としてかかる期間（約1～2年間）に国外訴訟の遮断効果が得られるであろう。

¹⁴³ ★EUTMR 第125(1)条。

¹⁴⁴ ★EUTMR 第125(2)条。

¹⁴⁵ ★EUTMR 第122条。

¹⁴⁶ イタリア最高裁判所、2013年6月10日、no. 14508。

¹⁴⁷ ミラノ裁判所、2016年12月12日。ミラノ裁判所、2014年1月27日およびミラノ裁判所、2013年2月5日。

オランダ

国境を越えた方式で暫定的差止めは可能である。オランダの暫定的差止めを扱う裁判官らは、数件の事案において、管轄権がブラッセル規則第 4 条に基づく場合、暫定的差止めの特許の訴訟において有効性の立証の抗弁が提出されるとしても、国境を越えた差止め命令を認めることはなお可能であるとの判決を下している。

Solvay 対 Honeywell 事件において、ハーグ地方裁判所から司法裁判所に対して照会を行っており、GAT 対 LuK 事件および Roche 対 Primus 事件の後、その判決によりオランダの国境を超えた実務が幾分強化された。欧州司法裁判所は、その判決（Solvay 対 Honeywell 事件、C-616/10）の中で、「異なる加盟国で設立された 2 社以上の企業が、そのうちのいずれかの加盟国の裁判所で係属中の審理において、同一の製品に関する予約行為を行ったことにより、さらに別の加盟国において効力を有する欧州特許の同一の国内部分を侵害したとしてそれぞれ別々に提訴されている状況においては、その規則において照会された別々の審理の結果として「不合理な判断」につながる可能性がある」と命じた。ファイルにあるすべての関連情報を考慮してこのようなリスクが存在するのかを評価するのは照会を受けた裁判所である。国内裁判所は、欧州特許の同じ国内部分の侵害について相反する判決が命じられた場合、不合理な判断が発生する可能性を認識しておくべきである。

とは言っても、侵害製品がオランダで製造されているという立証だけで、侵害がオランダ以外でも発生していることを立証しなければ、国境を越えた差止めは認められない可能性が極めて高い。他方で、有効な特許が存在する別の国に侵害製品が輸送または売却されることが明白になった場合には、国境を越えた救済措置も除外できない。

無効の主張が何ら提起されない場合、国境を越えた差止めはまた、本案の審理でも認められる。さらに、無効の主張が国外の特許について提起された場合、地方裁判所は通常、有効性に関する国外裁判所の判決が言い渡されるまで審理を停止する。

いずれにせよ、国境を越えた暫定的差止めをオランダの被告に対して求めることは、他の知的財産の事案でも同様に可能である。EU の商標および意匠について、オランダの裁判所はオランダの被告に対して国境を越えた差止め命令を下す管轄権を有しており、裁判所がかかる命令を下した事案の判例は多い。

スペイン

スペインでは、国境を越えた訴訟についての判決が存在しない。ただし、スペインの裁判所は国外の知的財産権に関して、2006 年 7 月 13 日の GAT 対 LuK 事件（事件 C-4/03）および Roche 対 Primus 事件（事件 C-539/03）の欧州司法裁判所の原理に従い、侵害または無効確認訴訟では判決を下さないだろうと推測される。バルセロナの第 4 商事裁判所の 2019 年 9 月 2 日の判決¹⁴⁸では、Sandoz に対してスペイン用のペメトレキシドの一方的差し留め命令を下した。裁判所は、Actavis 製品が欧州特許のスペイン部分を侵害したとみなした英国最高裁判所の 2017 年 7 月 12 日の決定に依拠した。Sandoz はこの英国の訴訟に当事者ではなかったが、裁判所は国最高裁判所による相当の原理の解釈の説得性を認め、これを Sandoz に適用した。

¹⁴⁸決定 No. 214/2019、Eli Lilly 対 Sandoz 事件、訴訟事件表 1403-2019-X。

3.2 国外の審理を経て得た証拠の使用

ベルギー

国外の裁判所からもたらされた証拠

国外の審理を経て得た証拠の使用に関する限り、ベルギーの証拠の規則および民事手続（例：民法第 8.11 条、侵害企業においてあらゆる手段の証拠を認める）では、国外の審理を経て得た証拠を認めるために何ら形式的な要件はない。その結果、実務上は、各当事者が並行して進行する国外の訴訟での判決（の一部）、国外の鑑定人の報告書、国外の裁判所での証人の陳述等に言及するのが一般的である。

ベルギーで得られた証拠の国外裁判所での提出

「記述的押収措置 (*saisie description*)」の手続に関する限り、ベルギー破棄院は 1999 年 9 月に、ベルギーの特許はもはや必要とせず、当該手続を国外特許の所有者に利用可能としたことから、一部で「国境を越えた記述的押収措置」と称された措置を認める画期的な決定¹⁴⁹を言い渡した。既述の通り、主要審理が別の加盟国で実施されなければならない場合でも、ブラッセル条約第 24 条（現行のブラッセル規則の第 35 条）より裁判官には暫定的措置を発する管轄権が与えられるという事実から、国外特許の所有者がベルギーに来て、自らの国外の知的財産権の侵害の証拠を捜索することは歓迎された。裁判所は、ベルギーでの発見の結果はベルギー裁判所専用ではなく、「輸出」されて国外裁判所の審理で使用されるのは望ましい、と極めて明快に述べた。ベルギー国内で主要審理を開く必要さえなかった。¹⁵⁰

このように、ベルギー破棄院の決定により、国外の知的財産の所有者は、欧州のどこかで許諾された知的財産権の侵害の証拠がベルギーで発見できるという合理的な疑いが存在する場合は、いつでもベルギーの「記述的押収措置」を利用し、かつその証拠を他の国内裁判所での侵害の審理で使用するために「輸出」する方法を明確にした。現在、この原理は法律にも反映されており、司法典第 1369bis/7 条は、ベルギーで入手した証拠を後でベルギーや国外の審理に使用することを明確に認めている。

ただし、かかる「記述的押収措置」の審理におけるベルギーの裁判官の権限はベルギー国内に限られる。したがって、ベルギーの裁判所がベルギー国外地の捜索を命じることはできない。

イングランドおよびウェールズ

国外の審理からの証拠の輸入

イングランドの裁判所は国外裁判所からの証拠に依拠することができるが、1995 年民事証拠法 (*Civil Evidence Act 1995*) に従うことを条件とする。同法は、伝聞証拠の提示を申請する当事者に対して、審理の他方当事者への通知を義務付けている。証拠は、通常は供述書の様式による事実や見解の声明、証人陳述書または鑑定人報告書の形が認められている。

イングランドの審理からの証拠の輸出

原則として、機密情報の使用に関して当事者が課す制限は別として、CPR（民事訴訟規則）は開示文書および承認陳述書について、それらが作成された審理の目的以外での使用について制限を課している。

開示文書に関する一般原則は CPR 第 31 部に定められ、文書が開示された相手方当事者は、下記のいずれかの場合を除き、当該文書を、それが開示された審理のためにしか使用できない。

- a 既に行われた公開審判において、文書が裁判所に対して、または裁判所によって読まれているか、言及されている場合。

¹⁴⁹ベルギー破棄院、1999 年 9 月 3 日、(*Sanac*) *Pas.* 1999, I, 433。

¹⁵⁰申し立てられた侵害の単なる「記述的押収措置」の後で、ベルギーで本訴訟を開始する必要はない。ただし、記述的押収措置が実際の押収措置（例えば、商品の完全な固定化）を伴う場合はこの限りでない。

- b 裁判所が許可した場合。
- c 文書を開示した当事者および当該文書が帰属する当事者が同意する場合。

したがって、一度文書が公開法廷で読まれた後であれば、（国外の審理を含む）いかなる目的にも使用可能である。ただし、公開で既に行われた審判において、文書が裁判所に対して、または裁判所によって読まれたか言及された場合であっても、開示された文書の使用の制限または禁止命令を下す権限は裁判所にある。

証人陳述書に関する一般原則は CPR 第 32 部に定める。証人陳述書は、証人または裁判所が別途合意するか、公開で行われる審判で既に証拠として提示されていない限り、それが送達された審理のためにはしか使用できない（かかる文書の使用の制限を命じる裁判所の権限に服することを条件とする）。

鑑定人の報告書は、交換された直後から、国外審理も含めて本来の提示対象の審理以外の目的でも使用できる。これは、開示する当事者に帰属する開示文書の扱い（下記参照）とは異なる。開示文書とは異なり、鑑定人の報告書は鑑定人を依頼した当事者には帰属しない。これは、鑑定人が裁判所に対して最優先の義務を負い¹⁵¹、彼らが作成する報告書は審理のどの当事者でもなく裁判所宛てに提出する¹⁵²からである。

要望書／嘆願書

イングランドの裁判所は、1975 年証拠法（他の法域における訴訟）の下で、イングランドにいる証人に対して宣誓供述を行い、または文書を提出するために出廷を命じることで、（他国の裁判所から受領した）要望書に効力を与える権限を有する。手続としては、高等法院のシニアマスター宛に要望書の執行の申請を行う。要望書が執行可能となるためには、民事または商事の事項に関連するもので、イングランドの民事訴訟において認められない手順は経ていないこと、すなわち審理に使用するために証人の供述および特定の文書または特定の種類の文書を取得することに限定されていることが必要である。

フランス

国外の裁判所からもたらされた証拠

フランス的財産法によれば、侵害は（とりわけ法見解や供述書の提出による）どのような手段で証拠を提示しても構わない。かかる証拠を国外裁判所から持ち込む場合は、以下の条件を満たすものとする。（i）書類はフランス語に翻訳する（相手方当事者が翻訳に異議を申し立てた場合を除き翻訳の宣誓は必要ない）、（ii）供述書や国外裁判所に提出された書類等（特に欧州各国から提供された書類について）の文書の様式には公的認証またはアポスティューが必要となる。

証拠は自由であるため、かかる書類はフランスで得られた他の証拠と同様の価値を有する。

フランスで得られた証拠の国外裁判所での提出

実際にフランスでは国外裁判所証拠を提出するために「偽造品の押収（*saisie-contrefaçon*）」を実施することができる（この「偽造品の押収」を根拠としてフランスで訴訟を行わない）。ただし、この場合、かかる証拠を提出する当事者には以下の2つのリスクがある。（i）「偽造品の押収」措置の無効（その結果、「偽造品の押収」措置の有効性に関して国外裁判所でフランスの規則について説明をする必要がある）、および（ii）この「偽造品の押収」に関連する損害賠償請求、である。

フランスの法律の下では、フランスの裁判所に当初提出した証拠（「偽造品の押収」を通じて入手した証拠も含む）で後に国外の審理で提出する証拠の共有に関連する制限規定は何ら存在しない。

¹⁵¹CPR 第 35.3 部。

¹⁵² CPR 実施細則 34 第 2.1 項。

ドイツ

ドイツの手続法の下では、以下の 5 つの様式の証拠が存在する。(i) 裁判所による検査 (*Augenschein*)、(ii) 証人による証拠 (*Zeugenbeweis*)、(iii) 鑑定人による証拠 (*Sachverständigenbeweis*)、(iv) 文書による証拠 (*Urkundenbeweis*)、および (v) 当事者らの尋問 (*Parteivernehmung*) である。米国の「ディスカバリー」は前記のいずれにも該当しないため、ドイツの手続法で認められる証拠の様式とは見なされず、したがって認められない。その他、フランスの「偽造品の押収」やイングランドの「Anton Piller 命令」のような証拠収集の手続にも同様の原理が適用され、特に特許の事項において確立されている。

ただし、国外の審理を経て得られた証拠は、上述の証拠様式のいずれかに適合し、かつ、ドイツ民事訴訟法に規定されるように証拠入手に関するドイツの基準に準拠することが事案ごとに確認され、かつ、相手方当事者の手続上の権利に関してドイツの判例法に準拠している場合、一般的にドイツの裁判所に認められる。

このため、別の法域で提出された証拠は、ドイツでも同じ方法で得られなかったであろう場合はドイツの裁判所では認められないことがある。とくに、証拠を入手するために、ドイツ憲法 (*German Constitution; Grundgesetz, GG*) により認められた基本的権利が侵害されるからである。

原則として、国外裁判所での知的財産権の訴訟において入手または使用された証拠は、ドイツの基準に合わせて変換しなければならない。一部の書類は、ドイツの基準を満たしていない場合は証明力が同じでないことがある。

例えば、宣誓供述書は、民事訴訟法第 294 条の観点から宣誓書に代わる確約 (*Versicherung an Eides statt*) には相当しない。なぜならば、宣誓供述書は通常、刑法 (*Criminal Code; Strafgesetzbuch, StGB*) 第 156 条の観点から、かかる確約を執行管理する権限を有するドイツの公的機関で作成されていないからである。つまり、権限を有するドイツの公的機関で作成された別の確約が必要になる。

通常裁判所、連邦特許裁判所、ドイツ商標特許庁の言語はドイツ語であるため、書類は通常ドイツ語に翻訳されなければならない。¹⁵³

特許

上記に挙げた条件下では、フランスやベルギー、イタリア等他の一部欧州諸国でも知られている「偽造品の押収」の過程で得られた証拠については、原告が、申立てを立証する手段としてドイツの侵害訴訟に持ち込むことができる。被告はこれに対抗して、抗弁または証拠を提起し、裁判所を逆に納得させなければならない。ただし、米国の「ディスカバリー」と同じような状況で、「押収」自体の結果は証拠の手段として用いることができない。したがって該当の場合、フランス、ベルギー、イタリア等での証拠の収集は、1970 年 3 月 18 日の民事および商事に関する海外における証拠の収集に関するハーグ条約 (*Hague Convention on Taking of Evidence Abroad in Civil or Commercial Matters*) の原理に従って新たに実施されなければならない。

商標

ドイツ商標特許庁は、英語、フランス語、イタリア語またはスペイン語の書類をドイツ語に翻訳せずに承認することがあるが、実際にはこれは稀で、通常は弁護士や特許弁理士の認証を受けるか、宣誓した翻訳者が作成する翻訳文が要求される。¹⁵⁴ 文書が英語、フランス語、イタリア語、スペイン語以外の他の外国語である場合には、書類の受領から 1 か月以内に翻訳を提出することが義務付けられる。¹⁵⁵

通常裁判所での審理では、連邦特許裁判所と同様に宣誓した翻訳者が作成した翻訳文を要求するかどうかは裁判所の裁量次第である。¹⁵⁶ いずれにせよ、いかなる書類も、少なくとも簡潔な翻訳文を添えて提出することが望ましい。文書が審理の結果を大きく左右する可能性があり、または左右することになった場合には、代わりに公式の翻訳文を提出するべきである。

¹⁵³ 裁判所構成法 (*Courts Constitution Act*) 第 184 条、商標法第 93 条。

¹⁵⁴ 商標規則 (*Markenverordnung*) 第 16 条[3]。

¹⁵⁵ 商標規則 (*Markenverordnung*) 第 16 条[2]。

¹⁵⁶ 民事訴訟法第 142 条[3]、商標法第 82 条[1]。

イタリア

イタリアでは、特に欧州特許や国際商標といった国際的な知的財産権の国内部分に関連する事案では、国外の並行する審理で収集された証拠を提出することはかなり一般的である。

当事者らは一般に、各自の立場や請求を実証するのに有用または妥当性があると考え、あらゆる様式の文書や証拠を提出する。

当事者らは、例えば並行する審理で提出された供述書、宣言書、裁判所の鑑定人による見解書等の形式や簡単なコピーでも、証拠を提出することができる。文書には、裁判官や相手方当事者が関連文書の内容をより良く理解できるよう、一般的にイタリア語の翻訳文を添付する。

法的手続で翻訳文を提出する義務を定めた法律は存在しない。イタリア民事訴訟法（ICCP）第122条により、「手続全体がイタリア語で実施されなければならない」。判例法では、かかる義務は単に公判の活動（審尋、提出すべき準備書面、裁判官による支給、事案の訴訟記録など）に限られており、書類にまでは及ばない。さらに裁判所は、「文書の言語が英語など世界的に知られたものでない限り、当事者らは翻訳文を提出する義務を負う」とも述べている。上述の観点から、必ず翻訳文を提出することが推奨される。特に、日本語、中国語、ロシア語、ヒンディー語など、異なる文字を使用する言語で書かれた書類や証拠については必須である。事実、特に特許の事項で、日本の特許は適切な翻訳を付して先行技術として提出されることが多い。

書類その他の書面による証拠は、その真正や出所が争われる場合もある。公認、認証、アポステイーユといった形式的手続は完全な証拠と見なされるため、書類の「証拠上の価値」を高める。また、当事者らが自身のもので認める書類（例えば、当事者自身が自らのものと認めた署名宣言書等）も、完全な証拠と見なされる。こうした書類に対する異議申し立ては、「偽造の不服申立て（*querela di falso*）」と呼ばれる、虚偽文書を確知することを目的とした特別な手続の手段でしか認められない。公認や認証等を受けていない、あるいは当事者が自身のもので認めていない書面によるその他の証拠書類は、裁判官が自由に評価する。

外国人証人の意見聴取が必要な場合には、裁判官は翻訳者を指名することができる。翻訳者は、忠実に職務を遂行するために宣誓をしなければならない。

イタリアの裁判所に提出した証拠が、国外の裁判所に提出されるべきもので、発見（*descrizione*）の手続で収集された場合、かかる申請には深刻な支障が生じることがある。すでに指摘した通り、発見はイタリアで申し立てられるべき本案の訴訟で使用される証拠の収集を目的とする手続である。国際特許分類（IPC）第129～130条によれば、この証拠は非開示であり、裁判官の命令によって秘密に保たれる。裁判官は、かかる秘匿性を保証するために最適な措置も指定する。裁判官のみが「押収された証拠」について事案ごとに決定する権限を持ち、当事者らの意見や希望を考慮した上で、証拠の開示の適否を決する。イタリア国外での公判でかかる証拠を秘密裏に取得するためには、国外の司法当局がイタリアの裁判所に対して公式に要請しなければならない可能性が非常に高い。

対照的に、イタリア特許商標庁に提出すべき商標の登録に対する異議申立て手続では、申請はイタリア語でなさなければならない、国外の書類や添付する証拠書類もイタリア語に翻訳する必要である。これに従わない書類は受理されない。

オランダ

オランダでは、各当事者は依拠したいすべての証拠を訴訟に提出できる。他の法域でいずれかの当事者が使用した証拠や、並行する訴訟に関する（手続上の）書類も証拠として認められる。外国での正式な発見で得た証拠の場合は、国外の審理による制限のために、その証拠資料に依拠することが困難な場合もある。オランダの弁護士が（外国裁判所の命令または契約のいずれかにより）正式に「秘密クラブ（*confidentiality club*）」の一員となることも一つの方法である。当然ながら、これによってかかる情報が自動的に訴訟で使用できるようになるわけではない。

さらに、かかる証拠の言語も含めた提出の様式は、その証拠に依拠する当事者次第である。例えば、ハーグ地方裁判所は公式には英語、フランス語、ドイツ語の書類に翻訳を要求しない。なぜならば、これらの言語は欧州特許庁の公用語であり特許の訴訟当事者であればこれらの言語を理解すべきである、と裁判官らが述べたとされているからである。ただし実際には、どの裁判所に対しても英語の書類は（ほぼ）翻訳されずに提出され、他の言語の書類は通常、翻訳文が提出される（ハーグ地方裁判所への提出時も同様である）。

当事者がオランダの審理で別の法域で主張した内容と矛盾する陳述を行っても、公式にこれがかかる当事者に不利な証拠とはされない。ただし、通常はその当事者の信用性は低下する。

さらに、基本原理としてオランダには、当事者がオランダの審理から国外裁判所に証拠を提出することを妨げる制限は存在しない。ただし、これには例外があり、特にオランダ民事訴訟法典第 29 条に由来するものである。いずれかの当事者の請求により、秘密の争点が存在する等の場合に、裁判所は特定の事案での審尋を非公開で行うか、特定の者だけが出廷することを命じることができる。かかる場合に裁判所は、一般非公開の判決のみを言い渡す。当事者はまた、審理中に起こった何事についてもいかなる第三者とも議論しないように命じられる。加えて、いずれの当事者も（更に）裁判所に対して、審理からいかなる他のデータも第三者に開示しないよう命じよう求めることができる。

最後に、外国での侵害にのみ関連するものを含めて国外の審理で使用するための証拠を得る目的で、オランダで証拠に基づく押収を行うこともあり得る、ということを示す判例法も存在する点を指摘しておく。

スペイン

特に欧州特許について、鑑定人の報告書や欧州特許庁（EPO）の包袋等、国外裁判所での並行する審理や EPO で使用される証拠は比較的頻繁に提案される。EPO および国外裁判所における特許の有効性や特許侵害についての審決・決定を証拠として提出することも一般的である（かかる審決・決定がスペインの審理に及ぼす影響については第 3.3 節を参照のこと）。

明瞭な写しは証拠の有効な手段であること、又、相手方当事者が文書の真正について争うのを避けるために公認（ハーグ・アポステューユによるか、他の手段によるかのいずれか）が必要な場合があることは留意すべきである。特定の書類、すなわち、国外で下された判決や決定、または並行する審理で使用される証拠物件その他の書類（証人の陳述書から生じる記録情報も含む）については通常は真正性は争われない。ただし、この書類の価値は、並行する審理で与えられるものとは必ずしも同じではない。例えば、宣誓供述書は相手方当事者が反対尋問を行うことができる証人の供述書よりも低い価値しかない。

書類が外国語である場合、スペイン語に翻訳されなければならない。相手方当事者が翻訳の忠実性および正確性を争う場合に限り、宣誓翻訳書が提出されなければならない。宣誓翻訳書が当初提出されたものと本質的に同一であった場合、翻訳について争った当事者はその費用を負担しなければならない。

国外の証人や鑑定人を使用する場合、簡易的な翻訳者（公式の翻訳者である必要はない）を使うことも考えられるが、かかる翻訳者は忠実に翻訳することを宣誓するよう求められることもある。

EPO に提出された訴答書面および他国の審理での申立てに関する出願経過禁反言（*venire contra factum proprium non valet*）については通常、裁判所の判断材料とされる。例えば、当事者がその欧州特許の部分的無効を国外の EPC（欧州特許条約）の法域で認めた場合、裁判所は恐らくそれを当該当事者に対して適用する。

発見の訴訟を通じて得た証拠は秘密であり、知的財産権の訴訟を遂行するためにのみこれを使用できる。法律では、発見の訴訟を認める管轄権を有する裁判所は、将来の請求が申し立てられる予定の裁判所でなければならないと定めている。したがって、当該規則は、結果として生じる情報を国外での申立てに使用することはできない、と解釈することもできる。加えて、法律は当該証拠書類に対する守秘義務を明示的に課しており、別の被告に対する訴訟を提起することで、かかる義務の違反となり得る。

2021 年以降、バルセロナの商事裁判所は当事者の企業秘密を含む書類の秘密を保持するためのプロトコルを適用している。この情報の使用は裁判所の秘密保持命令を条件とする。

3.3 国外判決の影響および可用性

ベルギー

国外判決の影響および可用性に関する限り、ベルギーの裁判所は並行する審理の判決にしばしば言及する。また、当事者ら自身も（特に特定の法的争点がベルギーの裁判所で扱われたことがない場合に）定期的に外国の判例に言及する。

欧州連合司法裁判所の決定を除き、ベルギーの裁判所は（インターネット上で閲覧可能でも）公判中に提出されなかった国外判決については決して自発的に言及しない。

欧州（特にベルギー、ドイツ、フランス、オランダ、イタリア、スペイン（さらにイングランドおよびウェールズ））の専門特許裁判官は互いに旧知であり、相互に連絡を取り合っている。殆どの特許裁判官は半年ごとの EPO 特許裁判官会議に出席し、直近では EPO は欧州特許弁理士協会（European Patent Lawyers Association）と共同で、裁判官および弁護士の会議をベニスで主催した。

イングランドおよびウェールズ

知的財産権訴訟を審尋するイングランドの裁判官は通常、並行する審理の国外判決（国内および特許、EPO の場合の両方）について、審理の前であれ、審理から判決を下すまでの間の期間であれ、知らされることを期待する。ただし、イングランドの裁判所にかかる判決を提示する正式な手続は存在しない。

イングランドの裁判所が外国の裁判所と異なる判決に達した場合には、通常は判決書においてその違いの理由を説明することを求める。

フランス

フランスの裁判所に対して国外の判例法を提出することはフランスでは一般的ではないが、国境を越えた事案や（例えば公平、合理的かつ非差別的（FRAND）条件の問題など）国外の判例法の方が進んでいるような特定の法律課題についてはこの限りでない。

ただし、フランスの裁判官は（国外の法律を解釈するために必要である場合をのぞいて）国外決定に拘束されているとは考えず、一般的には自発的には国内決定にも、なおのこと国外決定にも言及しない。

フランスの判例法および実務を見ると、フランスの裁判官は、国外決定が審査討議の再開の理由に相当するとは考えていないと思われる（再開は審理の終結から最終口頭弁論までの間、特別の場合でも終局判決の直前までしか請求することができないと明示されている）。

再開については、当事者のいずれも請求することができ、裁判官の自由な裁量で決定される。裁判官は、審理の終結以降で重大な原因が出現したと判断する場合にのみ再開を命じる。我々の視点から、国外決定は再開のための「重大な原因」とは見なされない（対照的に、欧州司法裁判所の決定は重大な原因とされ得る）。

ドイツ

特許

特許の事項では、裁判官が裁判所の論拠として国外決定に言及することは珍しくない。特に、欧州特許庁の審決の解釈が問題とされている場合に、想定される整合化の影響について¹⁵⁷、あるいは一般論として国外裁判所が発展させた技術分野についての成果を取り上げる手段としては¹⁵⁸普通に行われて

¹⁵⁷参考：ドイツ連邦通常裁判所、GRUR 2009, 382 [29] –Olanzapin 事件。

¹⁵⁸参考：ドイツ連邦通常裁判所、GRUR 2002, 519, 522 –Schneidmesser II 事件。ドイツ連邦通常裁判所、GRUR 2008, 145 –Stahlblech 事件[26]。

いる。ただし、これは既述の事実が国内事案の先例となることには直結するわけではなく¹⁵⁹、したがって請求を維持するための外国の判例法の提出はむしろ限定的効果しかない手段と見なされている。さらに裁判所は（特に第一審段階で）、法廷言語がドイツ語であるため、通常はドイツ語に翻訳されている文書のみを取り上げる。

ただし、特定の事案について扱う裁判官が、フランスやイタリアの裁判官に連絡してドイツの事案の結果について相談するかと言えば、明らかにそんなことはないだろう。この点について、特許法はいまだに国内の問題とされている。ただし、欧州の視点からの一般的傾向として、近年の発展により侵害および有効性の決定には整合性に向けて一定の傾向が見られる。これはドイツの裁判所、特に連邦通常裁判所と欧州の同等裁判所との緊密な関係の成果である。この傾向は、近年の連邦通常裁判所による EPO や国外の EPC 裁判所による決定に関する決定においても確認された。¹⁶⁰

直近では、ドイツの裁判所は、特に米国や中国の裁判所が決定した訴訟差止め命令による影響への対応に迫られた。これらの訴訟差止め命令は国外の訴訟の実際の、あるいは意図された原告に対するもので、違反した場合には、例えばドイツの裁判所で訴訟を開始・継続することが禁じられ、厳しい罰則の脅威にもさらされる。ところが、これはドイツの手続法の下では認められていない。ドイツの裁判所では、訴訟の禁止は基本的なドイツ法の原則に違反するものと考えていることから、訴訟差止め命令はドイツの裁判制度に対する直接的な脅威であり認められないとして「反訴訟差止め命令」を宣言している。¹⁶¹ 反対に、ドイツの裁判所は未だかつて訴訟差止め命令を付与したことがなく、そのような命令の送達もドイツの訴訟差止め命令の執行を拒否することもできる。ドイツは欧州委員会にこの問題を提起しており、欧州委員会は現在、WTO で（とくに中国との）訴訟差止め命令に関する国際的な解決方法を要望している。

商標

国内の商標の事項における国外判決は、ドイツの裁判所の審理にほとんど影響を及ぼしていない。ドイツの裁判所は、扱う事案はドイツの法律に従って判断されなければならないため、国外裁判所の決定は通常無関係であることから、引用することは極めて稀である。ただし、裁判官は国外の決定が根拠とした法的主張については着目し、自身が判断を下す事案への適否を慎重に検討する。

同様に、ドイツの裁判官は他の法域の裁判官と連絡を取ることも稀である。これは主に、それらの裁判官の見解が（ドイツの）法律を適用する上で何ら影響しないからである。

国外判決の承認および執行可能性

ドイツでの国外判決の承認および執行は、主として、EU 域内の判決の要件、手続、承認、執行が統一的に規制されることを定めるブラッセル規則に準拠する。ブラッセル規則第 36 条 1 項によれば、国外判決は、特別な追加の手続を行う必要なくドイツで直接に承認される。ただし、相手方当事者が決定に先立って審尋を受けていない場合は、例外が適用される。これが、特に暫定的差止めが一方的に下される場合、すなわち被告が出廷する審尋を先立って行わない場合、かかる差止めをドイツで執行できない可能性がある理由である。国外の審決は原告の申立てにより、ブラッセル規則第 44 条に従ってドイツの管轄官庁が執行可能を宣言しなければならない。

あるいは、ブラッセル規則の他の加盟国の 1 つで判決を執行する場合、原告はその加盟国の各管轄裁判所または官庁に対して、ドイツの判決の執行可能の布告を申し立てなければならない。したがってブラッセル規則により、ドイツの判決は、ブラッセル規則別紙 2 に記載の各指定裁判所または管轄官庁による執行可能の布告を条件として、全欧州加盟国において執行可能である。

¹⁵⁹参考：Meier-Beck、2007 年度特許および実用新案法のドイツ連邦通常裁判所による司法実務（The Judicial Practice of the German Federal Supreme Court on Patent and Utility Model Law in 2007）、IIC 2009, 434。

¹⁶⁰ドイツ連邦通常裁判所、GRUR 2010, 950 – Walzenformgebungsmaschine 事件。ドイツ連邦通常裁判所、GRUR 2011, 125 – Wiedergabe topografischer Informationen 事件。

¹⁶¹例：ミュンヘン地方裁判所、I, 21 O 9333/19

イタリア

並行審理で言い渡される国外の決定は、特に欧州特許のイタリア部分に関する特許訴訟や国際商標のイタリア部分の訴訟において、一般的に訴訟当事者が自らの立場を強調するために申し立てる。かかる決定は、いかなる事案においてもこれに拘束されない裁判官によって評価され、考慮される。

裁判官は、暫定的差止めおよび押収の申立てといった中間的措置の手続については異なる対応を取る。かかる措置を得るため、申立人は、執行される知的財産権と侵害の双方の可能性について、一見して有利な事案 (*fumus boni iuris*) であることを証明しなければならない。執行される知的財産権が有効性であることや、他国で侵害があることを確認宣言する (EPO 審決を含む) 国外の決定は、一見して有利な事案を示唆する。¹⁶²

別の法域での並行する事案の決定は、イタリアに係属中の事案があってもその審査討議の再開の理由とはならない。

一般的な観点からは、イタリアの裁判官が重要な国外決定を読み、関連性が認められるものを引用することが慣習となりつつある。特に特許の事項および EU 商標の事案で多く発生している。弁護士にとっても、自らの請求を裏付けるために訴状や陳述書、準備書面の中で国外の決定を引用することが慣習となってきた。この傾向により、裁判官の間でも外国の法律に対する関心が増すことにつながるかもしれない。

オランダ

オランダの裁判所は通常、同一の訴訟物に関する国外決定に自らが拘束されると考えない。ただし、特に欧州内での整合性の観点から、裁判所は多くの場合に国外裁判所の判決内容を重視し、自らの判決に引用することさえある。オランダの裁判所が国外の決定に同意しない理由の説明を行うことも珍しくない。ハーグ地方裁判所は、特許の訴訟では同じの事案について決定を下している国外 (特にイングランドとウェールズおよびドイツ) の裁判所に連絡を求めることが多い、と再三述べている。

いずれにしても、国外の判決が入手可能な場合、かかる判決の利害関係人は通常これをオランダの審理で提起する。ただし、かかる決定が審理の後、判決が下される前に入手可能となった場合は、利害関係者は相手方当事者の同意なくこれを裁判所に提出することはできない。

スペイン

スペインの裁判所は再三にわたり、並行審理の同一訴訟物に関する国外の判決に拘束されないことを宣言している。ある特許の事案において、マドリッド県裁判所 (第 28 部)¹⁶³は、国外の判決は、国外裁判官に付された権限および地位に関わらず例証的な役割しか果たさず、判決はあくまでスペインの裁判所で各当事者が主張する事実および法的知見、並びに提出された証拠に基づいて下されると宣言した。この **waterproof** の原理によれば、スペインの裁判所では、例えば国外の並行する (トルピード戦略のような) 審理が終局判決するまで自らの審理を停止したり、国外判決に基づいて決定を下したりすることはめったにない。

ただし、特に法律の整合性が見られる分野に関して、当事者らが国外の法的手続やその決定について言及することを妨げるものではない。実際に、欧州特許に関する手続では慣行となっている。かかる証拠を提出する当事者は、裁判所が両方の法域で審理されている事実上および法律上の類似点を確実に認めるよう、強く主張しなければならない。

¹⁶²ベニス裁判所、2020 年 12 月 7 日。ナポリ裁判所、2017 年 12 月 27 日。ローマ裁判所、2005 年 8 月 3 日。

¹⁶³判決第 122/2008 業、2008 年第 16 巻。

第4章：費用の比較

4.1.費用の裁定および弁護士費用の償還

	イングランドおよびウェールズ	ドイツ	フランス
費用の裁定	<p>費用については、事案の終結時に、他の全事項の対応後に各裁判所が扱う。原則として、事案の敗訴当事者が勝訴当事者の費用を支払う。これには、弁護士費用、鑑定人の費用、その他の訴訟に係る直接的費用を含む。</p> <p>ただし、この一般原則は他の以下の原理を前提とする。全ての費用は裁判所の裁定により決定され、裁判所には関連の事情を全て考慮することが求められる。裁判所が考慮すべき点としては、審理中の当事者らの行為、当事者が事案について全面的または部分的な証明に成功したか、そして事案の解決に向けた何らかの努力がなされていたか等がある。</p> <p>こうした観点から、裁判所は争点方式を考案して費用の裁定を行ってきた。全体の勝訴当事者が裁判所での公判で一部の争点でのみその申立てが認められた場合（かつ、他の関連事情が何もなければ）、費用の裁定にこの部分性が反映される可能性が高い。</p> <p>同様の原理は、中間的措置の申立て（審理の過程でなされる命令に対する申立て）にも適用される。</p>	<p>裁判所の費用は、裁判所費用法（Court Fees Act; Gerichtskostengesetz, GKG）¹⁶⁴に従って算出される。計算は訴訟物の価値に基づくが、危険にさらされた当事者の利益（原告の逸失利益、侵害の経済上の影響、特許の存続期間等）を反映した裁判所の裁量に従うことを条件とする。事案の結果によって、当事者が裁判所費用を負担すべきか、および負担の範囲が決定される。暫定的差止めの手続についても同様である。*</p>	<p>フランス民事訴訟法（French Civil Procedure Code）第696条に従って、訴訟費用は敗訴当事者が負担する。ただし、その全額または一部を別の当事者が負担すると裁判官が決めた場合はこの限りでない。</p> <p>訴訟費用には以下が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 裁判所事務官室または税務管理当局が徴収する手数料、税、政府機関印税または報酬2 法律または国際的な取決めに必要とされた場合の書類の翻訳費用3 証人手当て4 鑑定人費用5 固定額の支払金6 公務員報酬、「偽造品の押収（<i>saisie contrefaçon</i>）」措置の経費および費用7 最終弁論の費用を含めた、規則の範囲での弁護士費用

¹⁶⁴2021年6月25日に最終更新（BGBl. I. p. 2099）。

イングランドおよびウェールズ

ドイツ

フランス

弁護士費用の回収

費用は標準方式または補償方式のいずれかで評価するが、通常は標準方式による。どちらの方式でも、裁判所は「非合理的に発生した費用や非合理的な額の費用」は認めない。CPR 第 44.4 条(1)。

標準方式では、裁判所は以下の費用のみ認める。

「争点となっている事項に比例する費用について、ならびに費用が合理的に発生したか、またはその額が合理的かつ比例しているかについてのあらゆる疑義は、支払い当事者に有利に決定する。」CPR 第 44.4 条(2)。

比例については、単に償還される損害賠償額だけでなく、訴訟に含まれる争点を背景として考察されなければならない。判断要因については、CPR 第 44.5 条(3)に定めている。

補償方式では、裁判所は以下の方針に従う。

「費用が合理的に発生したか、またはその額が合理的かについて生じ得るあらゆる疑義は、費用の受領当事者に有利に解決する。」CPR 第 44.4 条(3)。

弁護士費用（特許弁理士費用も同様）は、連邦弁護士報酬法（Federal Attorney Remuneration Act; Rechtsanwaltsvergütungsgesetz, RVG）¹⁶⁵に従って、訴訟物の価値を根拠として算出される。その額は、一方の当事者の請求により、第一審の裁判所により定められる。法律の定める額を超えて合意されたいかなる弁護士費用も償還されない。事案の結果によって、自らおよび相手方当事者の弁護士費用についてだれが負担すべきなのか、又その負担範囲が決まる。敗訴当事者は、裁判所費用と当事者らの弁護士費用の法定額の両方を負担する。暫定的差止めの手続についても同様である。

- 8 国外での手続過程を通知するため支払った費用
- 9 2001年5月28日付理事会規則（EC）第1206/2001号、民事および商事の事項での証拠の収集における加盟国の裁判所間の協力に関する規則に基づく、裁判所の要請に従って国外で実施される調査命令により必要とされる通訳および翻訳の費用。

費用に関して、フランスの裁判所は支払うべき額を評価せず、当事者らがこれを計算することができる。

困難が生じた場合には、当事者らは管轄裁判所の事務官に訴訟費用額の査定を要請することができる。

フランス民事訴訟法第 700 条に従い、裁判官は訴訟費用を負担する当事者に、相手方当事者の弁護士費用を支払うよう命じる。

その額は、支払いを命じられた当事者の財務状況を考慮して、裁判所の自由裁量により定められる。

ただし、裁判所は、同様の考慮に基づく理由から何らの償還も裁定しない場合がある。

多くの事案では、勝訴当事者に対して実際の弁護士費用のごく一部しか裁定されない。

ただし近年、知的財産の事案に関して、特にパリの裁判所で増額の傾向が見られる。

知的財産の事案では、商標や意匠の事案（通常は5,000ユーロから50,000ユーロの間で異なる）よりも、特許の事案（近年の裁定額は300,000ユーロ以上）の方が裁判所の裁定額が大きい。

¹⁶⁵2022年8月10日に最終更新（BGBl. I p. 3424）。

イングランドおよびウェールズ

ドイツ

フランス

この規則はかなり明確であり、CPR 第 44.5 条(1)で繰り返される通り、補償方式の費用は必ずしも比例していなくてもよい。

補償方式で下される費用に関する命令は、比較的まれである。通常は、支払い当事者側に（裁判所の命令の不順守等の）非難に値する行為が実証された場合に下される。

合意がない場合には、支払いを命ずる費用を裁判所が自ら評価する。経験則では、費用の評価を受ける当事者が訴訟の実費の 65～85%の償還を受ける可能性が高い。

敗訴した被告によるが上訴手続を開始しても、上訴係属中の裁判所による費用評価の停止にはつながらない。ただし、当事者間の合意で停止することはできない。これは比較的良好に行われる実務であり、通常は合意または裁判所の命令に拠る費用の支払い額に基づく。

オランダ

イタリア

ベルギー

スペイン

費用の裁定

明白な勝訴当事者が存在する場合には、裁判所はこの点について多少の裁量を有するが、一般的には勝訴当事者に対して一定額を支払うよう敗訴当事者に命じる。すべての知的財産の事案について、具体的な知的財産権と事案の複雑性により、いわゆる「参考レート」と呼ばれる一定額が定められる。両当事者の主張がある程度認められる場合、裁判所は双方の費用を補償することがある。

知的財産関連の費用の裁定および弁護士費用の償還は、イタリア民事訴訟法（Code of Civil Procedures）の規定による。

イタリア民事訴訟法第 91 条に従って、事案を決する裁判所が、弁護士費用と共に訴訟費用の支払いを敗訴当事者に命じる。その額は裁判所が事案ごとに算定し、多くの場合、当事者が実際に負担した費用や経費とは一致しない。イタリア民事訴訟法第 92 条に従って、裁判所は

ベルギー民事訴訟法（Belgian Civil Procedure Code）第 1017 条に従って、事案の終結時に、裁判官が敗訴当事者に対して訴訟の費用を負担するよう命じる（鑑定人費用、裁判所費用および経費、登録費用、弁護士費用等）。

費用は以下の当事者に課せられる。

- 敗訴当事者（その事案の申立てが裁判所にまったく認められなかった当事者）
- （被告が反対している）請求を取り下げた原告
- 被告が請求に対する答弁の後に審理を放棄し、法的観点から事案に疑いがない場合、その被告

オランダ	イタリア	ベルギー	スペイン
<p>弁護士費用の償還</p> <p>知的財産に関連しない事案では、多くの場合、勝訴当事者に裁定される費用は、弁護士費用に無関係な固定額（実額の一部にしかならないことが多い）である。</p> <p>ただし、知的財産のエンフォースメント指令の実施以降、知的財産の事項では変化があった。かかる事案では、裁判所は現在、敗訴当事者に対して、勝訴当事者の（合理的な）弁護士費用を含め、合理的かつ比例的な費用を支払うよう命じる。</p> <p>知的財産の事案では、特許の事案を除いて、合理的かつ比例的な費用の指針となる、いわゆる目安料金表（indication tariffs）がある（事案の複雑さ、および暫定的措置の手續または本案の審理の提起の有無によって、6,000～25,000 ユー</p>	<p>以下の「重大かつ特異な事由」がある場合、各当事者が自らの費用（および弁護士費用）を負担するよう決することもある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勝訴当事者が負担した費用が不適切かつ過分と見なされる場合 2 まったく新しい事項、または判例が絶対的な問題について立場を変えた場合 3 双方の当事者とも、提案された請求の一部が認められていない場合 4 その他同様の重大かつ特異な事由（イタリア憲法裁判所決定第 77/2018） <p>上記参照のこと。</p>	<p>2007 年以降、ベルギー民事訴訟法第 1022 条の定めによって、勝訴当事者には限定的な弁護士費用が補償される。これには基本額があり、訴訟の金銭上の利益を基に定められる。裁判官は下記の基準に基づき、絶対的下限と上限の間（105 ユーロから 14,000 ユーロの間）でこの基本額を離れて額を定めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 敗訴当事者の財務見通し b 事案の複雑さ c 契約上の合意 d 審理の不合理な側面 	<p>費用には勝訴当事者の弁護士費用、印紙代、鑑定人費用、その他翻訳費用、機会費用等の雑事項が含まれる。</p> <p>勝訴当事者は、請求の訴訟物の経済価値の 3 分の 1 しか償還を受けることができない。経済価値が定まっていない（一般的には知的財産権に関わる）請求については、（裁判所が同意する場合）法律の定めにより固定額の 18,000 ユーロとする。この 3 分の 1 の制限規則には、以下の 2 つの例外がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 弁護士らが税または公的価格（すなわち検察官）の対象となる時、敗訴当事者は（弁護士費用に関する限り）該当の税・公的価格を支払わなければならない。 2 裁判所が敗訴当事者にとって不正な訴訟だと見なす場合。

オランダ

ロの間を目安とする)。これはあくまで目安の料金表に過ぎず、特に敗訴当事者が(十分に)主張をしなかった場合には、より高額の裁定がなされ得る。

さらに、数年前より特許の事案においても、当事者らが償還額に合意し、かつ裁判所がその合意を認めないかぎり、費用の償還について制限が適用されている。費用について合意に至らない場合、裁定される費用は単純な事案では 30,000 ユーロから、非常に複雑な事案では 250,000 ユーロに及ぶ。特許の暫定的差止訴訟では、裁定される費用は 10,000 ユーロから 120,000 ユーロの範囲である。

イタリア

ベルギー

スペイン

実際には、弁護士費用は地方の法曹規則(Bar Rules)によって算出され、平均的弁護士費用より大幅に低額になる。

実際の費用を得るために、欧州司法裁判所の判決を導入しようとする試みもいくつか見られたが、これらの試みは概して成功していない。

追加情報（上記表中「*」で示された箇所）

ドイツ

* 特許侵害訴訟¹

訴訟物の価値	€ 250,000	€ 500,000	€ 1,000,000	€ 5,000,000
費用リスク ³ （第一審）	€20,000 ²	€ 30,000	€ 44,000	€ 160,000
費用リスク（第二審）	€ 26,000	€ 39,000	€ 58,000	€ 210,000
費用リスク（終局審）	€ 34,000	€ 52,000	€ 76,000	€ 275,000

*特許の無効取消し訴訟

訴訟物の価値	€ 1,000,000	€ 5,000,000	€ 10,000,000
リスク総額 ³ （第一審）	€ 55,000	€ 200,000	€ 380,000
リスク総額（第二審）	€ 72,000	€ 260,000	€ 500,000

¹ 商標の事項では、ほとんどの事案で弁理士を必要としないため、費用は大幅に低くなる。

² 全ての額に付加価値税（VAT）を含む。全ての額は概算である。

³ 敗訴当事者から勝訴当事者に対して償還されるべき費用。裁判所費用、（法務）弁護士および特許弁理士双方に対する法定費用を含む。敗訴当事者が自らの弁護士に支払うべき費用は含まない。実際には費用の合意が一般的であることから、弁護士費用が法定費用を超える場合もある。裁判所が任命する技術鑑定人の費用、出張旅費、翻訳費用等の追加費用も発生する場合もある。

第5章：訴訟の提起場所

5.1. 訴訟を開始する国

ベルギー

複数の法域にまたがる事情下では、証拠収集や暫定的差止めといった暫定的措置が要求される場合には、ベルギーの裁判所が「第一撃」訴訟の場所として望ましい。欧州の中心という独自の立地のため、ベルギーには欧州の流通センターが極めて多く置かれている。EU 域外の被告（製造業者や販売を組織だつて行う会社）をベルギーの代理店や卸売業者と共に提訴するという条件が満たされれば、ベルギーの裁判所には、さらに国境を超えた暫定的差止めを命ずる準備がある¹⁶⁶。

一方的、迅速かつ安価な「記述的押収措置」の手続は、知的財産の所有者が、侵害の証拠だけでなく侵害の発生地および仕向地の証拠についても迅速に得ることができる望ましい手段である。一旦この証拠が得られれば、他の法域でも自由にこれを使用することができる。

それに加えて、主張に係る特許の有効性および侵害に関する判決が約 12 か月～15 か月で得られるため、ベルギーの裁判所は、欧州でも最速の部類に入る。さらに、ベルギーの本案に関する迅速手続審理は、原告が、早期の差止め（違約金の支払い阻止の対象となる）を求めている場合、特筆に値する。差止め命令は通常、担保の必要なく執行可能である。ベルギーにおける特許の審理は通常、他国より低額である。裁判所費用は非常に少額である。

イングランドおよびウェールズ

イングランドの裁判所には知財法の専門裁判官がおり、特許の場合にも技術的に適任である。判決は、完全な理由を付されて適時（通常公判後 1 か月～3 か月）に下されるため、欧州の他の法域でも評価が高い。

他の欧州の法域とは異なり、公判前手続では文書による開示が要求される。開示の規則とは、一般的に、開示命令があった場合には、当事者が関連のある書類を開示するよう求められるというもので、これはかかる書類が当事者の主張を害するものであっても適用される。これによって、先使用の過程や事例等、他の手段では入手不可能だった有益な情報が得られる。ただし、費用を低く抑えるため、裁判所は命令による開示をできる限り制限しようとする。特許に関連して開示命令があった場合には、特許の有効性が争点となっているいかなる事由に関する開示であっても、その範囲は最先の請求があった優先日の前 2 年から起算して、その優先日から 2 年後までの 4 年の期間内に作成された書類に限られる¹⁶⁷。被告は、費用の節減のため、開示に代わって製品および工程について説明することも可能である¹⁶⁸。

訴訟前の開示も一定の場合には利用可能であり、例えば侵害の疑いの性質について不確実性がある場合、有用な手段となり得る。

イングランドおよびウェールズでは搜索押収命令の発行が可能であるが、実務上用いられることはまれである。証拠が隠滅される真正のおそれがない限り、侵害があることの合理的な推論に基づいて訴訟を提起することができ、通常、文書の開示を通じて審理の過程において侵害の疑いを立証するためのさらなる証拠を入手することが可能である（第 2.3 節参照）。

¹⁶⁶本調査報告の第 3 節を参照のこと。

¹⁶⁷実施細則 63、第 6.1 項 (2)

¹⁶⁸実施細則 63、第 6.1 項 (1)

イングランドの裁判所では通常、証人と鑑定人の双方への反対尋問が認められているので、複雑な技術上または事実上の争点がある場合には有益である。当事者が費用を支弁する鑑定人であっても、最優先義務として裁判所を補助することとされているため、当事者による文書による開示と相まって、客観性を保つことができる。文書の開示や証人と鑑定人の反対尋問が認められているため、証人と鑑定人は通常、その事実証拠や意見証拠の提出により慎重になる。証人と鑑定人はかかる証拠のために公開の法廷で抗弁を行う必要があることを理解しているためである。

イングランドの裁判官の高度な専門知識と、反対尋問を通じた厳格な証拠調べや裁判官による理路整然とした判決により、イングランドは特にリスクの高い複雑な争いを提起するのに魅力的な法域となっている。

フランス

フランスでの審理の開始には、一般的に以下の利点がある。

- 1 「偽造品の押収 (saisie-contrefaçon)」は低費用、迅速かつ容易な証拠取得手段である。さらに、(原告が自ら、知的財産または出願の所有者であるか、専用実施権者であることを明確に立証できれば) ほぼ自動的に許可される。一旦許可されれば、原告には見本や書類のみならず、製造や流通の手段、材料も押収する権利がある。
- 2 終局的差止め命令は、エスクロー勘定に入れる必要なく執行可能である。
- 3 終局的差止め命令を得るために緊急性を証明する必要はない。
- 4 1か所の裁判所、1回の公判：
 - パリの裁判所には特許の事項に対する専属的管轄権がある。
 - パリの裁判所にはまた、EUTM または CD が関わる侵害訴訟に対する専属的管轄権もある。
- 5 損害賠償の計算に関する規則によって、原告が被った損失のみならず、侵害者の利益の一部も償還可能である。
- 6 低費用：フランスの審理の費用は通常、他の多くの国より低額であり、その還付により満足が得られる (特に特許訴訟)。ただし、費用の裏付け書類を裁判官に提出することを条件とする。したがって、市場規模／費用比率が高い。
- 7 フランスの裁判官は、審理中に営業秘密を保護するための機密保持クラブ (confidentiality clubs) その他の機密保持に関する措置に習熟している。

ドイツ

欧州での訴訟戦略を策定する際に考慮すべき重要な問題には、関連裁判所の専門知識、審理の期間、(被告が無効の主張の審尋を受けたか否かなど) 特定の手続上の規則、暫定的差止めによる救済措置の利用可能性、裁判所の言語、費用等がある。一般的に、特許が有効な場合、それにより大きな経済的利益が得られる複数の欧州諸国にまたがる訴訟は、被告に大きな圧力をかける戦略として有効である。例として、多様な国内制度を利用して、上記第 2.3 節に定める条件に基づき国境を超えた規模で使用し得る証拠を獲得すること等が挙げられる。つまり、特許の事案で裁判の場所にドイツを選択することは非常に賢明である。

経済上の理由に加えて、特許訴訟の実績が豊富なことも大切な要因である。ドイツの裁判所は伝統的に、欧州の特許訴訟で最多の決定を行っている (欧州で提訴される全訴訟の 3 分の 1 がデュッセルドルフの裁判所で扱われる)。この事実は、特許事項におけるドイツ法域の重要性を明証している。特に、欧州特許の法域間の整合性を拡大させる目的という観点から、多くの訴訟で、ドイツの公判の結果が侵害者による判断に重大な影響を及ぼし、そしてドイツでの判決を得た被告は、さらなる敗訴のリスクを負うよりも、他の欧州特許各国での争いについて和解することに納得する可能性が高い。さらにまた戦略上の重要点として、侵害が最大の経済的影響を及ぼす国で訴訟を提起することが挙げら

れ、これは大抵の場合ドイツの市場である。最後に、関連各国での侵害者または顧客との潜在的な事業上の関係への影響等、訴訟が及ぼす影響を考慮に入れなければならない。こうした条件下では、多くの場合、国外侵害者を直接ドイツの裁判所で提訴することが可能であっても、他の欧州各国と並行して侵害者に対して法的手続を取ることが賢明である。ただし、欧州司法裁判所による GAT 対 LuK 事件での判示（第 3.1 節参照）の関係で、国境を超えた訴訟は事実上不可能となったため、本案の審理では現在は推奨できない。

イタリア

イタリアの法制度には、幾つかの有用な特徴がある。

第一に、登録知的財産権が認められる前に、それを行使することが可能である。当然、出願人はこうした場合において非常に慎重でなければならないが、状況によっては、非常に興味深い戦略的選択肢であることが明らかになっている。

さらに、本案の審理と比べて、暫定的差し止めは迅速であるため、（裁判所の技術鑑定段階の実施が命じられた場合）出願人は 6 か月～1 年で中間的措置を得ることができる。その一部は、本案の審理を開始することなく確定判決となる条件を満たしている。

コモンローの法域とは異なり、イタリアでは、各当事者がその請求および主張について全面的な立証責任を負う。したがって、開示の義務は存在しない。つまり、各当事者は、その立場を裏付けるために好ましいと思料する書類のみを選択、提出し、自らに不利になるおそれのある書類は除外することが認められている。当事者は、法的手続の最初の証書に付して、直ちに全ての証拠を提出する必要はなく、後日の期限が与えられる。

この点において、非常に有効でよく用いられる調査命令（*descrizione*）手続きについて思い起こしたい。これにより、知的財産の所有者は侵害の疑いの証拠を収集することができる。

さらに特許の事項では、証拠の段階は一般に、裁判所の技術鑑定段階を特徴とする。かかる段階の特殊性として、当事者の技術鑑定人が裁判所の技術鑑定人と協力して、技術的な準備書面を提出および交換すること、また、法律が定める証拠提出期間の経過後でも、請求を裏付ける新たな書類や他の証拠の提出が許されることが挙げられる。イタリアには「審理中の技術的審理」があり、イタリアの特許訴訟を技術的に高度なものにしている点は度々指摘されている。

オランダ

第一に、被告がオランダに本拠を有する場合、特許の審理で無効の抗弁が提起されるとしても（実際には常にそうされるが）、国境を超えた暫定的差し止めを得ることが可能である。これによって、汎欧州的な侵害に対して適切な（第一）段階を確保できる。これは欧州連合域内に本拠を持たない被告にも適用される場合があり、その場合はオランダの裁判所にオランダの被告とともに提訴する（第 3.1 節参照）。

さらに、特に特許以外のほかの知的財産訴訟で、裁判所の判示では、エンフォースメント指令の実施以降、訴訟の事情により正当化される場合（特に緊急の措置が必要な場合）、裁判所は、相手方当事者の審尋を伴わない一方的な救済措置を下すことに積極的である。

加えて、オランダでは効果的な保全措置を容易に得られる。第 2.3 節で証拠に基づく押収の可能性について説明したが、侵害製品の一時的な判決前差押え（または凍結）命令も請求できる。これが認められれば、知的財産の所有者は、侵害訴訟を裁判所の定める期限内（通常は 8 日～14 日間、一般的な最大期間は 30 日間）に提起することを条件として、侵害製品を差し押えることができる。

別の非常に効果的な手段として、とりわけ国境を超えた侵害訴訟では、国境での留置による知的財産権の行使がある。知的財産権の税関執行に関する規則（EU）608/2013 は、税関に対し、（保税倉庫での管理中を含む）運送の過程にある侵害を構成し得る製品について、かかる侵害の疑いで留置することを認めている。これは侵害当事者がオランダに居所を有していなくとも可能である。税関は、自

発的に当該製品を留置できるほか、知的財産の所有者の申立てにより、かかる侵害を構成し得る商品とされた商品を確実に監視できるよう、一般命令を（一方的に）下すことができる。

オランダ税関は、かかる知的財産の執行に非常に積極的であり、欧州の国境管理当局の中で最も成果を上げていることが知られている。欧州の主要（空）港である、ロッテルダム港とスキポール空港にある税関事務所には、知的財産の執行専門チームがある。

税関は自発的な行為によって 3 開庁日間の商品留置を行い、知的財産の所有者が、侵害を構成し得る商品に対する措置を取るよう税関への申立てができるようにしている。かかる申立ての後、税関は 10 開庁日間（さらに 10 開庁日間は延長可能）の商品留置を行うことができる。申立てに従った措置を行うときには、留置期間は 10 開庁日である（さらに 10 開庁日間は延長可能）。

税関による商品の留置の場合、税関は、知的財産の所有者に対して、全ての商品、その性質および原産地、保管者の身元（倉庫管理者または運送業者）、荷送人および／または荷受人を通知し、下記の特許権者による法的措置が円滑に進行するようにする。

留置期間内に、知的財産の所有者は侵害訴訟を提起しなければならない。かかる状況下での訴訟は様々なケースが考えられる。まず、規則第 11 条の定めによって、侵害当事者が警告状を受領した後に反対をしない場合には、侵害商品を破棄する機会が与えられる。反対があった場合には、知的財産の所有者は、裁判所での侵害訴訟の提起か、民事判決前差押え命令（civil prejudgment seizure order）の申立てのいずれかを行う。留置期間内に民事判決前差押え命令を得るか、侵害訴訟を開始するときは、商品は、侵害訴訟での確定判決まで、差押えまたは留置されたままとなる。ただし、暫定的救済措置の訴訟を開始して、民事判決前差押えを解除することは可能である。

スペイン

スペインには、同国で侵害行為が起きるか、侵害者が居所を有するときは、知的財産の侵害訴訟に対する管轄権がある。前者の場合、（スペインが製品の最大市場でないなど）スペインで最初の判決を得る特別な商業上の利益がない場合であって、より専門的かつ処理が迅速な他の裁判所（英独等の裁判所）が利用可能なときは、スペインでの訴訟開始は得策ではない。スペインでの審理は通常長く（第 1.1 節参照）、特許の事項に関するバルセロナ商事裁判所、バルセロナ控訴裁判所第 15 部門、マドリード控訴裁判所第 28 部門並びにスペインの EUTM および CD の裁判所を除き、裁判所は多くの様々な事項を扱っており、業務量が多いため、知的財産訴訟を扱うのは容易ではない。

また、アリカンテにある EUTM および CD のためのスペインの裁判所（第 1.3 節、第 2.2 節を参照）は、原告も被告も EU 加盟国内に居所や施設を有さない場合における、EUTM および CRD の侵害に関する申立てや無効確認の反訴に対応する専属的な裁判所である。

国境を超えた訴訟についての判決はない。ただし、スペインの裁判所は国外の知的財産権に関して、欧州司法裁判所による GAT 対 LuK 事件（事件第 C-4/03 号）および Roche 対 Primus 事件（事件第 C-539/03 号）の原理に従い、侵害または無効確認訴訟では判決を下さないことが予測される。

5.2.特許侵害訴訟を開始する可能性のある裁判所：適切な裁判所の選択、多様な要因の検討

ベルギー

相対的な速さや前節の専門性を別として、ベルギーで知的財産の争いを提起する裁判所を選択する際、言語が役割を果たす場合がある。アントワープやゲントの裁判所は主にオランダ語で業務を行うが、モンスやリエージュでは主にフランス語で行う。（特許権者または無効取消し訴訟の被告がベルギーに居所を有さない場合等）ブリュッセルの裁判所に管轄権が成立し得る場合、原告には、審理をフランス語で開始するか、オランダ語によるかの選択肢がある。オランダ語が手続言語である場合には、裁判所では英語の書類に翻訳を必要としないことを踏まえると、この選択は重要になることがある。

イングランドおよびウェールズ

特許以外の知的財産権については、訴訟を開始する裁判所について選択の余地はほとんどない。ほとんどは、（高等法院の一部であり、ロンドンに本拠を置く）大法官部（**Chancery Division**）に割り当てられる。特許訴訟は、特許裁判所（**Patents Court**）または知的財産企業裁判所（**Intellectual Property Enterprise Court: IPEC**）で提起しなければならない（いずれも高等法院の一部である）。上記のとおり、IPEC は金額が低く、特に中小企業が関与する争いに対応するものである。英国知的財産庁（UKIPO）から少額で入手可能な、侵害や有効性についての見解は、場合によっては裁判所に行く前に争いを解決するのに役立つ、貴重な手段となり得る点にも留意すべきである。

フランス

特許について、可能な選択肢は存在せず、パリの裁判所が専属的管轄権を有する。

ドイツ

第 1.2 節で説明したとおり、特許の事項での侵害訴訟は、管轄の地方裁判所のうち 1 か所でこれを開始することが可能である。これは侵害がドイツ全域に及ぶことを条件としているが、通常はこれに該当する。ほとんどの訴訟では最も経験豊富な法廷としてデュッセルドルフ地方裁判所が選択される。しかし、依頼人の会社の所在地やその他実務上の配慮によって、侵害訴訟ではマンハイムやミュンヘンが選ばれることも多い。それ以外では、ハンブルクでは訴訟件数増加に伴い、ごく最近第 2 特許部が設立されたが、残りの裁判所は特許の侵害訴訟にはほとんど利用されないため、その面での評価が確立されていない。

商標の事項では、ハンブルク地方裁判所が商標の所有者に広く選ばれている。侵害が近い将来に生じるか否かの審査が、あまり厳格でないという評価のためである。

イタリア

どの専門部も同等の技量を有しているが、従来からミラノ、ローマ、トリノ、ベネチアの裁判所が最も経験豊富であると、知的財産の運営者たちに認識されている。

オランダ

多くの知的財産の争いについて、ハーグ地方裁判所に専属的管轄権がある（第 1.2 節参照）。かかる争いで（著作権侵害やベネルクス商標または意匠権の侵害等）専属的管轄権がない場合、被告が居所

を有する地方の裁判所か、侵害の発生地 of 裁判所のいずれかで提訴することができるが、後者では、侵害が複数の地域で生じている場合、原告に「法廷地あさり」をする機会を与えてしまう。この点において、第 1.3 節で強調した、専門裁判官を有する裁判所のうち 1 か所で訴訟を開始することが望ましい。

スペイン

知的財産権の侵害訴訟を開始するのに最適なのは、マドリッドとバルセロナの商事裁判所である。両裁判所（および該当地域の控訴裁判所）は、知的財産訴訟の分野で具体的な専門知識があることを実証してきたからである（第1.3節参照）。一部の裁判官の専門化（第1.3節参照）や、バルセロナの裁判所にスペインの特許訴訟の約80%が集中していることを踏まえると、現在では恐らくバルセロナの裁判所で侵害訴訟を開始する方が適当と認められる。これらの裁判所のいずれかに請求を申し立てるための基準は、侵害者の居所のある地、または侵害行為が行われているか影響を及ぼす可能性のある地域が、それぞれマドリッドとバルセロナにあることである。マドリッドとバルセロナはスペイン最大の市場であるため、後者の地域は立証しやすい。被告が外国に居所を有している場合、原告は訴訟を提起する場所を自由に選択することができる（専門裁判所を有する地域においては、第1.3節を参照）。

5.3. 多様な裁判所の利点および欠点、その国内訴訟規則

ベルギー

最近のベルギーの知的財産訴訟制度の主な長所の一つは、侵害や商品の原産地の証拠を「記述的押収措置」の手続を通じて容易かつ低額で収集できることにある。上記のとおり、この証拠は後続の国外手続で、ベルギー国内で本案の審理が開始されていなくても使用できる。

別の利点は、審理が相対的に迅速かつ効率的であることで、かかる審理で知的財産の所有者は、数か月（「迅速手続」）から1年以内（通常の審理）に、終局的かつ直ちに執行可能な差止め命令を得ることができる（通常の審理でも損害賠償を請求できるが、外部の専門家による会社の帳簿の検査が完了した後になる可能性がある）。

ベルギーでの訴訟費用は、他国に比して低額であるが、弁護士費用の償還額も相対的に低い（上限額14,000ユーロ）。このため、原告は、勝訴の自信が無い限り、相手方当事者の訴訟費用全額を支払うことになる危険は避けるはずである。一方、良心的でない被告にとっては、原告の訴訟費用増大のみを狙った複雑怪奇な主張を持ち出す機会が与えられ、しかもその訴訟費用全額を償還させられる危険は冒さずに済むことを意味する。しかし、ベルギーの裁判所は、技術鑑定人による支援費用については、（上限のない）償還に積極的である。

イングランドおよびウェールズ

イングランドで訴訟を行うことの本来的な利点として、以下の4点が考えられる。

- 1 裁判所が当事者に対し文書の開示を命じることに積極的である（当該文書が開示を行う当事者に有利か否かは関係ない）。
- 2 実験の結果に依拠している当事者は、その結果について、立会いの下で再現する義務を負う。
- 3 公判では鑑定人に対する反対尋問の機会がある。
- 4 当事者の弁護士が裁判官に口頭で主張する機会が十分にある。

これら4点を通じて、裁判所は、証拠や主張に関してより厳密な評価を行っている。

開示命令を得られると、侵害があることの合理的な推論のみに基づいて訴訟を提起する機会が得られる。その証拠については、その後で被告からの文書の開示を通じて求めることができる。すなわち、最初に侵害を立証するための十分な証拠がなかったとしても、公判までには、文書の開示と、当該文書に含まれる情報に基づいた鑑定書の組合せにより、そうした証拠が得られているということである。

イングランドおよびウェールズでの手続は、比較的迅速である。必要に応じて、公判の審尋全体を12か月で実施し、上訴の審尋も迅速に（9か月～12か月以内）実施することが可能である。このためほとんどの訴訟が2年～2年半で終結に至る。

また、被告には十分な勝訴の見込みがないことを原告が具体的に述べるができる状況ならば、略式判決の申立てを行うことも可能である。略式判決の申立てに関する審尋は、請求書類の発行直後に行われる。略式判決の申立ては、商標訴訟および意匠訴訟で行われることが多いが、特許訴訟ではまれである。特許訴訟における争いにおいて、大半の問題の判断には通常鑑定書が必要となるためである。

同一の裁判所が侵害と有効性について同時に審尋を行うため、被告は侵害または有効性の搾り込みの主張（第2.4節参照）を行うことができる。これは権利の所有者に不利に、被疑侵害者にとっては有利に働く。

知的財産侵害のおそれに関する法律の規定（第2.5節に記載）は、イングランドの知的財産訴訟に特有であるが、他国では他に不当な知的財産侵害のおそれに対する保護の法律（不正競争法等）が存在する場合がある。

EPOにおいて欧州特許の付与に異議申立てが行われていたとしても、イングランドにおける訴訟において、欧州特許の有効性について（無効取消し訴訟または無効の反訴により）争点とすることができる。国内における侵害訴訟および／または無効確認訴訟と並行して EPO の異議申立ての手続がある場合、イングランドの裁判所は通常、司法裁量権を行使して、異議申立ての結果が出るまでイングランドでの訴訟の審理を停止することは避ける（第 2.6 節参照）。したがって、国内での審理の停止に反対することを望む当事者には、イングランドは魅力的な法域である。

イングランドの裁判所で可能な新規かつ革新的な形式の確認宣言による救済措置（アロー宣言、非不可欠性の宣言等、第 2.6 節参照）が訴訟当事者となり得る者に好ましいか否かという点も検討に値する。

イングランドの裁判所での訴訟は、他の欧州法域に比して高額な場合がある。ただし、金額を比較する際は、有効性と侵害について同時に審尋し、実務上の目的から上訴には 1 審級しかないため、本案の確定判決を 2 年～2 年半以内に得ることが可能な点に注意しなければならない。

イングランドは、その経済規模のために、欧州域内で経済的に重要な法域と見なされる。医薬品産業にとって、イングランドは特に重要である（イングランドおよびウェールズには多くの大手医薬品会社が本社や大規模な事業所を置いている）。

フランス

フランスには知的財産訴訟を扱う場所として以下の利点がある。

- 知的財産を扱う裁判官は、高度に専門化されていて、知的財産の事項に専念している。
- 訴訟審理の費用は比較的低額で、特に裁判所費用は基本的に不要である。
- 時間枠が極めて合理的である。
- 権利の所有者は強力な手段を利用できる。特に、(1) 偽造品の押収は、フランス法下で長い間認められてきた措置であり、侵害の事実と範囲についての証拠保全に最も効率的な手段である。また、(2) 文書の提出規則によって、侵害者の人脈の確認や財務情報を収集できる。
- 近年の傾向である、費用の分担および法的費用（弁護士費用）の償還によって、権利の所有者は、全額でなくとも、訴訟の提起および実施により生じた費用の相当部分の償還を受けることができる。
- 侵害を肯定する知見に従って、権利の所有者は侵害者に対して、事実上自動的に終局的差止め命令を得られる。極めて多くの場合、違反時に罰金が科される。

ドイツ

分離審理制度がもたらすドイツの侵害訴訟の大きな利点の一つに、特に差止めによる救済措置を、相対的に短期間で得られることがある（第一審段階の主要審理については通常 1 年以内）。これは、被告による無効の主張の審尋が行われなためであり、したがって、有効性の争点は審理から極力排除される。「適格通知 (qualified notice)」が新たに導入されたが、この点については大きく変わっていない。有効性に関する連邦特許裁判所の暫定意見が否定的でなければ、第一審の裁判所による判決は（通常）早期に得られる。しかも、ドイツの裁判官は法的・技術的問題に関する経験や、事案の徹底的な評価に定評がある。その上、ドイツでの審理の費用は他の欧州各国や英国に比して相対的に低額なことも重要である。特に、相手方当事者の弁護士費用（弁護士費用法 (Lawyers Fees Act) に定められた範囲でしか償還を受けることができない）によって生じる費用のリスクという観点から、ドイツの制度には、審理の費用リスクを予測する面で大きな利点がある。原則として、並行する侵害の審理に対抗して無効取消し訴訟が提起されている場合であっても、侵害についての判決は、無効取消し審理の判決より早く下される。この結果、無効取消し訴訟の見込みが全くないものではなくても、侵害者が侵害の争いについて和解に前向きになることが多い。

さらに、ドイツは **UPC** に全面的に加入していることも注目すべきである。一方ではデュッセルドルフ、ハンブルク、マンハイムおよびミュンヘンの地方部が、他方ではミュンヘンの機械特許訴訟に関する中央部 (**Central Division**) の支部が設置されている。これらの部は各地方裁判所および控訴裁判所の裁判官により構成されており、ドイツの特許界では既に有名である。

一般的な損害賠償は特許の所有者に生じた実損の補償に必要な範囲の裁定に限られる（米国で知られる懲罰的損害賠償とは異なる）という事実は、ドイツにおける訴訟の軽微な欠点といえるが、侵害者に不当な恩恵を与えることは避けられる。損害賠償の計算には常に事案個別の事情（過失の程度、侵害者の利益等）が考慮されるため、侵害者に対しては許可を受けた実施権者とは異なる扱いをすることが大いに可能だからである。

上記は全て商標および意匠にも適用される。

イタリア

イタリアでの訴訟の提起には、多くの利点が伴う。特にイタリアでの訴訟は他の欧州法域に比して低額である。

さらに、無効訴訟と侵害訴訟では、以下の事情下では同一の裁判所に提訴できる。

- 1 無効訴訟が知的財産権に対して提起されたとき、当該知的財産権の所有者は、侵害の反訴を提起できる。
- 2 侵害訴訟が提起されたとき、被疑侵害者は、行使された知的財産権に対して無効訴訟を提起できる（これが一般的である）。

かかる制度は、下記の具体的な利益をもたらす。費用および経費の点での利益（当事者が 2 件の異なる訴訟を開始する義務を負わないため）。手続の点での利益（他の法域のように、裁判所が審理を停止する必要がないため）。

イタリアでは、暫定的差止め、差押え、調査命令といった中間的措置にも利点が生じ得る。かかる措置は、一方的に（すなわち、通知なしに）または本案の審理以前もしくは審理中に認められ得るからである。

かかる措置を得るために必要な緊急性の要件 (**periculum in mora**) について、イタリアの裁判所は比較的厳密に評価する。判例法は通常、知的財産権の所有者が一定期間侵害を認識しているときは、緊急性を認めていない。しかし、この期間は比較的長くなる（特定の場合によっては数か月から 1 年）ことがあり、イタリアでは知的財産権の所有者が一定期間侵害を容認していても、中間的措置を受けることができると言える。

さらに、暫定的差止めおよび差押え命令を得るのに必要な期間は比較的短く、特に商標および意匠の問題で、裁判官が、裁判所の技術段階を設定する必要がない場合は短くなる。期間は 2 週間から 1 か月半と考えられる。中間的措置を許可する規定については不服申立てが可能である。不服申立てには 1 か月～1 か月半を要する。

その上、本案の審理中、当事者は最初の準備書面に付して、直ちにその請求を裏付ける証拠および主張の全てを提出する義務を負っておらず、手続期間中の一定の時点まで作成が認められる。

欠点としては、他の法域（イングランドおよびウェールズ等）とは異なり、特許の事項では裁判官の能力は非常に高いものの技術的には適任ではなく、一般に裁判所の技術鑑定人の支援が必要なことが挙げられる。裁判官は裁判所の技術鑑定人の見解に（拘束はされないものの）依拠して判決を下すことが一般的である。

イタリアは審理の遅い国として知られており、例えば、第一審の本案の判決を得るには 2 年半～3 年かかる。ただし、戦略的理由から審理の遅滞を求める当事者にとってはこの遅さは利点となり得る。

他には、イタリア特許商標庁に提起する、商標登録に対する異議申立て手続にも利点がある。

利点とは以下のとおりである。

- 裁判所での無効取消し訴訟に比して費用が少額である。

- 司法当局での侵害訴訟の提起および暫定的差止めの申立てを妨げない。
- 拒絶の場合には、司法当局での無効取消し訴訟の提起が可能である。

欠点は以下のとおりである。

- 異議申立ての事由が二つに限られる。
- 商標の登録および出願以外の方法で、特徴的な記号に異議を申し立てることはできない。

オランダ

オランダの裁判所の利点は以下のとおりである。

- 1 優秀な専門の裁判官がおり、複雑な特許の審理の扱いに必要な技術的知識を備えている。
- 2 暫定的救済措置の手続と、特許の促進審理の二つが、相対的に短時間で判決を得るために効果的な手段として存在する。
- 3 一部の訴訟では、オランダの裁判所に国境を超えた管轄権があり、国境を超えた差止め命令を下している。
- 4 ハーグ地方裁判所では、当事者が提出した鑑定人の見解に重きを置く傾向があるが、「現地の鑑定人」を探す必要はない。国外の鑑定人も同様に尊重されるためである。
- 5 ハーグ地方裁判所の判決は、欧州の特許裁判所の中で最も高く評価されている。
- 6 侵害の審理の結果が判明する前の、証拠および／または侵害商品の保全に効果的な方法がある。
- 7 オランダ税関による国境での留置は、国境を超えた取引で流通している商品を市場から確実に排除する上で効果的な方法である。

オランダの裁判所の欠点は、特許審理の高水準な裁判所としての成功や、エンフォースメント指令の実施以降の業務拡大（証拠に基づく押収その他の一方的請求）もあり、ハーグ地方裁判所およびハーグ控訴裁判所の業務量が増大しているため、本案の判決が度々遅延していることである。同裁判所は、これを近い将来に克服するべく様々な選択肢を探っている旨度々主張している。

スペイン

スペインの裁判所の利点は以下のとおりである。

- 1 スペイン国内の予防的措置を、本案の訴訟前に請求できる。
- 2 申立人が緊急の事由があることか、審尋によって請求された措置の効率が損なわれることを証明した場合、一方的な (*inaudita altera parte*) ものを含む予防的措置が可能である（第 2.5 節参照）。
- 3 開示手続および偽造品の押収による迅速かつ効率的な手続をもって、本案の訴訟前に、侵害の証拠や、被告となる見込みの当事者の商業情報および供述書を入手できる（第 2.3 節参照）。
- 4 損害賠償について自明の規則 (*re ipsa rule*) が適用される（第 2.5 節参照）。

スペインの裁判所の欠点は以下のとおりである。

- 1 審理が遅い（第 1.1 節参照）。
- 2 特許、商標および意匠の事項に関する管轄裁判所が多数あることが問題である。
- 3 特許訴訟について、スペインの裁判所は技術上の知識も、特別な支援制度も有していない¹⁶⁹。スペインの手続上の規則によって、当事者は鑑定人による支援を受けることができ、鑑定人は当事者自らが指名するか、請求があれば裁判所の鑑定人から任命する。裁判所が任命した鑑定人の報

¹⁶⁹裁判所がスペイン特許商標庁 (Spanish PTO) に技術支援を求めることができるとの規定の適用が、特段の代替措置が講じられることなく 2006 年に制限されて以来顕著になっている。

告書は当然に、当事者の鑑定人が作成したものより客観性があるとみなされる。ただし、裁判所が任命した鑑定人に比して、当事者の鑑定人にはより広範かつ深い専門知識があり、より適切な経歴を有する（これは裁判所にとって重要な判断要素となることが多い）ことが一般的なため、その意見が考慮されないわけではない。

- 4 十分に証拠に基づくか、事実から (*ex re ipsa*) 生じない限り、損害賠償を得ることが困難である。スペインの裁判所は、多額の損害賠償を裁定することに消極的である。

5.4.裁判所の経験および審理の速度

ベルギー

知的財産権に関する審理を5か所（特許並びに EUTM および CD については1か所）の裁判所に集中させることで、専門性の水準が高まった。さらに、裁判所内に知的財産権の問題を扱う専門の部門を指定したことで、より経験豊富な裁判官の育成に一層寄与している。

全体として、導入から判決までの平均期間は約12か月～15か月と、ベルギーの知的財産裁判所は最高水準にある。「迅速手続」の審理では通常、数か月以内に判決を言い渡すことができる。2007年のベルギーの手続法の改革以降、鑑定人の任命が激減し、裁判所は、鑑定人に対し事案について付託することなく、直接判決を下す傾向にある。これにより、召喚から判決までの期間が平均1年～1年半へと大幅に短縮された。

「迅速手続」の審理の導入により、緊急の暫定的差止めが必要なくなる可能性がある。いずれの種類の訴訟も同じ裁判官が担当するため、争いを「迅速手続」で取り扱うことができる場合、暫定的差止めの申立てが却下されるおそれがある。差止め訴訟は数週間で実施しなければならないが、迅速手続による訴訟は終結までに数か月を要する。

訴訟費用を上回る損害賠償の回収が十分に見込まれる場合は、「通常の」審理が推奨される。これが当てはまるのは、侵害製品の量が多い場合か、悪意を立証することができる場合に限られる。

上訴の審理は終結まで1年～2年、場合によってはそれよりも長い期間を要するが、暫定的措置の審理はこの限りでなく、事案の緊急性を立証できる場合、控訴院には、時には数か月で処理する準備がある。

イングランドおよびウェールズ

知的財産訴訟の場については、選択肢が非常に限られている。あらゆる特許訴訟および登録商標訴訟は、特許裁判所または IPEC（いずれも高等法院の一部である）に割り当てられ、その他の知的財産権に関する訴訟は、いずれも高等法院の大法官部に割り当てられる。大法官部の裁判官の中には、知財法の専門裁判官がおり、特許裁判所および IPEC の裁判官もまた技術的に適任である。一般的に、特許訴訟の審尋は、特許裁判所または IPEC の裁判官1名により行われる。特許以外の知的財産権に関する訴訟の審尋が、これらの裁判所の裁判官により行われない場合は、他の大法官部に所属する知的財産専門の裁判官1名がこれを行う。

上記のとおり、イングランドの裁判所は、訴訟、特に特許訴訟については12か月以内に公判に付すことを目標としている。実際のところ、第一審の本案の判決は、訴訟開始から12か月～18か月以内に言い渡される。控訴審の判決は通常、第一審の判決から9か月～12か月以内に言い渡される。したがって、ほとんどの訴訟が2年～2年半で終結に至る。

フランス

本案の審理

請求の根拠となる権利に応じて、本案の審理は以下の期間続く。

- 第一審の審理：12か月（例えば、「明白な」商標の訴訟）から36か月（複雑な特許訴訟）の間。本案の「迅速手続」の審理は約6か月
- 控訴の審理：さらに18か月～24か月
- フランス破棄院での審理：約2年

暫定的差止め

暫定的差止めは、4週間～8週間以内に得ることができる。一方的命令ならば、その請求が裁判官に提出された当日に得られる。暫定的差止めが得られた場合、原告は、20 開庁日または 31 暦日のいずれか長い方の期間内に、本案の審理を開始しなければならない。

暫定的差止めの判決や一方的命令の控訴・抗告は、かかる決定の通知の日から 15 日以内に申し立てなければならない。控訴・抗告によっては、執行可能性は延期されない。かかる場合の控訴・抗告の審理は、3 か月～5 か月かかる場合がある。

ドイツ

欧州中で提起される特許訴訟数の多さから、ドイツの裁判所、特にデュッセルドルフの裁判所、次いでマンハイムおよびミュンヘンの裁判所では、特許訴訟の豊富な経験を通じて、「等価による侵害 (infringement by equivalence)」の原理等、特定の問題について、一定程度は訴訟の結果が予測できるようになった¹⁷⁰。既述のとおり、ドイツでの侵害の審理はかなり迅速に行われる（第 1.1 節参照）。ただし、侵害の審理が、訴訟中の特許の有効性に関する裁判所の合理的な疑いのために停止される場合（通常例外的である）、審理が大幅に長期化することがあるが、無効取消し審理の改革により、この問題も将来的に軽減されるものと思われる。

商標および意匠についても、裁判官の専門性が高いことから、同様の肯定的な効果をもたらしている。

イタリア

- 第一審の判決を得るまでには、2 年半～3 年かかると推定される。
- 第一審の判決に対する控訴の審理は、一般的に、控訴院に提起をしてから 2 年～3 年かかる。
- 破棄院に対する上告の審理は、一般的に 3 年～4 年かかる。
- 暫定的差止め命令その他特許の事項に関する中間的措置を得るまでには、（裁判所の技術鑑定段階の実施が命じられた場合）6 か月～1 年かかると推定される。
- 商標および意匠の問題では、中間的措置は、2 週間～1 か月半で得られる可能性がある。
- 中間的措置の決定に対する抗告の手続は、（裁判所の技術鑑定段階の実施が命じられた場合）一般的に 2 か月～6 か月かかる。

オランダ

関連するオランダの裁判所、特にハーグ地方裁判所は、知的財産訴訟に関する極めて優れた専門知識を有する。ハーグ地方裁判所の知的財産部の全裁判官が、少なくとも数年、通常はさらに長期にわたって知的財産訴訟について専任で扱った経験を有する。このため、暫定的差止めの審理でさえ、複雑な特許訴訟等の場合でも完全に理由付けされた決定を得ることができる。原告の入念な準備により、侵害の発見後数週間以内に理由を付した決定を得ることも可能で、（暫定的差止めの場合）これは他の法域でも有用である。

スペイン

裁判所の経験に関連し、バルセロナ控訴裁判所第 15 部、マドリッド控訴裁判所第 28 部、特許の事項に関するバルセロナの商事裁判所並びにスペインの EUTM および CD の裁判所以外の裁判所は、知的財産権に関する広範な専門知識を備えていない。

スペインの裁判所は、判決の言渡しまでに相当の時間を要する傾向がある（第 1.1 節参照）。

¹⁷⁰近年の重要な判例法で、等価の範囲を限定するもの：連邦通常裁判所、GRUR 2011, 701 – Okklusionsvorrichtung 事件、連邦通常裁判所、GRUR 2012, 45 – Diglycidverbindung 事件。

第6章：単一特許パッケージ

単一特許パッケージは、欧州の特許訴訟分野で長年にわたる中で起きた最も大きな出来事である。パッケージは2つの要素で構成されている。

- 新たな裁判所：統一特許裁判所（「UPC」）。この国際裁判所は、欧州特許および単一効を有する欧州特許の侵害と有効性を扱うために、いくつかのEU加盟国の間で設立された。
- 新たな特許権：単一効を有する欧州特許、別名「単一効特許」。これは、欧州特許庁（EPO）が付与する前も付与した後も、単一の1つの特許権である。

6.1 単一効特許と統一特許裁判所の概要

単一効特許

この新たなIPRにより、EPOに1回出願するだけで、複数のEU加盟国で特許保護を受けられるようになる。この特許には、（欧州特許条約で規定されている）従来の欧州特許と同じ有効性要件が適用され、実際にEPOによる特許付与手続もほぼ同じとなる。しかし、いったん特許が付与され、特許権者が付与後1カ月以内にEPOに単一効の有効な請求を提出した場合、当該の特許は参加しているすべてのEU加盟国（現在17カ国、最大25カ国）で有効となる。

これらの特許は、1回の検証ステップ、年1回の手数料、付与後の集中管理の対象になるという意味で、単一効を有する。欠点として、単一特許は1つの決定によってすべての領域で効力が失われる恐れがある。年間手数料の額は、参加EU加盟国の上位4カ国の年間手数料の合計とほぼ同じである。

この権利は、次の2つのEU規則によって規定されている。

- 単一効特許を創設したEU規則 No 1257/2012。
- 翻訳に関する取り決めを定めたEU規則 No 1260/2012。

これら2つのEU規則は、2012年12月に欧州議会と理事会で採択され、2013年1月20日に発効した。ただし、単一効特許の有効性と侵害の問題についてはUPCが専属管轄権を有することを考慮すると、これが適用されるのはUPC協定の発効日以降となる（後述）。

関連する二次法としては、特に、単一効特許保護に係る手数料に関する規則（中小企業や大学などを対象とする減額を含む）や、単一効特許保護に関する規則（EPOでの単一効特許部の設置や、主に単一効の請求に関する手続を定めている）が含まれる。

クロアチアとスペインを除くすべてのEU加盟国が単一特許制度に参加しているが、現時点ですべての加盟国がUPC協定を批准しているわけではない。つまり、すべての単一効特許が25の参加加盟国すべてで適用されるわけではなく、このIPRの地理的範囲は参加加盟国の批准状況に左右される。ただし、ある日付に付与された特定の単一効特許の適用範囲は、単一効の登録日以降にUPC協定が批准されたとしても、その存続期間にわたって変わらない。これはまた、従来の欧州特許とは異なり、単一効特許の存続期間中には（いずれかの法域に対応する）特定の部分を放棄できないことを意味する。

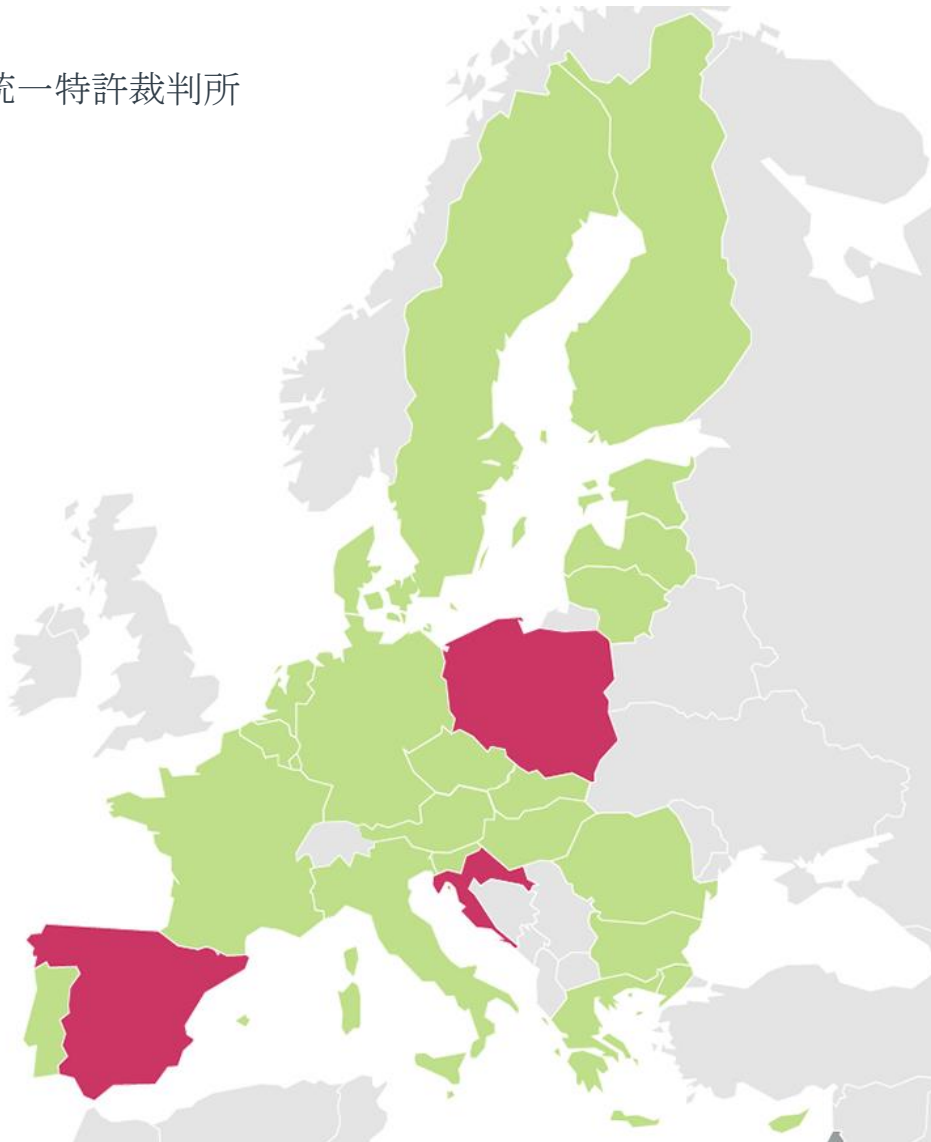
UPC

UPC は、2013 年 2 月 19 日の「統一特許裁判所に関する協定 (UPCA)」に署名・批准した EU 加盟国に共通の裁判所であり、ポーランド、スペイン、クロアチアを除く全加盟国が参加する予定である (クロアチアも後から参加する可能性がある)。UPC は、(本質的には) 有効性と侵害の問題に関する限り、欧州特許 (および補足保護証明書) ならびに単一効特許について、これらの EU 加盟国において専属管轄権を有する。特許を受ける権利などの問題は、各国の裁判所に委ねられている。

ただし、欧州特許に関しては、この専属管轄権は 7 年間の移行期間 (さらに 7 年間延長可能) 中は例外の対象となる。要するに、この移行期間中、欧州特許は各国裁判所と UPC の両方で争うことができる。あるいは、特許権者は自身の欧州特許を UPC の管轄権から完全に「オプトアウト」し、各国裁判所にのみ強制力を持たせることもできる。

UPC における手続は、特に UPCA の特定の規定や綿密な「統一特許裁判所の手続規則」によって定められている。

統一特許裁判所



6.2 集中化と専門化

裁判所の組織

UPC は次のものから構成される。

- 第一審裁判所
- 控訴裁判所
- 登記部

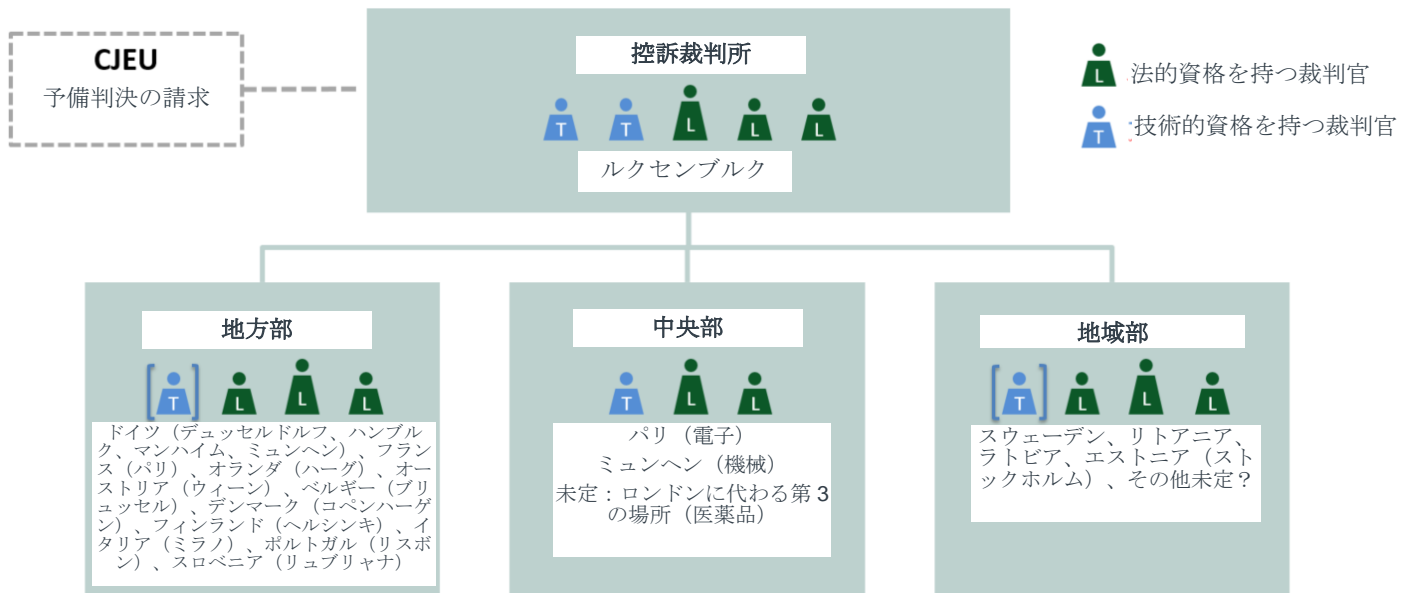
さらに、UPC 協定では、(1) 特許仲裁調停センター、(2) 研修センターについて定めている。

第一審レベルでは、UPC はさまざまな部門で構成されることになる。

- 1 つは、中央部である（パリを拠点とし、パリとミュンヘンに支部を置き、場合によっては当初予定していたロンドンに代わる第 3 の場所にも支部を置く）。
- もう 1 つは、一連の地方部（および地域部）である。すべての参加 EU 加盟国は、第一審裁判所の地方部を設立するか、他の 1 つ以上の国とともに地域部を設立することができる。現在、1 つの地域部（北欧・バルト地域の 4 カ国をカバーする）と、多くの参加 EU 加盟国に広がる 13 の地方部（パリ、デュッセルドルフ、ミュンヘン、マンハイム、ハンブルク、ハーグ、ブリュッセル、ミラノ、ヘルシンキ、コペンハーゲン、ダブリン、ウィーン）がある。

中央部は、主に特許取消請求と非侵害宣言を取り扱う。地方部（および地域部）は、主に侵害訴訟を取り扱う。ただし、UPCA では、この主な業務分担から逸脱する多くの方法が認められている。

地方部と地域部は、法的訓練を受けた裁判官 3 名で構成され、任意で技術的訓練を受けた裁判官 1 名が加わる。パリを拠点とする中央部は、法的訓練を受けた裁判官 2 名と技術的訓練を受けた裁判官 1 名で構成される。1 つの控訴裁判所はルクセンブルクを拠点とし、法的訓練を受けた裁判官 3 名と技術的訓練を受けた裁判官 2 名で構成される。



厳密な裁判官パネルは、UPC 裁判官の中央プールから委任された裁判官によって構成され、ケースバイケースで決定される。部によっては、他の部よりも現地の法律や慣行の影響を強く受ける場合がある。なぜなら、現在、年間 50 件以上の特許訴訟がある国（ドイツ、フランス、オランダ、イタリアなど）では、3 名の法的訓練を受けた裁判官パネルのうち 2 名は当該地方部を設立した国の裁判官が担当することになるからだ。UPC の内部権限に関する規則では、多くの場合、原告は、例えば部の望ましい構成を考慮して、訴訟を開始する部について幅広い選択肢を得ることができる。時とともに、研修や控訴裁判所の判例によって、各部

の間の一貫性が向上することが期待される。結局のところ、これらの部はすべて同じ裁判所（UPC、第一審裁判所）の一部であり、実体法である欧州特許法の同じ問題を扱っている。

裁判官とその経歴

前述したように、UPCには法的資格を持つ裁判官と技術的資格を持つ裁判官の両方が配置される。これらの裁判官は、参加加盟国の国民であり、特許訴訟の分野で十分な実績を持ち、少なくとも英語、ドイツ語、またはフランス語に堪能でなければならない。これらの裁判官は数千人の候補者の中から選ばれている。まず、UPCの諮問委員会（最も高い能力を認められた特許裁判官と実務家で構成される委員会）により、最もふさわしい裁判官候補のリストが作成された。そして最終的には、その事前選考に基づき、UPCの運営委員会が、共通の合意によって行動するUPCの裁判官を任命した（裁判官の全リストはまもなく入手可能になる予定）。これらの裁判官には、UPC裁判官として選出・任命された場合に備えた研修も提供されており、それらはすべてUPCという裁判所にとって最高水準の能力を確保することを目的としている。

UPCのいかなる裁判官パネルも、多国籍で構成されるものとする。ただし、前述したように、特定の地方部では現地の裁判官が過半数を占めることになる。

6.3. 手続の実施

適用法

前述の通り、UPCにおける手続は、特にUPCAの特定の規定や綿密な「統一特許裁判所の手続規則」によって定められている。しかし、それに加えて、国際私法（ブリュッセル規則を含む）、欧州連合法（欧州連合機能条約を含む）、欧州特許条約、特定のEU指令（EU執行指令を含む）、国内法の特定の側面（先使用权を含む）などが存在する。

第一審の手続

開始される訴訟の種類に応じて、原告は、請求の原因（侵害訴訟）もしくは取消の原因（取消訴訟）、またはその他の陳述書や申請書を提出するものとし、UPC登記部の該当するサブ登記部で行う。すべての書類が電子申請システムで提出されるという意味で、手続はデジタル化されている。

手続は、紛争を迅速に解決することを目的としている。手続規則の前文7によれば、本案に関する最終審理は手続開始から1年以内に行われるべきである。手続は前倒しで行われるため、冒頭陳述（および答弁陳述）には原則として、各当事者の証拠資料をすべて含めなければならない。第2ラウンドでは反証を提出することができる。

口頭審理に必要な準備をすべて整えるため、報告担当裁判官が主導する暫定的手続が予定されている。報告担当裁判官は、当事者に対し、特定の点についてのさらなる説明、証拠の提出、または中間協議で求められた命令に関する各当事者による要約を含む特定文書の提出を命じることができる。報告担当裁判官は、（UPC調停仲裁センターによる）調停や仲裁を含め、当事者とともに関与の可能性を模索するものとする。

口頭審理では、当事者が自らの主張を述べることができる。期待できるのは、せいぜい1日の審理が開かれることである。UPCは口頭審理の終了後、6週間を目標としてできるだけ早く本案に関する決定を下す。

当事者は、UPCに対して外部の代理人を指名する義務がある。このような代理人になれるのは、参加EU加盟国の裁判所で訴訟手続を行う権限を有する弁護士、または追加の適切な資格（欧州特許訴訟証明書など）を有する欧州特許弁理士のいずれかである。

控訴

控訴はUPC控訴裁判所に持ち込まれる。控訴裁判所は、侵害訴訟や有効性訴訟の本案に関する個別の決定に対する控訴をまとめて審理することができる。控訴裁判所での手続は、原則として、地方部または地域部における第一審の侵害訴訟の言語で行われる。控訴は、法的争点や事実問題に基づくことができるが、完全に初めからやり直す（*de novo*）ことにはならない。新たな事実や証拠は、第一審の手続中に提出することができるが合理的に不可能であった場合にのみ、提出することができる。

UPCは参加EU加盟国に共通の裁判所であり、欧州連合法も適用しなければならないため、CJEUの管轄権にも服することになる。CJEUによる予備判決を求めることができる。

6.4 措置と救済の種類

UPC は、証拠保全のための暫定措置や施設検査、すなわち「偽造品押収措置 (saisie-contrefaçon)」を命じる権限、当事者に証拠提出を命じる権限、または当事者に UPC の管轄区から資産を持ち出さないよう命じる（「凍結命令」）権限を有する。

UPCは、被疑侵害者や仲介者に対する差止命令などの暫定的な保護措置を認可する権限、または特許侵害の疑いのある製品の差押えや引き渡し、被疑侵害者の動産や不動産の差押えを命令する権限を有する。

6.5 有効性の問題と侵害の問題との関係

UPC における侵害と取消請求との関係

UPC の中央部に侵害訴訟が提起された場合、特許無効の反訴も中央部に提起することができ、中央部は両方の側面をまとめて処理する。

UPC の地方部または地域部に侵害訴訟が提起され、当該の地方部または地域部に特許無効の反訴が提起された場合、当該の地方部または地域部は以下のことを行える。

- 侵害訴訟と反訴の両方をまとめて進める（この場合、技術的資格を有する裁判官が地方部に割り当てられる）。
- 無効反訴を中央部に照会し、事案の状況に応じて侵害訴訟を中断または続行する。
- 当事者の合意を得て、侵害訴訟と無効反訴の両方を中央部に照会する。

積極的な取消訴訟は、UPC の中央部に提起しなければならない。ただし、特許権者が中央部で侵害について反訴する義務はない。後者の場合、特許権者は侵害訴訟を UPC の中央部に提起するか、それとも UPC の地方部または地域部に提起するかを決定することができる。地方部または地域部は、特に侵害申立ての前に中央部での手続がどの程度進んでいたかを考慮し、上記 3 つのシナリオのいずれかに従う裁量権も有するものとする。

EPO 異議申立てが UPC 手続に及ぼす影響

UPC が発足した後も、EPO 異議申立てには重要な役割がある。UPC の取消訴訟と比較して、EPO 異議申立ては割安になると予想されるほか、いずれにせよ、カバーする地理的範囲が広い（UPCA を批准している EU 加盟国が当初 17 カ国であるのに対し、EPC 締約国は 39 カ国）。

留意すべきは、UPC 取消訴訟は EPO 異議申立てと並行して提起することができ、EPO 異議申立てがなくても同様に提起できるという点である。UPCA では、EPO で係属中の取消、制限、または異議申立て手続について、当事者が UPC に通知することを義務付けている。

UPC は、EPO による迅速な決定が予想されるか否かにかかわらず、手続を停止することができる。

UPC は、迅速な決定が予想され、特許が取り消される可能性が高い場合には、侵害訴訟手続を停止するものとする。

UPC は、EPO に対して異議申立て手続の迅速化を要請することができ、EPO が当該の決定を下すまで手続を停止することができる。

6.6 UPC と各国裁判所の主な特徴の比較

UPC	各国裁判所
最大 17 カ国（または 24 カ国）を対象に、1 つの 手続と 1 つの決定。	複数の手続と決定。矛盾した判決もあり得る。
UPC 部門の所在地に関係なく、予備的救済や証拠保全などに関して、同じ権限を有する。	知的財産権執行指令にかかわらず、予備的救済や証拠保全のための手段など、各国のアプローチには大きな違いがある。
現時点で、手続（分離審理など）や実体法の問題（まだ調和の取れていない有効性と侵害の問題など）がどのように展開するかは不透明である。	ほとんどの国では、法律や手続が比較的確定である。特許訴訟が希少な国では不確実性が存在する。
1 年以内の請求処理を目指している。	法域によっては、手続に多少またはかなり時間がかかる場合がある。
技術裁判官を含め、特別に訓練された特許裁判官が任命される。	特許や技術問題に関する裁判経験は国によって異なる。
単一特許と欧州特許について管轄権を有する。国内出願特許とオプトアウトされた欧州特許を扱う管轄権はない。	国内特許と、7 年～14 年の移行期間中の欧州特許について管轄権を有する。オプトアウトされた欧州特許について専属管轄権を有する。単一特許は管轄外。
特定の特許関連問題、特に権利の問題、不法行為や営業秘密に基づく請求、意匠権など他の知的財産権に基づく請求など、他の係争物を扱う管轄権はない。	各裁判所は、その国の国内特許または国内移行された欧州特許に関するすべての問題と、その国の法律で認められた関連請求、または当該裁判所が管轄権を有する可能性のある関連請求を管轄する。
多様な言語の選択肢があり、すべての UPC 部門で英語での弁論が可能。	ほとんどの国の裁判所は、現地語での手続を義務付けている。
UPC における同等の事案の費用は同等であるべきである。UPC での手続費用は、EU 加盟国での手続費用よりも高い。	同等の事案であっても、各国の裁判所によって費用は大きく異なる。複数の訴訟を起こすと、費用は急速に増加し得る。

第7章：架空の事例

日本企業のヘルスカンパニーは、名古屋に本社を置き、個人医療分野に革命をもたらすと言われる技術を開発した。すなわち、個人が自分で採取した数滴の血液をもとに広範な血液学的評価を行い、そのデータを一般開業医に伝えて分析・診断してもらうことができるペンである。

ヘルスカンパニーはまた、特許保護によって自社の技術を守ろうとしている。発売に先立ち、ヘルスカンパニーは国際特許を出願した。EPO が特許登録意向の通知を出したため、欧州では 2022 年後半に最初の特許が発行されようとしている。特許請求の範囲は、医療器具そのものと、その器具を使用した血液学的数値の測定方法をカバーしている。

ヘルスカンパニーは技術的に革新的な製品を開発しただけでなく、実際の製品の外観にも気を配っている。このペンは、下の写真でわかるとおり、確かに魅力的なデザインである。



ヘルスカンパニーは、この製品を「BLUTH」というブランド名の下で営利化している。ヘルスカンパニーは日本で登録商標・意匠を有しており、EU と英国を含む世界的な商標・意匠保護制度の傘下にある。EU 商標は出願済みだが、まだ登録には至っていない。しかし、ヘルスカンパニーはすでに EU で共同体意匠 (CD) を、英国で意匠と商標を登録することに成功している。

BLUTH ブランドのペンは、日本で瞬く間に成功を収めた。このヘルスカンパニーの主力製品は、2022 年 6 月 1 日の先行発売後ほぼ即座に完売したため、欧州と英国でも大成功を収めるとみられる。BLUTH ブランドのペンを EU で販売しているのは、欧州の製造拠点および流通ハブとして運営されているドイツの子会社である。

しかし、A 国を拠点とし、B 国に製造工場を持つコピーキャットカンパニーも、BLUD というブランドの下で以下のようなデザインの、よく似た医療製品の営利化に着手している。同社は、ヘルスカンパニーの従業員数名（エンジニアやデザイナーを含む）を引き抜いた疑いがある。



コピーキャットカンパニーは約 11 週間前に、この医療器具を欧州全土と英国で提供し始めたようだ。製品は、一方ではコピーキャットカンパニーのウェブサイトを通じて、他方では広く普及している第三者の e コマースプラットフォーム「エマジン」を通じて提供されている。エマジンは BLUD ブランドのペンを大々的に宣伝している。この製品は（ブランド名の表示ありまたはなしで）エマジンの広告に表示され、その広告はエマジン自身のウェブサイトや、エマジンのブランド名のみが目立つ（ひいてはエマジンのプラットフォームにトラフィックが集まる）第三者のウェブサイトに現れる。

ヘルスカンパニーは、BLUD ブランドのペンのサンプルを入手して技術・法務部による詳細な分析を行い、BLUD ブランドのペンに使われている技術が同社の IPR を侵害していることを確信している。

そのため、ヘルスカンパニーはコピーキャットカンパニーに対し、EU を含め、BLUD ブランドのペンの販売のための提供、販売、宣伝を中止するよう通知した。この通知書に対し、コピーキャットカンパニーは特

にヘルスカンパニーの商標権、意匠権、特許権の有効性に意義を唱えており、ゆえに模倣品の営利化を継続する権利があると述べている。

ヘルスカンパニーは、コピーキャットカンパニーが B 国の生産施設で **BLUD** ブランドのペンを製造しているのではないかと疑っている。また、ロッテルダム港（オランダ）に商品が到着するという情報も得ており、輸入時に輸送中と申告されている可能性もある。製品の保管は、コピーキャットカンパニーのフランス子会社であるコピーキャット **SA**（最近、最先端の配送センターを建設）や、コピーキャットカンパニーのベルギー子会社であるコピーキャット **SA**（コピーキャットカンパニーの従来からの配送センターを運営）が行っている可能性が高い。だとすれば、**BLUD** ブランドのペンは今後、さまざまな EU 諸国や英国で販売されることになるだろう。ヘルスカンパニーにとって、現段階では、**BLUD** ブランドのペンがどの国にどれだけ出荷されているかについての情報が不足している。ヘルスカンパニーの主要市場は英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペインであるが、**BLUTH** ブランドのペンはオランダ、ポーランド、チェコ共和国などの市場でも人気と支持を集めている。

ヘルスカンパニーは、EU および英国市場における独自の地位を守る決意を固めており、**BLUD** ブランドのペンに市場シェアを奪われるのを避けたいと考えている。コピーキャットカンパニーがヘルスカンパニー製品の人気に便乗するのは、これが初めてではない。ヘルスカンパニーはもう我慢できないと思っているが、（予算の大部分を製品開発とマーケティングに投じているため）当面は訴訟資金がやや不足していることから、賢明な対応を迫られている。

すべての法域における考慮事項

単一特許／UPC 戦略

ヘルスカンパニーの特許出願は EPO で係属中だが、同社は単一特許パッケージに基づく戦略も検討できる。例えば、サンライズ期間が始まれば、ヘルスカンパニーは単一特許保護を要求できるよう、UPCA が発効するまで特許付与を延期するよう EPO に要求することができる。EPO がすでに特許登録意向を通知していることを考えると、タイミングが重要かもしれない。あるいは、係属中の欧州特許の付与を延期せず、侵害者に対して行使できる欧州特許を迅速に取得することや、分割欧州特許出願を行い、後から単一特許を出願することも検討できる。全体的な戦略にもよるが、UPC の管轄権から「オプトアウト」しなければ、ヘルスカンパニーには、UPC でも各国裁判所でも、間もなく付与される欧州特許を行使するための手続上の選択肢がある。

侵害行為

BLUD ブランドのペンはオランダで輸入され、コピーキャットカンパニーの EU 子会社によってフランスまたはベルギーで保管されている。A 国を拠点とするコピーキャットカンパニーは、自社のウェブサイトとアマジンのオンラインプラットフォームで BLUD ブランドのペンを販売している。インターネット上のウェブサイトでの販売のために提供されている製品について、その製品が対象法域のいずれかで販売のために提供されているかどうかという問題は、その法域の合理的な消費者がコピーキャットカンパニーのウェブサイトは自分たちに向けられていると考えるかどうかによって決まる。裁判所が考慮する情報の種類は、商品がその法域の消費者にとって物理的に入手可能かどうか、配送サービスの範囲、サイト上の地域特有性、ウェブサイトのアドレス（ローカルトップレベルドメインなど）、ウェブサイトの言語、支払い通貨などである。本ケーススタディで提供された情報からすると、このケーススタディに含まれるすべての法域の合理的な消費者は、コピーキャットカンパニーのウェブサイトとアマジン・プラットフォーム上の広告がいずれも自分たちに向けられていると考えると推測される。ヘルスカンパニーは、BLUD ブランドのペンのサンプルを入手した。コピーキャットカンパニーのウェブサイトとアマジン・プラットフォームのスクリーンショットから、販売のために提供されているペンの画像も持っているだろう。したがって、ヘルスカンパニーの IPR 侵害の主張は、名称とペンの対照比較に基づいていると考えられる。

当事者

原告：ヘルスカンパニーは IPR（商標、意匠、特許）の所有者であり、あらゆる訴訟の原告となる。ヘルスカンパニーのペンの製造者であり主要な販売者であるヘルスカンパニーのドイツ子会社が侵害により損害を被っている場合、この子会社にヘルスカンパニーの IPR に基づく権利を付与して、ヘルスカンパニーの権利の侵害に対する訴訟を自らの名で開始し、いかなる訴訟にも原告として参加できるようにすべきである。

被告：主な被告は、自社のウェブサイトの責任者であるコピーキャットカンパニーと、そのフランスまたはベルギーの子会社である。第三者の e コマースプラットフォームであるアマジンは、(i) 中立的な役割を果たしており（すなわち自動データ処理）、(ii) 違法行為について実際の知識がなく、(iii) そのような知識を得た時点で直ちに行動し、争点となる情報を削除するか、侵害製品にアクセスできないようにする限り、BLUD ブランドのペンの販売（のための提供）について、ヘルスカンパニーから責任を問われることはない。したがって、第三者の e コマースプラットフォームであるアマジンが積極的な役割を果たしていることが証明されない限り（現状では、第三者のウェブサイトにおけるプラットフォーム自身の商業的コミュニケーションに BLUD ブランドが使用されていないため、これは当てはまらないように見える）、ヘルスカンパニーにとっての主な選択肢は、アマジンにノーティスアンドテイクダウンを送付して、侵害販売を差し止め、同じ供給元によるさらなる同様の侵害を防止する義務を課すことである。アマジンは、速やかに対応しなければ責任を問われる可能性がある。

警告状

本ケーススタディのすべての法域において、警告状は法律で義務付けられていない。侵害者が通告された時点で侵害を停止する可能性がある場合には、警告状を送付するのが望ましいかもしれない。本ケースでは、コピーキャットカンパニーに警告状が送付されたが、ヘルスカンパニーはフランスとベルギーの子会社にも

警告状を送ることを検討してもよいだろう。しかし、それに対して被告が、例えば主張された意匠の有効性を争う目的で欧州連合知的財産庁（EUIPO）に提訴するリスクもある。このようなトルピード戦略により、各国裁判所での侵害訴訟が大幅に遅れる可能性もある。また、一方的な証拠収集手続を行う際に期待されるサプライズ効果を減じたり、さらには不当な脅迫の主張につながったりする可能性さえある。

考えられる措置

付与された欧州特許に基づく国内訴訟は、その国内支部にのみ関係するものであり、属地主義の原則により、裁判所が出した差止命令はその管轄内でのみ効力を持つ。したがって、侵害と戦うために最適な効果を持つ適切な手段や裁判所を選び、熟慮したアプローチをとることが強く推奨される。

商標権や意匠権の行使戦略に関しては、関連法規の高度な調和や国境を越える可能性を考慮し、協調的で欧州的なアプローチが強く推奨される。一般に、汎欧州差止命令については、侵害者が所在する加盟国で手続を開始することができる。侵害者が EU 域外に所在する場合には、権利者が所在する加盟国で手続を開始することもできる。両当事者がいずれも EU 域外に所在する場合には、スペインで手続を開始することができる。

本ケースでは、コピーキャット SA が所在するフランスまたはベルギーで手続を開始して国境を越えた差止命令を得るか、再販業者が所在する国のいずれかで手続を開始して裁判を開くことが推奨される。フランスまたはベルギーの裁判所は、いずれかの加盟国で発生した EU 商標および CD の侵害行為に関して、コピーキャット SA に対する管轄権を有する。

あるいは、EU 商標に関して、CJEU は「EU 域内に本社を有しない親会社の、加盟国に施設を有する法的に独立した孫会社は、その孫会社が所在する加盟国において、商業活動を追求する上で一定の現実的で安定したプレゼンスを有し、外部からは親会社の延長のように永続的であるように見える事業の中心である場合、その親会社の当該規定の意味における『施設』である」と裁定した（CJEU、2017 年 5 月 18 日、C-617/15）。

よって、すべての加盟国で行われた侵害行為に関して、A 国を拠点とするコピーキャットカンパニーに対し、フランスまたはベルギーで商標権侵害訴訟を起こすことが考えられる。コピーキャット SA がコピーキャットカンパニーの「事業の中心」として機能していること、「一定の現実的で安定したプレゼンス」を有していること、「外部からは」コピーキャットカンパニーの「延長のように永続的に見えること」を証明しなければならない。

ヘルスカンパニーの EU 商標はまだ登録されていない。理論上、EU 商標規則第 131 条によれば、国内商標法がこの可能性を予見している限り、EU 商標出願について暫定措置を取ることができる。しかし、ほとんどの法域では、国内商標法でこのようなことは認められていないため、EU 商標規則第 11 条第 3 項を参照すると、登録が公告されるまで、裁判所は本案について審理することができないとされている。したがって、ヘルスカンパニーが EU 商標の登録前にコピーキャットカンパニーに対して暫定的差止命令手続を開始することは推奨されない。しかし、以下に示すような代替的な訴因もある。

ヘルスカンパニーは登録 CD を取得している。この CD は、有効性の基準を満たすことを条件に（すなわち、BLUTH の意匠が新しく¹⁷¹、个性的である場合）、5 年間（最高 25 年まで更新可能）、全体的な印象が異なる他の意匠から保護される。訴訟は、EU 加盟国に設置された専門の共同体意匠裁判所のいずれかに提起することができる。

ベルギー

特許訴訟

当事者間の暫定的差止命令手続

特許が発行されれば、ベルギーの裁判所を通じて「国境を越えた」効果を持つ暫定的差止命令を求める価値があるだろう。欧州全域をカバーする配送センターはベルギーにあり、コピーキャットカンパニーのベルギー子会社が運営しているとみられるからだ。この子会社がベルギーの配送センターから製品を配送するのを

¹⁷¹ この器具の最初の公開が日本、すなわち EU 域外で行われたことから明らかである。その結果、先の意匠登録の優先権について有効な主張がなされない限り、ヘルスカンパニーは、当該の日本製品が、共同体内で活動している当該分野の専門家にとって通常の業務の過程で合理的に知り得るものでない限り、その意匠の新規性を証明する上で問題を抱える可能性がある（いわゆる「相対的新規性要件」）。

差し止めれば、営利化の一部をすでに阻止することになり、事実上、国境を越えた効果をもたらすことになる。

しかし、そのような効果は、過去、現在、または将来的に配送活動がフランスの（またはその他の）配送センターに移転された場合には、時間的に限定される可能性がある。実際、このような差止め命令は、コピーキャットカンパニーが配送センターを移転し、他の関係者や欧州の他の場所を通じて供給を続けることを妨げるものではない。

したがって、例えば、B 国に拠点を置く製造会社や A 国に拠点を置くコピーキャットカンパニーの親会社、さらにはフランスの子会社を共同被告として訴訟に参加させ、それらすべてに対する差止め命令を申請するのが賢明である。差止め命令は、訴訟対象である BLUD ブランドのペンの販売、流通、使用、およびそのような目的のための輸入や保管も対象とすべきである。被告は、（欧州特許が発行されれば）欧州特許で指定されたすべての国で侵害行為の停止を命じられる可能性がある。ベルギーの裁判所は通常、このような差止め命令を出す場合、差止め命令に違反した場合にヘルスカンパニーが直接回収できる金銭的制裁（「アストラント」）を付随させる。

当該の欧州特許に対する異議申立て手続が EPO で開始されたとしても、通常はベルギーの裁判所による暫定的差止め命令の発行を止めることはできない。なぜなら、当該特許は存続しており、ゆえに一応有効であるとみなされるからである。ベルギーの裁判所は、コピーキャットカンパニーのウェブサイトから収集された証拠と、ヘルスカンパニーの技術者が実施した技術的分析に基づき、一応の侵害に必要な証拠を認定し、緊急性の要件が満たされていることを条件に、差止め命令を出すこともできる。一部の裁判所は、IPR の侵害を本質的に「緊急」とであるとみなしているが、慎重を期すため、数週間以内に手続を開始することが推奨される（より早期に手続を開始しない正当な理由がない場合、11 週間は長いとみなされる可能性がある）。この場合、そのような法的措置は、特許が付与され、侵害が認識された後、過度の遅滞なく開始されるべきだと考えられる。

緊急性が認められない場合、ヘルスカンパニーは緊急性が要件ではない「ファストトラック」措置を開始することができる。ただし、このような手続では（本案手続であることを考慮すると）、反訴によって欧州特許の有効性が争われる可能性があり、国境を越えた管轄権は原則として認められない。

一方的な「押収」手続

被疑侵害製品に使われている技術、またはその製品の数量、原産地や仕向地について、より多くの証拠が必要な場合、非常に効果的な選択肢は、一方的な押収手続を開始することである。

差押えはベルギー国内（すなわち、ベルギーを拠点とする子会社の敷地内および証拠が発見できるその他の場所）でしか実施できないが、その結果はベルギーの領土を超えることができる。裁判所が任命した専門家が、関連する結果の報告書を作成する。この報告書は高い証拠価値を有しており、被疑侵害に関する記述報告書の受領後すぐに本案手続が開始されることを条件として、他の国の裁判所におけるコピーキャットカンパニーに対する並行侵害訴訟手続で使用することができる¹⁷²。

ヘルスカンパニーは、「記述的押収措置 (saisie description)」を要求するとともに、被疑侵害製品の在庫を「凍結」し、当事者間 (*inter partes*) で決定がなされるまで欧州顧客への出荷を停止するために、一方的な差止め命令の発行を求めることができる。ここでは緊急性は要求されないが、ヘルスカンパニーはすべての当事者の利益を考慮に入れて、措置の合理性 (*reasonable nature*) を証明すべきである。重大で回復不能な損害、公共の安全に対する危険などといった利害要素を比較検討することで、この措置を正当化することができる。

費用

暫定的差止め命令を取得するための平均費用は、問題の緊急性や、侵害の明確な証拠を示す上でのヘルスカンパニーの支援に応じて、4 万ユーロ～10 万ユーロと幅がある（ブリュッセルまたはアントワープで訴訟を開始できる場合、英語の報告書は問題ではない）。（一方的な）措置が成功し、命令に対する異議申立てがなされなければ、費用は 1 万 5,000 ユーロ程度にとどまることもある。命令を覆すために当事者間 (*inter partes*) 手続が開始された場合には、費用は 10 万ユーロにまで増える可能性がある。「記述的押収措置 (saisie description)」における複雑な検査や分析も費用増加につながる可能性があるものの、これらの費

¹⁷² 裁判官は自らの裁量で期限を決定できるが、そうしない場合、本案手続は 20 営業日または 31 暦日以内に申し立てなければならない。

用は本案手続を通じて完全に回収できる。この種の暫定的差止命令手続で回収可能な弁護士費用の上限は 1 万 4,000 ユーロである。

商標訴訟

ベルギーを含むベネルクス諸国（ベルギーの商標はない）では、ベネルクス知的財産条約第 2 条第 8 項に基づき、出願人は商標出願の即時登録を求めることができ、審査は登録後に行われる。本ケースでは、暫定的差止命令や差押え手続（いわゆる「偽造品押収措置（saisie-contrefaçon）」）を求めするために、ベネルクスの商標登録を個別に取得することが望ましいと思われる。なぜなら、混同の可能性が高いため、裁判所は **BLUD** ブランドの標章が **BLUTH** ブランドの商標を侵害していると裁定する合理的（以上の）可能性があるからだ。これは、2 つの競合する商標の（発音、視覚、概念上の）類似性と、問題となっている商品の同一性の結果であろう。ファストトラック登録により、上記の暫定的差止命令手続に加え、ベネルクス商標法に基づく追加請求も可能になる。

しかし、ヘルスカンパニーは **EU** の商標（出願）ではなくベネルクスの商標に依拠しているため、ベネルクス諸国に対する差止命令しか得ることができず、ゆえに **EU** 全体の差止命令やベネルクス以外の法域での差止命令は取得できない。これらの他の法域では、並行手続を開始しなければならない。

イングランドとウェールズ

ヘルスカンパニーの知的財産権と侵害

ヘルスカンパニーは英国で登録商標と登録意匠という **IPR** を保有し、**BLUTH** ブランドのペンを保護している。また、2022 年 6 月の先行発売の成功を受けて、おそらくはペンの名称や外観に十分なれんも存在するため、紛らわしい類似の名称または外観を持つペンを販売する第三者に対して、詐称通用訴訟を起こすことができる。そのため、ヘルスカンパニーは登録商標権や登録意匠権の侵害、場合によっては詐称通用に関する手続を開始し、差止命令、損害賠償（または利益の償還）、訴訟費用を求める権利を有する。

欧州特許はまだ付与されていない。ヘルスカンパニーが実際に統一特許の付与を要求し、**UPC** の発足後まで特許付与を延期するよう要求した場合、欧州特許は英国で単一特許と同時に付与される。欧州特許が英国で付与された場合、ヘルスカンパニーは特許侵害訴訟を開始し、将来の侵害を防止するための差止命令を求める権利、および過去の侵害行為（付与された特許請求の範囲だけでなく、公開された特許請求の範囲も侵害している場合には、公開後付与前における侵害行為も含む）に関する損害賠償（または利益の償還）と訴訟費用を請求する権利を有することになる。

BLUTH ブランドのペンの意匠は、日本企業に雇用されている日本人によって創作されたものであり、日本はこの目的における「適格国」ではないため、英国の未登録意匠権が存在する可能性は低い。それが存在し得る唯一の状況は、その意匠に基づいて製造された物品が英国（または他の数少ない適格国）で最初に販売された場合だが、これは当てはまらないようだ。英国が **EU** を離脱した結果、補完的未登録意匠と呼ばれる新しい未登録意匠権も存在する。この権利は、未登録共同体意匠権の権利を反映するよう意図されたものだが、やはり意匠が英国で最初に公開された場合にのみ存在し、これは当てはまらないようだ。

ヘルスカンパニーの元従業員であるエンジニアやデザイナーが、コピーキャットカンパニーの **BLUD** ブランドのペンを設計する過程でヘルスカンパニーの機密情報を使用した場合には、機密情報の不正使用が英国以外（おそらくは **A** 国か **B** 国）で行われたとはいえ、元従業員／コピーキャットカンパニーに対する機密情報違反の訴因も存在し得る。後述部分を参照されたい。

侵害行為に関して、ヘルスカンパニーは **BLUD** ブランドのペンのサンプルを入手した。また、コピーキャットカンパニーのウェブサイトとエマジン・プラットフォームのスクリーンショットから、販売のために提供されているペンの画像も持っているだろう。登録商標や登録意匠の侵害訴訟を起こすには、これで十分である。ヘルスカンパニーは技術・法務部が実施した分析に基づき、**BLUD** ブランドのペンに使われている技術がヘルスカンパニーの特許請求の範囲に含まれると考える十分な根拠を持っているようだ。そのため、ヘルスカンパニーは侵害の合理的な推論に基づいて特許の侵害を主張できる立場にある。特許侵害訴訟を起こすには、これで十分であろう。訴訟が開始されれば、ヘルスカンパニーは裁判で侵害を証明するために、**BLUD** ブランドのペンに使われている技術に関するコピーキャットカンパニーの文書（おそらく製品や工程の説明書）の開示命令を裁判所に要求できるようになる。

訴訟前のステップ

エマジンのウェブサイトに掲載されている広告に関しては、その広告がヘルスカンパニーの（登録済みの）IPR を侵害する製品に関するものであることを、まずは第三者に、そして必要であればエマジンに通知し、広告の削除を要請することが、おそらく最も費用対効果の高い対処法であろう。ヘルスカンパニーに忠告しておく必要があるのは、要請の仕方によっては、第三者やことによるとエマジンが不当な脅迫を理由にヘルスカンパニーに対して訴訟を起こす可能性があることだ。ヘルスカンパニーは、その責任を最小限に抑える方法について助言を受ける必要がある。

警告状に関しては、一般的に、法的手続を開始することなく和解の選択肢を探るため、また和解によって権利者が費用面で保護される可能性が高い状況においても、訴訟予告通知（LBA）を送付するのが優れた慣行である。登録済みの IPR（商標、意匠、特許を含む）に関してこのような通知の送付を決定する際や、通知の草案を作成する際に考慮すべき主な問題は、受領者や、さらには脅迫によって権利を侵害された第三者が、不当な脅迫を理由に訴訟手続を開始する可能性があることだ。

本ケースでは、BLUD ブランドのペンの製造者として主要な侵害者であるコピーキャットカンパニーに LBA が送付されたことから、不当な脅迫行為とみなされるリスクはないだろう。

裁判地

即時訴訟には商標権侵害だけでなく登録意匠権侵害（および場合によっては詐称通用）も関わるため、特許裁判所または IPEC のいずれかに提訴する必要がある。登録意匠権については、この 2 つの裁判所が専属管轄権を有するからだ。

この 2 つの裁判所のどちらを選ぶかに関しては、IPEC では回収できる損害賠償金（50 万ポンド）と請求できる費用（6 万ポンド）の両方に上限が設けられていることに留意しなければならない。ヘルスカンパニーは、コピーキャットカンパニーの活動を停止させる費用対効果の高い方法を見つけ、費用負担を抑える必要があるため、特許裁判所ではなく IPEC で請求を開始するよう検討することが推奨される。マイナス面は、訴訟を積極的に弁護した場合、ヘルスカンパニーの費用は 6 万ポンドよりも桁違いに大きくなる可能性が高く、勝訴すればその費用を回収できないことである。

今後、特許訴訟を起こす場合は、特許裁判所か IPEC のいずれかに提訴する必要がある。実際には、この主張は、係属中の登録商標や意匠権の訴訟に適用される可能性がある。

訴訟手続の送達

コピーキャットカンパニーは A 国に本社を置く企業である。したがって、ヘルスカンパニーは、英国裁判所の管轄外でコピーキャットカンパニーに関する訴訟手続を行うために、裁判所から許可を得る必要がある。送達申請は一方的に行われ、以下のことを示す証拠によって裏付けられる。

- 1 明示された根拠。例えば、差止請求がなされている、当事者間に英国裁判所で審理するのが妥当な現実的な問題がある、（守秘義務違反の可能性のある場合に該当）、管轄内で不利益が生じたか生じる可能性があり、守秘義務違反や個人情報の不正使用に対する請求がなされている、など。
- 2 成功の合理的な見込み。
- 3 被告の住所。
- 4 英国は争いを裁くのに適した裁判地である。

このような状況で、ヘルスカンパニーは IPR 侵害の訴えについてその許可が得られることを期待している。

A 国でコピーキャットカンパニーに手続が送達された場合、コピーキャットカンパニーには許可を与える命令に異議を申し立てる機会（例えば 28 日間）が与えられる。コピーキャットカンパニーが命令に異議を申し立てないことを決定した場合、または命令差止の申請が不成功に終わった場合、手続は進められる。コピーキャットカンパニーは答弁書を提出する義務を負い、その後、最初の進行協議（Case Management Conference）が開かれる。

暫定的差止命令および／または略式判決

暫定的差止命令

英国のすべての IPR に関して、権利者は侵害について英国で訴訟手続を開始し、終局的差止命令を求めるだけでなく、本格的な審理が行われるまでの間、侵害行為の継続を防止するために、暫定的差止命令を申請することもできる。

暫定的差止命令を認めるべきか否かについて、裁判所がどのように裁量権を行使すべきかを判断するための基準は、上院により「アメリカン・シアナミド対エチコン事件（American Cyanamid v Ethicon）」で示された。裁判所は以下を考慮すべきである。

- 審理すべき重大な問題があるかどうか、その答えがイエスである場合には、
- 差止命令が認められなかった場合に原告が被る回復不能な損害の額と、差止命令が認められた場合に被告が被る回復不能な損害の額。

双方が回復不能な損害を被る場合、裁判所は便益を比較衡量することになる。便益の比較衡量では、あらゆる状況において、裁判所が差止命令を認めた場合の被告にとっての不都合が、認めなかった場合の原告にとっての不都合を上回るかどうかを評価する。便益を比較衡量する際には、申請日時点の現状を維持することを特に特に留意すべきだが、訴訟の本案も考慮しなければならない。したがって、ほとんどの場合、訴訟の本案は、暫定的差止命令を認めるかどうかを決定する際に考慮すべき要素のリストの最下位に追いやられている。

本ケーススタディでは、ヘルスカンパニーによる暫定的差止命令申請に関連するさまざまな問題が提起されている。それらとその関連性を以下に示す。

- 英国におけるコピーキャットカンパニーの活動は、11 週間前に英国消費者に向けたウェブサイトで開始されたと理解されている。差止命令による救済が衡平法上の救済手段であるという事実は、暫定的差止命令を認める裁判所の権限の行使という点で影響を及ぼす。原告が被告の活動を知った後に申請を行うのが遅れた場合、救済は却下される可能性が高い。裁判所は申請が遅れたことを、原告が損害を重大なものとは考えておらず、損害賠償が適切な補償手段であることを示唆するものと解釈する。したがって、BLUD ブランドのペンを発売するというコピーキャットカンパニーの意図をヘルスカンパニーが最初に知った時期、LBA を送るまでに経過した時間、コピーキャットカンパニーが返答するのに要した時間、ヘルスカンパニーがその返答を受け取ってから経過した時間を確認することが重要になる。ヘルスカンパニーは、発生した可能性のある遅延の理由を証拠で説明する必要がある。
- 暫定的差止命令を申請するにあたり、ヘルスカンパニーは審理すべき重大な問題（すなわち、権利の所有権、管轄区内で行われている侵害行為の性質、およびそれらの行為が侵害に該当する理由）が存在することを裏付ける証拠を提出する必要がある。その裏付け証拠の中で、ヘルスカンパニーはコピーキャットカンパニーの活動によって回復不能な損害を受ける可能性が高いことを立証する必要もある。
 - また、2022 年 6 月のヘルスカンパニーの先行発売を受けて、ヘルスカンパニーは自社製品が大成功を収めると確信しており、コピーキャットカンパニーの BLUD ブランドのペンの宣伝・販売活動がヘルスカンパニーの先行者利益を損なうと考えるに足る十分な理由があると理解されている。想定されるとおり、BLUD ブランドのペンが BLUTH ブランドのペンよりも安い価格で販売されている場合、BLUTH ブランドには競争のため BLUTH ブランドのペンの価格を下げなければならないと考える理由や、コピーキャットカンパニーが裁判で差止命令を受けたときに再び価格を上げるのは難しいと考える理由があるため、これも差止命令が認められるのに有利な重要な要素となり得る。
 - ヘルスカンパニーは BLUTH ブランドのペンの開発に多額の投資をしており、さらにその投資の結果、BLUTH ブランドのペンがヘルスカンパニーの主力製品になっていることも、差止命令が認められるのに有利な重要な要素である。

この申請を行う際、ヘルスカンパニーは裁判所に「損害賠償の反対保証（cross-undertaking in damages）」を申し出る必要もある。これは、問題となっている権利が無効または侵害されていないと判断された場合、被申請者／コピーキャットカンパニーが市場から締め出されたことに対し、申請者／ヘルスカンパニーが補償を行うために必要である。（BLUTH ブランドのペンの開発と販売に多額の投資をしてきた）ヘルスカンパニーの財務状態が、そうした投資をしなかったと想定した場合ほど良好でない場合には、何らかの担保によってその事業を支える必要があるかもしれない。

暫定的差止命令を獲得するための費用は、提訴中の IPR、被告の数、事実の複雑さ、被告がどの程度積極的に抗弁するかなど、多くの要因に左右される。実際には、保護申請で暫定的差止命令を得るための費用が 7 万 5,000 ポンドを下回る見込みは薄く、少なくともその倍はかかるだろう。

略式判決

商標権や意匠権の訴訟において、侵害が明白であり、権利の有効性に重大な争いがない場合、権利者は略式判決を申請することができる。裁判所は、被告がその主張や問題の抗弁に成功する現実的な見込みがないと判断した場合、略式判決を下す。登録意匠侵害の問題は、商標侵害の問題よりも明確であるように見える。しかし、コピーキャットカンパニーはヘルスカンパニーの権利の有効性を争っているため、ヘルスカンパニーは略式判決を申請するかどうかを決定する前に、特に登録意匠権に関してそれらの主張の本案を調査し、侵害主張の本案を検討することが推奨される。

救済措置

差止命令

こうした状況で、ヘルスカンパニーにとっての主な救済措置は暫定的差止命令であり、その後、裁判で勝訴すれば終局的差止命令となる。暫定的差止命令が得られれば、コピーキャットカンパニーが損害賠償責任を負うほどの売上を上げられないことは明らかだ。ヘルスカンパニーが暫定的差止命令を得ることはできなかったが裁判で勝訴した場合、コピーキャットカンパニーはその間に販売した BLUD ブランドのペンについて損害賠償を支払う（または利益を精算する）義務を負うことになる。

損害賠償と利益の償還

勝訴した権利者は通常、裁判所に対し、侵害行為によって自らが被った損害についての調査を求めるか、侵害行為の結果として被告が得た利益の償還を求めるかを選択できる。ほとんどの場合、勝訴した権利者は、結果の確実性が高いという理由で損害賠償を選択する。

ヘルスカンパニーは、反事実（すなわち、コピーキャットカンパニーが市場に参入しなかった場合）において自社の BLUTH ブランドのペンの売上があったことを立証できる限り（その可能性は高いと思われる）、失われた売上に係る逸失利益を回収する権利を有する。ヘルスカンパニーが請求できるその他の損害としては、付随的製品の売上損失や値崩れ（該当する場合）などが挙げられる。上記のように訴訟が IPEC に持ち込まれた場合、回収できる損害賠償の額には 50 万ポンドという上限が設けられる。本ケーススタディでは、コピーキャットカンパニーの悪意に言及している。善意の侵害に対する損害賠償を減額する余地はあるかもしれないが、故意の侵害に対する損害賠償を増額する余地はない。

費用

英国の訴訟における一般的なルールは、勝者には裁判を起こすための訴訟費用を回収する権利があるというものである。訴訟費用には、裁判費用、外部弁護士費用、専門家費用（該当する場合）が含まれる。上記のように訴訟が IPEC に持ち込まれた場合、本訴で回収できる訴訟費用の額には（例外的な状況を除き）6 万ポンドの上限が設けられる。

機密情報漏洩に対する請求の可能性

最後に、本ケーススタディでは、引き抜かれた従業員がコピーキャットカンパニーの BLUD ブランドのペンの設計を支援する際に、ヘルスカンパニーの機密情報を不正使用した可能性が示唆されている。その可能性が高い場合、ヘルスカンパニーは機密情報漏洩に対する賠償請求も検討することができる。最近、英国の裁判所で争われた米国の原告と中国の被告の間の訴訟において、米国企業は「従業員が米国で機密情報を入手した結果、それを中国でバッテリー製造に使用し、それが英国に輸入され販売されている」と主張した¹⁷³。この訴訟の原告は、管轄区外で訴訟手続を行う許可を得ており、その許可には異議が申し立てられたが、両当事者からの証拠を審理した結果、英国の裁判所はこの請求を審理するのに適切な管轄権を有すると判断し、中国企業に対して、本格的な裁判が行われるまでの間、英国へのバッテリーの輸入を禁止する暫定的差止命

¹⁷³ Celgard, LLC v Shenzhen Senior Technology Material Co Ltd [2020] EWHC 2072 (Ch) upheld by the Court of Appeal [2020] EWCA Civ 1293

令を出した。ヘルスカンパニーがコピーキャットカンパニーに対する機密情報漏洩訴訟を英国の裁判所に持ち込むことのメリットについては、ヘルスカンパニーとさらに検討する必要があるだろう。

フランス

一般に、フランスの手続規則の主な利点の 1 つは、IPR 所有者が被疑侵害者の施設で**差押え**（「偽造品押収措置（*saisie-contrefaçon*）」）を行う権利を有することであり、これにより侵害の重大性や範囲（侵害製品の数、供給・流通経路）に関する情報を得ることができる。差押えの後、差押えの無効を条件として、1 カ月以内に差押えを受けた当事者に対してフランスで本案訴訟を起こさなければならない。差押えによって収集された情報は、外国での訴訟手続で使用される可能性がある。

特許侵害に関して、ヘルスカンパニーはフランス企業であるコピーキャット SA に対して、欧州特許のフランス特許部分に基づき、フランス国内での侵害行為にのみ関連する侵害訴訟を、パリ民事裁判所に提起することができる（特に損害賠償と潜在的な差止命令に関して）。特許が付与されるまでの間、また可能性は低いものの、特許付与後に異議が申し立てられた場合、手続は停止される可能性がある。ただし、コピーキャット SA に対する**暫定的差止命令**を要求することはできる。パリ民事裁判所の最近の判例では、付与されようとしている特許に基づき、このような暫定的差止命令が得られる可能性を認めている（TJ Paris, 27 July 2022, RG 22/54367）。

商標と意匠に関して、フランスは訴訟を開始するのに特に適した管轄区の 1 つである。コピーキャット SA が所在しており、フランスの裁判所は EU 加盟国で発生した EU 商標および CD の侵害行為に関して管轄権を有するためである。ただし、係属中の EU 商標に関しては、その交付まで待つべきである。

ドイツ

特許訴訟

問題となっている特許は非常に重要なものであるため、将来的により柔軟性を持たせるために分割出願を行い、（出願から 10 年未満であれば）それと並行して侵害に関してオーダーメイドの請求が可能な 1 つ以上のドイツ実用新案を分岐させ、救済の全範囲を直ちに利用できるようにすることが推奨される。

特許が付与されてから 1 カ月後、ヘルスカンパニーは新たに付与された特許に基づく差止救済を得るために、暫定的差止命令を求め、本案訴訟を直接提起するという、さらに 2 つの一般的な選択肢を持つことになる。それと並行して、暫定的差止命令や本訴においても、登録実用新案を裁判所に持ち込むことができる。

このような侵害の初期段階では**暫定的差止命令**は非常に有用だが、特段の事情がない限り、このケースではドイツで暫定的差止命令を求めることは推奨されない。欧州特許が付与されたわずか数週間後に暫定的差止命令を請求することになるため、ドイツの裁判所が暫定的差止命令を認める可能性は極めて低い。付与されたばかりの特許は暫定的差止命令には適さないという判例が確立している。この判例の背景には、次のような理由がある。

- 暫定的差止命令は常に被告にとって多大な経済的不利益をもたらす。
- 被告がこの攻撃に異議を唱える時間のごくわずかしかない。
- 裁判所自身が、限られた時間の中で非常に難しい技術的シナリオを評価しなければならない。

したがって、誤った判断が重大な結果をもたらすリスクを低減するために、ドイツの判例法では、特許の有効性と侵害について出願人に有利な答えが出るのが明らかであり、その後の本訴で誤った判断が修正されることが真剣に予想されない場合に限り、暫定的差止命令の付与が検討される。さらに、裁判所は差止命令の緊急性を確信しなければならない。そのため、裁判所は、すでに有効性に対する攻撃を生き延びてきた（「戦火をくぐり抜けてきた」）特許や、同業他社によって長年受け入れられてきた特許の侵害について、暫定的差止命令を認めることを好む。この法則には例外もある。例えば、当事者が別の法域で同族特許を巡って以前に広範な訴訟を起こしているや、当該の特許が医薬品特許であり、特許権者が新発売のジェネリック医薬品に対する暫定的差止命令を請求している場合などである。しばらくの間、ミュンヘンの裁判所は付与されたばかりの特許についても差止命令を認める考えであったが、このアプローチも最近では変わってきている。

本ケースでは、上記のシナリオのいずれにも当てはまらないため、付与された特許について直ちに**本案訴訟**を提起するか、分岐した実用新案に基づき、並行してドイツの別の裁判所に提訴することが推奨される。

(ウェブサイトの提供により) ドイツ全土が侵害地であるため、ヘルスカンパニーはドイツの 12 の侵害裁判所のいずれでもコピーキャットカンパニーを提訴できる(最もよく利用されている裁判所は、デュッセルドルフ、ミュンヘン、マンハイム、ハンブルク、ブラウンシュヴァイクである)。

ドイツの各裁判所について：

- ミュンヘンは、多くの人に現在好まれている裁判所であり、これは主に 2 回の口頭審理があるためである(1 回目の口頭審理で、裁判所が原告に求めることを十分に説明し、原告は調整することができる)。また、潜在的に複雑なライセンスシナリオをより効率的に扱うことができ、実用新案も広く受け入れられている。
- マンハイムは審理までの期間が短い(8~10 カ月)ため、常に好まれてきたが、実用新案に関してはさほど好まれていない。
- デュッセルドルフは長年にわたり、第一審と第二審の 3 つの法廷を併設する最強の裁判所であった。技術的に複雑な事案の場合、多くの人はおそらくデュッセルドルフを好むだろう(この裁判所は、裁判所が任命した専門家を要求する可能性が低い)。また、(下位請求項などの)優れたフォールバックソリューションを備えた特許であれば、審理の停止を防ぐことができる。

ドイツでは、本案訴訟のための基準(*Substantiierung*)はかなり低い、それでも満たさなければならない。特許権者は、特定された製品による特許侵害を主張するだけでよく、侵害の証明は必要ない。ドイツに訴訟前の差押え(*saisie-contrefaçon*)がないのはこのためである。しかし、被告が侵害について適切に争った場合、原告は侵害の証拠を提示して反論する義務を負う。したがって、ヘルスカンパニーが特許の侵害を主張し、被告がドイツで BLUD ブランドのペンを販売している事実を証明できれば、侵害の訴えはすでに基準を満たすことになる。証拠としてのテスト購入は必要ない。ヘルスカンパニーは BLUD ブランドのペンのサンプルを入手し、詳細な技術的・法的分析を行っているため、基準は満たされる可能性が高い。

さらに、有効性に対する被告の攻撃を見越して、EPO に異議申立てを行うことが推奨される。ドイツには異議申立てに関して 2 つの特色がある。他の国では、異議申立ての期間中は侵害訴訟を停止することが多いが、ドイツの裁判所は異議申立てと無効訴訟を区別せず、停止決定の過程で両方を考慮する。一方、ドイツの無効訴訟は、異議申立てが継続中である限り行うことができない。

本訴には即時(暫定的)差止め命令がないものの、ドイツで本案訴訟を提起することが強く推奨される。それがヘルスカンパニーの要求に最も適しているからだ。すなわち、訴状が提出されればコピーキャットカンパニーの販売に比較的大きな影響を与えること(ドイツは同社の主要市場の 1 つである)、ドイツでの訴訟は比較的迅速で費用もさほどかからず、異議申立てが継続中であっても第一審判決がかなり迅速に得られること、第一審判決は担保銀行債を提供すればすぐに執行できること、などである。

商標訴訟

BLUTH の EU 商標は出願済みだが、まだ付与されていない。しかし、ドイツの商標法は未登録商標の保護について規定している。「BLUTH」の標章は、それがすでに「十分なブランド認知度」(*Verkehrsgeltung*)を得ている場合、すなわち、その標章が商標として使用されるだけで、影響を受ける(ドイツの)業界(主に消費者)内で製品またはサービスの出所(商品の製造者または販売者、サービスの提供者)を示す表示とみなされている場合、商標保護を享受できる¹⁷⁴。

通常は、少なくとも 20% のブランド認知度が求められ、これは市場に参入したばかりの企業にとって比較的高い。ブランド認知度を証明する最善の方法は、広範な世論調査に基づく専門家調査によって、例えば、「BLUTH」が特定企業を示唆するものとみなされているかどうかを調べることである(この標章が個人用医療分野のペンに使用されていることも、ヘルスカンパニーによって使用されていることも知られている必要はない)。本ケースでは、このような専門家調査は、時間がかかりすぎる上に、結果もおそらく未登録商標の保護を正当化するには十分ではないため、間違いなく存在しないだろう。十分なブランド認知度があることを示す他の指標は、所有者(ここではヘルスカンパニー)が BLUTH の標章をすでにどの程度使用しているかである。この文脈において重要なのは、広告に費やされた金額と、ドイツですでに販売された

¹⁷⁴ 商標法第 4 条(2)。

BLUTH ブランドのペンの数である。ヘルスカンパニーが広告に莫大な金額を費やしておらず、まだ大量のペンを販売していないと仮定すると、未登録商標に基づいて暫定的差止命令を得ることはおそらくできないだろう。

暫定的差止命令には緊急性も必要である。ヘルスカンパニーの法務部が BLUD ブランドについて知らされたのは約 11 週間前のことである。したがって、法的状況について信頼できる司法評価を得るのにもあと 1 週間かかると仮定しても、かなり寛大な裁判所、例えばデュッセルドルフ地方裁判所に暫定的差止命令を申請することが推奨される。緊急性の標準的な期限は 1 カ月～2 カ月だが、申請者が待機期間について正当な理由を有し、十分な証拠を提出すれば、標準的な期限を過ぎても、個々のケースで緊急性を主張することができる。

それにもかかわらず、ヘルスカンパニーが暫定的差止命令を取得する場合、裁判所はヘルスカンパニーに対し、コピーキャットカンパニーの要求に応じて本案訴訟を提起するよう命じる。さもなければ、差止命令は取り消される。

イタリア

いくつかの有用な訴訟を、イタリアの裁判所に提起することができる。

実際、特許出願、商標出願、意匠出願は、本案手続においても暫定的差止命令手続においても、付与前にイタリアで行使することができる。しかし、今のところ、BLUTH ブランドのペンがイタリア市場で提供または販売されている証拠はない。

こうした状況で、ヘルスカンパニーは以下のようにステップを進めることができる。

- 1 いわゆる「テスト購入／おとり購入」を行う。すなわち、BLUD ブランドのペンのサンプルをオンラインで購入し、イタリアへの配送を依頼する。こうすることで、ヘルスカンパニーはどの企業が配送活動を担っているかを把握でき（ひいては、効果的に訴訟を起こせる事業体を特定でき）、イタリアの裁判所の管轄権を確認することもできる。
- 2 その一方で、特許出願を実施するのに必要なステップを進め、（少なくとも）請求項のイタリア語訳をイタリア特許庁に提出する。その後、この翻訳文はステップ 1 に従って特定された第三者に対して行使することができ、特許出願がこの対象に対してのみ実施できる場合には、コピーキャットカンパニーに送達できる。
- 3 ヘルスカンパニーは、差止命令、製品および会計書類の差押え、市場からの撤退、罰則、決定の公表といった暫定措置を求める**暫定的差止命令手続**を提起することができる。暫定的差止命令手続は、
 - IPR を行使するごく一般的な方法であり、イタリアの裁判所は暫定措置を認めることに消極的ではない
 - かなり迅速である（CTE フェーズが指示された場合、6 カ月～1 年）
 - 費用対効果が高い（イタリアの訴訟費用は他の法域と比べてかなり低い¹⁷⁵）

したがって、これらは通常、被疑侵害者に圧力をかけるために使われる優れた戦略的手段と考えられている。被疑侵害者は、暫定的差止命令（本案手続が開始されなければ終局的差止命令となる）を受けるリスクがあり、他の法域で適用される可能性のある負の判例を受けることになる。

実際、暫定的差止命令手続は本ケースで利用可能な選択肢のように見える。ヘルスカンパニーが暫定的差止命令を速やかに申請すれば、緊急性の要件は満たされるだろう。侵害が始まったのは 11 週間前であり、イタリアの大半の裁判所によれば、これはそれほど長い期間ではないからだ。

ヘルスカンパニーはまず、特許出願の侵害を主張することができる。

また、商標出願と意匠出願の侵害を、同じ暫定的差止命令の訴状で主張することもできる。しかし、これらの権利を追加する前に、いくつかのチェックを行わなければならない。BLUTH 商標は（血液学的評価に使われる製品と呼ばれているように）独自性が欠けている、または弱いとみなされる恐れがあり、

¹⁷⁵ イタリアの法律に従い、事案の判決を下す裁判所は、訴訟費用、CTE の手数料、弁護士費用を敗訴当事者が支払うよう命じる。しかし、裁判所は各当事者に自己負担を命じることもできる。いずれにせよ、その金額はケースバイケースで定量化されており、一般的には当事者が実際に負担した費用や手数料とは一致しないことが多い。

意匠には単なる審美的特徴ではなく技術的機能が含まれる可能性もある。これらの問題がクリアされれば、侵害の可能性はかなり高いと思われる。

一方、特許の有効性や侵害の可能性については十分な証拠があるようだ。ヘルスカンパニーの特許出願は、付与された特許が享受する有効性の推定を享受していない。したがって、暫定的差止命令の申請では、その妥当性の論拠を示す必要がある。本ケースでは、特許登録意向の通知が発行されているため、ヘルスカンパニーは特許が基本的に付与されており、ゆえに有効性の推定を受けると主張することができる。また、暫定的差止命令の訴状には、第三者の弁理士が作成し、有効性や侵害の論拠を指摘した報告書を添付するのが一般的である。本ケースの場合、報告書では基本的にヘルスカンパニーが実施した侵害分析の概要を説明することになる。さらに、特許の有効性と侵害は通常、暫定的差止命令手続においても裁判所の技術専門家によって評価されることを考慮すると、ヘルスカンパニーは最も危険な文書についての抗弁を練るために、先行技術調査を行い、有効性に対するいくつかの反論を予想しようとするかもしれない。

戦略的観点から見ると、暫定的差止命令手続に B 国の親会社を関与させないことが賢明である。関与させると手続が大幅に遅れる恐れがあり（暫定的差止命令の訴状は A 国で送達される必要がありそれには、何カ月もかかる可能性がある）、争われている製品の実際の輸入／配送は別の EU 企業によって行われているため、最終的には関与が不要になる可能性があるからだ。コピーキャットカンパニーは、特に終局的な差止命令と損害賠償を得ることを目的とした、将来の本案手続に関与することができる。

この文脈では、停止通告書の送付は必要なかったが、本ケースの特殊性を考慮すると、それはヘルスカンパニーの戦略を損なうものではなかった。なぜなら、一方的に要求され実行された場合に有効な措置（発見 (*descrizione*) 手続など）を求める計画ではなかったためである。

- 4 **本案手続**は、コピーキャットカンパニーがイタリア子会社を設立した場合や、イタリアで定期的に侵害品を提供・輸入していると思われる場合にのみ検討すべきである。

本案手続では、ヘルスカンパニーは特に終局的差止命令と損害賠償を求めることができる。損害の定量化基準は一般的に、IPR 所有者が被った利益損失で特定することができ、侵害者の利益の放棄が含まれる場合もある。損害の定量化が困難または複雑な場合（そのようなケースはあり得る）、賠償額は裁判官が衡平法を適用して決定することができる。いずれにせよ、裁判所の技術専門家フェーズでは、コピーキャットカンパニーの会計書類をチェックし、ヘルスカンパニーが被った損害を定量化しよう命じることができる。

オランダ

税関差押え

ヘルスカンパニーが入手した情報に基づくと、コピーキャットカンパニーは製品をロッテルダム港経由でオランダに出荷し、オランダ経由で他国に配送していると結論づけられる。

被疑侵害製品がロッテルダム港経由で EU に到着しているため、オランダは本ケーススタディにおける重要な法域である。税関が輸入される侵害貨物を確実に留置できるようにするために、ヘルスカンパニーの IPR に関する情報や侵害品・侵害企業に関する情報を記載した、いわゆる措置申請書 (AFA) をオランダ税関に提出することが強く推奨される。このような要請は IPR の申請に基づくことができないため、ヘルスカンパニーは現時点で、共同体意匠に基づく申請しかできないことに留意されたい。特許が付与され、商標出願が成熟して登録されるまで待つことが賢明である。

AFA が提出されると、オランダ税関は輸送中の商品を含む被疑侵害製品の留置を積極的に追求するようになる。商品が輸送中状態でロッテルダムに到着しても、その商品が EU 市場向けであることを示す十分な証拠があるため、税関は特許侵害を理由にこれらの商品を留置することができる。商標侵害の場合（付与された商標がある場合）、保護の範囲はさらに広がる。輸送中の偽造品は、権利者が仕向国で保護を受けている限り、いかなる場合でも（EU 市場向けか否かにかかわらず）留置することができる。

BLUD ブランドのペンの貨物を留置した場合、税関は権利者と貨物の所有者の両方に通知する。その後、ヘルスカンパニーは直ちに民事上の仮処分命令を請求したり、裁判所で侵害訴訟手続開始したりすることができる。

特許訴訟

オランダの判例法では、差止命令は付与された特許に基づいてのみ認められることに留意されたい。したがって、オランダで特許訴訟を起こす前に、ヘルスカンパニーの欧州特許が付与されるまで待つことが推奨される。

暫定的差止命令

暫定的差止命令を審査する裁判官は、当事者の利害のバランスに基づいて差止命令を下すことに留意されたい。侵害はかなり明確でなければならず、ヘルスカンパニーの申し立てに合理的な疑いがあれば、暫定的差止命令は却下される可能性が高い。オランダでは、緊急性の要件は比較的柔軟である。特許権者がオランダでの訴訟を不当に遅らせたのではない限り、暫定的差止命令を得るには一般的に継続的な侵害があれば十分である。経験則として、権利者が侵害の証拠を入手してから半年以内であれば、なお緊急性が存在する。その期間を過ぎると、ヘルスカンパニーは手続開始の遅れを正当化する必要が生じる。

特許訴訟に関して、暫定的差止命令を審理するオランダの裁判官は、当事者の主張に基づいて特許の有効性を独自に評価する（そして、本案手続で当該特許が裁判所によって支持される可能性が高いか、取り消される可能性が高いかを判断する）。援用される特許は、EPO の異議部 (OD) または技術審判部 (TBA) によって（または本案の通常審理において）すでに維持されていなければならないという要件はない。侵害に関しては、ヘルスカンパニーは、BLUD ブランドのペンが、援用される特許請求の範囲に記載されているすべての特徴を備えていることを明確に証明できなければならない。つまり、暫定的差止の申立書において侵害の主張を提示するのに十分な情報が必要になるということだ。本ケーススタディでは、BLUD ブランドのペンが技術・法務部によって分析されており、それが侵害主張の根拠となり得ることがわかっている。有効な特許の侵害は、一般的に差止命令を出すに値する十分な損害とみなされ、（本ケースにおける BLUD ブランドのペンの場合のように）特許権者が競合製品を販売している場合はなおさらである。スケジュールは、事案の緊急性によって異なる。審理までの期間は一般的に 2 週間から 3 カ月の間であり、審理から決定までの期間は一般的に 4 週間である。

エンフォースメント指令第 9 条第 5 項が要求しているように、暫定的差止命令の決定に成功した場合、（和解で別段の合意がない限り）続いて本案手続に入らなければならない。

本案手続

本案手続（大半の事案で選択される手続の種類）について、オランダにおける特許事案には、特許の加速審査と本案の通常審理という 2 つの選択肢がある。特許の加速審査では、現在のところ、出願から 18~24 カ月以内に決定が下される見込みである。これらは前倒しされた手続であるため、ヘルスカンパニーが侵害の申し立てを提出するために、主張したい特許について BLUD ブランドのペンに関する十分な情報を持っている場合に、選択肢となる。そうでない場合は、本案の通常審理を選択できる。

本案の通常審理では、現在のところ、提訴から 24~30 カ月以内に決定が下される見込みである。この審理では、（より多くの情報を得るためのものも含めて）あらゆる動議を提出できる余地が大きく、2 回目の書面審理もあるため、本ケースでの自らの主張を修正することができる（ヘルスカンパニーがさらなる情報収集をしているところであれば、BLUD ブランドのペンに関する訴訟手続にとって、この方が適しているかもしれない）。また、これらの審理では、被告が（取消の）抗弁書をより迅速に提出しなければならない可能性が高いことにも留意されたい（加速審理の場合のように、前もって予定された審理日から期限が逆算されないためである。全体の審理期間が長いのは、口頭審理が本案の通常審理の書面審理フェーズの終了時にのみ予定されていることに関連している）。

商標・意匠訴訟

ヘルスカンパニーの CD に基づき、EU 商標が一度登録されれば、（暫定的差止命令と本案手続のいずれでも）オランダで国内差止命令を得ることができる。ヘルスカンパニーは現時点で登録された EU 商標を有していないため、不正競争など他の選択肢を探すことが賢明である。一定の条件の下では、ヘルスカンパニーはいわゆる隷属的模倣の原則（これは一般的な不法行為理論の変形である）に依拠することができる。ただし、そのためには、特に、ヘルスカンパニーのペンが独自の認識可能な外観を持ち、ペンが単に機能的／技術的要求の結果ではなく、意匠の選択が可能であることが必要である。

費用

特許侵害に基づいて地方裁判所に提起された訴訟の費用は、事案の難易度に応じて、約7万5,000～約50万ユーロの間となる。その他の知財事案は通常はるかに安く、7万ユーロを超えることはほとんどない。これらのコストを回収できる可能性については、セクション4.1を参照のこと。

スペイン

スペインの裁判所は、スペイン国内で生じた損害についてのみ管轄権を有する。コピーキャットカンパニーがスペインにも子会社を持っていることが立証された場合、A国法人がこの子会社の活動を何らかの形で行ったり支配したりしていることが証明されれば、子会社の所在地に基づき、スペインでまとめて提訴することができる。

特許訴訟

ヘルスカンパニーの目的を考慮すると、スペインでBLUDブランドのペンの営利化を阻止する最も効果的な方法は暫定的差止め命令だろう。暫定的差止め命令を得るために、ヘルスカンパニーは以下のことを証明しなければならない。

1 *Fumus boni iuris* : 特許の有効性と侵害の可能性

特許がEPOによって付与されると仮定すると、特許の一応の有効性が認められるかもしれない。その場合、ヘルスカンパニーはEPOから入手した特許情報を提出するとともに、翻訳文と年間手数料の支払いを証明する領収書をスペイン特許庁に提出しなければならない。裁判所は、被告が予審においてその特許が実際には無効である（または無効であると信じるに足る強い理由がある）という実質的証拠を提出した場合、上記の出願を却下することがある。立証責任は被告にある。

2 *Periculum in mora* : 差し迫った回復不能な損害の危険

これには、当該の器具がスペイン市場で入手可能であるという証拠も含まれる。ヘルスカンパニーは、かかる販売から生じる回復不能な損害を立証するとともに、本案に関する判決が下されるタイミングが有利な判決の効力を妨げたり阻害したりする可能性があるという事実も立証する必要がある。ヘルスカンパニーは11週間前からBLUD製品の存在を認識していたが、スペインの裁判所では、これは緊急性を否定するものとは見なされない（基準は約3カ月であり、特許権者はスペインでの侵害を知っていなければならない）。ヘルスカンパニーは、差止め命令による救済を認める裁判所命令が出た後、短期間のうちに本案訴訟を起こすべきである。

スペインで暫定的救済を得るための費用は4万～8万5,000ユーロであり、費用の裁定は係争物の経済的価値の3分の1に制限されている。IPRは数値化するのが困難であるため、通常は1万8,000ユーロ（スペイン民事訴訟法が価値未確定の訴訟について定めている金額）の価値を有することが合意されている。ただし、勝訴当事者によって、必要な作業のため弁護士費用が上記金額よりも合理的に高かったことが証明された場合には、費用の裁定が6,000ユーロに制限されることはない。さらに、勝訴当事者には準備費用（専門家費用、調査・分析費用、警告状費用など）が与えられる。

商標・意匠訴訟

スペインの法律では、商標出願に基づく暫定的救済は認められていない。商標が認められれば、暫定的差止め命令手続でそのような請求を提起しても遅すぎることはない。しかし、スペインでは、本訴において提起しなければならない（この規則は、EU商標またはEU意匠の専属管轄権を有するアリカンテ裁判所によって厳格に適用される）。

バード&バードについて

バード&バードは、クライアントの利益に焦点をあてた国際法律事務所です。類まれな法律の専門知識と各業界に関する深い知識、そして斬新で創造的な考え方を持ち合わせ、クライアントの目標実現をサポートしています。

バード&バードは、戦略的な商業問題について、他に類を見ない貴重な理解を有する国際法律事務所です。私どもは、類まれな法律の専門知識と業界に関する深い知識、そして斬新で創造的な考え方を持ち合わせ、クライアントの商業的な目標の達成をサポートしています。

世界各地にあるバード&バードの 32 のオフィスには 1,450 人以上の弁護士が在籍しており、あらゆる法務サービスの専門知識を提供しています。専門は、工業所有権、知的財産、新技術、データ保護、コンペティション、紛争解決、そして不動産法、商法、租税法、労働法などです。

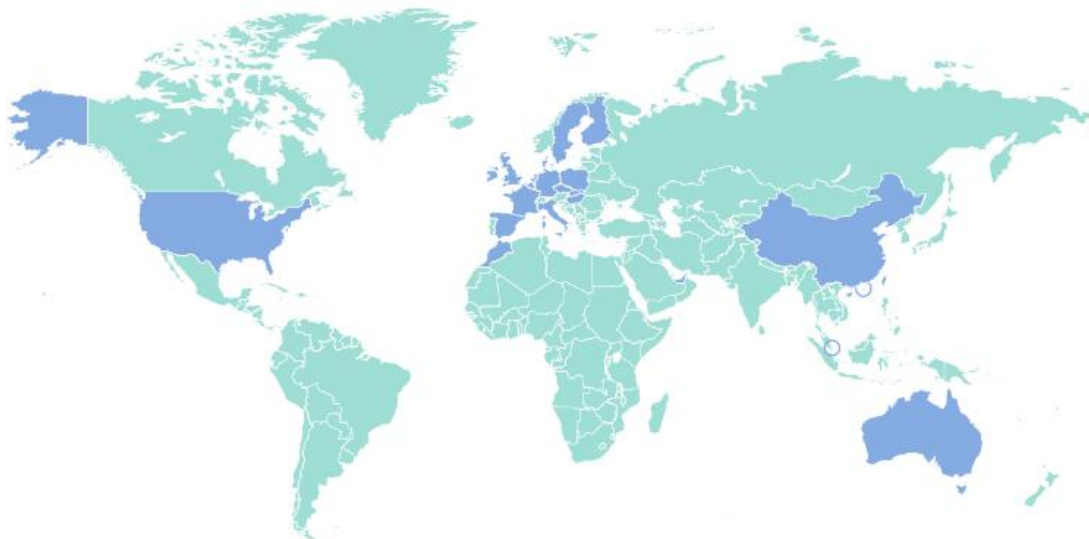
私どもの成功の鍵は、業界に焦点を当てたアプローチを絶え間なく進化させていることです。数多くのクライアントがテクノロジーと無形資産に基づいてビジネスを構築し、規制市場で業務を行っています。クライアントのニーズへの対応力を高めるために、自動車、航空と防衛、エネルギーと公益事業、財務サービス、ライフサイエンスと医療、小売と消費者、メディア、エンターテインメントとスポーツ、テクノロジーと通信を含む主要業界の、事業についての理解を深めてきました。

クライアントにとってのメリット

- 各業界に関連する法律および規制の枠組みについての専門知識
- 関連産業での長年の経験を持つアドバイザーに支えられた、より実務に即した商業的なアプローチ

国際的な対応力

世界中の主要なビジネスの中心地にオフィスを構えています（下記の図に濃い青色で表示）。



さらに、アフリカ、インド、日本、ロシアに専門のワーキンググループを有し、現地の法律事務所と提携契約をすることで、最重要法域における当事務所の存在感を高めています。

執筆者について

調査協力：



ベルギー

Domien Op de Beeck

パートナー

+3222826046
domien.op.de.beeck@twobirds.com

バード&バードで働くということは、インスピレーション豊かな個人や最先端の企業のために、これらの人々とともに働くという名誉を意味します。クライアントからは、私たちのビジネスに対する積極性と、複雑な知識体系を意欲的に理解しようとする姿勢を評価いただいています。こうした時間をかけた追加的要因の理解と、バード&バードの特徴である業界ごとに対応するアプローチは表裏一体のものです。私は、特許法や企業秘密保護法、そして日常業務についてクライアントにアドバイスを行っています。また、欧州連合司法裁判所レベルまでの意匠および商標の侵害訴訟や無効訴訟において権利者の代理人を務め、クライアントが法的な知的財産権（ドメイン名など）を取り戻し、模倣品を市場から締め出し、根拠のない侵害請求を退けるサポートをしてきました。

さまざまな法廷およびベルギーや国外の IP 官庁で活動してきた経験から、複雑な知的財産訴訟手続だけでなく、示談により建設的な解決を図る方法にも通じています。その他、契約書の起草や交渉も専門です。

ベルギーAIPPIの理事を務め、ライセンス協会（LES）会員、ベネルクス商標意匠協会（BMM）会員、欧州特許弁護士協会（EPLAW）会員でもあります。



ベルギー

Guillaume de Villegas

カウンセラー

+3222826007
guillaume.devillegas@twobirds.com

長年にわたり、商標、著作権、意匠、特許に関する複雑な訴訟の他、流通からスポンサーシップ、その他さまざまな商事紛争においてクライアントをサポートしてきました。

国内裁判所、欧州連合知的財産庁、ベネルクス知的財産庁、欧州連合裁判所（欧州連合司法裁判所および一般裁判所）において、クライアントの代理人として実績を積んできました。

国際的な商標および意匠に関する方針と戦略の管理に関する深い専門知識を持ち、ダイナミックな手段を用いて費用効率の高い方法でポートフォリオを管理する価値を認識しています。

クライアントが求めに応じて取引に関連したサポートに幅広く対応し、常にあらゆる選択肢と結び付いたリスクについて検討し、建設的かつ実利的なアドバイスを提供できるよう務めています。

フランス語、オランダ語、英語に堪能で、ドイツ語の理解に優れています。



ベルギー

Silke Fiers

アソシエイト

+3222826050
silke.fiers@twobirds.com

ブリュッセルの知的財産グループのアソシエイトとして、知的財産が重視されるさまざまな業界のクライアントに、ベルギーと国外の両方での知的財産に関する戦略および紛争についてアドバイスを行っています。

知的財産は、科学、テクノロジー、技術のイノベーションと事業戦略を結び付けるものです。そしてそれが、私が法律や経済を研究する中で一貫して知的財産に情熱を持ち、知的財産問題に関してクライアントをサポートしたいと考える理由です。

重要なのはチームや会社内の連携です。これにより、国際的な問題や国内の問題に関して、クライアントに優れたサービスと一貫性を提供することができるのです。こうした複雑で多様な事案において、クライアントのニーズを満たす最善の解決策を見つけることが、法律家としての私の一番の喜びです。私は、特許、企業秘密、意匠、商標、著作権に関するアドバイスを、オランダ語、英語、フランス語でクライアントに提供しています。



イングランドおよびウェールズ

Neil Jenkins

パートナー

+442074156116
neil.jenkins@twobirds.com

特に、英国において医薬製品を保護する特許に関する訴訟の提起や、欧州特許の訴訟戦略をより広範に連携させるためのアドバイスを専門としています。

1986年にバード&バードのロンドン事務所に入所し、10年後の1996年に知的財産グループのパートナーになりました。英国の特許訴訟および国境を越えた特許訴訟の連携、特に医薬品と医療機器分野を専門としています。試験データ保護および補充的保護証明書も専門です。

知財法や知的財産訴訟に関して、知的財産関連会議での講演や有力な知的財産専門誌への寄稿も行っています。Butterworthsが発行しているInternational Intellectual Property Litigationの編集者も務めています。



イングランドおよびウェールズ

Katharine Stephens

パートナー

+442074156104
katharine.stephens@twobirds.com

ロンドンの知的財産部の共同統括であり、国際知的財産運営グループのメンバーです。知的財産を専門とし、クライアントがその事業目的を推進するために、知的財産権の保護、活用、弁護をサポートするという仕事に情熱を持っています。

知的財産に関する広範な経験があり、特に特許、商標、意匠に関する訴訟を専門としています。複数の管轄にまたがる特許訴訟の連携および手続き、欧州全土を対象とした保護および執行プログラムの設計、こうしたプログラムの家電メーカークライアントでの10年の運用実績など、豊富な経験があります。

エンジニアとしての経験を生かし、長年にわたり、工学やテクノロジー、通信業界の業務を数多く行ってきました。最近ではAI関連の問題についてのアドバイスも行っています。ロボット工学について修士論文を書いた私にとって、これは特に興味深い仕事です。

また、国際知的財産グループでの職務の一環として、さまざまな知的財産問題やテクノロジーに関して、クライアントをサポートする最適な人物やチームをバード&バード内から見つけるサポートをしています。その他、事案の管理や連携においてバード&バードのプロジェクトマネジメントや報告のためのツールの活用を拡大するサポートも行っています。



フランス

Yves Bizollon

パートナー

+33142686324
yves.bizollon@twobirds.com

パリを拠点とするパートナーで、知的財産分野で30年以上の経験を持ち、フランスの知的財産グループのリーダーを務めています。また、バード&バードのリヨン事務所の立ち上げも指揮しました。

この業界で長年働いて得た経験から、フランスおよび国際レベルの双方で、さまざまな分野の知的財産に関する深く広範な理解を得ることができました。これまでに、非常に影響力のある複雑な知的財産訴訟を扱う機会もあり、特に、医薬品、食品、電気通信、エネルギー、防衛、自動車など幅広い業界の特許に重点を置いてきました。

法律家としての経験に加えて、ストラスブールのCEIPI（国際知的財産研究センター）の教授、ポール・ルビエ・センターの講師を務めるほか、モンペリエ大学法学部で定期的に授業を行っています。

また、AAPI（フランス知的財産訴訟人協会）の会員であり、その他にもAPEB、EPLAW、APRAM、GRAPI、AIPPIなどの専門家団体に所属し、AIPPIではフランス部会の名誉会長を務めています。



ドイツ

Felix Roediger

パートナー

+4921120056000
felix.roediger@twobirds.com

バード&バードのドイツ事務所の創設パートナーの1人です。特許訴訟の専門家として、特許法を専門としています。長年にわたり、あらゆる技術分野で活動し、あらゆるタイプの特許法問題、特に民事裁判所での特許訴訟や複雑なライセンス契約の仲裁に関するアドバイスを行ってきました。特に、欧州全土および米国における並行訴訟と強力な独占禁止要素（FRAND）を伴う、技術的に複雑な特許侵害訴訟に関するアドバイスを専門としています。

あらゆる技術分野、特に自動車、医薬品、食品業界のクライアントに対応しています。

知的財産法分野のさまざまなテーマに関する講演を定期的に行い、特に以下のテーマを扱っています。FRAND、クロスボーダー、仲裁手続きにおけるライセンス、見本市における行使（カンクンおよびサンフランシスコのIBA、アムステルダムおよびコペンハーゲンのLESI会議等で講演）。また、ケンブリッジ大学のサマーロースクールで知的財産に関する講義を数多く行っており、共同で欧州共同体商標に関する意見も執筆しています。



イタリア

Edoardo Barbera

パートナー

+390230356046
edoardo.barbera@twobirds.com

バード&バードのミラノ事務所のパートナーです。さまざまな知的財産問題に重点を置き、特に特許、企業秘密、ソフトウェアに対応しています。特に訴訟対応や知的財産の付加価値化に関するアドバイスを行っています。

専門は、特許（電気通信、電子工学、機械。標準必須特許を含む）、企業秘密、ソフトウェア、商標、意匠です。

知的財産権に関する最適な訴訟戦略についてクライアントにアドバイスを行っています。イタリアの裁判所での数多くの訴訟経験と、税関での偽造監視の運用についての豊富な経験があります。欧州全土および国内の事案について、常に結果を見据えて取り組んでいます。

EPLAWのメンバーで、EPLAWのブログの編集委員を務めています。また、セミナーやカンファレンスで特許や企業秘密についての講演を行っています。企業秘密に関する共著があり、KluwerのTrademark Litigation Smart Chartsに定期的に寄稿しています。また、次世代のゼネラルカウンセルのためのソフトスキルに焦点を当てたトレーニングプログラムであるproject NEXT®（New Generation Excellence Training）の共同発案者でもあります。



オランダ

Armand Killan

パートナー

+31703538826
armand.killan@twobirds.com

2001年にハーグにバード&バードのオフィスが開設されて以来、ハーグを拠点としています。現在、知的財産グループのパートナーとして、オランダのテクノロジー・通信チームの共同統括を務めています。

1991年に弁護士資格を取得し、それ以来長年にわたり、電気工学、ライフサイエンス、食品業界の特許訴訟において知識を深め、経験を積んできました。

現在はバード&バードで知的財産訴訟に専念し、戦略的アドバイスを提供しています。国際特許紛争、商標訴訟（特に偽造防止領域）、企業秘密訴訟、知的財産取引が専門です。学校を卒業して以来、知的財産分野で働き、知識を習得してきたこと、そしてオランダの知的財産チームの優秀な人材とともに働いていることを誇りに思っています。



スペイン

Manuel Lobato

オブカウンセル

+34917906016
manuel.lobato@twobirds.com

バード&バードのマドリッド事務所の知的財産業界のオブカウンセルです。

知的財産および薬事法に関する専門性について高く評価いただいています。スペインで医薬特許やSPC（補充的保護証明書）に関する大きな訴訟を扱っています。

また、スペインの民事裁判所、行政裁判所、保健機関での特許訴訟および特許審判に関して豊富な経験があります。複数法域での訴訟ならびに医薬品に関する契約、製品製造に関わる特許、流通および臨床試験等についての戦略的アドバイスも行っています。

さらに、テクノロジー業界の企業に対して、知的財産、企業秘密訴訟、規制および契約法に関するアドバイスも行っています。また、ライフサイエンス業界のクライアントのサポートとして、薬学、生物学、電子工学、機械分野の技術移転契約書の起草も行っています。

合弁事業、デューデリジェンス、契約業務に関する法的問題についての豊富な経験があり、所有権と権利付与の問題について、大学や機関、民間のバイオテクノロジー団体へのアドバイスも行っています。

また、大学、司法スクール、民間組織での授業や講義も担当しています。特許法およびその他のテーマについて幅広い執筆活動も行っています。

Thank you!

twobirds.com

アブダビ ● アムステルダム ● 北京 ● ブラチスラバ ● ブリュッセル ● ブダペスト ● カサブランカ ● コペンハーゲン ● ドバイ ● ダブリン ● デュッセルドルフ ● フランクフルト ● ハーグ ● ハンブルク ● ヘルシンキ ● 香港 ● ロンドン ● ルクセンブルク ● リヨン ● マドリード ● ミラノ ● ミュンヘン ● パリ ● プラハ ● ローマ ● サンフランシスコ ● 上海 ● シンガポール ● スtockホルム ● シドニー ● ワルシャワ

本書はあくまでも技術、法的、専門的な主題に関する参考情報の提供を目的としており、法的または専門的助言の代替となるものではありません。個別の法的問題・事項に関しては、必ず相応の資格を持つ弁護士にご相談ください。バード&バードは、本書を含む当該情報に対する責任を一切負わず、当該情報に関するすべての責任を否認します。

本書は秘密文書です。別段の記載がない限り、本書およびその内容についての著作権はバード&バードに帰属します。本書の一部であっても有形の形態で公開、配布、引用、再利用、複製してはなりません。

バード&バードは、バード&バード LLP およびその関連・系列会社で構成され、国際的な法律業務を提供しています。

バード&バード LLP は、有限責任パートナーシップとしてイングランドおよびウェールズで登録されており（登録番号 OC340318）、事務弁護士規制委員会（SRA）の認可・規制対象に基づいています（SRA ID497264）。登録事務所および主たる事務所の所在地は、12 New Fetter Lane, London EC4A 1JP です。Bird & Bird LLP のメンバー、およびパートナーとして指名されている非メンバーの一覧、並びに当該専門資格については上記 URL にて閲覧できます。